



三重県公報

平成24年5月10日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
4	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
5	同件	(同)	331

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成23年4月11日から同年10月17日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成24年3月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年5月10日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	山	本			勝
三重県監査委員	笹	井	健		司
三重県監査委員	田	中	正		孝

監査の結果に基づいて講じた措置

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 本県の地籍調査進捗率は平成22年度末8.21%で、全国平均49%よりも著しく低く、また実施中の市町数は、23年度までに県内全市町が着手したものの休止市町が6市町あるため、23年7月現在で23市町となっている。調査の進展により民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減などが期待できるほか、東海・東南海・南海地震が懸念される県内においては、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが大規模災害への備えとして必要であることから、地籍の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>引き続き、休止市町の解消に努めるとともに、市町への支援を継続的に行う他、公共事業における調査の活用や、民間開発等既存の測量・調査成果を活用して地籍調査の促進を図りたい。 (政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の市町長や副市町長、用地、財産管理関連担当者等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果の説明をし、早期に事業を実施いただくよう働きかけました。</p> <p>(2) 新たに、市町が地籍調査をより効率的に実施できるよう、市町が地籍調査着手前に行う計画・調査業務「地籍調査スタートアップ事業」を実施しました。</p> <p>(3) 新たに、民間開発等既存の測量・調査成果を国土調査の進捗に反映する「地籍整備推進調査」を実施しました。</p> <p>(4) 地籍調査の効率化・コスト削減を図るため、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査を活用し、市町の負担軽減に努めました。</p> <p>(5) 市町担当者の負担軽減を図るため、公図と登記簿の取得・突合作業等の業務を行う「地籍調査促進緊急雇用事業」を実施しました。</p> <p>(6) 県庁内に、政策部・県土整備部・農水商工部・環境森林部で構成する「三重県地籍調査推進会議」を新たに設置するとともに、公共事業関係部局の室長会議や担当者会議において、地籍調査の必要性や実施することによる公共事業の用地調査等負担軽減のメリットを説明し、地籍調査成果の活用を促しました。また、国土調査法第19条第5項に基づき、公共事業での用地調査や土地区画整理事業及び土地改良事業による測量・調査の成果を指定申請するよう働きかけました。</p> <p>(7) 県と市町等で構成する三重県協議会及び東海四県で構成する東海ブロック協議会の主催により、市町等・県地域機関等担当者を対象に、地籍調査の必要性や各工程の実施にあたっての留意点等をテーマにした講習会を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 1組合と事業実施に向け、具体的に調整しており、平成24年度から、実施団体(市町等)は24【23市町+1組合】となる見込みです。</p> <p>(2) 地籍調査スタートアップ事業については、5市町が活用しました。</p> <p>(3) 地籍整備推進調査については、1市が活用しました。</p> <p>(4) 国土交通省直轄事業の境界基本調査については、8市町が活用しました。</p> <p>(5) 8市町が、「地籍調査促進緊急雇用事業」を活用して14人を雇用しました。</p> <p>(6) 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。</p> <p>(7) 市町職員や県地域機関担当者が、多くの研修会に参加しスキルアップが図られました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 地籍調査の休止市町に対して、引き続き積極的な地籍調査実施への働きかけを行うとともに、技術的支援や講習会・説明会等多くの機会をとらえて、事業の普及・啓発に取り組みます。</p> <p>(2) 地籍調査を推進するため、引き続き、事業を活用し、市町へ支援を行っていきます。</p> <p>(3) 地籍調査の進捗を向上させるため、都市部・山村部における国直轄事業の境界基本調査の活用や民間開発・公共事業等の既存測量・調査の成果を反映できるように、国・県関係部局及び市町等と連携していきます。</p>

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応) (2) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力(株)と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。 今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。 <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
講じた措置
平成23年度
1 実施した取組内容 (1) 中部電力(株)と総合調整部会、設備部会、用地部会において、課題ごとの協議を進めました。 (2) 水力発電事業の民間譲渡に伴う地元市町、関係団体との協議を進めました。 (3) 県庁関係部局においては、課題ごとに協働し、譲渡連絡会議、宮川流域振興調整会議等で検討を進めました。
2 取組の成果 (1) 平成23年3月31日に「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書」を締結後、譲渡・譲受に関する基本的事項の整理を進め、内容について合意できたことから、平成23年8月2日に「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結しました。 (2) 企業庁において、老朽化設備の前倒し補修や中部電力(株)への借地・占用物件の引継などを進めています。
平成24年度以降(取組予定等)
(1) 基本合意に基づき、譲渡に向けて計画的に対応するとともに、地域貢献や設備改修等については、引き続き関係部局と連携して譲渡先や関係機関と協議を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (J R名松線の早期運行再開とその後の旅客乗車人数確保) (3) 平成21年10月8日の台風18号によりJ R名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、J R東海、津市及び県は、独自の調査等を実施し、議論を重ね、23年5月20日付で鉄道による全線復旧に向けた協定の締結に至った。 今後は、1日も早い対策工事の完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の名松線の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元津市をはじめとして、県観光関係部局も交えて検討されたい。 (政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 環境森林部が取り組む治山事業については、10月に現場の調査・測量・設計を完了した後、J R東海、津市とともに工事に関する打合せを行いました。 一部治山工事に着手するとともに、治山工事を行う上で必要な土地使用承諾事務を進めています。なお、津市は、県の設計をもとに、水路整備工事の測量・設計を実施しています。</p> <p>(2) 名松線の旅客乗車人数確保のためには、まず、沿線住民の方々に利用していただくことが最も重要であることから、沿線住民の方々の積極的な利用について津市を通じてお願いしているところです。 津市の美杉地域は、都市近郊の癒し空間である「森林セラピー基地」として認定されており、会議等の機会をとらえ、こうした名松線の状況や美杉地域のPRを行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県が担当している治山事業については、一部工事に着手したところです。工事を行う上で必要な土地使用承諾事務が少し遅れ気味ですが、全体計画の中で影響がないよう進めています。</p> <p>(2) 津市等と名松線の全線運行再開後の旅客乗車人数確保策の検討について調整を行っています。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 1日でも早い鉄道による全線運行再開ができるように、津市やJ R東海と連携し、事業を進めていきます。</p> <p>(2) 名松線の全線運行再開後の旅客乗車人数確保に向け、名松線活用策等について、地元津市を中心に観光部局等も交えて検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(4) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、雇用情勢についても、持ち直しの動きがあるものの、やはり依然として厳しい状況の中にある。</p> <p>このため、今後も県内経済及び雇用の実態に注視し、的確に状況を把握しながら、総合的な雇用・経済対策を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県では、東日本大震災で大きく落ち込んだ県内の雇用・経済の回復を支えるため、平成23年度の緊急的な雇用・経済対策を「三重の元気を支える雇用・経済対策」として位置付け、当初予算及び6月補正予算で計上した事業にスピード感を持って取り組んできたところです。</p> <p>(2) 雇用・経済情勢を共有化し、国の対策等にも迅速に対応するため、庁内の関係部局で構成する「三重県緊急雇用・経済対策会議」を開催し、取組について検討を進めました。</p> <p>(平成23年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月23日 平成23年度第1回緊急雇用・経済対策会議 (三重の元気を支える雇用・経済対策、6月補正予算について) <p>(3) 産業団体、金融機関、労働団体、市町、国機関等で構成する「三重県雇用・経済危機対策会議」を開催し、雇用・経済情勢と課題を共有するとともに、緊急的な雇用・経済対策や中長期的な対応策について検討を行いました。</p> <p>なお、リーマンショックを契機とした雇用経済の危機的な状況はある程度脱したとの判断から、一つの区切りとして、三重県雇用・経済危機対策会議は、平成23年7月の会議をもって終了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月12日 経済部会（東日本大震災の影響、実需創出の取組） ・ 4月12日 雇用部会（東日本大震災の影響、新卒者就職対策） ・ 7月7日 平成23年度第1回雇用・経済危機対策会議 (省エネ・節電の取組、三重の元気を支える雇用・経済対策) <p>(4) 県では、「みえ産業振興戦略」検討会議を設置し、経済変動に左右されない強じんな多様な産業構造の構築などに向けた戦略の策定に向けて、意見交換を行っています。</p> <p>さらに、雇用については新しい雇用の仕組みの創出につなげていくため、「三重県雇用創造懇話会」を設置し、様々な働き方や働く「場」を視野に入れながら意見交換を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 雇用対策として、雇用創出基金を活用した雇用機会の創出や、雇用につながる就労支援などに取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用者数：15,742人（24年2月末までの累計） 等 <p>(2) 経済対策として、中小企業等の緊急的な支援や県内需要の拡大に取り組むとともに、地域の特性を活かした産業振興や将来の成長が期待される分野の産業育成を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティネット資金：融資残高1,968件、432億円（24年2月末時点） ・ 緊急経済対策設備投資促進補助金：事業計画認定7件、常用雇用創出36名（24年3月末時点） ・ 地域資源活用型産業活性化支援事業：採択件数5件（24年3月末時点）等

- (3) 生活対策として、生活資金、就学、住宅の生活支援を行うとともに、子育て支援や福祉の充実など、雇用や地域経済を支える働きやすい環境づくりを進めています。
- ・高校生等への奨学金貸付：1,440名（平成24年3月末時点）等

平成24年度以降（取組予定等）

県内の雇用・経済は、東日本大震災から持ち直しの動きが見られますが、欧州政府債務危機など景気を下押しするリスクがあることなどから、依然厳しい状況に変わりはありません。

平成24年度の当初予算では、緊急的な雇用・経済対策としての位置付けはしていませんが、厳しい県内の雇用経済情勢を踏まえ、引き続き、雇用創出基金等国の取組も活用しながら、県内の雇用情勢の安定化や中小企業の経営支援等に取り組むとともに、「みえ県民力ビジョン」や6月に策定予定の「みえ産業振興戦略（仮称）」に基づき、中長期的な展望のもとに、強じんて多様な産業構造の構築や地域における雇用の場の確保などを進めていきたいと考えています。

なお、世界同時不況や大規模災害の発生などにより雇用・経済が危機的な状況となった場合には、国の対応を踏まえながら、必要に応じて緊急的な雇用・経済対策について検討を行います。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の土地利用策の推進)</p> <p>(5) 大仏山地域の旧工業団地予定地約22.2ha は、長期間に渡り未利用の状況が続いていたが、平成21年3月「大仏山地域土地利用検討協議会」が設置され、新たな土地利用について議論がなされ、22年3月25日に開催した同協議会において土地利用の方向がとりまとめられた。さらに22年度から調整会議において地理的条件、土地にかかる制約事項、植生調査結果等を踏まえて具体的な利用策について検討が進められているところである。</p> <p>今後、地元市町、地域住民等と十分連携し、早期に具体的な実施計画を確定できるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地域支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地元 3 市町長、副知事及び政策部理事等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」(以下「協議会」といいます。)を平成 23 年 6 月 22 日に開催し、協議会の下部組織である調整会議で平成 22 年度に検討した、現状の自然を生かした利用を図るため「憩い・健康づくりの空間」、「自然を学ぶ・守る空間」、「自然を守る空間」という三つの区域別に具体的な土地利用策の検討を進めていくことについて確認を行いました。</p> <p>協議会で確認を行った区域別の土地利用案を踏まえて、6 回の調整会議を開催し、周辺集落へのヒアリング、活動団体へのヒアリング、関係団体へのヒアリング、一般住民アンケート等を実施しました。</p> <p>その調査結果をもとに多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測、実現可能な事業主体、規模、手法の検討等を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>多様な主体の参画の可能性については、活動団体・関係団体等のヒアリングから当該地域の里山の保全活動に参画意向を示す団体や利用者として参加の意向を示す団体がありました。</p> <p>土地利用者等の需要予測については、一般住民アンケートから当該地域の里山保全活動について一定の利用が見込めます。</p> <p>里山の保全・活用の実現可能な事業主体・規模・手法については、行政だけでなく、地域住民、市民団体等多様な主体と連携を行い持続可能な管理・運営規模で行うことが重要です。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 23 年度の取組の成果を踏まえて、平成 24 年度は里山の保全・活用について、持続可能な利活用方法について「大仏山地域土地利用検討協議会」を通じて議論を重ねていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「^{うま}美し国おこし・三重」の推進) (6) 平成22年度一万人アンケートで、「美し国おこし・三重」の取組を“あまり知らない”ないしは“知らない”と答えた人は合わせて83.0%であった。これについては、21年度と同アンケートでの結果においても、合わせて82.9%であったことを受けて、22年度に積極的に広報等の取組を実施したが、改善が見受けられない状況となっている。 『「美し国おこし・三重」平成23年度実施計画(改訂版)』の目標の一つである「地域への愛着度」に基づき、県民にとって本取組が実感でき、興味を持って参画できるよう、引き続き市町や県関係部局、関係団体が一体となり、周知度を高める等の取組の推進に取り組まれない。 また、若干低下の見られる「パートナーグループの活動充実・満足度」の向上を図り、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりに結びつくよう取り組まれない。 (「美し国おこし・三重」推進室)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 取組全体の認知・理解促進を図るとともに、「地域での美し国おこし」の取組(座談会の開催や個々のパートナーグループの活動支援)の認知促進に焦点をあてた情報発信(テレビ、生活情報冊子)や、マスコミ媒体ごとの特性に応じて、本取組を支援いただけるよう理解を求め、情報提供や取材依頼を行いました。 また、マスコットキャラクター(着ぐるみ)や広報グッズを活用して、県内外のイベント等において取組のPRを行い、県民の皆さんに本取組に参画・参加いただけるよう周知に努めました。</p> <p>2 取組の成果 本取組の周知、参画、参加を促進するため、市町や県関係部局が実施する事業において、PRブース等の出展やチラシ、グッズ等の配布、マスコットキャラクター(着ぐるみ)を活用するなどし、取組の周知や参画・参加を促す啓発に努めました。(本庁実施分25件)また、県関係部局が実施する事業と連携し、東京、大阪、名古屋、のほか県内鉄道7駅において、ポケットティッシュの配布等のPRを行っていただいたり、取材依頼等を行ったことにより、雑誌等で本取組について記事の掲載をしていただきました。 なお、パートナーグループへのアンケートでは、「美し国おこし・三重」の広報支援については、80.8%のパートナーグループから、「満足」、「概ね満足」との回答をいただいています。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、住民の皆さんの地域づくり活動を総合的に支援するとともに、「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」では、「人と地域」、「人と人」の“絆”づくりを理念とする2つの取組を、さらに情報発信力を高めて展開し、本取組の内容をPRしていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (東紀州地域の集客交流の推進、関係者の連携及び効果的・効率的な事業の推進) (7) 東紀州地域の集客交流の推進については、平成22年4月に国の認定を受けた「東紀州地域観光圏整備実施計画」に基づき、滞在・体験型の観光に対応できるよう、東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域の5市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、集客交流拠点施設（熊野古道センター、紀南中核的交流施設）や熊野古道を核とする地域資源を活用しながら様々な取組を進めているところである。 今後、部局横断的な調整機能をより一層発揮の上、各主体との連携を継続し、事業推進に努められたい。 (東紀州対策局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 取組内容 東紀州地域において、2泊3日以上滞在型観光地づくりをめざす「東紀州地域観光圏整備実施計画」を中心として、各部局や5市町等多様な主体と連携し、東紀州観光まちづくり公社、2つの集客交流施設である熊野古道センター、紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道等の地域資源を生かした滞在型・体験型観光など、東紀州地域の集客交流に取り組みました。 また、平成23年9月の台風12号等により被害を受けた東紀州地域の観光面の復興に向けた取組を行いました。</p> <p>(1)熊野古道等を生かした地域づくりの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」の設置や、熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子を引き続き作成することで、来訪者の満足度向上と地域住民のおもてなし意識の醸成を進めました。 ・ 熊野古道の魅力を紹介し、繰り返し訪れることができるよう、歴史や伝承をテーマとした新たな視点による「熊野古道伊勢路ウォーク」のルート提案やモデルウォークを行いました。 ・ 熊野古道来訪者の利便性の向上のため、レンタカーや代行運転を活用した二次交通のしくみの構築に取り組みました。 ・ 奈良県、和歌山県と連携して、首都圏等での観光PRや物産展の開催等、広域観光の取組を進めました。 ・ 来訪者増や滞在促進等のため、観光地、特産品、お店紹介、人物紹介など地域の情報を掲載した情報誌「みよら東紀州」を年4回発行し、県内のサービスエリアや道の駅等で配付・PRしました。 ・ 熊野古道伊勢路を世界へ発信できるよう、昨年度の英語版に引き続き、今年度は中国語版及び韓国語版のホームページを作成しました。 <p>(2)東紀州観光まちづくり公社の取組</p> <p>東紀州地域の資源を活用した滞在型・体験型観光を推進するとともに、地域特産品のブランド力強化や飲食店・宿泊施設等の受入態勢の強化、みえ熊野学を核とした地域づくりに取り組むなど、公社の地域におけるコーディネーターとしての役割の充実に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興部門 東紀州地域への旅行商品等を企画し、三大都市圏の旅行会社へエージェントセールスを行うとともに、スケッチツアー等を開催するなど、東紀州地域への集客に取り組みました。また、プレス&フィルムコミッションを通じた取材に協力することで、東紀州地域の魅力を発信しました。 ・ 産業振興部門 水産加工品や柑橘類など地域特産品の高付加価値化や販路拡大をはかるため、支援制度等の助言や物産展のアテンド、セミナーの開催に取り組みました。また、名古屋市に設置したアンテナショップを拠点に市内の商店街と連携した物産展等を開催するとともに、都市圏のバイヤー等との商談会により販路開拓を行いました。

さらに、宿泊施設や物販施設など観光事業者を対象にホスピタリティ研修を行うとともに、これまでよりも1ランク上の飲食店を紹介する「東紀州花まるの店2012」「東紀州のスイーツ」の取組を通じてサービスの改善、「食」をテーマとした情報発信に取り組みました。

・まちづくり部門

みえ熊野学の研究成果を生かし、5市町ごとの巡回講座や三大都市圏における文化講座の開催、情報誌「おくまの」の発行を行いました。また、熊野古道語り部友の会や熊野古道保存会の活動に支援を行いました。

(3) 2つの集客交流拠点の取組

① 熊野古道センター

「熊野・森の暮らしと道具」や開館5周年記念「世界遺産を歩く～サンティアゴ・デ・コンポステーラへの道～」など魅力ある企画展や地場産品を使った「料理教室」「ひのきアート教室」等の体験教室、「おわせ海・山ツアーウォーク」等の交流イベントを地域と連携しながら展開し、平成23年7月には、平成19年2月のオープン以来の来館者が50万人に達しました。

また、平成24年1月7日には開館5周年を記念し、式典とシンポジウム「サンティアゴ巡礼路を歩いて」を開催しました。

② 紀南中核的交流施設

施設の魅力を高め宿泊客の増加につなげるために、季節に応じた魅力的な宿泊プラン等が設定されるとともに、「熊野古道体験ツアー」や「ブルーベリー狩り」等の体験プログラム、「丸得まちぶらマップ」等の地域と連携した取組が実施されました。

(4) 東紀州地域観光圏協議会による取組

来訪者の利便性向上のため、東紀州地域の主要JR駅や道の駅から熊野古道へ誘導するサインの整備や、着地型旅行商品の企画・造成のため、東紀州地域のご当地グルメと県内の有名B級グルメが集う「東紀州ご当地グルメ大会」や「伊勢から熊野へ」をテーマとしたモデルツアーを実施するなど、集客交流の推進に取り組みました。また、台風12号災害からの復興に向け、川舟「三反帆」を活用した旅行雑誌社等を対象としたモニターツアーを実施しました。

(5) 東紀州対策局の調整機能

東紀州地域の振興を図るため、東紀州対策局は、東紀州対策の事業全般について、各部局による事業立案や予算要求といった各段階での状況を把握し、各部局と必要に応じた意見交換・協議を行っています。さらに、それらの協議結果に基づき、「みえ県民力ビジョン」の策定や予算調整の様々な局面において、総合的に調整を進めました。

具体的には、「みえ県民力ビジョン」の東紀州地域の活性化にかかる施策の関係部局を中心に緊密に連携を図っているほか、当該年度の東紀州関連事業の進捗や地域課題の把握、次年度の予算要求状況の把握をするため、予算調整の各局面に各部局へ照会を行い、「東紀州対策関係部局長会議」、「東紀州対策庁内検討部会」、「東紀州対策地域機関総合会議」で情報共有するとともに意見交換や協議を行うなど、総合的な調整を行いました。

【平成23年度 関係部局長会議等実施状況】

- | (開催日) | (会議名) |
|--------------|---|
| ・平成23年5月16日 | 東紀州対策地域機関総合会議（熊野・尾鷲合同）
(主な内容) 平成23年度東紀州対策の取組についての情報共有、意見交換 |
| ・平成23年8月24日 | 東紀州対策庁内検討部会
(主な内容) みえ県民力ビジョン、H23年度東紀州対策局事業についての情報共有、意見交換 |
| ・平成23年11月15日 | 東紀州対策庁内検討部会
(主な内容) みえ県民力ビジョン、H23年度東紀州対策局事業についての情報共有、意見交換 |
| ・平成24年2月14日 | 東紀州対策関係部局長会議
(主な内容) 南部地域活性化プログラム、平成24年度当初予算（南部地域活性化プログラム）等の情報共有、意見交換 |
| ・平成24年3月8日 | 東紀州対策地域機関総合会議（熊野・尾鷲合同）
(主な内容) 平成23年度東紀州対策の取組についての情報共有、意見交換
平成24年度東紀州対策の取組についての情報共有、意見交換 |

(6) 台風12号等の被害からの観光面の復興の取組

風評被害への対策として、県や東紀州観光まちづくり公社のホームページや、名古屋、大阪等での観光、物産展の会場、34箇所において、熊野古道の通行状況等、正確な情報を発信等を行うとともに、観光局と連携し、名古屋、大阪、京都、神戸市内11の駅でのチラシ配布や、東京に設置したパワーすぼっと三重カフェにおける情報発信等を行いました。

また、観光復興に向け、東京、大阪、名古屋等の旅行エージェントを訪問するとともに、波田須の道でのウォークイベントの実施（H23年11月5日）や「東紀州ご当地グルメ大会」（H24年2月11日）の開催等に取り組みました。

2 取組の成果

3月の東日本大震災の発生、6月の高速道路利用料金上限千円の廃止、無料化社会実験の凍結等の影響はありますが、これらの取組を進めることで、8月末現在で、熊野古道センターの来場者が43,923人と昨年度の同期間（4月～8月）と比べ13.7%（6,973人）の減少となった以外は、東紀州観光まちづくり公社に熊野古道語り部の依頼があったツアー客数については、11,874人と昨年度の同期間（4月～8月）と比べ84.4%（5,433人）の増加、紀南中核的交流施設の宿泊者数についても、7,389人と昨年同期間（1月～8月）と比べ1.5%（106人）の増加となりました。

9月以降は、台風12号等により来訪者数等が大きく減少するなどの影響が出ていましたが、平成24年3月の対前年同月比較では、熊野古道センターの来場者が43.5%増、東紀州観光まちづくり公社に熊野古道語り部の依頼があったツアー客数は12.5%増、また、紀南中核的交流施設の宿泊者数は10.3%増となるなど、行楽シーズンを迎え観光客を取り戻しつつあります。

平成24年度以降（取組予定等）

今後とも、東紀州地域の活性化にかかる施策について各部局と総合的に調整を図りつつ、各主体と連携しながら、熊野古道を核とした地域資源を生かし、来訪者がこれまで気づかなかった地域の魅力に触れる取組や滞在・体験できるしくみづくりを行うとともに、地域のおもてなしの態勢づくりを進めることで、より一層の集客交流を図ります。

また、平成24年度においては、東紀州地域の復興に向け、観光キャンペーンや地域と一体となった交流イベントを行うとともに、世界遺産登録10周年や高速道路の概成などを契機としたイベントや観光キャンペーンの準備を進めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 地域機関分 (ア) 収入事務において、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 県有施設の目的外使用にかかる光熱水費の徴収において、算定誤りによって歳入戻出を行っていた。 (伊賀県民センター)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 ア 地域機関分 (1) 徴収額の誤りがないよう確認し、県有施設の目的外使用にかかる光熱水費を徴収しました。 2 取組の成果 ア 地域機関分 (1) 適正な事務処理を行うことができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） ア 地域機関分 (1) 引き続き適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【第22回参議院議員選挙に係るテレビCM作成及び放送業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前審査を受けていなかった。 (地域支援分野)</p> <p>(2) 【三重県東京事務所接遇研修】 予定価格が設定されていなかった。 (東京事務所)</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) 【三重県政懇話会と連絡調整】 2日目の用務時間の記載がなかった。 (美し国おこし・三重)</p> <p>(2) 【三重サロン参加及び連絡調整】 復命書の記述では2日目の用務内容、用務時間が不明であった。 (美し国おこし・三重)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (伊勢県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 指摘があった点について各担当者に周知するとともに、経理担当者及び支払担当者との連携を密にしていこうとしました。</p> <p>(2) 事業執行伺い及び契約伺いを、経理担当者にも文書供覧することを徹底し、事業担当者及び経理担当者から確認を行っています。</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) (2)記載漏れがないように、周知しました。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 指摘のあった年度末の物品購入の集中については、財務システムによる数値の集計上、県民センターで購入した物品だけでなく、宮川流域ルネッサンスプロジェクトによる購入分も含まれてしまっています。そのため、部の経理を総括する政策総務室や宮川流域ルネッサンスプロジェクトの属する地域づくり支援室と連携して、予算執行を計画的かつ効率的に行い、年間の物品購入の平準化を図ることによって、年度末(3月中旬から出納整理期間)の物品購入比率を10%以内としていきます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 経理担当者及び支払担当者との連携を密にし、適正な事務処理に努めています。</p> <p>(2) 会計規則等に基づき、適正な事務処理を行っています。</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) (2)記載漏れは、解消されました。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 物品購入の平準化に努めています。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) 事業担当者と経理担当者及び支払担当者との連携を密にし、引き続き、適正な事務処理に努めていきます。
- (2) 引き続き、事業担当者及び経理担当者による、複数チェックを行ってまいります。

イ 旅 費

- (1) (2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。

ウ 物品等購入

- (1) 平成 23 年度の実施内容と同様の取り組みを行います。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3)財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (経営企画分野)</p> <p>(2)使用されていないワープロについて廃棄の検討がされていなかった。 (情報化・統計分野)</p> <p>(3)行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。 (伊賀県民センター)</p> <p>(4)行政財産の目的外使用申請に関して、その使用面積を示した図面が添付されていなかった。 (熊野県民センター)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)職員住宅（食堂）のテレビの損傷（原因者による原状回復） (伊賀県民センター)</p> <p>ウ 基金の運用・執行状況</p> <p>(1)【三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金】 平成10年度以降の貸付実績がなく、有効な運用が図られていなかった。 (政策企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品管理台帳と備品の現物の確認作業を実施し、廃棄済みの備品については台帳から削除を行いました。</p> <p>(2) ・指摘されたワープロは、経済産業省所管の石油流通合理化調査委託費で購入した備品であるため、平成 23 年 9 月 7 日付けで同省に処分申請書を提出しました。 ・平成 23 年 9 月 21 日付けで上記申請が承認されたので、処分方法について検討を開始しました。 ・ワープロのメーカーが提供している「事業系 IT 製品リサイクルサービス」により処分することとし、平成 23 年 9 月 26 日付けでメーカーに処分を依頼し、同日付けで財務・会計システムにより、物品返納、不用決定及び不用物品への分類換えを行いました。 ・全ての供用物品について、使用状況を調査しました。</p> <p>(3) 行政財産目的外使用申請の際に、使用面積を示した図面を提出する必要がある旨を伝えました。</p> <p>(4) 使用面積を示した図面を整理し、添付しました。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 職員住宅の入居者全員に対し、再度職員住宅内の共有物品の取扱いについての説明を行い、入居者全員で共有物品を管理していくように話し合いました。</p> <p>ウ 基金の運用・執行状況</p> <p>(1) 制度内容について、従来の土地・資源室のホームページへの掲載に加え、平成 23 年 5 月 16 日に三重県エネルギー対策本部を設置したことに伴い開設した「三重県のエネルギー対策」ホームページにも、掲載をしました。</p> <p>(2) (1)について、農水商工部金融経営室及び企業立地室のホームページへの掲載を依頼するとともに、企業立地活動等の中での PR を依頼しました。</p> <p>(3) 貸付要綱を改正し、利用の促進が図られるよう融資条件（対象者、限度額、利率、期間など）を緩和しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 現物確認を定期的に行うことにより、適正な物品管理が行えるようになりました。</p>

- (2) ・指摘されたワープロについては、平成23年11月16日に廃棄処分が完了しました。
・他の供用物品については、すべて使用されていることを確認しました。
- (3) 目的外使用面積を示した図面を提出していただきました。
- (4) 適正な事務処理を行うことができました。

イ 金品亡失

- (1) 以後、共有物品の損傷はありません。

ウ 基金の運用・執行状況

- (1) 事業者等とのつながりが多い農水商工部から情報発信したことで、より広い範囲で周知することができました。

平成24年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 備品の使用状況を把握し、物品管理台帳の適正な管理に努めます。
- (2) 管理下にある全ての供用物品について、使用状況を把握し、使用されていない物品については速やかに処分するよう努めます。
- (3) 今後とも、行政財産目的外使用申請の際には、申請書と使用面積を示した図面の添付を確認します。
- (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。

イ 金品亡失

- (1) 職員住宅内の共有物品については、入居者全員が共通意識を持って管理していきます。

ウ 基金の運用・執行状況

- (1) 平成23年度を取組を継続します。
- (2) 農水商工部金融経営室のパンフレット「平成24年度融資制度のご案内」などに制度内容を掲載します。
- (3) 県内の各金融機関、商工会、商工会議所等へ資料等を配布し周知を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。 (政策企画分野)</p> <p>(2) 証紙実績報告において、消印した証紙について財務会計システムに入力していなかった。 (地域支援分野)</p> <p>(3) 職員駐車場の賃借において、賃借料の算出根拠が示されていない。 (松阪県民センター)</p> <p>(4) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。 (松阪県民センター)</p> <p>(5) 庁舎電話代の算定誤り等による歳出戻入を行っていた。 (伊賀県民センター)</p> <p>(6) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。 (尾鷲県民センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 消印した証紙と財務会計システムに入力した証紙実績について、入力漏れがないか定期的に確認を実施することにしました。</p> <p>(2) ・グループ員全員に対して、情報共有を行い、再発防止について注意喚起を行いました。 ・証紙消印を伴う決裁について、財務会計システムの入力を行っている政策総務室へ合議することとしました。 ・毎月末に政策総務室との間で入力漏れがないかどうかについて確認を行うこととしました。</p> <p>(3) 昨年度と契約金額が同額だったので、算出根拠を省略していましたが、改めて平成 23 年度賃貸借契約の締結伺いに算出根拠を添付しました。</p> <p>(4) 県民局の時代に、管内市町村の地域づくり事業を推進していた頃、住民やNPOなどに対して、会議資料等、定形外の郵便物を大量に郵送する必要があったので、高額切手を購入していた経緯があります。 郵便物の料金別納（一度に 10 通以上の郵便物を出す際に、切手を貼る代わりに、定められた表示をして差し出す）制度を利用して、合計金額を高額切手で支払うことにより、効率的に在庫を減らしました。</p> <p>(5) 算定誤りをなくすため、支払いチェック体制を更に強化しました。</p> <p>(6) 郵便物を発送するにあたり郵便料金に照らして使用する場合、郵券証紙類の種類（切手の金額）によって使用頻度が非常に少ないものがあるので、種類の組み合わせにより在庫の減少に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 消印した証紙について、定期的に確認を実施しており、財務会計システムへの入力は適切に行われています。</p> <p>(2) 政策総務室への合議並びに月末の確認ともに実施しており、財務会計システムへの入力は適切に行われています。</p> <p>(3) 平成 23 年度賃貸借契約の締結伺いに算出根拠を添付し、適正な事務処理が行われました。</p> <p>(4) 料金別納制度を利用して、高額切手を使用し、在庫枚数を減らしました。 平成 24 年 3 月末現在で、160 円切手はすべて使用し、その他の高額切手を含めた在庫の 35.2%（金額ベース）を使用しました。</p> <p>(5) チェック体制の更なる強化により、算定誤りはなくなりました。</p> <p>(6) 使用頻度の少ない郵券証紙類の在庫枚数が減少しています。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き定期的な確認を実施し、適正な事務処理に努めます。
- (2) 平成 23 年度に引き続き、政策総務室への合議並びに月末の確認を確実に実施していきます。
- (3) 引き続き適正な事務処理に努めます。
- (4) 引き続き適正な事務処理に努めます。
- (5) 算定誤りをなくすために、支払い処理を行う前のチェック体制の強化に努めます。
- (6) 郵便料金区分を考慮して、郵券証紙類を購入及び使用することで、適正な在庫管理を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5)交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分に留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 自損事故 (物損額：県 31,815 円)</td> <td>(地域支援分野)</td> </tr> <tr> <td>(2) 自損事故 (物損額：県 126,735 円)</td> <td>(美し国おこし・三重)</td> </tr> <tr> <td>(3) 自損事故 (物損額：県 35,637 円)</td> <td>(美し国おこし・三重)</td> </tr> <tr> <td>(4) 自損事故 (物損額：県 109,177 円)</td> <td>(美し国おこし・三重)</td> </tr> <tr> <td>(5) 自損事故 (物損額：県 70,000 円)</td> <td>(鈴鹿県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(6) 自損事故 (物損額：なし)</td> <td>(鈴鹿県民センター)</td> </tr> <tr> <td>(7) 自損事故 (物損額：県 36,750 円)</td> <td>(尾鷲県民センター)</td> </tr> </table>	(1) 自損事故 (物損額：県 31,815 円)	(地域支援分野)	(2) 自損事故 (物損額：県 126,735 円)	(美し国おこし・三重)	(3) 自損事故 (物損額：県 35,637 円)	(美し国おこし・三重)	(4) 自損事故 (物損額：県 109,177 円)	(美し国おこし・三重)	(5) 自損事故 (物損額：県 70,000 円)	(鈴鹿県民センター)	(6) 自損事故 (物損額：なし)	(鈴鹿県民センター)	(7) 自損事故 (物損額：県 36,750 円)	(尾鷲県民センター)
(1) 自損事故 (物損額：県 31,815 円)	(地域支援分野)													
(2) 自損事故 (物損額：県 126,735 円)	(美し国おこし・三重)													
(3) 自損事故 (物損額：県 35,637 円)	(美し国おこし・三重)													
(4) 自損事故 (物損額：県 109,177 円)	(美し国おこし・三重)													
(5) 自損事故 (物損額：県 70,000 円)	(鈴鹿県民センター)													
(6) 自損事故 (物損額：なし)	(鈴鹿県民センター)													
(7) 自損事故 (物損額：県 36,750 円)	(尾鷲県民センター)													
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)安全運転及び交通事故防止について、室内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(2)(3)(4)安全運転及び交通事故防止について、室内会議等で職員に注意喚起しました。</p> <p>(5)(6)・職員に対して、公用車の安全運転、県有財産の適正管理について注意喚起を行うとともに、公用車運行前、運行後の車両外周の状態確認の報告を求めることにしました。</p> <p>・職員交通安全講習会を開催し、事故防止及び安全意識啓発を行いました。</p> <p>(7)当該職員においては、交通安全研修を受講させました。また、安全運転管理及び交通事故防止について、所内会議等で職員に注意喚起を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)公用車の安全運転、及び県有財産の適切な使用に努めています。</p> <p>(2)(3)(4)引き続き、安全運転及び交通事故防止の注意喚起を行っています。</p> <p>(5)(6) 公用車の安全運転、及び県有財産の適切な使用に努めています。</p> <p>(7)本年度も自損(物件)事故が発生しており、十分な成果が得られたとは言えませんが、小さな事故から重大な過失による人身事故等の発生につながらないよう、職員の交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>														
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(2)(3)(4)引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。</p> <p>(5)(6)・引き続き、公用車の安全運転、及び県有財産の適切な使用に努めます。</p> <p>・職員交通安全講習会を開催し、事故防止及び安全意識啓発に努めます。</p> <p>(7)交通事故防止について、安全意識や県有財産管理意識の高揚を図るため、引き続き職員に対し機会あるごとに注意喚起を行います。</p>														

監査の結果			
2 財務等に関する意見			
(6)その他			
(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で8法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。			
(経営企画分野)			
講じた措置			
平成 23 年度			
1 実施した取組内容			
(1) 「法人の移行スケジュール確認の調査」を実施し、政策部所管の8法人について、その意向等を確認しました。			
その結果、解散も含め移行先を決定している法人が6法人、未定が2法人となっています。			
※移行予定先の内訳			
移行予定先法人等	23年度中	24年度中	25年度中
公益	1法人	1法人	
一般		2法人	
解散		1法人	1法人
(2) 移行先を決定した法人については、所管部局として制度の説明や相談等に応じるなど、新制度の法人へ円滑に移行できるよう支援を行っています。			
(3) 移行先が未定の法人については、いずれも市町の外郭団体であり、市町との調整を早急に進め、移行先を決定するよう、意向調査時を含め、さまざまな機会を捉えて要請しています。			
2 取組の成果			
(1) 解散も含め移行予定先を決定している6法人のうち1法人については、本年度中の移行に向けて具体的な申請手続きに入っています。			
平成 24 年度以降（取組予定等）			
(1) 平成 24 年度以降に解散も含め移行予定先を決定している 5 法人については、円滑な移行等に向けて引き続き支援等を行っていきます。			
また、移行予定先が未定の 2 法人については、いずれも市町の外郭団体であることから、市町との調整を早急に進め、早期に移行予定先を決定するよう、さまざまな機会を捉えて促していきます。			

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6)その他</p> <p>(2)「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」について、進捗状況の情報をホームページ等で提供していなかったため、今後、適正な処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域支援分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」は、その計画期間が平成22年度で終了したところであり、その進捗状況（平成22年度末）については、県関係各部担当室長で構成される「宮川流域ルネッサンス推進調整会議」（平成23年6月22日開催）等を経て、平成23年9月に「宮川流域ルネッサンス事業の取組実績と今後の取組について」をとりまとめました。</p> <p>このとりまとめ結果については、宮川流域ルネッサンス協議会構成の流域市町に報告・協議のうえ平成24年1月に県地域づくり支援室のホームページで公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」の進捗状況について、評価並びに今後の取組内容としてホームページで公表しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>「宮川流域ルネッサンス基本計画及び第3次実施計画」は、平成22年度までを計画期間としているため、今回の進捗状況の公表が最終であり平成24年以降の公表は予定しておりません。</p>

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 22 年度の懲戒処分については、前年度の 2 名から増加し、3 名の知事部局職員が、公印の不正使用とその監督責任、および飲酒運転による交通事故で処分されている。 これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充を図ることにより、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 職員の服務規律の確保については、引き続き、基本研修(課長級昇任時、課長補佐級昇任時研修等)において公務員倫理研修(必須)を実施しました。 また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。 ・職員の交通事故防止について(通知) 平成 23 年 9 月 2 日 ・職員の綱紀肅正について(依命通知) 平成 23 年 11 月 28 日</p> <p>2 取組の成果 総務部長通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意喚起を行うことで、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底することができました。 なお、平成 23 年度においては、2 名の知事部局職員が懲戒処分されました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>職員に服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成 24 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。 特に、基本研修の公務員倫理研修については、服務規律の確保や法令遵守の意識を一層徹底するため、具体的な事例を用い、各階層に応じた研修内容とします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (新たな行財政改革への取組)</p> <p>(2) 行財政運営にあたっては、これまで「みえ経営改善プラン(改訂計画を含む)」や「平成22年度経営改善目標」などにより改善に取り組んできたところであるが、今後も、県民ニーズや時代の変化を踏まえた不断の見直しが求められており、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン(仮称)」の着実な推進につなげるため、24年度から27年度の4年間を取組期間とした新たな行財政改革の取組を23年度中に策定することとしている。</p> <p>この取組の策定にあたっては、県民等への説明や意見聴取を十分に行うとともに、これまでの様々な取組について検証を行い、その結果を反映されたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 取組策定にあたっての説明や意見聴取については、平成23年9月に取組の基本的な考え方や方向性をまとめた「素案」を、11月に具体的な取組項目を加えた「中間案」を、また、平成24年2月には「最終案」を作成・公表してきており、「中間案」作成後にパブリックコメントを実施し県民の皆さんからご意見をいただきました(7件)。また、県議会からは「素案」及び「中間案」に対して申し入れをいただくとともに、外部の有識者で構成する「三重県行財政改革専門委員会」を計5回開催し各案に対しご議論・ご提言をいただきました。</p> <p>(2) 取組策定にあたっての検証については、「行財政運営にかかる現状・課題」を以下の3点に整理しました。これらを踏まえ、「人づくりの改革」、「財政運営の改革」、「仕組みの改革」の3つを柱とする改革に取り組むこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立し行動する県民の皆さんと共に新しい三重を創っていくためには、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、職員の意欲および能力の向上が必要です。 ・ 本県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また、義務的経費の増嵩が見込まれるなど、今後はさらに一段と厳しくなることが予想されるため、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立が必要です。 ・ 県政運営の仕組みについては、これまでもさまざまな改善に取り組んできましたが、時代の変化にさらに対応できるよう、また、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう、不断の見直しが必要です。 <p>(3) また、各取組の具体的な検討にあたっては、「これまでの取組を踏まえた現状の評価・課題」を分析し、その結果を新たな取組に反映しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>パブリックコメントで県民の皆さんからいただいたご意見や県議会からの申し入れ、「三重県行財政改革専門委員会」でのご提言等を踏まえ、また、これまでの取組の課題の検証結果を反映し、平成24年3月に「三重県行財政改革取組」を策定しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>平成24年度から平成27年度を取組期間において、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、全庁的に「ロードマップ(工程表)」に整理した工程に基づき取組を推進し、適切な進行管理を行います。</p> <p>進捗状況については、わかりやすい形でとりまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて定期的に県民の皆さんにお知らせします。</p> <p>また、取組期間中の環境変化や新たな課題に迅速・的確に対応するため、取組内容や「ロードマップ(工程表)」の定期的な見直しを行っていきます。</p>

部局名 総務部

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理) (3) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成22年度は前年度に比べて6件増加しており、187件の発生と依然として多い状況である。 改めて県有財産の適正管理について職員の自覚を促すとともに、引き続き各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 法令遵守の意識を高め、適切に会計事務が処理されるよう、引き続き、基本研修(課長級昇任時、課長補佐級昇任時研修)において会計事務研修(必須)を実施しました。 また、平成23年度も出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成23年7月15日) 2 取組の成果 依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務室長会議、副室長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識の徹底に努めました。
平成24年度以降(取組予定等) 職員に財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を徹底するためには、継続的な取り組みが必要であることから、平成24年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営の確立)</p> <p>(4) 平成 22 年度の県財政は、経常収支比率については 91.0%と前年度に比べて 3.1 ポイント改善されているが、県税収入に多くを期待することが困難な状況の中、県債の残高は年々増加しており、実質公債費比率については 13.0%と前年度に比べて 0.3 ポイント悪化し、悪化傾向に歯止めがかかっていない。</p> <p>このため、限られた財源で最大の効果が得られるよう、事務事業の見直しや「選択と集中」を進めるなど、将来世代に負担を先送りしない財政運営の確立に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度は、東日本大震災に係る復興支援・防災対策や、三重の元気を支える雇用・経済対策、台風 12 号による紀伊半島大水害からの復旧など、緊急の課題に取り組むとともに、日本一、幸福が実感できる三重をめざして、新しい県政ビジョンの策定や行財政改革の推進に取り組みました。</p> <p>新しい行財政改革の柱の一つである財政運営の改革においては、徹底した事業の「選択と集中」を図るため、公開仕分けを含め、すべての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を実施し、その結果を平成 24 年度当初予算に反映し公表しました。(見直し事業本数 552 本、見直し事業費 239 億円の減)</p> <p>また、財政運営の透明性を高めるとともに、県の財政状況の理解を深めるための取組として、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類 4 表を作成したほか、大規模施設の状況を明らかにする資産カルテの対象施設を 5 施設に拡大し公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興支援・防災対策や紀伊半島大水害からの復旧のための予算を措置 ・三重県版事業仕分けの実施 ・財務書類 4 表、県独自の財政指標、資産カルテの作成と公表
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度当初予算は「みえ県民力ビジョン」のスタートの年として、極めて厳しい財政状況の中でも、「選択と集中」を図りながら、ビジョンの中期計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画」を着実に推進していくことを基本方針として編成いたしました。</p> <p>今後は、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県税等の未収金対策)</p> <p>(5) 平成 22 年度における県税等(加算金を含む)の収入未済額は 6,868,694,733 円であり、前年度に比べて 453,859,972 円(対前年比 93.8%)減少しているものの、依然として多額にのぼっている。特に、県税の収入未済額のうち 83.8% (前年度 80.6%) が個人県民税の収入未済であり、全体に占める割合も前年度から更に増加しているなど、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税の特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。</p> <p>また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 地方税法第 48 条に基づく直接徴収 平成 22 年度より、税務政策室内に設置した個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県・市町が連携して地方税法第 48 条による個人住民税の直接徴収を実施しています。</p> <p>【同班の体制】 個人住民税の滞納整理を進めるため、税務政策室と紀州県税事務所を設置。 リーダー：滞納整理特命監(課長級) スタッフ：副室長 1 名、県職員 4 名、市町派遣職員 12 名 (うち紀州県税事務所駐在：県職員 1 名、市町派遣職員 2 名)</p> <p>【実施期間】 平成 23 年 4 月～ ※市町派遣職員の受入期間は 6 か月～1 年間</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第 48 条の徴取引継(県による直接徴収)を活用。 ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の連携により個人住民税の滞納整理を実施。 ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。 ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。 <p>② 個人住民税特別徴収の加入促進 納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に支払う「特別徴収」への加入を進める研究会を平成 21 年度に設置し、県・市町が連携して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。</p> <p>③ 「県・市町県税滞納整理併任職員制度」を活用した取組み 県・市町県税滞納整理併任職員 3 名を市町(松阪市、名張市、木曾岬町、多気町)に派遣し、個人県民税を含む市町税の滞納整理のための業務に取り組みました。</p> <p>④ 県税職員研修への市町職員の参加受入 県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。</p> <p>(2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税務政策室内の「特別徴収機動班」と各県税事務所が連携して、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化 ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施 ③ 差押不動産・動産のインターネット公売の実施 ④ 県税の納税部門と連携した機動的な徴収 ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

⑥ 三重地方税管理回収機構への職員の派遣とその連携

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策

- ① 地方税法第 48 条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成 24 年 2 月末現在の状況】

同班への参加市町数 11 市町

引受案件数 2,456 件 約 9 億 2,800 万円（うち延滞金約 3 億円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約 9 億 9,600 万円（うち延滞金約 3 億 800 万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約 4 億 4,000 万円（うち延滞金約 7,800 万円）

- ② 特別徴収加入促進の取り組み実績【平成 23 年度実績】

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 130,621 事業所

・関係団体（税理士会）への訪問による周知 89 箇所

・県政だよりみえ 11 月号及び 12 月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・平成 21 年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額

（平成 24 年 2 月末の推計値） 5 億 9,000 万円

- ③ 県・市町県税滞納整理併任職員制度【平成 24 年 2 月末現在の状況】

・市町税処理（納付・差押・納付約束等） 約 1 億 3,200 万円

うち個人住民税処理（納付・差押・納付約束等） 約 6,700 万円

・徴収金額 約 2,600 万円

うち個人住民税徴収金額 約 900 万円

- ④ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績【平成 23 年度実績】

・研修開催 4 回 市町職員等延べ参加人数 230 人

(2) その他の対応状況【平成 24 年 2 月末現在の状況】

- ① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約 2 億 1,600 万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約 1 億 3,300 万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約 1 億 1,200 万円

- ② 国税徴収法に基づく搜索・タイヤロック等実施回数 21 回（県税事務所と連携して実施）

- ③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 27 件中 12 件落札 約 7,673 万円

（うち、12 件売却 約 7,673 万円）

- ④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約 6 億 1,900 万円、差押処分件数：921 件

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進」の取組み等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

- ① 個人住民税特別滞納整理班の取組

平成 23 年度を踏まえて、さらに取組みを推進します。

- ② 個人住民税特別徴収加入促進の取組

複数年かけて継続的に取組を進めていきます。また、平成 26 年度から個人住民税の特別徴収義務者の全指定を、県と連携して県内市町が開始できるよう取組を進めます。

- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

- (2) 「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、搜索やインターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組みます。

- (3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。

- (4) 平成 24 年度から、税以外の未収金対策を推進するため、債権管理グループを新設し、債権のより適切な管理を図るための全庁的な対応策を検討していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県有施設の有効活用)

- (6) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間の「第 2 次県有財産利活用計画」を策定している。

しかし、前計画（18 年度～20 年度）において、期間内に課題解決に至らず、第 2 次計画に継続されている施設を含め課題を有する施設が 9 箇所あるので、引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等を進められたい。

また、23 年度で同計画が終了することから、24 年度以降の新たな計画策定においても、未利用資産の積極的な利活用や施設の適正な維持保全に取り組まれたい。

(財政・施設分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

「第 2 次県有財産利活用計画（平成 21～23 年度）」に基づき、未利用資産の積極的な売却等を行いました。

第 2 次計画に継続されている施設のうち、売却可能な未利用財産について一般競争入札を実施するなどし、売却に努めました。

また、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を 3 月に策定いたしました。

2 取組の成果

平成 23 年度の未利用財産の売却額は、9 件、1 億 419 万 2 千円となり、「第 2 次県有財産利活用計画」に基づく売却目標約 6 億円に対し、売却実績は、21 件、6 億 5,185 万 4 千円になりました。

県有財産売却内訳

年度	件数	面積	金額
21	9 件	7,046.96 m ²	371,735 千円
22	3 件	33,207.44 m ²	175,927 千円
23	9 件	11,979.08 m ²	104,192 千円
計	21 件	52,233.48 m ²	651,854 千円

また、第 2 次計画に継続されている施設については、「旧職員公舎洪見」「旧桜橋会館敷地」の売却、「旧県公舎（塔世）敷地」の駐車場活用を行い、未処理施設は 6 施設となりました。

「みえ県有財産利活用方針」については、これまでの取組や現状と課題を踏まえ、三重県行財政改革取組の一環として、歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産の総合的・効率的な利活用を図るため、

- ①未利用県有財産の積極的な売却と有効活用
- ②民間活力を活用した財産利活用の推進
- ③庁舎など県有施設の長寿命化

の 3 つの取組を基本として策定しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

「みえ県有財産利活用方針」のもと策定した平成 24 年度実施計画及び課題を有する財産の個別利活用計画に基づき、関係部局とも連携しながら取組を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 電気使用料の収入未済額が 18,661 円あるので、今後、その発生防止に努められたい。 (伊勢県民センター)</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 法務局での確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(2) 課税対象外手続きがされた土地について、確認もれによる課税誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3) 未登記家屋の課税済確認の不徹底による二重課税があった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(4) 不動産取得税徴収猶予にかかる取消伺い手続き及び通知手続きが行われていなかった。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(5) 不動産取得税において、減額理由の確認が不十分な事例があった。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(6) 小切手の組戻を行い振出者へ返却した際、返却日付の整理簿への記載漏れがあった。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(7) 差押動産等保管簿が作成されていなかった。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(8) 納期限後 50 日以内に発する必要がある督促状が発送されていなかった。 (自動車税事務所)</p> <p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 今回の収入未済は、債務者が平成 23 年 4 月 25 日に三菱東京UFJ名古屋営業部に納入していたものの、銀行間の決済に時間を要したため、4 月末日までにシステム上納入扱いとならなかったことから未収金となったものですが、同様の事例が発生しないように債務者へ納入期日までに納付するよう確認を行うようにしました。 (伊勢県民センター)</p> <p>(イ)</p> <p>(1) 発見後速やかに減額処理を行い納付金を還付するとともに、再発防止のため、法務局調査の写し取りチェックを徹底し、公簿面積と仮評価の課税面積が不一致の場合には、必ず市への価格調査を実施するようにしました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(2) 発見後速やかに減額処理を行いました。てんまつ書の提出により課税対象外となりますが、直ちに税務電算への入力ができないものについては、てんまつ書の写しを取り、減額申請書と共に保存管理し、毎月のチェックを行うように事務処理の手順を変更し、電算入力もれを防止しています。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3) 発見後速やかに減額処理を行うとともに、課税済確認を行う際には、別人による 2 回のチェックを行うこととし、二重課税の防止を図りました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(4) 発見後速やかに徴収猶予に係る取消伺い手続き及び通知手続きを行い、取消通知書を送付するとともに、今後複数職員による 2 回のチェックを実施することとし、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(5) 該当事例については、現地調査を実施し申請内容が適正であることを確認するとともに、今後複数職員で申請内容のチェック及び添付書類の確認を実施することとし、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(6) 返却日付記載漏れの発見後、速やかに整理簿の「返却の処理」欄に日付を記載するとともに、収納管理業務手順書を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(7) 速やかに差押動産等保管簿を作成し、適正に整理しました。 (伊賀県税事務所)</p> <p>(8) 随時課税分について督促状の発送もれが生じたため、発見後速やかに発付を行うとともに、督促状発付リストに加え督促状未発付のものをデータ抽出し確認を行うように二重チェックを実施しています。 (自動車税事務所)</p>
--

2 取組の成果

ア 地域機関分

- (ア) 現在、同様の収入未済は発生していません。 (伊勢県民センター)
- (イ)
- (1) 同様の事例は発生していません。 (鈴鹿県税事務所)
 - (2) 是正処置実施後、適正に事務処理されています。 (鈴鹿県税事務所)
 - (3) チェック機能の強化により、二重課税は発生していません。 (鈴鹿県税事務所)
 - (4) 徴収猶予整理簿を活用し、チェック機能を強化したことにより、同様の事例は発生していません。 (伊勢県税事務所)
 - (5) 複数職員による申請内容のチェック及び添付書類の確認、現地調査を徹底したことにより、同様の事例は発生していません。 (伊勢県税事務所)
 - (6) 是正処置実施後、適正に事務処理されています。 (伊賀県税事務所)
 - (7) 「ISO手順書」及び「差押した動産等の適正管理マニュアル」の改訂がされ、適正に事務処理されています。 (伊賀県税事務所)
 - (8) 抽出データ及び督促状発付リストにより、督促状の発付が見落としなく処理されています。 (自動車税事務所)

平成24年度以降（取組予定等）

ア 地域機関分

- (ア) 債務者へは納入期日までに納付するよう確認していきます。 (伊勢県民センター)
- (イ)
- (1) 登記申請書の写し取りにおける「仮評価」の記載とチェックを徹底し、公簿面積と仮評価の課税面積が不一致の場合、市への価格調査を確実に実施します。 (鈴鹿県税事務所)
 - (2) てんまつ書、減額申請書を適正に保管管理し、確実に税務電算へ入力することにより再発防止に努めます。 (鈴鹿県税事務所)
 - (3) 引き続き複数職員によるチェックを行い二重課税の防止を図ります。 (鈴鹿県税事務所)
 - (4) 引き続き、整理簿を活用し手続きを適正に実施することを徹底します。 (伊勢県税事務所)
 - (5) 引き続き、申請内容のチェック及び添付書類の確認を実施することを徹底します。 (伊勢県税事務所)
 - (6) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (伊賀県税事務所)
 - (7) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (伊賀県税事務所)
 - (8) 引き続き適切に事務を行い、速やかに督促状を発付します。 (自動車税事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) (3) (9) (10) 三重県法規集データベースシステム更新業務委託及び大型シュレッター保守点検業務委託、法人二税報告書共同発送郵便料（伊賀市分・名張市分）において、執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

（組織・職員分野、財政施設分野、伊賀県税事務所）

(2) 時間外・休暇等決裁システム技術支援業務委託において、県に承認を受けることとなっている配属作業員名簿について、承認が行われていなかった。

（組織・職員分野）

(4)～(6) 鈴鹿庁舎電話交換設備保守点検業務委託、三重県鈴鹿庁舎設備管理業務委託、三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託において、再委託の承諾にあたって、あらかじめ承諾申請がされていない。

（鈴鹿県民センター）

(7) (8) 給与支払い報告書等封入作業委託（青色申告・年末調整）において、個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。

（伊賀県税事務所）

(11) (12) たばこ税申告書等発送委託料（伊賀市分・名張市分）において、執行伺いに履行期間が記載されていない。

（伊賀県税事務所）

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

(1) (3) (9) (10) 事前検査の対象となる契約について、出納局事前検査を失念しないよう複数の職員で確認するなど、適正に実施するよう周知徹底しました。

（組織・職員分野、財政施設分野、伊賀県税事務所）

(2) 委託契約時の承認事項等について、今後、適正に契約事務を処理するよう注意喚起しました。

（組織・職員分野）

(4)～(6) 再委託の承諾について、承諾申請を提出させ承諾を行うとともに、適正に申請を行うことを徹底しました。

（鈴鹿県民センター）

(7) (8) 現行の出納事務に係る規定等により事務処理をするよう徹底しました。

（伊賀県税事務所）

(11) (12) たばこ税申告書等発送委託業務について、平成 23 年度は該当がありませんでしたが、同様な事例があった場合には、執行伺いに履行期間を記載するよう周知徹底しました。

（伊賀県税事務所）

2 取組の成果

ア 業務委託

(1) (3) (9) (10) 出納局事前検査の適正な手続きが行われるようになりました。

（組織・職員分野、財政施設分野、伊賀県税事務所）

(2) 適正な契約事務の処理が行われるようになりました。

（組織・職員分野）

(4)～(6) 業務委託契約の執行について、適正な処理に努めています。

（鈴鹿県民センター）

(7) (8) 業務委託契約書における個人情報取扱特記事項について、適正な内容のものが添付されています。

（伊賀県税事務所）

(11) (12) 適正な契約事務の処理が行われるようになりました。

（伊賀県税事務所）

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (9) (10) 会計規則等の規定に基づき、次回以降の契約については、事前検査を実施します。
(組織・職員分野、伊賀県税事務所)
- (2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。
(組織・職員分野)
- (3) 平成 23 年度大型シュレッダー機器更新に伴い、新規契約を 7 年間の複数年契約で実施しました。なお、入札は、三重県物件等電子調達システムによる調達のため、執行伺い決裁後の出納局事前検査は対象外でした。
(財政施設分野)
- (4)～(6) 業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。
(鈴鹿県民センター)
- (7) (8) 引き続き、会計規則等を順守し適正な処理に努めます。
(伊賀県税事務所)
- (11) (12) 今後業務委託を行う場合は、会計規則等の確認を徹底し、出納事務を適正に行います。
(伊賀県税事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(3件)。</p> <p>(2) 扶養手当の認定にあたり、収入増に伴う扶養認定取り消しの時期が誤っていた(1件)。</p> <p>(3) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。</p> <p>(4) 扶養手当にかかる認定書類及び事後確認書類が保存されていなかった(1件)。</p> <p>(5) 住居手当の認定に誤りがあった(1件)。</p> <p>(6) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。</p> <p>(7) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(3件)。</p> <p>(8) 通勤手当の通勤経路、通勤距離の認定に疑義があった(10件)。</p> <p>(9) 通勤手当の通勤距離の認定に疑義があった(3件)。</p> <p>(10) 通勤手当の認定に誤りがあった(1件)。</p> <p>(11) 通勤手当の高速道路利用の認定に疑義があった(1件)。</p> <p>(12) 通勤手当の支給にあたり勤務日数を確認する書類が添付されていなかった(1件)。</p> <p>(13) 通勤手当において平成22年7月以降の高速道路無料化に関して支給誤りがあった(1件)。</p> <p>(14) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(2件)。</p> <p>(15) 住所変更に通勤届システムへの入力が行われていなかった(1件)。</p> <p>(16) 通勤手当の認定距離についてシステムへの入力誤りがあった(1件)。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた、各所属での認定分も含めて再審査を行い、適正な認定状況であることを確認し、下記のとおり修正を行いました。</p> <p>(1) (3) (4) (6) (7) (12) (14)</p> <p>各種手当(扶養手当、住居手当及び通勤手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当する職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類の整備を行いました。</p> <p>(2) (5) (10) (13)</p> <p>各種手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>(8) (9) (11)</p> <p>経路や距離に疑義のあった通勤手当について、通勤経路を確認、距離を実測する等認定状況を精査しました。そのうえで、過払いとなった分については、会計規則に基づき速やかに返納手続きを行いました。</p> <p>(15) (16)</p> <p>通勤届のシステム入力不備については、迅速に入力を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種手当の支給要件の確認や証明書の添付等に留意して、適正な事務処理に努めました。各種手当の過払い分については、返納されたことを確認しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 行政財産貸付契約において、実績報告が契約で定められた期日までに報告されていなかった。 (財政・施設分野)</p> <p>(2) 普通財産貸付料において、契約終了後も2ヵ年分の徴収を行っていた。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) パソコンの損傷 (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 公用車の損傷 (財政・施設分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 契約相手方に対して、実績報告の期限厳守を再度指示しました。 (財政・施設分野)</p> <p>(2) 過徴収の返還を速やかに行うとともに、今後貸付料の徴収にあたっては、契約期間のチェックを行うこととしました。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) 平成23年5月23日に備品台帳から削除しました。 (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) パソコンの取扱いについて、蓋を閉じる際には、ディスプレイを損傷させるクリップなどの金属類が挟まっていないか確認を行うことやキーボード内に落としたホチキス針の除去は、十分慎重に行うか、専門業者に任せるよう所属職員に周知しました。 (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 総務部交通安全講習会に参加し研修を受けるとともに、伝達研修を通じて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (財政・施設分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 今年度は、期限までに実績報告が行われました。 (財政・施設分野)</p> <p>(2) 今年度の徴収誤りはありません。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) 備品と備品台帳が一致していることを確認しました。 (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) 所属職員への周知を図ったことにより、精密機器に関する取扱いの意識が向上しました。 (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 平成22年度の6件から平成23年度は3件となり、3件減少しています。このうち職員の不注意によるものはありません。 (財政・施設分野)</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1)(2) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (財政・施設分野)</p> <p>(3) 備品の廃棄等を行った際には台帳の確認を行います。 (桑名県税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1)(2)(9) 引き続き、精密機器の取り扱いには慎重を期すようミーティングなどの場で職員に周知していきます。 (組織・職員分野、財政・施設分野、鈴鹿県税事務所)</p> <p>(3)～(8) 交通安全意識や県有財産意識の高揚を図るため、引き続き交通安全講習等に参加し、講習内容の室内への周知に努めます。 (財政・施設分野)</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(5) 事務管理体制	
事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 証明書発行手数料を旧料金で算出していたため歳出戻入を行っていた。(財政・施設分野)	
(2) 手数料額の算定根拠となる件数を誤り、誤った金額を資金前渡したため歳出戻入を行っていた。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 支出科目誤りによる歳出戻入を行っていた。	(津総合県税事務所)
(5) 二重払いによる歳出戻入を行っていた。	(松阪県税事務所)
(6) 副安全運転管理者運転経歴交付手数料について、改正前の金額で資金前渡したため歳出戻入を行っていた。	(伊賀県税事務所)
(7) 第3回の自己検査が期限内に実施されていなかった。	(伊賀県税事務所)
(8) 支出命令額を誤って入力したため歳出戻入を行っていた。	(自動車税事務所)
講じた措置	
平成 23 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 正確な手数料を把握することに注意し、適正な処理を行うことを徹底しました。	(財政・施設分野)
(2) 手数料額の算定根拠となる件数について、県税事務所で算定した件数と金融機関からの手数料引落通知の件数を突合した後、資金前渡することにしました。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 平成 23 年 5 月 24 日に財務会計システムに登録を行いました。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 県民センター担当者との連携を密にし、請求書等支払書類に支出科目を明記するとともに支出負担行為差引表により事後確認を行うこととしました。	(津総合県税事務所)
(5) 会計事務のチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うようにしました。	(松阪県税事務所)
(6) 支出担当事務所が事務を行っていますが、平成 23 年度以降については当所としても関連情報の収集に努めることにしました。	(伊賀県税事務所)
(7) 指摘以後は会計事務自己検査要領に基づき事務処理を行うよう徹底しました。	(伊賀県税事務所)
(8) 会計事務のチェックが不備であったため、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。	(自動車税事務所)
2 取組の成果	
(1) 適正な事務処理が行われるようになりました。	(財政・施設分野)
(2) 現在まで支出誤りはありません。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 財務会計システムに検査日が入力されたため、画面で確認できるようになりました。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 請求書等支払書類に支出科目を明記するなど、県民センター担当者と連携を密にしたことにより、支出科目の誤りはなくなりました。	(津総合県税事務所)
(5)(6) 適正な事務処理が行われるようになりました。	(松阪県税事務所、伊賀県税事務所)
(7) 出納自己検査について、事務処理が適正に行われるようになりました。	(伊賀県税事務所)
(8) チェック体制の強化を図ったことにより、適正な事務処理を行っています。	(自動車税事務所)
平成 24 年度以降（取組予定等）	
(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。	(財政・施設分野)
(2) 講じた取り組みを今後も実施し、支出誤りが無いよう努めます。	(鈴鹿県税事務所)
(3) 自己検査の物品の現品照合結果の財務会計システムへの登録は、平成 23 年度からは登録対象から外れています。	

なお、現品照合検査は例年どおり全品行っており、全品照合が完了しています。

- (4) 今後も会計規則に基づき適正な事務処理を行います。 (鈴鹿県税事務所)
- (5) チェック体制を強化し、引き続き適正な事務処理を行います。 (津総合県税事務所)
- (6) (7) 引き続き適正な事務処理に努めます。 (松阪県税事務所)
- (8) 引き続き、複数職員によるチェック体制を徹底するとともに、三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行います。 (伊賀県税事務所)
- (自動車税事務所)

部局名 総務部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 人身事故（示談中） <p style="text-align: right;">(津総合県税事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 人身事故 交通安全意識の向上と自動車の運行管理について、所内会議等機会あるごとに職員に周知を図りました。 県民センター主催の交通安全研修会に全職員を参加させました。 また、チャレンジ 123 に 4 チーム（12 名）を参加させました。 2 取組の成果 (1) 人身事故 職員の交通安全意識が向上しました。今後も継続して意識の向上を図っていきます。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 人身事故 引き続き、交通安全意識の向上と自動車の運行管理について、所内会議等機会があるごとに職員に周知するとともに、交通安全研修の機会に職員の参加を図ります。 津庁舎職員交通安全研修等への職員の積極的な参加を図ります。 チャレンジ 123 への職員の参加を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で3法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>また、公益性の認定を行う三重県公益認定等審議会を所管していることから、今後、対象となる特例民法法人が円滑に新制度へ移行できるよう、移行申請に対する速やかな審査と各部局との連携に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(組織・職員分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当部の所管法人である財団法人三重県自由民主会館については、平成24年4月1日付けで一般財団法人への移行を希望しており、移行事務について支援を行いました。</p> <p>財団法人三重県友の会は、平成24年7月1日付けで、財団法人三重県職員互助会は平成25年4月1日付けで一般財団法人への移行を希望しており、移行が円滑に進むよう移行事務について支援を行いました。</p> <p>また、三重県公益認定等審議会については、各部局からの諮問に応じ適宜開催するとともに、事務局として、担当者会議等を実施し各部局の移行事務の支援に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>財団法人三重県自由民主会館については、平成24年4月1日付けで一般財団法人へ移行しました。</p> <p>財団法人三重県友の会、財団法人三重県職員互助会とも平成24年度中に移行認可申請を行い、それぞれ平成24年7月1日付け及び平成25年4月1日付けの移行を予定しています。</p> <p>また、三重県公益認定等審議会の速やかな開催により、特例民法法人が希望する日付けでの新制度への移行を予定しています。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 未移行の法人については、移行期間までに移行が円滑に進むよう、引き続き支援を行っていきます。</p> <p>また、各部局から移行認定、認可に関する相談があった場合には、引き続き円滑な移行に向けて支援します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (東日本大震災発生に伴う地域防災計画等の見直し)</p> <p>(1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲に渡って大規模な被害をもたらした。特に、この地震による津波は、今までの想定をはるかに上回るものであった。</p> <p>本県においても近い将来に東海・東南海・南海地震の発生の可能性があることから、本年10月に策定された「緊急地震対策行動計画」に基づいた取組を進めるとともに、東日本大震災を教訓とし、地域防災計画等の地震・津波対策の見直しを引き続き進められたい。</p> <p>また、東日本大震災では、千葉県等の石油コンビナートにおいて、火災・爆発事故が発生したことから、大規模な石油コンビナートを有する本県においては、石油コンビナート等防災計画等の地震・津波対策についても、見直しを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成23年7月に県防災会議を開催し、今後の地域防災計画の見直しの方向が審議されました。</p> <p>(2) 平成23年10月に東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測結果を公表し、沿岸地域における津波避難対策検討のための基礎資料としました。</p> <p>また、同月に緊急地震対策行動計画を策定し、行動項目の推進に向けて市町等と意見交換をし、働きかけを行いました。</p> <p>(3) 平成23年8月から9月にかけて、県内コンビナート企業の地震・津波対策の実態調査を行い、10月19日には、四日市臨海地区のコンビナート事業者、四日市市等との意見交換のための懇談会を開催し、調査結果を報告するとともに、明らかになった課題について可能なものから早期の取組みを要請しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 国の、防災基本計画の修正内容や、東海・東南海・南海地震の被害想定推計の見直し等の動向を踏まえ、県としても「緊急地震対策行動計画」の取組内容等を加味した見直し項目の検討や課題抽出を行いました。</p> <p>(2) 緊急地震対策行動計画では、安全な避難所、避難経路の確保、住宅等の耐震化に向けた市町の取組支援、地域における防災人材育成、防災活動支援など、緊急、集中的に取り組む対策を進めており、ほぼ全ての行動項目が着手されました。</p> <p>(3) 国の実施した危険物施設等の地震・津波対策の検討結果や県・四日市市で実施したコンビナート事業者に対する地震・津波対策に係る調査・診断結果、10月19日に実施した四日市コンビナート事業者と関係行政機関との懇談会での意見等を踏まえ、可能な項目から石油コンビナート等防災計画等の見直しを行っていきます。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 緊急地震対策行動計画に掲げる行動項目の目標達成に向けて、引き続き取組を進めます。</p> <p>(2) 国から提示される南海トラフの巨大地震モデルに基づき、県内における地震被害想定調査を実施し、国の新たな巨大地震対策を踏まえ、現行の地域防災計画を見直すとともに、中期的で総合的な対策として「新地震対策行動計画(仮称)」を策定し、新たな地震・津波対策を進めていきます。</p> <p>(3) 国が予定している南海トラフの巨大地震が発生した場合の想定の見直し結果を踏まえ、石油コンビナート防災アセスメントを実施し、三重県コンビナート等防災計画等の見直しを進めていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報発表による対応の検証)

- (2) 平成23年3月11日に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震では、それに伴い発生した津波が三重県沿岸にも達することが予想されたため、沿岸部に津波警報が発表された。

これに対して、関係市町では避難勧告や避難指示を発令したが、避難勧告等対象人数が324,385人のところ避難所等に避難した住民は2,247人であり、その割合が0.7%と低かったことから、原因を調査・分析し、今後の津波避難のあり方等について検討されたい。

また、避難にあたっては、地域における自主防災組織等の役割は重要であるので、避難誘導に係る体制整備のためのアドバイスや避難訓練等の支援、避難行動に係る啓発等に取り組みたい。

(防災危機管理分野)

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

- (1) 県民を対象とした「防災に関する県民意識調査」を実施し、東日本大震災を受けての防災意識の変化等を分析しました。
- (2) 平成23年10月に策定した「緊急地震対策行動計画」に基づき、防災意識の高まりを実際の防災活動につなげるため、東日本大震災での防災関係機関の活動や津波避難訓練の様子をテレビ放映する等、メディアを活用した啓発を行ったほか、出前トークの実施等による啓発活動を実施しました。
- (3) また、自主防災組織への実態調査を行うとともに、図上訓練(DIG)、避難所運営ゲーム(HUG)等への支援を実施しました。
- (4) さらに、津波浸水予測調査の結果を活用し、地域の実情を踏まえた避難計画づくり、避難計画に基づく避難訓練の促進等を市町や地域等へ働きかけました。

2 取組の成果

- (1) 「防災に関する県民意識調査」によれば、東日本大震災や紀伊半島大水害の発生を受けて「防災に非常に関心を持った」人の割合は77.1%と防災意識は高まりましたが、「特に対策をとらなかった」人の割合が34.2%と高い割合を占め、防災意識が行動に結びついていない状況が判明しました。
- (2) 出前トーク等により、延べ約8,000人に直接、啓発を行うとともに、自主防災組織等を対象とした図上訓練(DIG)、避難所運営ゲーム(HUG)の参加者も約1,500人になりました。
- (3) 自主防災組織への実態調査では、約70%の組織から「活動している」という回答が得られたものの、活動が消火・放水訓練や避難訓練等の比較的取り組みやすい内容であり、住民の全てや大半が活動に参加している割合が約30%に留まっていることが分かりました。

平成24年度以降(取組予定等)

- (1) 津波避難訓練の実施、市町における避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルの見直し・策定の促進、防災意識の高まりを行動につなげる啓発活動の展開など、緊急地震対策行動計画に掲げる行動項目に沿った活動を進めるとともに、避難に関する三重県モデルの検討を進めていきます。
- (2) 自主防災組織については、調査結果を踏まえ、地域の実情に応じた有効な訓練等の活動が活発になるよう、自主防災組織リーダー研修を実施する等、支援を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (危機管理にかかる職員の意識醸成)</p> <p>(3) 平成 22 年度において、職員の危機管理意識の醸成、リスクマネジメント能力の向上を図るため、各種危機管理研修、リスク把握、リスク評価等を行った。</p> <p>その結果、22 年度実施の職員危機管理意識調査の結果によると、「常に危機管理意識を持って仕事をしている」職員の割合は前年度の 96.7%から 97.3%と 0.6 ポイント向上したものの、基本事業「危機管理の推進」の目標項目である「リスク対応度」は、77.5%であり、22 年目標値である 95.0%とは、17.5 ポイントの乖離があった。</p> <p>県政運営のマネジメントのベースのひとつである危機管理は、基本的には職員一人ひとりが日常業務の中で取り組むべきものであることから、危機管理の推進を所管する防災危機管理部において、今後も一層職員の意識改善に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 研修の実施</p> <p>部局に応じた危機の発生に対応できる人づくりを推進していくため、昨年度に引き続き、従来の危機管理の基礎となる共通部分の研修に加えて、「室長等危機管理研修」として、室長等が各所属において研修・訓練を実施するための技能を習得できる研修、「新任危機管理推進員等研修」として、新たに危機管理推進員、事務担当者となった職員が各部局等の危機管理の推進に必要な知識と技能を習得する研修を行い、職員の危機意識の高揚と所属における危機管理の推進と危機対応能力の向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各階層別昇任時基本研修での危機管理研修の実施 新規採用時研修(4/8)、採用 5 年目職員研修 (5/23, 5/24) 課長補佐級昇任時研修 (7/13~15)、課長級昇任時研修 (5/30, 31) ・室長等危機管理研修 (7/27~29)、新任危機管理推進員研修 (6/6, 7) <p>(2) 危機管理リアルタイムメールの運用</p> <p>本年度の 7 月から、マスコミによる危機事例の報道内容などを全庁的に情報共有し、事例について対話を行うことで、危機発生の未然防止に活かすことを目的として「危機管理リアルタイムメール」の運用を開始し、8 事例について情報共有を行いました。さらに、同事例について、全庁の危機管理推進者で組織する危機管理連会議幹事会の場で、事例についての対応等について議論すると共に、話し合われた対応策等について、メール配信及び「危機管理のとびら(イントラネットHP)」への掲載により全庁共有しました。</p> <p>(3) 危機管理意識調査の実施</p> <p>県政運営のマネジメントベースの一つである危機管理が、どの程度職員の意識に浸透し、理解され、機能しているかを把握するために実施し、分析結果を職員に示しています。なお、各部局別の分析結果を別途各部局に提示し、各部局での次年度の危機管理取組につなげることができるようにしています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 室長危機管理研修の実施の結果、ほとんどの職場で危機管理研修が行われました。</p> <p>(2) 研修をはじめとする危機管理の取組の成果として、職員危機管理意識調査の結果、危機意識に関する項目は昨年度に比べると減少したものの、90%を超える職員が肯定的な回答をするなど総じて高く、危機管理意識の面では、一定の意識を持って業務に取り組まれているものと考えられます。</p> <p>(3) 一方、同意識調査の結果、「危機発生時の行動」「マニュアルの理解」といった項目が、それぞれ、80%台、70%台となっており、実際の行動につながらない実態が明らかになっています。</p> <p>(4) また、同意識調査における、「対話を行い、リスクを認識したうえで対策を講じている職員の比率」(リスク対応度)は 22 年度実績では 77.5%と目標値との乖離が大きかったものの、23 年度実施の同意識調査においては、対話の有無を問わず、リスクへの対策を講じている職員の比率を算出したところ、約 90%の職員が肯定的な回答を行っており、リスクへの対策状況については一定の成果が窺えます。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 「行財政改革取組」の「人づくりの改革」の柱の一つとして「危機管理能力の向上」を位置付け、危機発生時における現場の実際の対応に着目し、現場で指揮を執ることとなる管理者層を対象として、危機発生時の判断力や対応力を養うための研修を新たに実施するとともに、現場が個別の危機に対して迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な訓練、研修を通じて、危機対応力を備えた人材育成を一層進めます。
- (2) 危機の未然防止策として、これまで実施してきた事業や制度に潜むリスクを洗い出し、その対応策を検討する「リスク把握取組」では、本庁の事業を企画する担当者等を中心に取り組んできたことから、地域機関等の現場担当者だからこそわかる、実務者の気づきが活かされていない面もありました。
そこで来年度からは現場を知る実務担当者が中心となって、所属等での活発な対話により、担当業務のリスクの洗い出しとその対応策の検討を行う形へとシフトし、現場担当者によるより実効性のあるリスク把握に取り組むことで、職員の危機管理能力の向上につなげていきます。

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 証紙事務において、申請受付日と証紙の消印日が異なっているものがあつた。 (2) 証紙事務において、調定決議の日が証紙の消印日と異なるものがあつた。 (防災危機管理分野)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 証紙収入を伴う申請については、原則受付日に消印をし、収入調定をしています。 今回指摘の申請については、高圧ガス製造保安責任者免状等の交付申請であり、9月に受け付けされたものについて、10月1日付けで消印し、受付日の9月で収入調定していました。 (2) 受付された申請については、9月中に免状の交付がされており、事務の遅延もなく、単純ミスと考えられます。 (3) 今後は、消印の日付を誤らないように注意を払い、消印日による収入調定をしていきます。 2 取組の成果 (1) 証紙収入に際しては、受付日に担当者間のダブルチェック、副室長による証紙収入管理、危機管理総務室担当者による調定の際のチェックを徹底し、今後も適正な事務処理をしていきます。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、適正な証紙収入事務に取り組みます。

部局名 防災危機管理部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (防災危機管理分野)</p> <p>(2) 物品表示票が貼付されていない備品があった。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (消防学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 備品の管理徹底をはかるため、備品管理台帳と現品との突合調査を行い、廃棄済みが確認できた備品については台帳の削除を行うなどの整理を行いました。あわせて物品表示票の確認を行い、貼付のないものについては改めて貼付を行いました。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整備されていなかったことに関しては、その発生原因として台帳の保管場所を把握していなかったことにあり、このようなことがないよう、保存ロッカーに収納されている簿冊名を記載するようにしました。 (消防学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 保管管理している備品の整理を行ったことで、備品管理事務を適正に行えるようになりました。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 保存ロッカーに収納されている簿冊名を記載するよう保管にしたことで、保管場所が明確になりました。 (消防学校)</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 今後も定期的に突合調査を実施するなど、物品管理の適正な事務処理に努めていくとともに、組織改編にあたっては、保管する備品を的確に新所属に引き継ぎ、適正に備品管理ができるようにしていきます。 (防災危機管理分野)</p> <p>(3) 保管場所を明確にして整理整頓に努めていきます。 (消防学校)</p>

部局名 防災危機管理部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷（損傷額 132,817 円）</p> <p>(2) 公用車の損傷（修理代 0 円）</p> <p>(3) 公用車の損傷（修理代 0 円）</p> <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) パソコンの損傷は、パソコンのキーボード上に文具を置いたままパソコンの蓋を閉めてしまい、液晶画面を損傷させたものであり、職員の不注意によるものです。</p> <p>今後、このような事例が発生することのないよう、職員に対し物品の丁寧な取扱いについて注意喚起を行いました。</p> <p>(2)(3) 狭隘場所に進入した防災啓発車が、安全監視員との確認不足や安全監視員がいない時に車両を動かしたことによる安全確認不足により壁面等に接触させたものです。</p> <p>車両の運行にあたって、安全監視員配置の徹底、また、目視による安全確認の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品の取扱いや管理についての意識付けができ、その後、同様の損傷事例は発生していません。</p> <p>(2)(3) 防災啓発車の運行にあたっては、安全監視員と互いに声かけ等を行い、目視による安全確認及び安全監視員配置の徹底により、一層の安全運行を実施することができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) いずれの金品亡失事案につきましても注意不足が原因であり、金品の損傷や交通事故の未然防止を図るためには、物品管理や安全運転に対する日頃からの意識の醸成が重要であることから、節目ごとに部内会議等を通じ県有財産の適正な管理意識や交通安全意識についての注意喚起を行うなど、日常的な意識付けにより、金品や公用車の損傷事故の防止を図っていきます。</p>

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 財務会計システムに登録されている行政財産の目的外使用の債務者情報に脱字があった。 (消防学校)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 財務会計システムへの相手方登録の時に入力誤りがあったもので、相手方登録の修正を行いました。 2 取組の成果 (1) 財務会計システムでの相手方登録情報が正しく修正されました。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 財務会計システムへの登録時のチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（物損額：県 66,150 円） (2) 自損事故（物損額：県 107,845 円） (3) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 62,944 円） (4) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円 相手 226,800 円）</p> <p style="text-align: right;">（防災危機管理分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 防災訓練に係る現地調査のため現場を走行中、生い茂る草木が走行を阻害し目測を誤り、コーナーを曲がる際にフェンスに接触、ボディを擦ったものです。</p> <p>(2) 立体駐車場に入庫しようとしたところ、車体上部にあるパトランプを天井にぶつけ、パトランプと車体屋根を損傷しました。なお、天井側には損傷はありませんでした。 これらの事故発生に対して、自らの感覚を過信せず、注意して運転するよう徹底しました。</p> <p>(3) 防災啓発車が通行可能かを確認するための道路調査時、職員の安全確認不足により建物及び車両に物損被害が発生したものです。 事故発生後、狭隘部への進入の際は、安全監視員配置の徹底、職員同士による県内狭隘部等の危険箇所の再確認及び情報共有の実施をしたところでした。</p> <p>(4) 用務からの帰路、前方不注意により、交差点で信号待ちのため停車中の車に衝突したものであり、職員に向けて運転中の注意義務を徹底しました。</p> <p>(5) 交通事故の発生防止に向けて、12 月に防災危機管理部の全職員を対象とした交通安全研修を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 注意喚起を徹底したことにより、その後、同様の事故は発生していません。</p> <p>(2) 県内狭隘部等の危険箇所の情報共有及び、狭隘部走行時は防災啓発車要請者に安全監視の協力を求めるとともに安全監視員 1 名以上配置の徹底をしたことにより、物損事故は発生していません。</p> <p>(3) 部内職員に対する交通安全研修については、対象職員全員の参加がありました。</p> <p>(4) 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 悪路走行時には、徐行及び目視による安全確認の実施を徹底するとともに、引き続き、注意して運転するよう、グループ会議等でも周知していきます。</p> <p>(2) 今後も県内狭隘部等の危険箇所を、職員間で情報共有するとともに、安全監視員 1 名以上の配置を徹底し、事故の防止に努めます。</p> <p>(3) 交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、日常的な交通安全啓発や注意喚起を行っていくとともに、引き続き交通安全講習等を実施し、交通事故等の防止に努めていきます。</p>

部局名 防災危機管理部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) その他 (1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成 23 年 9 月 30 日現在 3 法人が未移行となっている。25 年 11 月 30 日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(防災危機管理分野)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 当部には当該法人が 3 団体存在していますが、当該法人に対しては、定例の調査時等において新制度への移行状況を確認するとともに、適宜、情報交換などを行っています。 2 取組の成果 (1) 当該法人からの新制度への移行に関する手続きについての相談に応じています。なお、3 団体は、定款変更案の策定等、移行作業に入っており、平成 25 年 4 月 1 日の移行に向け着実に準備を進めています。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 3 法人が、平成 25 年 4 月 1 日に円滑に新制度へ移行できるよう、適宜相談に応じていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (私立学校施設の耐震化) (1) 平成 22 年度末において、県内私立学校における昭和 56 年以前建築の建物 110 棟中、耐震化済は 76 棟、耐震診断済は 86 棟であり、耐震化率については 86.4%と公立学校よりも 9.2 ポイント低いものとなっている。 東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、抜本的な対策である耐震化工事への国庫補助の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。 (経営企画分野)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 平成 23 年の春と秋に、国に対して私立学校施設への支援措置の拡充について要望を行うとともに、各学校に補助制度の活用を呼びかけました。 (2) 未耐震の学校に対して、耐震化に向けた取組計画の調査を実施しました。 2 取組の成果 未耐震の学校に対する耐震化の取組計画の調査の結果、平成 26 年度末までの取組状況を把握しました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 耐震化の取組計画の調査結果をもとに、平成 24 年度に「命を守る緊急減災プロジェクト」事業のひとつとして「私立学校校舎等耐震化整備費補助金」を創設し、私立学校が行う校舎等の耐震診断、耐震補強工事、改築工事に対して、県が補助を行い、安心して学べる環境の整備の促進を図っていくこととしています。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(新博物館の整備)

(2) 新博物館の整備については、平成22年3月の県議会において附帯決議が決議され、11月に建設工事に着手した。その後、新知事体制のもとにおいて検証作業が行われて、整備を進める前提となる7つの項目と博物館づくりの3つの方向性が示され、これに基づき整備を進めていくこととなった。

整備を進めるにあたっては、県議会における附帯決議に的確に対応するとともに、新博物館を整備する前提となる7項目について、示された工程表に基づき着実にその具体化を図られたい。

また、新たに加えられた3つの方向性の実現のために、具体的な博物館活動や運営等について、企業等も加えた多様な主体と連携しながら取り組まれない。

(文化・生涯学習分野)

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

(1) 附帯決議について

① 認知度の向上

県内各地において、県や市町のもつ広報媒体（県政だより、テレビ、ラジオ等）などを活用した広報、公共施設・交通機関等への看板設置、新聞・雑誌への寄稿、観光施設やイベント会場でのPR、緊急雇用促進事業を活用したPRなど、自分からアクションを起こさないと情報が入手できない手法だけでなく、受動的に「目や耳に入る」方法を工夫しながら、認知度向上に向けた取組を実施しました。

② 県産材の活用

来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入ってすぐの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。

③ 文化交流ゾーンの形成

図書館と公文書館機能を含めた資料や情報を活用しやすくするための取組や、魅力的で多彩な文化交流ゾーンの催しなどを企画していくため、関係機関等との調整や経営向上懇話会（後述）での意見の聞き取りを行いました。

(2) 「7項目」について

① 県費負担の削減

年間運営費（維持管理費・事業費）の再試算と節減可能な項目の洗い出し、及び収入増のための方策及び試算を行い、県議会生活文化環境森林常任委員会及び経営向上懇話会において意見の聞き取りを行いました。

② 広報体制強化

開館に向けた広報及び開館以降の広報のあり方について、時期、手法、重点とすべき点等をおさえた「広報戦略」を作成し、県議会生活文化環境森林常任委員会及び経営向上懇話会において意見の聞き取りを行いました。

③ 外部有識者による委員会

新県立博物館の効果的かつ効率的な経営の推進に向けて、新県立博物館の活動と運営に係る方針や体制の構築に関する、総合的・俯瞰的な助言をいただくことを目的として「新三重県立博物館（仮称）経営向上懇話会」を設置しました。

④ 民間の参画による経営基盤確立

県内企業や団体、NPOといった民間部門に対して、様々な面での連携・参画を促す取組について、当館における重要な広報として位置づけて取り組むこととしており、経営向上懇話会においても連携方策に関するアイデアについて意見の聞き取りを行いました。

⑤ 現博物館の解決策

地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。

- ⑥ 自然エネルギーの活用拡大
建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーとして「太陽光発電」及び「風力と太陽光発電による外構照明」をリストアップし、導入拡大の検討を行っています。
- ⑦ 金銭価値で示せない影響・効果
当該分野において、博物館をテーマとした議論はこれまでほとんど行われていないため、まず文化経済学や文化政策学、経済学を専門とする研究者に対するヒアリングを実施しました。

2 取組の成果

(1) 附帯決議について

- ① 認知度の向上
今年度、開館に向けた広報及び開館以降の広報のあり方について、時期、手法、重点とすべき点等をおさえた「広報戦略」を作成しており、当戦略に基づいて認知度向上に向けた取組を引き続き実施していくこととしています。
- ② 県産材の活用
来館者が県産材に触れ、親しみを持てるよう、受付カウンターや学習交流スペースの家具などに県産材を用いることとしているほか、基本展示室に入ってすぐの三重の地形模型にも県産の木材を利用することとしています。(再掲)
- ③ 文化交流ゾーンの形成
上記取組内容のほか、県民の方や県議会からも意見をいただいている、総合文化センターと新県立博物館との間の移動を安全かつスムーズに行うための連絡ブリッジ、道路移設、敷地改良など、周辺環境の整備を行うための設計を進めています。

(2) 「7項目」について

- ① 県費負担の削減
いただいた意見や他県の状況を踏まえて精査を進めており、開館前年(平成25年度)に収支計画を作成します。
- ② 広報体制強化
いただいた意見等を踏まえて今年度末に広報戦略をとりまとめており、以降、戦略に基づいて効果的な広報活動を展開していきます。
- ③ 外部有識者による委員会
今年度は2回開催(10月、2月)し、「広報戦略」「企業、団体、NPO等、多様な主体との連携の進め方」「多様な収入の確保策」をテーマに意見の聞き取りを行いました。いただいた意見を踏まえながら、新県立博物館の効果的、効率的な運営に向けた方針や体制の構築を進めていくこととしています。
- ④ 民間の参画による経営基盤確立
いただいた意見を踏まえながら随時制度設計を行い、着手できるものから順次事業(募集)を展開していきます。
- ⑤ 現博物館の解決策
地元自治体である津市の考え方を聞きながら解決策を検討しています。(再掲)
- ⑥ 自然エネルギーの活用拡大
建築等の整備状況を踏まえ、展開可能な自然エネルギーとして「太陽光発電」及び「風力と太陽光発電による外構照明」をリストアップし、導入拡大の検討を行っています。(再掲)
- ⑦ 金銭価値で示せない影響・効果
研究者や博物館学芸員と議論を進めており、今年度末を目標に、新県立博物館の運営についての研究会を独自に行いました。

平成24年度以降(取組予定等)

「整備を進める前提となる7つの項目」と「博物館づくりの3つの方向性」については、新県立博物館の活動と運営の仕組みづくりや、展示内容のつくり込みを進める中で反映させていきます。

なお、これらについては、毎年度作成する「新県立博物館の活動と運営」の中で、取組状況を報告することとしています。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(3) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次(一部、第十三次を含む)にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>こうした中で、雇用情勢については、持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。</p> <p>このため引き続き、23年度の緊急的な雇用・経済対策の考え方にに基づき、地域の特性や求職者の状況を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、雇用対策等を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>厳しい雇用経済情勢が続くなか、平成23年2月に定められた「第十三次緊急雇用・経済対策の考え方」に基づき、平成22年度から平成23年度への切れ目ない対策を進めてきたところです。</p> <p>主な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>雇用対策</p> <p>① 雇用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会や、地域における継続的な雇用機会を提供しました。(関係各部) <p>② 職業訓練・就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援での支援 離職を余儀なくされた方の生活の安定と再就職を支援するため、情報提供や相談の窓口として平成21年度に四日市市と鈴鹿市に開設した求職者総合支援センターにおいて、職業・生活相談をワンストップで行いました。 ・雇用につながる職業訓練 離職者や外国人求職者を対象とした職業訓練等の実施、大型自動車1種免許の取得など雇用につながる資格取得に対し、受講料の助成を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>雇用対策</p> <p>① 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の雇用人数 3,288人 <p>② 三重県求職者総合支援センターの取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業・生活相談など：1日あたり51.7件 ・求人情報閲覧：1日あたり149.3件 ・外国人職業相談：1日あたり4.1件 <p>③ 公共職業訓練の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職者向け民間教育訓練機関への委託訓練：776人 ・外国人向け講習 津高等技術学校金属成形科：15人 フォークリフト技能講習：53人

平成 24 年度以降（取組予定等）

依然として厳しい雇用情勢が続くなか、地域経済を活性化し、地域を元気にすることによって働く場を創出するため、産業施策と連携した実効性の高い雇用対策を進めることとします。

また、若年者や障がい者などの特に就職が困難な方に対し、それぞれのニーズに対応したきめ細やかな支援を行うこととし、産業団体、労働団体、国機関等で構成する「雇用創造懇話会」における意見を参考にしながら、より効果的な雇用施策の展開に取り組みます。

主な取組は以下のとおりです。

- ① 若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点にきめ細やかな就職支援サービスを実施するとともに、不安定な就労状況にある若年者を対象に、早期に就職できるよう研修を実施します。また、若年無業者の職業的自立を進めるため、「地域若者サポートステーション」の支援を行います。
- ② 働く意欲はあるものの就労が困難な障がい者の雇用促進を図るため、障がい者の雇用モデルを創出し、就労支援や職場定着支援を強化するとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援します。
- ③ 東日本大震災や円高等の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、雇用創出基金を活用し、短期の雇用・就業機会の提供や、雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成に取り組みます。（関係各部）

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用)</p> <p>(4) 平成22年6月1日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、1.50%にとどまっており、2年連続で全国ワースト1位となっている。 経済・雇用状況が厳しい中、企業への啓発や職業訓練の提供等のほか、障がい者の職場定着を支援する取組を実施しているが、今後は国、関係機関等との連携をさらに進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>障がい者雇用の促進を図るため、三重労働局や県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会等と連携して下記の取組を実施しました。</p> <p>(1) 啓発・広報等による障がい者雇用にかかる理解の醸成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度の運用 ② 障がい者雇用優良事業所等表彰 ③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発 ④ 障がい者雇用アドバイザーによる企業への個別啓発及び求人情報の収集 <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ② 津高等技術学校でOA事務訓練(期間1年間)の実施 ③ 職場適応訓練事業の実施 ④ 障がい生徒職域開発促進事業の実施 ⑤ 第8回三重県障がい者技能競技大会の開催 <p>(3) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公正採用選考研修会の開催 ② 障がい者就職面接会の開催 ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業の実施 ④ 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生特別基金事業 ⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業 ⑥ 就業のための身体障がい者地域人材育成事業 ⑦ 障がい者雇用モデル構築緊急雇用創出事業 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職業相談、啓発・広報</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度による登録状況 登録件数：雇用促進事業所：8事業所、就労支援事業所等：31事業所 ② 障がい者雇用優良事業所等表彰 1社 ③ 障害者雇用支援月間における駅頭啓発実施回数 駅頭啓発：1回(障害者雇用支援月間：9月) ④ 障がい者雇用アドバイザーによる個別啓発実施事業所数等 訪問事業所数：448事業所、開拓求人数：96人、採用者数：63人 <p>(2) 実習・訓練等による職業能力開発</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数64人(うち23年度内に終了する訓練の受講者50人、そのうち修了者45人、就職33人) ② 津高等技術学校でOA事務訓練(身体障がい者対象、期間1年間) 入校者数10人(うち就職6人) ③ 障がい生徒職域開発促進事業による職場実習受講生徒数343人 ④ 第9回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数

競技種目（参加者数）：機械CAD（3人）、喫茶サービス（6人）、電子機器組立（2人）
パソコン文書作成（14人）、パソコン表計算（9人）
パソコン文書作成視覚障がい者の部（4人）

(3) その他

- ① 公正採用選考研修会の開催回数及び参加者数 開催回数：5回、参加者数：310事業所
- ② 障がい者就職面接会の開催回数、参加企業数及び参加者数
開催回数：7回、参加企業数：141社、参加者数：831人（いずれものべ数）
- ③ 農業分野における障がい者地域人材育成事業
実施団体：1団体、雇用障がい者数：12人
- ④ 農業分野における障がい者ふるさと雇用再生特別基金事業
実施団体：4団体、雇用障がい者数：23人
- ⑤ IT技術を活用した障がい者在宅就業支援ふるさと雇用再生特別基金事業
委託先：障がい者の在宅就業を行うNPO、業務開拓及び在宅就業者の支援を実施
- ⑥ 就業のための身体障がい者地域人材育成事業
雇用障がい者数：40人

平成24年度以降（取組予定等）

平成23年度の民間企業における障がい者実雇用率は、前年より0.01ポイント改善し、1.51%でした。実雇用率は、都道府県別では全国第46位で、依然として低迷を続けています。これらを改善するために国等関係機関との連携による障がい者雇用促進のための啓発活動や職業能力開発等の従来の取組に加え、平成24年度には新たに障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援する助成制度を設け、障がい者の働く場の拡大を図ります。

また、障がい者の職域開発、労務管理、雇用に対する経営への影響等を専門的に検討し、障がい者雇用の優良モデルを創出します。得られたモデルを基に就職に直結する求人の開拓を行うとともに、モデルは今後の企業等への普及・啓発活動に活用します。

さらに緊急雇用創出基金を活用し、障がい者を対象に座学研修とインターンシップを組み合わせた人材育成事業を実施し、約40人の障がい者の早期の就職を支援するとともに、他にも障がい者の地域人材育成事業を実施し、障がい者の就職を支援していきます。

職場実習事業についても、より就職につながるように再構築した障がい者就労アプローチ支援事業を行い、障がい者雇用の前段階である実習を拡大します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故防止)</p> <p>(5) 交通事故の防止については、様々な取組により、平成22年において人身事故件数は11,275件で前年より97件減少し、負傷者数も14,878人で前年より248人減少している。しかし、交通事故死者数については、長期的には減少傾向にあるものの、22年は135人と前年より23人増加し、全交通事故死者のうち高齢者の占める割合は全体の半数以上を占めている。</p> <p>高齢社会の進展により高齢者が関与する事故の増加が予想されることから、高齢者を中心とした交通弱者(歩行者及び自転車利用者)に重点を置いた事故防止の取組について、関係機関等との連携を強め、より一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(勤労・生活分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 交通情勢の変化等を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定める第9次三重県交通安全計画において、「高齢者及び子どもの安全確保」及び「歩行者及び自転車利用者の安全確保」を交通安全対策を考える視点の一つとして位置づけ、交通安全教育や啓発活動等の推進を図っていくこととしました。</p> <p>(2) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、関係機関等と連携して運動を展開しました。</p> <p>(3) 老人クラブで交通安全活動を推進する「交通安全活動指導員(シルバーリーダー)」を対象とした交通安全研修会を実施し、シルバーリーダーが地域や老人クラブにおいてより活発に活動できるよう支援を行いました。(13回実施、251人受講)</p> <p>(4) 各地区の指定自動車教習所及び三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全講習の受講の機会が少ない運転免許を持たない高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。(17回実施、179人受講)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、通学路における交通安全指導の実施、街頭啓発活動の実施など、さまざまな交通安全活動が展開されました。 (シルバーリーダーによる交通安全活動回数：723回)</p> <p>(2) 平成23年における交通事故死者数は95人と前年に比べ40人減少し、また、高齢者の交通事故死者数は53人となり、前年と比較して18人減らすことができました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 今後、高齢者等の交通事故抑止対策の推進がますます重要となることから、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。</p> <p>(2) 新しいシルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図るため、研修会を開催し、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して、必要な指導方法や情報の提供を行い、地域で行う交通安全活動の広がりを支援します。 (研修会開催回数：18回、研修人数：300人)</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(みえ災害ボランティア支援センターへの支援)

(6) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う支援活動のため、3月14日に「みえ災害ボランティア支援センター」が発足し、4月1日以降4次にわたる被災地への先遣隊派遣や、ボランティアバスの企画・募集・実施を行っている。

支援センターの運営は構成団体からの支援により実施され、県も構成員として事務局職員の人件費やバス運行経費を負担しているが、支援活動が長期化する見込みでありかつ被災地の要望は時々刻々と変化するため柔軟な対応が求められる。

このため、支援センターが必要に応じて新たな取組に対応できるよう、県においても支援体制を整え連携して被災地域への支援に取り組まれない。

(人権・社会参画・国際分野)

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

(1) 事務局運営

活動支援金を募集するとともに、事務局職員を雇用し、安定して支援できる体制づくりを行いました。

- ・活動支援金募集開始(4月5日～, 現在の総金額: 10,133,529円)

- ・事務局職員雇用開始(5月1日～, 現在の有償スタッフ数: 7名)

(2) 支援内容

具体的な支援として、主に、以下のような事業に取り組みました。

- ・「みえ発! ボラパック」(ボランティアバス) ※三重県内及び山田町内
三重から岩手県山田町へ、ボランティアをバスで送り届ける取組を行いました。

- ・「みえで仲間をつくり隊!」 ※三重県内
東日本大震災の発生に伴い、三重県内への避難を余儀なくされた方々への支援を行いました。

- ・「思いで戻し隊・みえ」(写真等の洗浄ボランティア) ※三重県内及び山田町内
津波等で汚れてしまった写真を三重に持ち帰り、綺麗にしてお返しする取組を行いました。

- ・「ボランティアについて知り隊・話し隊」 ※三重県内
県内の方々の災害ボランティアに関する疑問等を解消する場づくりの取組を行いました。

- ・「山田町ではってマップ」第1号・第2号の作成 ※山田町内
山田町で営業を再開した商店や仮設店舗等の情報を地図にして山田町全戸へ配布しました。

- ・「東日本大震災 写真展」の開催 ※三重県内
東日本大震災発災直後やボランティア活動の様子を撮影した写真を展示しました。

2 取組の成果

「みえ発! ボラパック」は、平成23年4月から11月まで運行し、のべ648人の方々にご参加いただきました。現地において、瓦礫撤去や仮設住宅への引っ越し作業など、さまざまなボランティア活動を実施することで、被災地の復旧・復興に大きく貢献しました。

また、県内に避難された方々に対する支援では、避難者の方々の交流の場づくり等をこれまで7回実施し、のべ162名の避難者の方々にご参加いただきました。この取組が、三重県での生活の不安や悩みを解消することにつながりました。

その他、県内でのボランティア活動に対する啓発のための取組などを実施し、東日本大震災に対する継続的な支援と県内の防災意識の向上に寄与しました。

なお、職員を雇用することで、安定的なセンター運営及び事業実施が可能となるとともに、ご寄付いただいた活動支援金を東日本の支援に結びつけることができました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

瓦礫撤去などの一般的な災害ボランティアニーズについては収束しつつありますが、まだまだ被災地は復興の歩みを始めたばかりです。また、時間が経過するとともに、被災地・被災者のニーズは多様化していきます。

そのため、平成 24 年度以降も引き続き、刻々と変化するニーズに柔軟に対応しながら、以下のような活動を主な取組として実施するとともに、県内において啓発活動等も合わせて行っていく予定です。

また、新たな大規模災害が発生した際には、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、みえ災害ボランティア支援センターの迅速な設置を支援します。

・「みえ発！ボラパックⅡ」

文化活動やスポーツ交流活動ができる三重県の団体を、バスで被災地まで送り届け、仮設住宅、多目的施設やグラウンドなどで被災者に寄り添ったボランティア活動を実施します。

これにより、被災者の趣味の再開、人々の交流の場の創出を実現し、心の復興につなげます。

・「みえで仲間をつくり隊！」

県内に避難された方々に対して、寄り添いながら支援を行います。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料等の収入未済額が 43,076,292 円 (対前年度比 98.8%) あり、前年度と比べて 530,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に一層努められたい。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 278,000 円 (対前年度比 93.6%) あり、前年度と比べて 19,000 円減少しているものの、今後もその収納促進に努められたい。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努める必要がある。</p> <p>(1) 建物使用料において月割計算の際の端数処理を誤っていたため、歳入戻出を行っていた。 (文化・生涯学習分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。 他の 1 件についても、納付誓約書に基づき返済を求めました。 ともに、定期的に電話での督促も実施しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 収入未済金の回収に向けて、月 1 回程度債務者宅を訪問するなどにより面談を行い、納付を促しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) (1) 当該事案は建物使用団体の解散により使用期間が未定であったため、1 年間の使用料を算出し分割納付を認めていたもので、平成 23 年度に同様の事例はありません。今後、使用料の分割納付を認める際は、過納付による歳入戻出が生じないように最終納付時に端数調整を行う等、適正な事務処理に努めます。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、平成 24 年 3 月末現在までに 56 万円の支払いがありました。 他の 1 件は、経営環境が改善されず悪化しているため支払いが滞りがちですが、平成 24 年 3 月末現在までに 10 万 5 千円の支払いがありました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 専修学校又は各種学校入校者補助金返還金において 15,000 円、妊産婦出産費補助金返還金において 2,000 円が納付されました。(残額計 261,000 円 平成 24 年 3 月末現在) (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) (1) 平成 23 年度に同様の事例はありません。 (文化・生涯学習分野)</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(ア) 中小企業従業員住宅家屋貸下料 (和解案件 1、その他 1) 和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の 1 件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。また、ともに定期的に電話による督促を行っていきます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(イ) 今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(ウ) (1) 今後、使用料の分割納付を認める際は、過納付による歳入戻出が生じないように最終納付時に端数調整を行う等、適正な事務処理に努めます。 (文化・生涯学習分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成22年度拠点間連携による多彩な文化機会提供事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 【平成22年度次世代の文化体験活動推進事業業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(3) 【インターンシップ受入企業開拓等業務委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 必要な金額の印紙が貼付されていなかった。 (勤労・生活分野)</p> <p>(4) 【NPO活動基盤強化事業業務委託】 執行伺いが未作成で、出納局事前検査を受けていなかった。 予定価格調書が複数件まとめて作成されていた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5) 【平成22年度外国人住民への情報提供事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(6) 【平成22年度災害時外国人住民支援事業委託】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 【平成22年度「人権講演会」講師派遣業務委託】 予定価格が設定されていなかった。 (四日市県民センター)</p> <p>(8) 【心に訴える啓発放送委託】 委託先の個人情報の管理体制の把握が不十分であった。 (人権センター)</p> <p>(9) 【県立博物館移動展示受付・監視等業務】 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (博物館)</p> <p>(10) 【斎宮歴史博物館歴史体験事業】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。 (斎宮歴史博物館)</p> <p>(11) 【斎宮歴史博物館受付業務】 個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。 (斎宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 事前検査が必要な内容を一覧表に整理し、全職員に周知するとともに、財務システムのパソコン上に掲載しました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(3) 経理担当者が事前検査について、検査漏れのないよう職員に徹底指導しました。 また、印紙税規定の遵守について、職員に指導しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(4) 指摘事項について、同じ誤りがないように職員に周知徹底しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(5)(6) 担当職員が事前検査対象案件について認識を持つよう徹底し、再発防止に努めました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(7) 会計規則等を遵守し、予定価格の設定を行うとともに、今回の指摘について周知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。 (四日市県民センター)</p> <p>(8) 個人情報取扱事務委託基準を再確認し「責任者の報告」を委託先より受けました。 (人権センター)</p> <p>(9) 執行伺い決裁後の出納局事前検査については、事前検査対象案件であったが、事前検査を受けていませんでした。そのため、経理担当者が事前検査について、再認識し、検査漏れのないよう徹底しました。 (博物館)</p>

- (10) (11) 個人情報の管理に関する部分について、改正後の基準により変更契約を行いました。
また委託先の事業者に対して、再度注意を促しました。(齋宮歴史博物館)
- 2 取組の成果
- (1) (2) 事前検査について、職員の意識づけを行ったことにより、再発防止につながっています。
(文化・生涯学習分野)
- (3) 執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適切に処理しました。
また、印紙税規定についても規定に従い適切に処理しました。(勤労・生活分野)
- (4) 今年度の同様の契約では、適正に事務処理が行われました。(人権・社会参画・国際分野)
- (5) (6) 事前検査について担当職員が認識を持つようになったことにより、適切に事前検査を受けました。
(人権・社会参画・国際分野)
- (7) 会計規則等に基づき、適正な会計事務処理を行いました。(四日市県民センター)
- (8) 個人情報の伴う委託業務にあたっては、個人情報取扱事務委託基準に沿い個人情報は適正に管理されています。
(人権センター)
- (9) 事前検査について、経理担当者が再認識し、起案者とともに意識付けを行ったことにより、適切に事前検査を受けることができました。(博物館)
- (10) (11) これまでも個人情報管理には注意を払ってきましたが、より一層厳重な管理に努めました。
(齋宮歴史博物館)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適正に処理するよう努めます。
(文化・生涯学習分野)
- (3) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適正に処理するよう努めます。
また、印紙税規定を遵守し、適正に処理するよう努めます。(勤労・生活分野)
- (4) 今後も職員に会計事務について周知を図り、適切な事務執行に努めます。
(人権・社会参画・国際分野)
- (5) (6) 引き続き、事前検査を適切に受けるように努めます。(人権・社会参画・国際分野)
- (7) 引き続き、会計規則等に基づく適正な事務処理に努めてまいります。(四日市県民センター)
- (8) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。(人権センター)
- (9) 引き続き、執行伺い決裁後の出納局事前検査について、適正に処理するよう努めます。
(博物館)
- (10) (11) 今後とも、法令の適正な運用に努めていきます。(齋宮歴史博物館)

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 補助金 (1) 【隣保館運営費等補助金】 ・平成21年度補助金の精算にかかる実績報告書が期限までに提出されていなかった。 ・概算払精算書の精算額と実績報告書の精算額が一致していないものがあった。 (人権センター)
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 ・補助対象市町に対し、期限内の提出を指導し、期限後提出の防止に努めました。 ・補助対象市町に対し、精算額に相違がないよう指導し、再発防止に努めました。 2 取組の成果 ・市町から期限後に提出される事なく、適正に処理されています。 ・精算額の相違なく、適正に処理されています。
平成24年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 保管転換を行った際に、財務会計システム上の処理が遅れ年度をまたいでいるものがあった。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳が整理されていなかった。 (人権センター)</p> <p>(3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。 (博物館)</p> <p>(4) 入場券、招待券等の実数が台帳上の在庫と整合していなかった。 (斎宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物品の引渡し日が未定だったため、保管転換することのみを予め決裁を受け、実際に引き渡した後に財務システム上の処理をする予定でしたが、担当者が失念し、監査に際して処理の漏れが判明したため、当日中にシステム上の処理を行いました。 今後、同じ誤りが発生しないよう、職員に周知し、会計規則を遵守した事務執行の徹底を図りました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳の記帳、整理が必要なことを担当者及び担当課内で再確認し公有財産使用許可（貸付）台帳の整理を行いました。 (人権センター)</p> <p>(3) 次のとおり実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠管理ができるスチール製の保管庫を廃校となった高校から譲り受けて設置した。 ・薬品台帳へ薬品量の調査を行い記録を取り直した。 ・薬品のガラス瓶を、クッション材を付けてビン同士の衝撃をなくす工夫も行った。(博物館) <p>(4) 不要となった無料券を処分したこと及び入館券・招待券の払い出し時に出納簿へ記載が漏れていたことが原因でした。払い出した枚数と現在ある券の枚数を再度チェックし出納簿との整合を図りました。また、今後出納簿への記帳漏れを防ぐために、業務を複数人で分担し相互チェックを行うようにしました。 (斎宮歴史博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品管理事務に関する職員の意識の向上を図ることができました。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 公有財産使用許可（貸付）台帳により、貸付財産の管理が訂正に処理されています。 (人権センター)</p> <p>(3) 鍵管理による盗難防止や、地震に対応できる状態を継続して管理を行っています。 (博物館)</p> <p>(4) 適正な会計処理が行われています。 (斎宮歴史博物館)</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、物品管理事務に対する意識を高めるとともに、適正な事務処理を行うよう努めます。 (文化・生涯学習分野)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。 (人権センター)</p> <p>(3) 引き続き、法に基づく盗難防止等の措置や、地震に対応できる状態での管理を適切に行っていきます。 (博物館)</p> <p>(4) 今後とも適正な会計処理に努めていきます。 (斎宮歴史博物館)</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (1) 所在不明図書 (22 冊 取得価格 78,677 円) (図書館)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、この装置に反応するタトルテープを本に装着することによって、不明図書の防止と抑止に努め適正な管理運営を行っています。 また、利用者の特に多い夏季期間中に館内巡回や館内各所に「貸出未手続きの図書はカバンに入れない」などの周知を行っています。 2 取組の成果 磁気式図書貸出確認装置導入により昨年の 39 件より減少しており、着実に成果を上げています。 また、職員に対しても正規の貸出手続きへの意識について喚起しているところです。
平成 24 年度以降 (取組予定等) 磁気式図書貸出確認装置の適正な運用を図るとともに、今後とも来館者に対して注意を喚起し不明図書の縮減に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 使用料及び賃借料において支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 単価契約による筆耕翻訳料において、支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 委託料、備品購入費の一部で、支出負担行為は行われているものの、財務システム上での整理が遅延しているものがあった。 (津高等技術学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施設使用規定の再確認を行い、利用料金誤りのないように徹底しました。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 反訳業務の依頼に当たり、契約先に、契約に従い適正に請求額を積算するよう連絡しました。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 契約締結時に、財務端末に入力するよう徹底を図りました。 (津高等技術学校)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 対象施設使用規定に基づき適正に執行されています。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 平成 23 年度においては、請求額の誤りはありませんでした。よって、歳出戻入の必要も生じていません。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 適正に財務端末処理を実施できました。 (津高等技術学校)</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き適正な事務処理を行うよう努めます。 (勤労・生活分野)</p> <p>(2) 単価契約による反訳業務の契約締結に当たっては、契約先に、契約に従い適正に請求額を積算するよう連絡します。 (人権・社会参画・国際分野)</p> <p>(3) 会計規則を遵守し、適正な事務執行を行うよう努めていきます。 (津高等技術学校)</p>

部局名 生活・文化部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 0 円 相手 185,710 円）（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 46,095 円）（四日市県民センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事故を起こした職員に直接注意を行うとともに、室内の職員に公用車運転の際の一層の注意を呼びかけました。（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 四日市地域安全衛生委員会主催（事務局 四日市県民センター）により、平成 23 年 12 月 6 日に安全運転講習会を開催しました。</p> <p>四日市地域事務所長連絡会議（平成 23 年 12 月 15 日開催）において、公用車運行について事例を示した情報提供・注意喚起を行いました。（四日市県民センター）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度においては、県の負担を伴う公用車運転上の事故は発生していません。（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 186 人の庁舎職員が受講しました（うち県民センター職員 17 人）。</p> <p>各事務所長より、所内のミーティング等を通じて、各職員に周知徹底が図られました。（四日市県民センター）</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も、公用車運転における注意を職員に徹底していきます。（勤労・生活分野）</p> <p>(2) 平成 24 年度も同様の安全運転講習会を実施します。</p> <p>引き続き四日市地域事務所長連絡会議を通じ、公用車の安全な運行についての情報提供・注意喚起を図っていきます。（四日市県民センター）</p>

部局名 生活・文化部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) その他 (1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で40法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 (1) 平成20年12月の公益法人制度改革三法の施行後、円滑な新制度への移行を促すため、所管特例民法法人に対し説明等を随時実施してきました。 平成23年度においては、平成24年4月1日付け移行を目指し多くの法人が移行認定・認可申請に向けて動き出す年であったことから、法人の定期検査や意向調査等の機会を通じて、法人それぞれの今後の申請予定を確認するとともに、必要な情報提供及び助言を行いました。 (2) 随時、法人からの相談等に応じて、新制度への移行手続きに関する助言等を行いました。 2 取組の成果 平成23年9月30日時点で未移行であった生活・文化部所管40法人のうち、すでに17法人が公益法人への移行認定を、3法人が一般法人への移行認可を受けています。 また、その他の法人についても定款変更の案の策定作業など新制度への移行に向けた準備を進めています。
平成24年度以降(取組予定等) 今後も引き続き、所管法人に対して新制度への移行に関する情報提供を積極的に行うとともに、必要な助言を行い、新制度への円滑な移行を促進していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (食の安全・安心の取組)</p> <p>(1) 食品衛生対策として、監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者に対する啓発等を実施しているが、平成 22 年度には、県内で大規模な集団食中毒事件が発生しているため、事業者の自主衛生管理を積極的に支援するとともに、食品の試験検査等を更に充実させるなど、一層の食中毒予防対策を強化されたい。</p> <p>また、食肉の生食についても他県において死亡事例が発生したことから、引き続き、事業者への監視指導を行うとともに、県民への周知にも努め、「食の安全・安心の確保」を図り、県民の健康被害が発生しないよう努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康・安全分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>食品の安全確保のため、毎年度当初に「三重県食品監視指導計画」を定め、本計画に基づき計画的に食品営業施設の監視指導や食品の試験検査等を実施するとともに、事件や事故等の際は適切に対応するようにしています。</p> <p>(1) 三重県内では、平成 22 年に腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒が 4 件発生したこと、平成 21 年に発生した食中毒の約半数は、カンピロバクターを原因とするものであったことから、平成 22 年度は食肉等の適切な取扱いについて、食肉販売店を中心に重点的な監視指導を行いました。</p> <p>また、平成 23 年 4 月に富山県等で発生した食肉の生食を原因とする腸管出血大腸菌による食中毒事件を受け、県内の生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売店等を対象に順次緊急監視（立ち入り検査）を実施しました。</p> <p>更に、生食用食肉の新しい規格基準が平成 23 年 10 月 1 日に施行されたことに併せて、県では、効率的な監視等を実施するため、生食用食肉を取り扱う施設について事前に保健所に届出させるなどの届出制（四日市市も同時に）を導入しました。</p> <p>(2) 食品の試験検査については、近年の自主回収情報、収去検査結果、県民の関心等を総合的に判断し、残留農薬や食品添加物、重篤な健康被害を引き起こすアレルギー物質検査、食肉・食鳥肉の大腸菌群等の微生物検査及び残留有害物質検査を実施しました。</p> <p>また、平成 23 年 3 月の東日本大震災にともなう原子力発電所事故を原因とした食品等への放射性物質汚染が問題となり、県内でも汚染された稲わらを給餌されていた牛の肉が流通していたため、放射性物質検査を実施しました。</p> <p>(3) 食品営業者の自主衛生管理の促進を図るため、従前より HACCP 手法を取り入れた自主衛生管理の認定制度を実施していましたが、平成 23 年度から、制度を見直し、一般衛生管理と HACCP 手法を導入した 2 段階のプログラムとし、飲食店営業者等のより多くの事業者が参加できるようにした「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を制定し、自主衛生管理を促進しました。</p> <p>(4) 県民の方に、食品衛生について啓発等を図るため、三重県のホームページである「食の安全・安心ひろば」を活用するとともに、毎年 8 月を食品衛生月間として啓発活動を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年度の「三重県食品監視指導計画」の実施結果については、平成 23 年 9 月に中間結果を三重県のホームページで公表しました。</p> <p>(2) 生食用食肉の緊急監視については 5 月 9 日から県内各保健所で、生食用食肉を取り扱う飲食店営業、食肉処理業、食肉販売店等を対象に順次緊急監視（立ち入り検査）を実施し、生食用食肉の取扱いを行っていた施設(485 施設)を把握するとともに、これらの施設については、三重県食品衛生監視指導計画に基づく重点監視施設に新たに規定し、その後も重点的な監視指導を実施しています。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 平成 23 年度の「三重県食品監視指導計画」の実施結果は、平成 24 年 6 月を目処に、三重県のホームページで公表する予定です。平成 24 年度についても、平成 23 年度の状況等を勘案し、下記事項について、追加・改善を行い「平成 24 年度三重県食品監視指導計画」を策定しています。

ア 平成 23 年度に引き続き、生食用食肉取扱施設を重点監視施設として位置づけ、重点的に監視を実施し、食中毒防止に努めます。

イ 東日本大震災の影響による原子力発電所事故を原因とした食品の放射性物質による汚染が問題となっており、食品中の放射性物質について今後、新たな基準値が設定されることから、平成 24 年度は、流通している食品の安全性を確認するため計画的な放射性物質検査を実施します。

ウ 三重県食品の自主衛生管理認定制度については、より多くの事業者に取り組んでいただけるよう、事業者に対する制度の啓発や消費者へ周知を行っていきます。

今後、この「平成 24 年度三重県食品監視指導計画」を計画的に実行することで、平成 24 年度も引き続き食品の安全・安心確保に努めてまいります。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (災害時医薬品の確保)</p> <p>(2) 災害時に必要となる外科系救急医薬品の備蓄を三重県医薬品卸売業者に委託するとともに、直轄で津市内、志摩市及び熊野市内で備蓄をしているが、平成23年の台風12号による水害で、熊野保健福祉事務所に備蓄していた薬品の一部が被害を受けた。 震災等の災害時の医薬品確保のため、委託先を含め備蓄場所の再点検を行うとともに、必要があれば備蓄場所の見直し等を検討されたい。</p> <p>(健康・安全分野)</p>
講じた措置
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 県直轄の備蓄場所3か所、委託契約による医薬品等の備蓄場所38か所について、県の津波浸水予測図(平成23年度版)に基づいて再点検を行いました。 その結果、防潮堤等の施設がないとした場合は、県直轄では熊野保健福祉事務所、委託契約による備蓄場所では15か所において、浸水被害を受ける可能性があることが判明したため、備蓄場所の見直しを行いました。</p> <p>2 取組の成果 熊野保健福祉事務所に備蓄していた医薬品等については、浸水被害がないと想定される熊野市内の県有施設に移動しました。 また、委託契約による備蓄場所については、委託先の変更や備蓄場所を1階から2階に変更するなどの対策により、すべての備蓄場所が予測される浸水に対応できることとなりました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等) 今後とも必要に応じて備蓄場所の見直し等を検討していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(3) がんによる死亡者数の減少に向け「がん対策戦略プラン」を策定し、重点課題である「地域がん登録」を平成23年7月から実施するなど鋭意取り組んでいるが、依然として早期発見につながる「がん検診」の受診率について、乳がん検診受診率が全国36位(平成21年度)であるなど、全国水準より低位となっている。</p> <p>引き続き、市町や医療関係機関等と連携し、検診の重要性などの啓発活動等を実施して、受診率の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>がん検診受診率(平成22年度)については、乳がん21.8%(前年比7.8ポイント増)、子宮頸がん27.2%(同8.2ポイント増)、大腸がん20.5%(同2.3ポイント増)、胃がん8.0%(同0.3ポイント増)、肺がん20.2%(同2.0ポイント増)であり、三重県がん対策戦略プランの数値目標で掲げている受診率50%の達成に向けて、多様な主体との協働による、効果的な普及啓発の実施等、様々な取組を進めました。</p> <p>がん検診受診率向上の取組として、国が平成21年度より5歳刻みの対象年齢に無料のクーポン券を送付する「がん検診推進事業」を実施していますが、無料であるにもかかわらず利用率が伸び悩んでいるため、平成23年度、新規の県単事業として「がん検診受診率向上モデル事業」を立ち上げ、がん検診受診を促す家族・友人からの手紙作戦や小学校での検診の実施など、がん検診無料クーポン券の利用率向上につながるモデル的な市町の取組を支援しました。</p> <p>また、特に乳がん検診については、NPO法人三重乳がん検診ネットワークとの協働により、マンモグラフィの未経験者を対象とした無料体験会を平成22～23年度に開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成23年度「がん検診受診率向上モデル事業」補助金については、松阪市、桑名市、名張市、熊野市、菰野町、玉城町、紀宝町の7市町が活用し、受診率の向上に取り組めました。</p> <p>また、マンモグラフィの未経験者を対象とした無料体験会については、平成22年度は383名が受診しました(うち要精検40名、乳がん発見3名)。平成23年度は10月8日に実施し、233名が受診しました(うち要精検20名、乳がん発見1名)。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>平成24年度から「がん予防・早期発見推進事業」を新たに立ち上げ、がん予防や早期発見に関し、全国や県内市町で先進的に実施されて効果をあげている取組や市町独自の新たな取組に、全ての市町が取り組んでもらえるよう市町のこれらの取組に対して補助し、県内市町全体のがん予防・早期発見の取組を促進します。</p> <p>さらに、「(一部新)がん検診受診促進・精度管理事業」により、NPOや企業、医療機関、市町との連携のもと、がん検診の必要性の啓発と検診精度の向上を図ります。</p> <p>また、肝臓がんの予防については、「肝炎対策コーディネーター養成事業」を新規に立ち上げ、発症の主な原因であるウイルス性肝炎について、検診の受診促進を行うコーディネーターを養成します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医師・看護職員確保の取組)</p> <p>(4) 県は医師や看護職員の確保のため、修学資金貸与制度、医師キャリアサポートシステムやナースバンク制度等に取り組んでいるが、県内の医師・看護職員数は、人口 10 万人あたりの施設従事医師数が全国 38 位（平成 20 年末現在）、看護師従事者数が全国 38 位（平成 22 年末現在）であるなど、全国平均を下回っている。</p> <p>引き続き、人材確保対策や医師のキャリア形成支援等を充実させ、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制の確保に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 医師不足の影響を当面緩和する取組として、医師無料職業紹介事業や勤務医負担軽減対策等を実施したほか、23 年度より新設した研修医研修資金貸与制度の運用を開始しました。</p> <p>また、中長期的な視点に立った取組として、医師修学資金貸与制度の運用、臨床研修病院の魅力づくりの支援、三重大学医学部との連携や地域医療研修センターの取組を通じた地域医療教育の充実等に取り組みました。</p> <p>(2) 医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組む三重県地域医療支援センター（仮称）の設置に向けた調整を行いました。</p> <p>(3) 看護職員の確保対策として、看護師等養成所への運営費補助や専任教員養成講習会を実施するとともに、定着促進として、病院内保育所の設置運営への支援、新人看護職員研修の実施、さらに、看護職員としての復職を支援するために、ナースセンター事業による看護職員の無料職業紹介や潜在看護職員復職研修を実施するなどの取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 医師不足の影響を当面緩和する取組では、医師無料職業紹介事業において、医療機関からの求人と医師からの求職について仲介事業を継続し、成約件数 14 件（常勤 5 件・非常勤 9 件）（平成 22 年 10 月～平成 24 年 3 月末現在）と着実に成果を出しつつあります。また、今年度より創設した、研修医研修資金貸与制度では、臨床研修医 18 名、専門研修医 2 名に貸与することとし、県内で勤務する若手医師の確保につながりました。このほか、病院勤務医の負担軽減対策として 5 病院を支援し、県内医療機関への定着化に向けた環境づくりを行いました。</p> <p>(2) 中長期的な視点に立った取組では、医師修学資金貸与制度の運用において、新たに 62 名、貸与者累計 285 名（平成 24 年 3 月末現在・返還者除く）に貸与し、将来県内で勤務する若手医師の確保を図りました。また、臨床研修病院における魅力度の向上を支援し、臨床研修医を確保する環境づくりを行いました（マッチング率：平成 23 年度 72.7%、平成 22 年度 72.1%）。また、地域医療研修センター事業では、初期臨床研修で必修となる地域医療研修において、受入定員枠の 35 名を超える応募があり、過去の研修修了者の中から後期研修を同センターで行う医師もでています。</p> <p>(3) 看護師等養成所で必要な専任教員については、講習会の実施により 30 名の専任教員を認定しました。また、新人看護職員研修では、各医療機関からの研修受講者が増加し定着促進の取組が進みました。また、ナースセンター無料職業紹介では、登録者 1,007 名のうち 452 名の就業者を得て看護職員の復職につながりました。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 医師不足・偏在の解消に向けて、引き続き、医師無料職業紹介事業等の医師不足の影響を当面緩和する取組や、医師修学資金貸与制度の運用等の中長期的な視点に立った取組を進めます。
- (2) 若手医師の確保のためには、医療機関における指導体制の充実を図ることが重要となるため、新たに、指導医の育成支援に取り組みます。また、平成 10 年から平成 22 年までの 12 年間で、県内病院に勤務する 50 歳以下の女性医師が約 44%増えていることから、女性医師の子育て・復帰支援に取り組みます。さらに、今後、三重県地域医療支援センター（仮称）を設置し、医師不足調査・分析、医師のキャリア形成支援モデルの検討、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等に取り組みます。
- (3) 看護職員の確保に向けて、これまでの取組に加え、新たに、多様な勤務形態の導入や勤務環境改善の取組を検討している医療機関に対しアドバイザーを派遣し助言等を実施するとともに、看護職員の様々な悩みや不満への相談に応じる窓口を設置し、定着促進に向けた取組を進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (救急医療体制の整備)</p> <p>(5) 医師の確保が困難な中、限られた医療資源のもと迅速で的確な救急搬送が行われるよう、地域医療再生計画に基づく医療機関の機能分化と連携を促すとともに、二次輪番病院への機能強化に向けた支援を行い、救急搬送や受入が円滑に行われるよう体制の強化等に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 初期救急の医療情報を県民に提供し、適切な受診行動を促進するため、救急医療情報システムを改良し、平成 23 年 10 月から運用しました。</p> <p>(2) 地域医療再生計画（平成 21 年度策定）に基づいて、伊賀地域の病院の機能分担を進め、救急医療体制の強化を図るため、伊賀地域救急輪番 3 病院（上野総合市民病院、名張市立病院、岡波総合病院）の設備整備に支援を行うとともに、地域医療再生計画（平成 23 年度策定）に基づいて、桑名地域の二次救急医療体制を強化するため、桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に支援を行うなどにより、計画の進捗を図りました。</p> <p>(3) 県内の三次救急医療体制の充実・強化を図るため、平成 24 年 2 月から、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院を基地病院として、県内全域をカバーする県独自のドクターヘリの運航を開始しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 救急医療情報システムのホームページのデザイン刷新、検索メニューの充実、高性能の地図の採用など、システムが利用しやすくなりました。</p> <p>(2) 地域医療再生計画に基づき、病院の再編統合に向けての準備が進められるとともに、救急医療機関の医療機器の設備強化等が進みました。</p> <p>(3) 県独自のドクターヘリにより、脳卒中や急性心筋梗塞など重症な救急患者が医師による初期治療を受けるまでの時間が短縮されました。</p> <p>なお、平成 23 年度（2 か月間）の実績は、19 件（現場出動 9 件、病院間搬送 10 件）でした。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 救急医療情報システムに参加し、時間外に診療を行う医療機関の増加に向けて、関係団体と連携して、取り組んでいきます。</p> <p>(2) 地域医療再生計画に記載した事業を着実に進めることができるよう、関係機関や関係団体と連携して取り組んでいきます。</p> <p>(3) ドクターヘリが適切に運航されるよう、基地病院（三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院）や消防本部等の関係機関に対して、必要な支援を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (災害医療体制の再構築)</p> <p>(6) 三重県災害医療対応マニュアルは、平成22年4月1日より運用が開始されているが、東日本大震災の想定外の被災経験を踏まえて、地域防災計画や被害想定の見直しが行われることから、同マニュアルも必要な見直しをされたい。</p> <p>また、これまで計画に沿った訓練等が実施されていない地域機関もあることから、計画の有効性を高めるために、実践的な訓練や必要な研修などを実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 東日本大震災の際に、災害拠点病院として活動を行った石巻赤十字病院(宮城県)の外科部長(県災害医療コーディネーター、統括DMAT)に、震災の経験を踏まえた課題、災害医療体制の確保に向けて医療機関、行政が今後取り組むべき課題について聞き取りを行いました。</p> <p>(2) 県医療救護班の活動検証 医療救護班として岩手県で活動いただいた医療機関に対するアンケート調査を実施し課題を洗い出すとともに、支援先であった岩手県立高田病院院長、岩手県の災害医療担当者からも聞き取りを行い、活動報告書として取りまとめました。</p> <p>(3) DMAT実働訓練(SCU設置訓練) 平成24年1月21日(土)、22日(日)に、三重大学において、DMAT中部ブロック訓練を実施しました。 津市に直下型の大地震が発生したとの想定をもって、中部9県DMATに対する情報伝達訓練、参集訓練、災害拠点病院(三重大病院)支援訓練、病院前トリアージ訓練、 SCU設置運営訓練、航空機搬送(域外搬送)訓練を実施しました。 中部9県のDMAT34チーム(うち県内8チーム)、約170名が参加したほか、自衛隊、消防、海上保安庁等の関係機関の参加のもと、連携した訓練を実施、延べ400人が参加しました。</p> <p>(4) DMAT実働訓練への保健福祉事務所の参加(SCU設置運営訓練)</p> <p>(5) EMIS訓練 上記DMAT実働訓練に合わせて、県内の二次輪番病院等(34機関)を対象として、EMIS入力訓練を行いました。(災害想定に応じた仮想被害データの入力訓練)</p> <p>(6) 地域災害医療対策会議の開催等 地震、風水害など大規模災害発生時に、関係機関が連携して、迅速かつ適切な医療が提供できるよう、地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討するために設置するもので、今年度は桑名保健所管内の市町、医療、消防、警察等の関係機関による検討が行われました。 また、災害対応訓練等の実施(5地域)、マニュアル未策定の保健所におけるマニュアル策定等の取組を行いました。</p> <p>※DMAT(災害派遣医療チーム) 災害の急性期(概ね48時間以内)に迅速に救急医療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療チーム</p> <p>※ SCU(広域搬送拠点臨時医療施設) 災害時に被災地外に広域搬送が必要な重症患者を一時収容するための臨時医療施設</p> <p>※ EMIS(広域災害情報システム) 災害時に、全国の災害拠点病院等が搬送受入の可否や建物被災状況の情報を入力し、情報共有を行うことにより、迅速かつ効果的な広域搬送を行うためのシステム</p> <p>2 取組の成果 医療救護班の活動やDMAT実働訓練を通じて、実際に災害が起こった時の県やDMATがなすべきこと、その動き方、課題等が明らかになり、今後、対応をスムーズに行うためのマニュアル作</p>

成に向けた準備ができたと考えます。

また、台風12号の対応を通じて、災害対応の課題、地域機関の役割がより明らかになりました。

平成24年度以降（取組予定等）

- (1) 上記DMA T訓練や医療救護班の課題検証を踏まえ、課題の整理を行い、見直し後の被害想定を前提条件に、三重県災害医療対応マニュアルの抜本的な見直しを行います。
- (2) 地域医療再生基金を活用し、医療従事者（看護師、DMA T等）に対する研修を実施します。
- (3) 災害医療対応マニュアルの見直しの過程で、地域機関と連携して課題検証等を進めるとともに、引き続き、訓練、地域での災害医療対策会議の開催を働きかけていきます。
- (4) 災害対応等の実働訓練や図上訓練に参加し、災害時の医療救護、広域搬送等の検討を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(7) 少子高齢化が進む中、平成22年9月現在、特別養護老人ホームへの入所申込者数は10,842人で、そのうち重度で、自宅での介護を受けている人は2,240人であり、入所の必要性の高い人が長期間待機しなければならない状況が続いている。</p> <p>入所の必要性の高い人が待機することなく、特別養護老人ホームなどの施設サービスを円滑に享受できるよう、引き続き特別養護老人ホームなどの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携をして介護保険事業支援計画等に基づく施設整備を着実に進められたい。 (福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「第4期三重県介護保険事業支援計画・第5次三重県高齢者福祉計画(平成21年度～平成23年度)」に基づき、平成23年度の施設整備計画を選定し(平成23年3月)、当該法人に対し老人保健福祉施設整備補助金等の交付決定を行いました(老人保健福祉施設整備補助金13件、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金12件)。これら法人に対しては、三重県老人保健福祉施設等整備指導要綱に基づき現地調査を行い、事業に対する助言を行っています(着工、中間、完成時点)。</p> <p>(2) 平成24年度については、市町の意向等も踏まえたうえで、待機者の解消を目指して、平成23年度に引き続き積極的に整備を進めることとしており、特別養護老人ホーム590床を整備可能数とした整備方針を策定し、公表しました。</p> <p>(3) 「第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画(平成24年度～平成26年度)」の策定においては、市町と待機者の解消に向けた課題を共有しながら基盤整備についての協議を行ってきたところです。</p> <p>(4) 介護を必要とする高齢者がそれぞれのニーズに応じ適切なサービスを受けられるよう、市町が行う認知症高齢者グループホーム等地域介護拠点の整備についても、国の「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を財源に設置した「三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、必要経費にかかる補助金の交付を行いました。</p> <p>(5) 「特別養護老人ホーム入所状況等調査」についても、平成22年度に続き全ての申込者について市町照会を行い、集計するとともに、真に施設サービスを必要とする高齢者の円滑な入所を実現するため、各施設に対し入所順位名簿の管理及び入所決定手続きの適正運用を促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成23年度については、特別養護老人ホーム(ユニット型・個室)11施設490床、介護老人保健施設(ユニット型・個室)3施設162床、養護老人ホーム(改築)1施設50床の整備に対し支援を行うとともに、現地調査を通じ事業の適正化を図りました。</p> <p>(2) 平成24年度については、特別養護老人ホームの新設・増築計画510床を選定するとともに特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換についても別途募集を行い、施設整備を推進することとしたところです。</p> <p>(3) 「第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画(平成24年度～平成26年度)」においては、待機者の解消をめざし、平成24年度整備に加え、平成25年度610床、平成26年度520床と、これまでにない大規模な整備を計画しています。</p> <p>(4) 平成23年度の「特別養護老人ホーム入所状況等調査」においては、入所の必要性の高い重度で自宅において介護を受けている方の人数は、前年度の2,240人から若干減少し2,123人となっています。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホームの施設入所希望者等の実態の把握に努めるとともに、市町と連携のもと、「第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画」に基づき、施設整備を着実に進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の居住支援)</p> <p>(8) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」の平成22年度末の目標数が1,292人であるところ、実績値が1,064人の現状である。</p> <p>障がい者が自ら選択する多様なニーズに応えられるよう、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い“居住の場”の提供について、市町や関係部局などと連携して取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) グループホーム、ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）については、施設整備を進めるとともに、敷金礼金の補助により、民間賃貸住宅のグループホーム等としての活用を図りました。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち、低所得者を対象として家賃を補助することにより、利用の促進を図りました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援事業を実施することにより、知的障害児施設における加齢児の地域移行を図りました。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験事業の実施を通じて、重度の身体障がい者の地域移行の可能性を探りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) グループホーム等については、5圏域5市7施設60人分の整備を行いました。また、この他、敷金礼金を補助することにより、2圏域2市4施設22人分のグループホーム等の事業所指定を行っています。</p> <p>(2) グループホーム等利用者のうち低所得者590人に対して家賃の補助を行い、地域での生活を支援しました。</p> <p>(3) 重介護型ケアホーム等支援事業を通じ、12人の加齢児の地域生活移行を支援しています。</p> <p>(4) 重度身体障がい者等自立生活体験事業を通じ、45人の障がい者が事業を利用し、うち3人が地域生活に移行しています。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>県としては、法人及び市町に対し、グループホーム等整備の必要性を積極的に働きかけ、引き続き整備に対して補助することにより、事業実施箇所の増加、障がい者の地域移行促進を図ります。</p> <p>重介護型ケアホーム等支援事業を実施することにより、県内4箇所の知的障害児施設からの加齢児の地域移行を図ります。また、重度身体障がい者等自立生活体験事業の実施により、重度の身体障がいのある方の地域移行を図ります。</p> <p>加えて、国に対し、指定障害福祉サービスの報酬体系の改善等とともに、障がい者制度改革の中で更なる地域移行が図られるよう要望を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者の就労支援)</p> <p>(9) 企業等への就労(一般就労)へ移行した障がい者数は、平成22年度における年間目標数が102人のところ60人ととどまっていることから、障がい者の自立と働くことによる社会参加や自己実現等を支援するため、各種就労支援事業及び工賃の改善を目標どおりに進められたい。</p> <p>さらに、一般就労をしても、人間関係や意思疎通の難しさから就労が継続できない障がい者も少なくないことから、福祉と企業活動との新たな協調や事業連携による障がい者と健常者が共に働き、社会的・経済的自立をめざす次世代のモデル企業(社会的事業所)など、多様な就労の場の提供についても、関係部局や市町などと検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 就労サポート事業、障がい者の県庁舎での職場実習の実施、知的障がい者就労支援講座を実施しました。</p> <p>(2) 工賃倍増計画では、経営コンサルタントに業務委託し、28箇所の事業所で事業に取り組みました。</p> <p>(3) 事業所における安定した仕事の受注を確保するため、NPO法人に委託して複数の事業所で協働して受注、品質管理を行う共同受注窓口を設けました。また、障がいのある人とない人が共に働く社会的事業所の設置に向けた調査研究を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 就労支援に関する事業を通じて75人の障がい者が就労しました。</p> <p>(2) 平成23年度は28箇所の事業所に経営コンサルタントを派遣し、工賃倍増に取り組みました。(工賃の実績は平成24年5月集計予定)</p> <p>(3) 平成23年11月に共同受注窓口を開設し、複数事業所での共同受注や販路の拡大を行いました。その結果、平成24年2月現在で39の事業所が会員となり、5件の受注(商談中を含む)、2件の販路拡大を行うことができました。また、百貨店と協働してのバザーを実施しました。</p> <p>また、社会的事業所の構想・実現に向けた「提言」をとりまとめ、「社会的事業所に関するシンポジウム」の開催により、社会的事業所の意義、県内における実現に向けた検討を行うことができました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、障がい者就労安心事業(旧就労サポート事業)、県の機関での障がい者職場実習、知的障がい者就労スキルアップ講座(旧知的障がい者就労支援講座)を実施することにより、障がい者の就労支援を進めます。また、工賃ステップアップ事業(旧工賃倍増計画)、共同受注窓口事業の実施により、福祉的就労における工賃の増加を図ります。</p> <p>新たな取組として、障がいのある人ない人が共に対等な立場で働く社会的事業所の理念に合致する事業所に対し補助することにより、新しい多様な働き方を実現し、障がい者の就労の促進を図ります。</p> <p>また、「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトによる就労支援関係事業を、農林水産部、雇用経済部、教育委員会などと密接に連携を図りながら実施することにより、部局間の枠を超えた効果的な就労支援策を実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (保育等のサービスの充実)</p> <p>(10) 保育ニーズが多様化する中で、延長保育、一時保育、休日保育や病児・病後児保育などの特別保育を推進するため取り組んでいるが、それぞれの地域の諸事情等もあって、市町における各種保育（預かり）サービスの事業実施率が目標 75%であるところ 71%であり、目標を下回っている。</p> <p>また、東日本大震災発生後にも、電力不足に対応するための工場の土日稼働による休日保育等を要望されていることから、そのような新しいニーズにも柔軟に対応していくことも必要となってきた。</p> <p>放課後児童対策の対象児童や保育園等入所待機児童は、地域事情等により地域に偏在していることなどからも、地域のニーズや課題を実施主体である市町や保育関係者等と常に共有し、支援していくことにより、引き続き、子育て環境の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育、休日保育、病児・病後児保育を行う市町に補助を行い、ニーズが少なく町単位で実施が困難な病児・病後児保育等については、市町が連携して広域的に対応する取組に対して県単独の補助を行いました。 ・ 特別保育の促進のため、市町と保育制度のあり方等の勉強会を行いました。(平成 23 年 9 月) ・ 本県において延長保育等の特別保育の実施が進まない原因を明らかにするため特別保育実態調査分析を行いました。(平成 23 年 10 月～24 年 3 月) ・ 電力不足に対応するため市町が実施する休日保育に対して補助を行い、国の補助要綱に対応できない市に対して県単独の補助を行いました。 ・ 待機児童対策として、安心こども基金を活用して市町の保育所整備を支援しました。 <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県放課後子どもプラン支援会議を開催し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置や運営について市町や関係者と連携した取組を進めました。 市町担当者会議 平成 23 年 4 月 26 日 三重県放課後子どもプラン支援会議 平成 23 年 9 月 12 日 ・ 電力不足に対応するための工場の土日稼働による児童の居場所づくりへの対応を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保育サービスの充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育を実施している保育所等の数は 21 年度の 230 か所から 22 年度は 244 か所に増加しており、23 年度も増加傾向にあります。 ・ 市町が連携して広域で対応する病児・病後児保育の実施市町数は、23 年に 3 町増加し、1 市 5 町になりました。 ・ 電力不足に対応する休日保育への県単独補助を 4 市 18 保育所に行いました。 ・ 待機児童対策として有効な市町が行う保育所整備を支援し、保育所の定数増を図りました。 <p>(2) 放課後児童対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブは、平成 23 年度新たに 10 箇所のクラブが設置され、282 箇所となりました。放課後子ども教室は、58 箇所での実施を継続しています。 ・ 電力不足に対応する児童の居場所づくりへの県単独補助を 6 市 2 町 24 クラブに行いました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 保育サービスの充実について

- ・ 特別保育に対する補助を行うとともに、23 年度に行った特別保育実態調査分析結果を基に、保育所関係者と特別保育の推進策等の検討を行い、特別保育の実施率向上をはかります。
- ・ 引き続き安心こども基金を活用して市町が行う保育所整備を支援します。

(2) 放課後児童対策について

- ・ 地域の実情やニーズに応じて柔軟に取り組むことができるよう、引き続き放課後子どもプランを推進し市町や関係者を支援します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (要保護児童対策体制の連携・強化)</p> <p>(11) 深刻化する児童虐待問題に対応するためには、各児童相談所と市町、警察、教育機関などの関係機関とが情報共有を図り、認識の相違などが生じないように取り組んでいく必要がある。特に、要保護児童に対する適切な支援などを実施するために関係機関等で構成される「市町要保護児童対策地域協議会」の活動が重要であり、同協議会を基軸とした関係機関間のさらなる連携強化に努められたい。</p> <p>また、平成22年4月に発生した鈴鹿市重篤事案では「県児童虐待重篤事例検証委員会」で検証が行われ、その検証結果を踏まえた再発防止対応策が実施されてきているが、今後も、要因や問題点などを市町や関係機関等とも共有するとともに、担当職員への専門研修等の充実を図るなど、再発防止に向けての取組をより一層推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年4月の重篤事例を受けて発足した三重県児童虐待重篤事例検証委員会の報告に基づき、県と市町の情報共有や役割分担等に関する課題を解決するため、児童相談体制強化にかかる県の市町支援のあり方検討調査を行い、各市町及び児童相談所に対するヒアリング調査及び市町の要保護児童対策協議会の実務者に対するアンケート調査を実施し、市町との対話をもとに改革への検討を行いました。</p> <p>また、児童相談所の体制強化や介入型支援・法的対応等の課題を解決するため、研修体系の見直し及び人材育成の考え方についての検討に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>児童相談体制強化にかかる県の市町支援のあり方検討及び児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方等の検討により、今後の市町との連携強化の方策を明確にするとともに、児童相談センターや市町の人材育成のための研修体系を見直しました。</p> <p>なお、児童相談所と管内警察署との連携については、今年度から市町教育委員会を加えて連絡会議を開催するとともに、実地訓練を行い、相互の連携強化に努めました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)市町との連携強化</p> <p>児童相談体制強化にかかる県の市町支援のあり方検討のための調査・分析結果に基づき、児童相談体制強化確認表をツールとして、児童相談所と市町との間で定期的に相互協議を行いながら、市町との連携強化を図ります。</p> <p>また、児童相談所での受理・援助方針会議において市町担当職員とともに児童の処遇等について検討するなど、市町のケースマネジメントを支援します。</p> <p>(2)児童相談所の体制強化</p> <p>平成23年度に検討した研修体系に基づき、新たな研修を加え、介入型支援、法的対応の強化や専門的な知識・技術を有する人材の育成を図ります。</p> <p>また、児童相談センターに、警察官OBの嘱託員を配置します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 487,922,850 円 (対前年比 101.2%) あり、前年度と比べ 5,665,153 円増加しているため、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で発生防止等に向けた方策を検討するとともに、研修等で担当職員の納付折衝能力の向上などに取り組み、収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p>(保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>ア 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、関係室へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに、関係地域機関との意見交換を行い、情報共有、適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>イ 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>ウ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>収納促進を図るため、未収債権の一部の回収を民間会社に委託していますが、連帯保証人や連帯借受人を対象を拡大しました。</p> <p>また、貸付審査をより厳正に行い、未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、ゆうちょ銀行での納付等収納環境の整備に努めました。借主が支払い困難な事例には、連帯保証人への催告を実施しました。</p> <p>エ その他</p> <p>関係室の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語、ポルトガル語)を活用しました。</p> <p>(2) 滞納者へ日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続け、全額納付が困難な者には分納による返済を承認し、時効の中断を図りました。その上で、生活困窮や所在不明等により、やむを得ず時効が成立した債権等について、「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」に基づき、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を行ったうえで、不納欠損処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ956人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に982 千円を収納しました。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が平成18年度末の64.1%から平成24年3月末現在72.4%に増えたほか、民間会社への委託は徴収率が前年度に比べ、205%の増となりました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 36,486 千円を収納しました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き債権回収業務を民間会社に委託するとともに、専門的知識のある嘱託員を雇用し、収納の促進を図ります。</p> <p>(4) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。</p> <p>(5) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 母子寡婦福祉資金貸付金にかかる事務処理誤りによる歳入戻出を行っていた。 (2) ひとり親家庭等日常生活支援委託事業費負担金の徴収事務について、滞納が発生した時点で、滞納整理の過程を記録していなかった。 <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。 2 取組の成果 チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。
平成 24 年度以降 (取組予定等) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 142,926,744 円（対前年度比 105.1 %）あり、前年度と比べて 6,879,784 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（各保健福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属を挙げて収納促進に取り組みました。</p> <p>(1) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係地域機関へ取組強化を求めました。 ・ 担当者を対象とした研修会を開催し、「債権管理における法律の基礎」について学ぶとともに意見交換を行い、取組情報の共有や適正な債権管理の徹底などを行いました。 <p>(2) 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>(3) 生活保護費返還金</p> <p>引き続き会議等を通じ、担当者へ適正な制度の運用を求め、新たな返還金の発生防止に努めました。</p> <p>(4) その他</p> <p>関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ142人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に99千円を収納しました。</p> <p>(2) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への慎重な対応等を指導しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 5,872 千円を収納しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 未収債権の調査分析により定めた取組方針に基づき、引き続き未収金の解消に取り組みます。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員と連携し、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行等を周知徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 生活保護費返還金にかかる徴収事務の一部で、督促状を送付した経緯が確認できなかった。 (津保健福祉事務所)</p> <p>(2) 生活保護費返還金等にかかる徴収事務の一部で、督促状発行簿の作成や督促状を送付した経緯が確認できなかった。 (松阪保健福祉事務所)</p> <p>(3) 生活保護費返還金の不納欠損処理で、一部の法定相続人の相続放棄の確認がなされていないかった。 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(4) 行政財産の貸付料の算出に誤りがあり、歳入戻出を行っていた。 (熊野保健福祉事務所)</p> <p>(5) 滞納整理台帳が作成されていないものがあつた。 (児童相談センター)</p> <p>(6) 収入事務の誤りにより歳入戻出を行っていた。 (児童相談センター)</p> <p>(7) 使用料の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対し、「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に基づく債権管理事務の徹底と、注意喚起を行いました。 (津保健福祉事務所)</p> <p>(2) 調査を行い、未作成の督促状発行簿の作成、送付の必要な督促状の送付を行いました。 (松阪保健福祉事務所)</p> <p>(3) 戸籍調査により、法定相続人を特定し、相続放棄の有無を確認しました。対象者は、相続の開始を認識しておらず、当方の説明により、初めて債務の相続を知りました。一応に債務を相続する意思はない旨確認しました。 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(4) チェック機能（二重チェック）を強化しました。 (熊野保健福祉事務所)</p> <p>(5) 滞納整理台帳に記載する情報については、児童相談センターから各児童相談所に提供し、もれない記載を行うように努めました。 (児童相談センター)</p> <p>(6) 児童相談センターと児童相談所が十分な確認をとったうえで調定を行うことにより、誤調定がないように努めました。 (児童相談センター)</p> <p>(7) 使用料の算定誤りがないよう職員による確認を徹底しました。 (小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 未収金案件の記録について、再点検を完了しました。 (津保健福祉事務所)</p> <p>(2) 収入事務の内容を点検するとともに、部の徴収管理事務取扱要綱等の内容を確認しました。 (松阪保健福祉事務所)</p> <p>(3) 相続の開始についての説明を行い、対象者に相続の意思がないことが判明し、平成24年2月、津家庭裁判所伊勢支部へ照会したところ、相続人全員が相続放棄をしたことを確認しました。 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(4) 二重チェックすることで算出ミスがなくなりました。 (熊野保健福祉事務所)</p> <p>(5) 各児童相談所の担当者を明確にしたうえで、児童相談センターから情報提供し台帳の記載を行っています。 (児童相談センター)</p> <p>(6) 事務的ミスによる歳入戻出がなくなりました。 (児童相談センター)</p> <p>(7) 確認を徹底することにより算定誤りの防止に努めることができました。 (小児心療センターあすなろ学園)</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き適切な事務処理に努めます。 (津保健福祉事務所)
- (2) ・所内の会議で未収金の状況について説明や必要な事務についての説明を行っていきます。
・未収金の状況、滞納者の状況についての把握に努め、督促等を行っていきます。 (松阪保健福祉事務所)
- (3) 相続人全員の相続放棄を確認したため、不納欠損の処理を行います。 (伊勢保健福祉事務所)
- (4) 引き続き厳正にチェックを行っていきます。 (熊野保健福祉事務所)
- (5) 引き続き滞納整理台帳の記載漏れがないように努めます。 (児童相談センター)
- (6) 引き続き誤調定がないよう適正な収入事務に努めます。 (児童相談センター)
- (7) 引き続き適正な事務処理を行うよう努めます。 (小児心療センターあすなろ学園)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 ◎は特命随意契約</p> <p>◎(1) 【8020 運動推進特別事業委託】</p> <p>実施の決裁や仕様書にある事業名と契約書や額の確定書にある事業名が異なっていた。 (保健・医療分野)</p> <p>◎(2) 【広域災害・救急医療情報システム運営委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・個人情報の適正管理に係る条項が契約書に規定されていなかった。 (保健・医療分野) <p>◎(3) 【母子寡婦福祉資金貸付金電子計算事務処理委託】</p> <p>◎(4) 【ひとり親日常生活支援事業委託】</p> <p>◎(5) 【こども虐待防止キャンペーン啓発業務委託】</p> <p>執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (こども局)</p> <p>◎(6) 【結核接触者健康診断】</p> <p>契約書に個人情報の保護に関する事項が記載・添付されていなかった。 (松阪保健福祉事務所)</p> <p>◎(7) 【平成22 年度メタボリックシンドローム予防戦略事業業務委託】</p> <p>◎(8) 【デートDV 防止研修会にかかる業務委託】</p> <p>予定価格調書が作成されていなかった。 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>◎(9) 【児童記録システム保守管理業務委託】</p> <p>(11) 【中勢児童相談所浄化槽維持管理業務委託】</p> <p>予定価格の積算根拠が明確となっていない。 (児童相談センター)</p> <p>◎(10) 【児童記録システム動作検証業務委託】</p> <p>(14) 【児童相談センター特殊建築物等定期点検調査業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 ・個人情報の管理体制等報告書が提出されていない。 <p>(12) 【北勢児童相談所清掃業務委託】</p> <p>(13) 【北勢児童相談所環境管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 ・予定価格調書が作成されていない。 <p>(15) 【警備業務委託】</p> <p>(17) 【自家用電気工作物保安管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 ・予定価格を税抜き価格で記載していた。 (国児学園) <p>(16) 【浄化槽維持管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格の積算根拠が明確となっていない。 ・予定価格を税抜き価格で記載していた。 ・事業者選定において、事業者選定要領に定める事業者数を満たしていない。 (国児学園) <p>(18) 【自閉症・発達障害者支援センター運営事業業務委託】</p> <p>出納の事前検査の証拠書類が添付されていない。 (障害者相談支援センター)</p>	
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 契約書などに誤りがないよう、複数名での確認を行っています。</p> <p>(2) 事前検査や個人情報の事務処理が適切に行われるよう所属内で意識の共有を図りました。</p>	

- (3)～(5) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (6) 今後契約する場合は、個人情報保護に関する事項を記載した契約書により契約していくこととしました。
- (7)(8) 三重県会計規則で定める支出負担行為の決議書等への記録が漏れていたため、三重県会計規則の遵守、確認の徹底をするとともに、作成漏れの防止に努めました。
- (9)～(14) 平成23年度の委託契約については予定価格の積算根拠を明確にするため、見積書の徴収を行いました。
- (10)(14) 契約書に定める個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかったため、契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、提出漏れの防止に努めました。
- (12)(13) 三重県会計規則で定める予定価格調書の作成をしていなかったため、三重県会計規則の遵守を徹底するとともに、作成漏れの防止に努めました。
- (15)(17) 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局の事前検査を受けました。また、予定価格の積算根拠を明確にし、予定価格は税込み価格で記載しました。
- (16) 執行伺い決裁後、必要なものについては出納局の事前検査を受けました。また、予定価格の積算根拠を明確にし、予定価格は税込み価格で記載しました。さらに、事業者を選定する際には、事業者選定要領に定める事業者数を満たすよう徹底しました。
- (18) 事前検査を経ていることの最終確認の不徹底から生じたため、事前検査の証拠書類の添付確認を徹底しました。

2 取組の成果

- (1) 適正に処理しています。
- (2) 所属内で意識の共有を図ることにより、事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう改善が図られました。
- (3)～(5) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。
- (6) 所内でも個人情報を取り扱う際の注意事項、契約書等の作成方法を周知しました。
- (7)(8) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。
- (9)～(14) 予定価格の積算根拠を明確にすることができました。
- (10)(14) 適正な契約事務を行うことができました。
- (12)(13) 三重県会計規則に基づき適正な会計事務を行うことができました。
- (15)～(17) 三重県会計規則等に基づき適正に会計事務を執行しました。
- (18) 三重県会計規則に基づき適正に事務処理がなされています。

平成24年度以降（取組予定等）

- (1) 契約等については、引き続き複数名での確認を実施していきます。
- (2) 事前検査や個人情報等について適切な事務処理が行われるよう留意し、適正な事務処理を行っていきます。
- (3)～(5) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (6) 所内課長会議で個人情報を扱う際の契約書について、個人情報の保護のために講ずべき措置の注意事項を周知するとともに、各課長、室長、所長も決裁の際、個人情報の適切な保護管理について確認していきます。
- (7)(8) 引き続き、三重県会計規則を遵守し、適正な会計事務に努めます。
- (9)～(14) 引き続き、予定価格の積算根拠を明確にするように努めます。
- (10)(14) 引き続き、適正な契約事務の執行に努めます。
- (12)(13) 引き続き、三重県会計規則に則り、適正な会計事務の執行に努めます。
- (15)～(17) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めていきます。
- (18) 今後も適正な事務処理の徹底を図っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【健康増進事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認を決算書抄本で行うべきところ、予算書抄本で行っているものがあった。 ・ 履行確認について、事業実績書の内訳や積算根拠の詳細を確認していなかった。 <p style="text-align: right;">(保健・医療分野)</p> <p>(2) 【民生委員組織活動費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況報告書が提出されていなかった。 ・ 概算払精算書が提出されていなかった。 ・ 実績報告書が期限までに提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(松阪保健福祉事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 23 年度健康増進事業補助金の事業実績報告においては、履行確認を確実に決算（見込）書抄本で行っていくこととしました。また、市町に対し、詳細な事業費内訳の提出を求めており、これに基づいて事業実績書の積算根拠の確認を行うこととしました。</p> <p>(2) 本補助金については本庁から申請者に案内がなされ、申請、報告は各保健福祉事務所となっています。そのため本庁に監査結果を連絡し、報告書等の提出が遅れることのないよう申請への指導を徹底していくこととしました。また、保健福祉事務所においても未提出の申請者に提出を指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町から内訳資料の提出を求め、事業実績報告の内容が適切であることを確実に確認していきます。</p> <p>(2) 各申請者に、補助金に係る提出書類、期限について周知しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適正な履行確認を今後も行っていきます。</p> <p>(2) 本補助金について本庁から申請者に案内を行う際に、提出書類、提出期限について周知を徹底するとともに、保健福祉事務所においても、提出が遅れないよう申請者の指導を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【家畜防疫（口蹄疫）派遣用務】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。 (健康・安全分野)</p> <p>(2) 【ハンセン病療養所入所者訪問事業】 復命書に用務終了時間が記載されていなかった。 (保健・医療分野)</p> <p>(3) 【全国地方自治体保健所等の青少年エイズ対策推進プログラム】</p> <p>(4) 【「家族をどう援助するか」研修会】 旅行命令書等に補助事業名が記載されていなかった。 (鈴鹿保健福祉事務所)</p> <p>(5) 【高校生の3者懇談】 自家用車の使用承認を受けていなかった。 (国児学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所属職員に対し、補助事業名の記載について周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 宿泊を伴う出張の復命書には、用務開始時刻及び用務終了時刻を記載するよう改めました。</p> <p>(3) (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員全員に対し、補助事業名の記載について周知徹底を図りました。(出納局長通知「国庫補助金の適正な執行にかかる個別事例について（通知）平成 22 年 1 月 6 日付」を添付) ・ 課長会議で再確認事項として取り上げ、課員へ周知させるとともに、旅行命令では補助事業名が適切に記載されているか確認し決裁することとしました。 <p>(5) 各職員に対して「職員の自家用車による出張の承認等に関する基準の制定等について」を供覧し、届出書の提出を促し、趣旨の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 適正な事務処理を行いました。</p> <p>(2) 用務開始時刻及び用務終了時刻が明確になりました。</p> <p>(3) (4) 平成 23 年度については、職員の意識が高まり、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(5) 自家用車による出張は、使用承認を受け、適正な事務処理を行いました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も適正な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 今後も引き続き、宿泊を伴う出張の復命書には、用務開始時刻及び用務終了時刻を記載し用務時間の正確性を期します。</p> <p>(3)～(5) 引き続き、今後も適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 総務事務システムへの勤務実績の入力遅れにより、報酬を翌月分とあわせて支払っていた。 (児童相談センター) (2) 勤務実績が出勤簿と相違しているものがあつた。 (国児学園)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 勤務実績の入力について遅れることのないように、所属を通じて非常勤職員に周知徹底を図りました。 (2) 非常勤職員の勤務予定及び勤務実績については、総務事務システムを活用するようにしました。 2 取組の成果 (1) 報酬を翌月分とあわせて支払った例はなくなりました。 (2) 総務事務システムを活用することにより出勤簿を廃止し、勤務実績も適正に管理しています。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、非常勤職員に周知徹底を図り、報酬支払いの遅延がないよう努めます。 (2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) (4) (5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (健康・安全分野) (福祉政策分野) (こども局)</p> <p>(2) 物品表示票が貼付されていない備品があった。 (保健・医療分野)</p> <p>(3) 一部の備品が所在不明となっていた。 (保健・医療分野)</p> <p>(6) 一部の備品が所在不明となっていた。 (鈴鹿保健福祉事務所)</p> <p>(7) 物品表示票が貼付されていない備品があった。 (伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(8) 使用できない焼却炉が処分されていなかった。 (児童相談センター)</p> <p>(9) 公有財産定期報告が提出されていなかった。 (松阪食肉衛生検査所)</p> <p>(10) 備品の物品標示票が剥がれていた。 (こころの健康センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(5) 使用主任者ごとに一覧表を作成し、備品台帳と現品の照合を行いました。</p> <p>(6) 保管場所別に物品管理状況一覧表を作成し、使用者と経理担当者で現品照合を行いました。</p> <p>(7) 各使用主任者に備品台帳を配布し、備品の管理状況を再確認しました。また、当該備品の管理状態を報告するよう職員へ周知しました。</p> <p>(8) 焼却炉は、平成 23 年 11 月 9 日に廃棄処分しました。</p> <p>(9) 三重県公有財産規則等の関係法令や公有財産管理システムの取り扱いを職員へ周知しました。</p> <p>(10) 三重県会計規則の遵守、確認の徹底を行うとともに、物品標示票を新たに作成し貼付しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 備品台帳の整理、物品表示票の貼付を行いました。</p> <p>(6) 廃棄済みの備品が台帳に残っていたので備品台帳の整理を行いました。</p> <p>(7) 備品の状態を把握し、備品台帳の整理を行い、使用実態のない備品を処分しました。</p> <p>(8) 焼却炉は、撤去しました。</p> <p>(9) 遺漏なく報告等を行いました。</p> <p>(10) 適正な物品管理を行いました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(6) (8) (10) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。</p> <p>(7) 引き続き、備品台帳と備品の照合を行い、使用しなくなった備品は廃棄処分することとします。</p> <p>(9) 関係法令に則した事務処理を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷（修理代123,270円） (福祉政策分野)</p> <p>(2) パソコンの損傷（修理代113,610円） (こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の不注意によるパソコンの損傷事案が発生したため、グループでのミーティング等の機会を通じて注意喚起を行い、職員の公有財産に対する管理意識の高揚を図りました。</p> <p>(2) 所属内での打合せ、グループミーティング等あらゆる機会を通じ、県有財産の管理、取り扱い等について話し合い、職員の県有財産の管理意識を高めるなど、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、平成 23 年度は当該分野の職員の不注意によるパソコンの損傷事案はありませんでした。</p> <p>(2) 職員同士が、話し合う機会を持ったことにより、県有財産の適正な管理、取り扱いについて意識を高めることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も職員に対し、注意喚起を行い、適正な財産管理に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、あらゆる機会に職員同士が話し合うことにより、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 基金の運用・執行状況</p> <p>(1) 三重県災害救助基金の積立額が法定積立最少額に達していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>災害救助基金の積立額は、平成 19 年度までは法定積立最少額を充足していました。しかし、平成 20 年度以降は、国から地方への税源移譲等の影響により法定積立最少額が大幅に増額となったこともあり、積立額が法定積立最少額を下回る状態が続いていました。</p> <p>また、平成 23 年 9 月の紀伊半島大水害により甚大な被害が発生した 1 市 2 町に災害救助法を適用し、当該基金を財源として同法に基づく救助を実施したため、基金の積立額は更に減少することとなりました。</p> <p>そのため、災害救助法に基づき、適正な額の積立を行いました。</p> <p>※法定積立最少額</p> <p>県の当該年度の前年度の前 3 年間における地方税法に定める普通税の収入額（決算額）の平均年額の 1,000 分の 5 に相当する額</p> <p>2 取組の成果</p> <p>最終補正予算において、当該基金への積立金の増額補正を行い、適正な額の積立を行ったことにより、残高は法定積立最少額 1,139,888,690 円を満たしました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>災害救助法に基づき、適正な額の積立を行う予定です。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 貸付金の執行状況 (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付金の連帯保証人等への法的責任の説明や弁済の意思確認が十分に行われていないものがあった。 <p style="text-align: right;">(こども局)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 新規貸付申請の際に、借受人はもちろんのこと、連帯借受人や連帯保証人へも福祉事務所の母子自立支援員が面接や電話で直接制度説明や意思確認を行いました。 また、貸付申請の窓口である福祉事務所に対し、研修の機会等を通じて、意思確認の徹底を依頼しました。 さらに、借用書以外に制度の説明を簡条書きした書類を配布し、借受人・連帯借受人・連帯保証人がそれぞれ確認のうえ、確認したことを自署することとしました。 2 取組の成果 現在は、新規貸付申請時に連帯保証人等への説明や意思確認が十分に行われています。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、貸付申請時に、連帯保証人等への適切な説明や意思確認を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 支出科目誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(健康・安全分野)</p> <p>(2) 育成医療治療用装具費用の算定誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(津保健福祉事務所)</p> <p>(3) 被爆者健康診断費用の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(松阪保健福祉事務所)</p> <p>(4) 生活保護費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(松阪保健福祉事務所)</p> <p>(5) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(伊勢保健福祉事務所)</p> <p>(6) 特定疾患医療費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(7) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった。(児童相談センター)</p> <p>(8) 公金取扱口座に平成22年度以前に発生した利子が未処理のまま残っていた。(児童相談センター)</p> <p>(9) 公金取扱口座に入金された負担金が速やかに処理されていなかった。(児童相談センター)</p> <p>(10) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。(国児学園)</p> <p>(11) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(12) 物品の自己検査において、現物照合が十分に行われていなかった。(小児心療センターあすなる学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 請求書との照合や複数回確認、及び副務者等による確認を追加するなどチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(2) 今回の指摘について職員に周知し、適正な事務処理と確認の重要性について徹底しました。</p> <p>(3) 請求書を受け取った際は、内容をよく確認することを徹底しました。</p> <p>(4) 生活保護業務を担当する福祉課において、ケースワーカーに今回指摘のあった住宅扶助の支払の誤りについて注意を行うとともに、課長、室長が同様の事務についてはチェックをしていくこととしました。</p> <p>(5) 各使用主任者に備品台帳を配布し、備品の管理状況を再確認しました。また、当該備品の管理状態を報告するよう職員へ周知しました。</p> <p>(6) 誤払い防止のため、計算シートの活用、業務マニュアル確認の徹底、決裁時チェックの強化(特定疾患業務経験者を副務者とし、副務者によるダブルチェック等)を行いました。</p> <p>(7) 郵券証紙類については、使用量に応じて計画的に購入するように努めました。</p> <p>(8) 預金利息については、平成 23 年 7 月 6 日に現金受入処理により収納処理を行いました。</p> <p>(9) 公金取扱い口座の確認を頻繁に行い、速やかな収納処理を行うように努めました。</p> <p>(10) 自己検査において、物品管理台帳と現品の照合を行いました。</p> <p>(11) 決裁過程においてチェックを徹底するよう再確認を行いました。</p> <p>(12) 物品管理台帳と現物との照合を全て行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック機能を強化したことで、支払先誤りを防ぐことができました。</p> <p>(2) 確実な確認作業について、職員の意識が高まりました。</p> <p>(3) 担当事業課において請求書の内容を確認するようになっています。</p> <p>(4) ケースワーカー、課長、室長が同様の事務についてはチェックを行うようになっています。</p> <p>(5) 備品の状態を把握し、備品台帳の整理を行いました。</p> <p>(6) 平成 23 年度は、平成 24 年 3 月末現在、特定疾患医療費償還払いが 13 件ありましたが、誤払いは発生していません。</p> <p>(7) 使用量に応じた在庫枚数となるように計画的に購入しました。</p>

- (8) 適正に事務処理を行い、利息による残金はありません。
- (9) 確認を頻繁に行い、速やかな収納処理を行いました。
- (10) 物品の状況を把握し、適正な事務処理を行いました。
- (11) (12) 三重県会計規則に基づき適正な事務処理を行うことができました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、請求書との照合や複数回確認、及び副務者等による確認を行い、支払先誤りを防止します。
- (2) 引き続き、適正な事務処理に関する意識を高めてゆくとともに、職員の相互チェックにより、誤りの防止を図っていきます。
- (3) 担当課において請求書内容の確認を行うことや間違いの生じやすい点について話し合い、誤払いの防止を図っていきます。
- (4) ケースワーカー会議で、住宅扶助の支払についての注意をケースワーカーに説明し、同様の誤払いが生じないようにしていきます。また、その他誤払いの生じやすい事例についてはケースワーカー会議で防止するよう話し合っていきます。
- (5) 引き続き、備品台帳と備品の照合を行い、適切な管理を行うこととします。
- (6) 平成 23 年度の取り組みを継続するとともに、担当者交代時の業務引き継ぎを徹底していきます。
- (7) 引き続き、適正な管理を行います。
- (8) 公金取扱い口座は、平成 21 年 7 月 9 日から既に利息が生じない決済用普通預金に変更してあるので、今後利息が生じることはありません。
- (9) 引き続き、速やかな収納処理を行います。
- (10) 引き続き、物品管理台帳と現品の照合を行い、適正な事務処理に努めます。
- (11) (12) 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(経営企画分野、福祉政策分野、鈴鹿保健福祉事務所、津保健福祉事務所、伊勢保健福祉事務所、伊賀保健福祉事務所、尾鷲保健福祉事務所、児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【健康福祉部全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部内幹部職員で構成する室長会議、地域機関長会議などを通じて、機会ある度に交通安全についての注意喚起を行いました。 ・ 部内の交通事故の状況を取りまとめた「健康福祉部交通事故レポート」を作成し、部内各所属に通知することにより、一層の安全運転への意識啓発を図りました。 ・ 健康福祉部関係職員を対象とした安全運転講習会（延べ4回）を実施し、安全運転意識の向上に努めました。 <p>(経営企画分野、福祉政策分野)</p> <p>グループでのミーティング等の機会を通じて、交通安全、交通事故防止について話し合いを行い、職員の交通安全意識の向上及び県有財産の管理意識を高め交通事故の防止に努めました。</p> <p>(鈴鹿保健福祉事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民センターや健康福祉部が開催する安全運転講習会に職員が参加し、交通安全意識の高揚を図りました。 ・ 「無事故・無違反チャレンジ 123」の取組に5チーム15名が参加達成し、日常からの安全運転に努めました。 ・ 公用車（専用車）7台は、各課で管理し、使用する職員が乗車の前後に車体に損傷等がないかをチェックし、その結果を時刻とともに点検表に記録しています。少しでも異常があれば、すぐに担当課長と企画福祉課へ報告するようにし、職員の県有財産管理意識の高揚を図っています。 <p>(津保健福祉事務所)</p> <p>職員に対し、細やかな安全確認やゆとりを持った運行の実施と注意喚起を図るとともに、交通安全研修センターや県民センター、健康福祉部が開催する安全運転研修を受講させました。</p> <p>(伊勢保健福祉事務所)</p> <p>所内課長会議で、事故の発生状況を周知するとともに、交通事故防止を徹底するように注意喚起しました。</p> <p>また、公用車の鍵を持ち出すときに、安全運転を心がけるよう「声掛け」を行い、意識付けを行いました。</p> <p>健康福祉部安全運転講習会や県民センターで開催された交通安全講習会へ参加を勧めました。</p> <p>(伊賀保健福祉事務所)</p> <p>安全運転の知識を深め、意識の向上を図るため伊賀庁舎職員安全運転研修に職員全員が参加しました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」にも所全体で取り組みました。</p> <p>(尾鷲保健福祉事務所)</p> <p>(1) 無事故・無違反チャレンジ 123 へ積極的に参加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者 嘱託職員を含め21人中18名参加。参加率 85%

(2) 1月26日実施された尾鷲庁舎職員交通安全研修に66%の職員が参加しました。

(児童相談センター)

- ・ 児童相談センター所長より全職員に交通事故防止についての注意喚起を行いました。
(H23. 5. 30) (H23. 10. 12) (H23. 11. 25)
- ・ 交通事故防止にかかる研修会を実施しました。(H23. 11. 29)
- ・ 「無事故・無違反チャレンジ123」の取組に7チーム21人が参加しました。

2 取組の成果

【健康福祉部全体】

- ・ 研修会の開催を始め様々な取組を通じ、職員の安全意識及び県有財産管理意識を高めました。
- ・ 公用車での事故件数（保健福祉事務所、地域機関含む）

平成22年4月～平成23年3月	12件（負担割合有、自損）
平成23年4月～平成24年3月	11件（ " ）

【各所属の状況】

- ・ 平成22年度に公用車による事故（負担有、自損）が発生した所属のうち、健康福祉総務室、津保健福祉事務所、児童相談センターについては平成23年度も事故が発生したことから、職員への安全運転意識の高揚について、一層の徹底を図りました。

平成24年度以降（取組予定等）

【健康福祉部全体】

- ・ 室長会議、地域機関長会議等を通じて交通安全についての注意喚起を徹底して行うとともに、「交通安全レポート」による全職員への周知や安全運転講習会の実施により安全運転についての意識高揚を図るなど、平成23年度と同様に交通事故防止に取り組んでいきます。

【各所属の状況】

- ・ 平成23年度の公用車による事故（負担割合有、自損）の発生状況は、健康福祉総務室（1件）、薬務食品室（1件）、津保健福祉事務所（1件）、松阪保健福祉事務所（1件）、熊野保健福祉事務所（1件）、児童相談センター（各児童相談所含む、5件）障害者相談支援センター（1件）の計11件と、平成22年度の12件を下回っています。しかしながら、そのうち、健康福祉総務室、津保健福祉事務所、児童相談センターについては、3年連続して事故が発生しています。
この状況を真摯に受け止め、日常的な安全運転の啓発、交通安全講習会への参加等により、交通事故再発防止に取り組みます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況 三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計</p> <p>(1) 平成22年度決算において、歳入の事業収入にあたる学園事業費負担金と学園使用料の合計額は対前年比26,647,735円増の760,921,246円となっており、一般会計からの繰入金は、対前年比20,045,215円(8.3%)増の262,473,714円となっている。</p> <p>新規外来患者数については、目標数値に至っていないことから、初診待ち患者の円滑な受診に努めるとともに、施設が老朽化していく中で、今後の施設の方向性等について、総合的に検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 各所属責任者が出席する学園運営会議において平成 22 年度決算報告を行い、収入・支出の状況や入院・外来患者数の推移等を説明し学園の経営状況を周知するとともに一層の経営健全化への取組に対して理解を求めました。また、毎週木曜日に「入院調整会議」を開催し、入院待機者の状況を確認し、入院調整を行うことで、一定の病床稼働率を維持し安定した医療収入を確保するように努めました。</p> <p>(2) こどもの発達支援体制の強化を目的に、「あすなろ学園」と「草の実リハビリテーションセンター」を「こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備する方向で検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 19 年度までは、一般会計繰入金がほぼ毎年 3 億円を超えていましたが、平成 20 年度からは 3 年連続で 3 億円を下回る決算額になっており、平成 23 年度も最終補正予算で一般会計繰入金は約 2 億 8 千万円となっています。</p> <p>(2) 「こども心身発達医療センター（仮称）」の整備については、今後の具体的な整備のあり方の基本的な計画を決定しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も経費節減に努めるとともに、病床稼働率等の推移に十分留意しながら安定した医療収入の確保を進めていきます。また、平成 24 年度の診療報酬改定の動向も注視しながら、確実な診療報酬算定に努めていきます。</p> <p>(2) 「こども心身発達医療センター（仮称）」については、平成 24 年度から利用者の意見を取り入れながら基本設計を開始することになっており、より専門性を高めた子どもの発達支援に関する拠点施設として整備を進めます。今後の施設の整備内容についても具体的な議論を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8)その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で67法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までに移行等が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、健康・安全分野、保健・医療分野、福祉政策分野、こども局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今回の公益法人制度の抜本的な改革を契機として、各法人が主体的な事業の展開の取組を支援できるよう、22年度に引き続き、外部研修への職員の派遣や民間講師を依頼して部内関係職員を対象とした研修会を実施する等、新制度に対する職員の理解を深めました。</p> <p>(1) 部内研修（監査室主催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年6月9日 参加者 14名（監査室職員8名、部内事業室等5名、法務文書室1名） ・平成24年2月1日 参加者 9名（監査室職員5名、部内事業室等3名、法務文書室1名） <p>(2) 外部研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年6月3日 名古屋市 公益法人セミナー 参加者 監査室担当職員 2名 ・平成23年7月5日 津市 公益法人制度改革セミナー 参加者 監査室担当職員 1名 <p>また、所管法人が67法人と多数であるため、法人が円滑に新制度へ移行できるよう、法人に希望する移行形態及び申請時期等を文書で照会し、移行手続きの進捗段階を明確にした一覧表を作成して、進捗管理を行っております。</p> <p>さらに、来所相談に対応して助言指導をするだけでなく、メール又は郵送による相談や遠隔地へ出向いての相談も受け、法人の利便を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>相談のあった法人に対し、新制度における公益法人及び一般法人へ移行するにあたってメリット・デメリットの説明等、新制度移行について相談支援を行った結果、15法人が公益法人への移行認定、10法人が一般法人への移行認可の答申を得ました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>1 平成24年度以降において、移行手続きが必要な法人が42法人と依然として多数であることから、年度当初の5月に法人対象の研修会及び説明会を次のとおり実施します。</p> <p>(1) 研修会 平成24年5月1日「公益法人会計（20年度基準）について」</p> <p>(2) 説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公益法人への移行を希望する法人を対象 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月1日「移行認定申請書の記載方法（会計）について」 平成24年5月2日「移行認定申請書の記載方法（事業）について」 ② 一般法人への移行を希望する法人を対象 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月8日「移行認定申請書の記載方法（事業・会計）について」 <p>2 平成24年度においても23年度に作成した法人移行手続きの進捗状況一覧表を活用して、進捗管理を行い、円滑に新制度へ移行できるよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (不法投棄事案等の監視・指導体制の強化)</p> <p>(1) 産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視・指導体制を強化・充実し、その未然防止を図っているところであるが、がれき類、廃プラスチック等の不法投棄は依然として後を絶たない状況である。</p> <p>県民の安全・安心の確保のため、より一層多様な主体と連携し、不法投棄の抑止力につながる監視・指導体制の強化等の取組を推進して新たな不法投棄の未然防止を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組まれない。</p> <p>また、依然として未撤収のまま放置されている事案についても、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(循環型社会構築分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 監視・指導体制の強化等の取組</p> <p>① 通常の監視指導に加え、今年度は、監視パトロールを委託して休日及び早朝監視の強化に取り組むとともに、新たに県民相談簿を作成し、県民等からの不法投棄情報に早期に的確に対応することにより、早期是正につなげました。また、不適正処理事案については、文書により、改善の実施、法令遵守の徹底を図るとともに、悪質な事業者に対しては告発を行うなど、厳正に対処しました。</p> <p>② 24 時間監視が可能な不法投棄監視カメラを活用し不法投棄行為の発見に努めました。また、地域機関や市町と連携をとりながら、不法投棄防止カメラを不法投棄が多発しやすい場所に継続して設置し、新規不法投棄の抑止を図る等の効果的な運用を行いました。</p> <p>(2) 様々な主体との連携</p> <p>① 県境を越えて搬入される不適正な産業廃棄物を取り締まるため、近隣府県と連携して、県境付近での路上監視を行いました。</p> <p>② 県内自主活動団体に啓発資材を提供して、自主的な監視活動の活性化や定着化を図り、地域自らによる監視の取組を広げる活動を行いました。</p> <p>③ 民間警備会社に監視パトロールを委託し、間隙の生じやすい土日祝日や早朝の巡回監視を行い、監視指導の強化に取り組みました。</p> <p>④ (社)三重県産業廃棄物協会と協働して、合同監視パトロールを実施するとともに、県内の不法投棄等の状況について意見交換を行いました。</p> <p>⑤ 不法投棄監視ウイークに津駅周辺で啓発活動を行い、県民の方に不法投棄防止や野焼きの禁止、また、「廃棄物ダイヤル 110 番」の周知を行いました。</p> <p>(3) 未撤去案件への対応</p> <p>① 行為者不明などの理由で未撤去となっている案件について、土地所有者等の関係者に指導を行うとともに、市町等と連携をとりながら早期撤去に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 監視・指導体制の強化等の取組</p> <p>① 監視・指導室職員 20 名の監視体制で、3,442 件の監視・指導を行い、内 805 件の口頭指導と 158 件の文書指導と 2 件の告発を行いました。特に県民、事業者等からの不法投棄等に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に出向き、事情の聴取等を行って早期是正を図ったことで、そのほとんどで早期対応が終了し、残る案件も是正途上にあります。なかでも内容が悪質と思われる事案等については、行為者に対して警告文書の発出等を行い撤去に向けた厳しい行政指導を行うことで是正を行わせることができました。これらの対応等により、平成 23 年度に新たに確認された不法投棄件数が平成 22 年度の 18 件に対し 8 件と減少するとともに、その是正も 5 件が撤去され、2 件が撤去中となっています。(平成 24 年 2 月末)</p>

② 地域機関や市町と連携をとりながら、監視カメラを不法投棄が多発しやすい場所に継続して設置（8箇所、719日：平成24年2月末）し、不法投棄の未然防止等に効果的な運用を行いました。また、監視カメラによる、行為者、車両及び実地現場等の撮影により、不適正処理の早期発見・早期是正を図ることができました。（四日市事案、津事案）

(2) 様々な主体との連携

- ① 県境付近での近隣都道府県との路上監視の結果、収集運搬許可証の写し不携帯（1件）及びマニフェスト記載漏れ（1件）について、指導を行いました。
- ② 県内3団体に、腕章、車両用ステッカーの啓発資材を配布しました。（四日市市、鈴鹿市、名張市）
- ③ 民間警備会社へ委託した監視パトロールについては118日、1,219件の監視を行い11件の不適正処理の報告があり、これらに対し指導等を行いました。
- ④ （社）三重県産業廃棄物協会との合同パトロールを実施しました。（2回）
- ⑤ 「廃棄物ダイヤル110番」への通報が37件ありました。（平成24年2月末）

(3) 未撤去事案への対応

- ① 平成22年度以前の事案について、1事案が撤去されました。（平成24年2月末）

平成24年度以降（取組予定等）

- ・民間警備会社への監視業務委託を1年間継続的に行い、土日祝日及び早朝の巡回監視を委託することにより、より間隙のない監視指導を行います。
- ・24時間連続監視が可能な不法投棄監視カメラを新規に1台購入し、不法投棄の多い地域へ重点的に投入するなど効果的に活用し、不法投棄の早期発見及び未然防止に努めます。
- ・県警や県内市町との連携を強化するとともに、民間事業者との情報提供協定の締結件数を増やし、また、様々な主体と協働して、県の監視体制を補い、県民に対しては、積極的な広報を継続することで、不法投棄をしにくい社会環境を構築し、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。
- ・地域で自主的に活動する団体等への活動を支援することにより、自主的な不法投棄監視活動の活性化、定着化を促進します。
- ・監視指導業務を効果的に推進し、未撤去案件について、関係機関などと連携をとりながら早期解決に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (地球温暖化対策)</p> <p>(2) 平成 22 年度を最終年度とする三重県地球温暖化対策推進計画における温室効果ガス総排出量は、20 年度実績(直近値)で基準年度(平成 2 年度)に比べ、10.5%増加し、さらに 22 年度目標からも大きく上回っている状況にある。</p> <p>こうした中、次期計画である三重県地球温暖化対策実行計画については、その策定が遅れているところである。</p> <p>次期計画を早期に策定するとともに、温室効果ガスの排出量削減に向け、県民や事業者等が取り組むべき日常生活における省エネ・省資源の活動等の取組が、より身近な取組となるよう、普及啓発に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(地球環境・生活環境分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>産業・民生業務部門においては、大規模事業所に対して「地球温暖化対策計画書制度」により、自主的な取組を促進するとともに、中小企業に対して M-EMS (三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム) の認証取得を進めました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動等を実施しました。</p> <p>三重県地球温暖化対策実行計画については、三重県環境審議会に設置した地球温暖化対策実行計画部会において、国の検討状況や社会情勢等を考慮しつつ、専門的な見地から審議され、平成 24 年 1 月の環境審議会からの答申を踏まえ 3 月に策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>産業・業務部門については、大規模事業所(第 1 種および第 2 種エネルギー管理指定工場等)を対象に平成 23~25 年度を新たな計画期間とする地球温暖化対策計画書の提出を求め、298 社から提出がありました。また、M-EMS の認証取得については、新たに 29 事業所が認証され、累計で 246 事業所が認証を取得しました。</p> <p>家庭部門においては、地球温暖化防止活動推進センターと地球温暖化防止活動推進員により、イベントや出前講座などを通じ、約 27,000 人の県民に普及啓発活動を実施しました。</p> <p>運輸部門においては、エコアドバイザー養成講座を開催し、企業におけるエコドライブ・インストラクターの養成を支援するとともに、独立行政法人環境再生保全機構との共催によるエコドライブ講習会を開催しました。</p> <p>市町に対しては、三重県グリーンニューディール基金を活用し、市町の公共施設における太陽光発電システムや LED 照明の設置などに対する補助を行い、省エネルギー対策を進めました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>産業・民生業務部門においては、「地球温暖化対策計画書制度」について、実効性を担保し、より効果的な削減につながる仕組みの検討を行うなど、自主的な温室効果ガスの排出削減を促進します。</p> <p>運輸部門については、低燃費車の導入、エコドライブの促進など、自主的な取組を促進する制度の導入を検討します。また、観光地において、市町、事業者等で構成する協議会を設立し電気自動車(EV)等を活用したまちづくりを進めることにより、温室効果ガスの削減を図ります。</p> <p>家庭部門においては、県民の温室効果ガス削減の取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (森林環境創造事業の計画見直し)</p> <p>(3) 森林環境創造事業については、平成16年度以降、年々目標の策定面積の新規着手率から乖離し、達成率も55.2%と低下している。 こうした現状を踏まえ、新規着手の阻害要因を取り除くための山林境界の明確化の取組や、新規着手率を高めるための森林所有者等へのPRなどの取組に努めているものの、達成率が減少し続けている状況であることから、実現可能な事業実施面積や目標値の見直しにかかる検討を進められたい。 (森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 市町に対して森林環境創造事業の趣旨の説明をして理解が得られるよう努めるとともに、森林組合等の林業事業体、林業普及指導員と連携して、地区説明会などにより森林環境創造事業のPRを行いました。 所有者や境界の不明などが原因で事業対象森林のすべてで事業実施を見込むことが困難となってきたことから、緊急雇用事業によりデータ整理を行った三重県内に山林を所有する森林所有者に対し、森林環境創造事業などの森林整備に関する内容を記載したパンフレットをダイレクトメールしてPRを行うとともに、ダイレクトメールと合わせて、森林所有者を対象に、森林環境創造事業を受け入れるかどうかについての意向を調査しました。 また、事業実施面積などの見直しについて、市町との意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果 森林所有者に対するダイレクトメールにより、森林環境創造事業などの森林整備に関するPRが図られるとともに、森林所有者の所在等の確認をすることができました。 森林所有者への意向調査や市町との意見交換などを実施することで、事業実施面積や目標値の見直しを進めています。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>市町や森林組合等の認定林業事業体などを対象とした会議や地域での森林所有者への説明会をはじめ、様々な機会をとおして森林環境創造事業のPRを行っていきます。 昨年度及び本年度に実施した森林所有者への意向調査結果や現地の状況把握等をもとに、市町との協議を行いながら、森林環境創造事業の事業計画面積や目標値などの見直しを行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鳥獣害対策)</p> <p>(4) 平成 21 年度に環境森林部と農水商工部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。</p> <p>しかしながら、野生鳥獣による農林業被害は年々増加しており、また生活環境被害も発生しているので、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、有害鳥獣捕獲等のより効果的な鳥獣害対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林水産業の被害が増大してきたことから、特定鳥獣保護管理計画を策定し、規制緩和による捕獲促進や狩猟期間の延長を実施してきたところです。</p> <p>狩猟期間において、ニホンジカ、イノシシは、平成 22 年度は 11 月 15 日から翌 2 月 15 日を 1 ヶ月延長して 3 月 15 日までとし、平成 23 年度には狩猟開始日を 11 月 15 日から 2 週間前倒して 11 月 1 日としました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>狩猟期間を延長した結果、ニホンジカは平成 21 年度、10,979 頭が平成 22 年度には 15,393 頭に、イノシシについては、平成 21 年度、7,434 頭が平成 22 年度には 11,119 頭と大幅に増加し、狩猟期間を延長した成果が得られたと考えています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>鳥獣害対策においては、農業分野と林業分野での緊密な連携が必要と考えており、これまで関係部局で構成する獣害対策プロジェクトにより連携して取り組んできましたが、平成 24 年度の組織改正において新たに農林水産部に獣害対策課を設置し、農業分野の被害防止対策と林業分野の捕獲促進対策を一体的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 産業廃棄物不適正処理事案に係る行政代執行費用等の収入未済額が、1,906,250,679円（対前年度比115.7%）であり、前年度と比べて259,176,893円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ) 林業改善資金貸付金償還金収入等の収入未済額が15,442,526円（対前年度比159.2%）あり、前年度と比べて5,745,000円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)</p> <p>行政代執行費用の徴収については、行政代執行法において国税滞納処分の例によるものとされています。この規定にもとづき、滞納者との面談や電話連絡等によって滞納金の納付を求めるとともに、換価可能な滞納者の財産状況把握に努めました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>平成22年度より発生しているPCB事務管理費用558,627円については、三重県が民法第697条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った際に要した費用です。</p> <p>当該PCB廃棄物については、事務管理実施当時には本来の管理義務者を特定できなかったものの、関係法人に対し報告徴収を実施した結果、管理義務者を特定するに至り、当該管理義務者に対しては平成23年3月9日付けで管理義務を通知するとともに、事務管理費用の請求を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>(イ)</p> <p>林業改善資金について、平成22年度以前から発生している2件の延滞については、それぞれの債務者と面談し、事業や財務状況を聞き取りとともに返済について督促を行い、計画的な返済を求めています。</p> <p>平成22年度償還金で新たに発生した延滞（1件）については、債務者と面談し督促を行い、償還誓約書を徴収し計画的な返済を求めています。債務者から平成23年12月12日付け文書で裁判所へ自己破産の申立を行う旨連絡があり、現在、裁判所で破産手続が行われています。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>(ウ)</p> <p>三重県収入証紙消込日を押印すれば、申請書に受理印を押印する必要がないと考えていた。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林業分野）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア)</p> <p>平成24年3月末現在で、亀山市楠平尾事案については300,000円、また四日市市内山事案については60,000円を、さらに桑名市五反田事案については49,000円を原因者に納付（分納）させることができました。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会構築分野）</p> <p>当該管理義務者に対しては、平成23年3月9日以降も随時、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めていたところです。</p> <p>その結果、当該管理義務者の代表取締役から、事務管理費用の一部（300,000円）について、個人</p>

として引き受けたい旨の申し出があったため、平成23年12月16日付けで民法第702条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用の重畳的（併存的）債務引受契約を締結いたしました。

平成24年3月26日には、当該契約に基づく3度目の入金があり、合計30,000円の入金となっております。

(循環型社会構築分野)

(イ)

林業改善資金については、2名の債務者から平成24年2月16日現在で償還金の一部285,000円、新たに発生した延滞の債務者から自己破産申立までの間に償還金の一部310,000円の合計595,000円の償還がありました。また、抵当権抹消同意金として、平成24年3月29日付けで400,000円の納付がありました。

(森林・林業分野)

(ウ)

今後は、申請書に受理印を押印いたしたい。

(森林・林業分野)

平成24年度以降（取組予定等）

(ア)

代執行費用について、引き続き滞納者の財産状況の把握及び換価可能資産の差押えに努めるとともに、可能な限り原因者と面談を重ね、原因者の違法行為を説いて少額でも納付するよう指導していきます。

(循環型社会構築分野)

今後も当該契約の履行を毎月確認するとともに、当該管理義務者に対して粘り強く事務管理費用の請求を実施していきます。

(循環型社会構築分野)

(イ)

林業改善資金について、2名の債務者については、引き続き財産状況の把握・支払督促に努めます。自己破産手続中の債務者については、裁判所で行われる「財産状況報告集会・債権調査・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会」に出席し、情報収集等を行い債権回収に努めます。

今後の予防対策については、貸付資格認定申請における改善計画内容、事業計画等の審査及び連帯保証人の弁済能力について、これまで以上に十分な審査を行い、償還の確実性が見込まれるものであることを確認し貸付を行います。

(森林・林業分野)

(ウ)

平成24年度以降、申請書に受理印を押印いたしたい。

(森林・林業分野)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 前払金返還利息の収入未済額が 1,105,722 円 (対前年度比 105.5%) あり、前年度と比べて 57,836 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、熊野農林商工環境事務所)</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたため、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(津農林水産商工環境事務所、伊勢農林水産商工環境事務所、伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア)</p> <p>平成 23 年度は会社の電話及び社長の携帯電話へ数回電話をしましたが、応答はありませんでした。</p> <p>平成 23 年 6 月にマンションを訪問して表札が社長名で使用していることを確認しましたが、不在でした。平成 23 年 6 月末に法人登記を確認しました。平成 24 年 1 月末に法人登記を確認しました。平成 24 年 2 月にも訪問するも不在であり、督促状と納付書を投函しました。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>収入未済の債務者に対して、督促状を送付 (平成 23 年 6 月 3 日付) するとともに、同年 9 月 12 日に督促のため会社所在地に伺いました。(不在のため、督促状をドアに貼り付け帰庁しました。)</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>現在、休眠状態の建設業者 (平成 19 年度契約業者) の所在の確認及び所在不明の建設業者 (平成 17 年度契約業者) については各方面から情報収集を行い、所在調査を継続して行ないました。</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p> <p>(イ)</p> <p>狩猟免許試験申請の受験手数料について、同一人が平成 22 年度中に第二種銃猟とわなの 2 種類の受験申請を、受験日を替えて受験したため、2 申請ともに初心者扱いの手数料を徴収するのか、既取得者として取り扱うのか判断を誤ったため、過誤納付が行われました。</p> <p>手数料を徴収する際、このような事態が生じないように、複数人で申請内容の確認を十分に行うよう徹底を図りました。</p> <p>(津農林水産商工環境事務所)</p> <p>事務処理上のミス無くすように、複数職員による審査の徹底を図りました。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>情報公開の即日開示で請求者が、設計業務委託内訳書を請求してきたにもかかわらず、誤って工事設計内訳書のコピーを渡してしまったことにより、発生してしまった歳入戻出です。</p> <p>このような単純なミスを起こさないよう、室長会議や課長会議の場で職員間でのチェックを必ず行うよう周知徹底を行うなど再発防止に努めました。</p> <p>(伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア)</p> <p>成果なし。</p> <p>(四日市農林商工環境事務所)</p> <p>債務者と連絡が取れないため、進展はありませんでした。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p> <p>休眠状態の建設業者については、同様の遅延利息が発生している熊野建設事務所と共同で督促、情報収集を行ないました。所在不明の建設業者については、事務所の所在に関する公的資料の徴収を行い、現場等の調査を実施し、関連情報の収集・対応を行いました。</p> <p>(熊野農林商工環境事務所)</p>

(イ)

確認体制の強化により、同様の事案は発生しておりません。

(津農林水産商工環境事務所)

この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

職員同士で確認するなど、チェック体制が強化されてきました。

(伊賀農林商工環境事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

(ア)

引き続き訪問による督促、状況確認、電話による督促、法人登記確認を行っていき、未収金徴収に努めます。

(四日市農林商工環境事務所)

引き続き督促状の送付、所在地への訪問を行い、督促を継続します。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

引き続き収納に向けての対応を継続するとともに、工事の発注に際し、参加業者の経営状況の把握に努めるとともに、請負業者との連絡を密にし、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行い、再発防止に努めていきます。

(熊野農林商工環境事務所)

(イ)

引き続き、申請内容を十分に確認してから手数料の徴収を行い、再発防止に努めます。

(津農林水産商工環境事務所)

引き続き事務処理にミスが生じないように努めていきます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

今後も引き続き、室長会議、課長会議等で職員間でのチェック等を行うよう周知徹底をして、職員全体に浸透させ、単純なミスが発生しないよう体制の強化を図っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(各分野、各農林（水産）商工環境事務所)

ア 業務委託

(1) 【三重県環境総合情報システム（行政事務処理システム）再構築業務】

- ・再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。

(経営企画分野)

(2) 【環境総合情報システム改修】

- ・再委任の承諾にあたって、公印のない事務連絡文書で処理されていた。
- ・契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。

(経営企画分野)

(3) 【三重県環境森林部人権啓発推進員研修業務委託】

- ・予定価格調書が作成されていなかった。
- ・随意契約理由書の適用条項が誤っていた。

(経営企画分野)

(4) 【存在承認（アクノリッジメント）スキル研修業務】

- ・予定価格調書が作成されていなかった。

(経営企画分野)

(5) 【平成 22 年度環境森林部経営品質実践講座に係る委託】

- ・予定価格調書が作成されていなかった。

(経営企画分野)

(6) 【ごみゼロフォーラム会場設営等業務委託】

- ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。

(循環型社会構築分野)

(7) 【平成 22 年度大矢知・平津事案 廃棄物物理設区域確認調査業務】

- ・再委任の承諾書で規定する委任先が 2 者以上となった場合の再委任先の一覧表が作成されていなかった。

(循環型社会構築分野)

(8) 【平成 22 年度 中華人民共和国河南省産業公害防止技術移転研修業務委託】

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・入札指名者決定通知書の日付漏れがあった。

(地球環境・生活環境分野)

(9) 【平成 22 年度 M-EMS 普及モデル事業】

- ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

(地球環境・生活環境分野)

(10) 【三重県地球温暖化防止活動推進センター活動拠点づくり事業委託】

- ・契約書に個人情報の適正管理の確保に関する条項がなかった。
- ・見積書の日付に誤りがあるのに是正依頼をせず以後の手続きを行っていた。

(地球環境・生活環境分野)

(11) 【平成 22 年度 大杉谷登山歩道維持管理業務委託】

- ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。

(森林・林業分野)

(12) 【平成 22 年度三重県上野森林公園管理業務委託】

- ・契約書条項の支払遅延に対する遅延利息の率を誤って記載していた。

(森林・林業分野)

(13) 【ごみゼロ交流会 in 丹生川っこ祭り講師代】

- ・支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。

(桑名農政環境事務所)

(14) 【平成 22 年度県行造林管理巡視事業】

・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(伊賀農林商工環境事務所)

(15) 【平成 22 年度 管内現場技術業務委託】

・契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。

(熊野農林商工環境事務所)

(16) 【平成 22 年度森林荒廃地等現況調査事業】

・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

(熊野農林商工環境事務所)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

- (1) (2) 再委任にあたって業者より再委任承諾願の提出がありましたが、公印を省略し承諾書を送付していましたが、今後は発信者名を契約締結権者とし公印を押印するように改めました。
(経営企画分野)
- (2) (12) 遅延利息の率について、変更がないものと思い込み確認を行わず記入していましたが、今後契約を締結する場合、契約書には遅延利息の率を数字で表記しないよう改めました。
(経営企画分野、森林・林業分野)
- (3) 随意契約適用条項については、条項を把握せず記入していましたが、事業執行にあたっては、事前に会計規則等を確認するよう努めました。
(経営企画分野)
- (3)～(5) 予定価格調書については、担当者の認識不足により作成していませんでした。予定価格調書の要否について三重県会計規則を遵守しその都度、確認を行うようにしました。
(経営企画分野)
- (6) 設計金額は業者の見積りを参考に設定し、設計金額と予定価格は同一ではありませんが、根拠が明記されていなかったことから、今後は予定価格の根拠を明記するよう改めました。
(循環型社会構築分野)
- (7) 受託者からの再委任の申し出については、各々承認を行い適正に処理していましたが、一覧表の作成を失念していたことから、職員に対して事務処理が適正に執行されるよう、周知・徹底しました。
(循環型社会構築分野)
- (8)～(10) 室内の会議等において、会計規則等の遵守や具体的な会計事務・契約事務処理を周知しました。
(地球環境・生活環境分野)
- (11) 業務委託内容を検討し、契約書に個人情報の保護に関する事項の必要性を確認しました。
(森林・林業分野)
- (13) 整理を行わなければならない経費については、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。
(桑名農政環境事務所)
- (14) 執行伺い決裁時に確認を怠ったこと並びに会計規則が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。
毎週開催している室長会議や課長会議の場で、会計規則等で見落としやすいことや間違いやすい事例等を紹介し、職員全体に周知し再発防止に努めました。
(伊賀農林商工環境事務所)
- (15) 委託業務完了と業務の完成報告書の日が一致していなかったことや、業務報告書と当該検収確認が不十分であったため、整合性の誤りが生じておりました。そのため、委託業務実績についての証拠書類の確認及び委託業務従事者との面談により、従事内容の把握(確認)を十分行うとともに、年度末の当該業務完了時には、特に検収確認の徹底を行う予定です。
(熊野農林商工環境事務所)
- (16) 当該事業執行伺いについては、出納局による事前審査の対象外である公共工事であると勘違いし、事前審査を受けておりませんでした。そのため、事業執行伺いの際に、事前審査が必要なものかどうかを十分確認のうえ、適正な事務処理を行ってきました。
(熊野農林商工環境事務所)

2 取組の成果

- (1)(2) 現在、同じ事案は発生していません。
(経営企画分野)
- (2)(12) 現在、同じ事案は発生していません。
(経営企画分野、森林・林業分野)
- (3)～(5) 前年と同様の事業を行ったが適正な会計事務を行うことができました。
(経営企画分野)
- (6) 積算根拠を明確にするよう努めています。
(循環型社会構築分野)
- (7) 職員において事務処理が適正に執行され、同様の事例は発生していません。
(循環型社会構築分野)
- (8)～(10) 会計規則等に基づいた事務処理の周知及び複数の職員によるチェックを行うことで、適切に事務を処理することができました。
(地球環境・生活環境分野)
- (11) 平成23年度については、既に契約を締結しており、受託者に個人情報の保護に関する事項を示し、事項を遵守するよう指示しました。
(森林・林業分野)
- (13) 業務執行に必要な会計上の事務について周知し、適正な事務手続きを実施しました。
(桑名農政環境事務所)
- (14) 職員同士で確認するなど、チェック体制が強化されてきました。
(伊賀農林商工環境事務所)
- (15) 委託業務実績の確認・検収に当たっては、引き続き適正な事務処理に努めています。
(熊野農林商工環境事務所)
- (16) 案件ごとに事業実施伺いの際に、出納局による事前審査の対象案件であるかどうかを常に意識して行うよう、適正な事務処理に努めています。
(熊野農林商工環境事務所)

平成24年度以降（取組予定等）

- (1)～(6) 企画会議等を通じて周知を図るよう努めます。
(経営企画分野)
- (1)～(6)(9)(10)(12) 引き続き、三重県会計規則等に基づき適正な事務処理を行うよう努めます。
(経営企画分野)
- (7) 実施した取組内容を継続し、適正な事務処理の遂行に努めます。
(循環型社会構築分野)
- (8)～(10) 室内の会議等における職員への周知を通じて、来年度以降も会計規則等の遵守と適切なチェック体制の維持を図ります。
(地球環境・生活環境分野)
- (11) 契約締結時に、「三重県個人情報取扱委託基準」に基づき「個人情報の取扱に関する特記事項」を契約書に添付することとしました。
(森林・林業分野)
- (13) 引き続き適正な事務処理に努めます。
(桑名農政環境事務所)
- (14) 今後も引き続き、室長会議、課長会議等で事例等を紹介し、職員全体に浸透させ、事務処理の誤りをなくすよう職員間でのチェック体制等の強化を図っていきます。
(伊賀農林商工環境事務所)
- (15) 委託事業の適正な事務処理に努めていきます。
(熊野農林商工環境事務所)
- (16) 事業実施伺いの際に、出納局による事前審査の対象案件であるかどうかを常に意識して行うよう、適正な事務処理に努めていきます。
(熊野農林商工環境事務所)

監査の結果
2 財務等に関する意見 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
(2) 支出に関する事務 イ 国補工事 (1) 【復旧治山事業】 ・「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が未作成であり、業者に対して送達されていなかった。 <p style="text-align: right;">(尾鷲農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 総合評価方式（簡易型）に伴う技術提案書の履行確認取扱の認識不足により、受注者への確定通知書の送付をしていませんでした。今後は、このようなことのないよう、専任監督員と総括監督員を含めた課内の者により、確認を行い、注意するように努めました。 2 取組の成果 今年度は、技術提案書の履行確認を伴う総合評価案件（簡易型）はありませんでしたが、チェック体制強化の意識高揚につながりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 平成 23 年度に引き続き、チェック体制の強化に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 支出に関する事務 ウ 県単工事</p> <p>(1) 【桑名市五反田地内（員弁川左岸）鋼矢板設置工事】 ・施工体制チェックリストへの記載漏れがあった。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 【御殿場海岸地区 海岸松林維持管理事業第津-1号工事】 ・設計変更に至る経緯が打合せ簿等で明文化されていなかった。 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(3) 【自然災害防止事業（県単）第松-8号工事】 ・発注に先立つ当初設計時の現場状況の把握が不十分であった。 (松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 【自然災害防止事業（県単）第上-3号工事】 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(5) 【自然災害防止事業 第尾-3号事業】 ・設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量が異なっていた。 (尾鷲農林商工環境事務所)</p> <p>(6) 【自然災害防止事業 第熊-17号工事】 ・設計変更在先立つ工事打合せ簿が交わされていなかった。 (熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施工体制チェックリストに基づく提出書類や、現場における点検事項の確認は行いましたが、チェックリストへの記載を失念していたことから、職員に対して適正な点検記録の整備・記載漏れ等の防止について、周知・徹底しました。 (循環型社会構築分野)</p> <p>(2) 三重県建設工事監督要領について、担当職員への周知不足のため当該要領にかかる事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、担当職員へ当該要領についての周知徹底を図りました。 (津農林水産商工環境事務所)</p> <p>(3) 当該箇所は、急斜面にある転石等をワイヤーと金網で固定する工法で落石防止対策工事を行ったところです。この工事にかかる設計図を作成するにあたり早期発注を行うため、コンサルタントに委託せず当職員で調査及び測量設計を行いました。しかし、現地は急斜面に草及び雑木が茂っている所や落葉等で地面が覆われている所があったことにより、地面の状況把握が十分ではありませんでした。 このようなことから、同種の工事を行うにあたっては、調査等の支障となる草、雑木及び落葉等を除去してから調査を行うことや、適宜、コンサルタントなどの外部委託を活用し、状況の把握を行うこととしました。 (松阪農林商工環境事務所)</p> <p>(4) 室内会議等において、「三重県リサイクル製品利用推進条例」、「リサイクル製品利用に関する各通知」及び「三重県建設工事共通仕様書」等の再確認を行い、建設工事実施に係る各種法令等の遵守や具体的な設計・施工・監督事務処理について周知を図ると共に、再発防止のために複数職員で的確に確認するなどチェック体制の再確認を行いました。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>

- (5) 変更設計書のチェック漏れにより発生した単純ミスであり、今後はこのようなことがないよう、監督員以外の者による二人体制でのチェックを確実にいき、ケアレスミスの発生をなくすこととしました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

- (6) 当該工事において、請負業者から工事途中における段階確認書により、設計変更が必要であることが判明しましたが、この時点での工事打合せ簿の作成を忘れておりました。そのため、変更の必要が判明した時点での工事打合せ簿の作成を忘れないように、周知を図り、複数の職員で確認するなど、再発防止に取り組んできました。

(熊野農林商工環境事務所)

2 取組の成果

- (1) 職員において事務処理が適正に執行され、同様の事例は発生していません。

(循環型社会構築分野)

- (2) 共通仕様書・要綱・要領等に基づく適正な事務処理を行うことにより、事務手続きの遺漏防止が図られました。

(津農林水産商工環境事務所)

- (3) 当年度においては、指摘のあった同種工事はありませんでしたが、当初設計時の設計図作成時における現場状況把握の重要性を再認識することができたため、今後の設計等に活かしていきます。

(松阪農林水産商工環境事務所)

- (4) 建設工事実施に係る各種法令・規則及び通知等に基づく適正な事務処理を行うと共に、決裁権者や複数職員によるチェック体制での事務処理によりその遺漏防止が図られました。

(伊賀農林商工環境事務所)

- (5) 二人体制でのチェックを行うことで、ケアレスミスの発生を事前に防止しました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

- (6) 工事の各進行段階での必要な証拠書類の整備については、複数の職員での確認や、決裁権者の確認により適正な事務処理が行われてきました。

(熊野農林商工環境事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 実施した取組内容を継続し、適正な事務処理の遂行に努めます。

(循環型社会構築分野)

- (2) 業者と十分な打ち合わせを行い、その内容については全て打合せ簿に記録するよう努めます。

(津農林水産商工環境事務所)

- (3) 当初設計時の設計図作成時において、当職員におけるていねいな状況調査に加えて、適宜、必要によりコンサルタントなどを有効に活用して設計図を作成します。

(松阪農林水産商工環境事務所)

- (4) 平成 24 年度以降も、引き続き契約事務担当者、工事担当者及び決裁権者等への建設工事実施に係る各種法令・規則及び通知等の周知、所属内職員によるチェックが的確に行われるよう室内会議等での情報共有や関連業務の研修会への参加奨励等、あらゆる機会を通じて職員への的確な事務処理について働きかけを行っていきます。

(伊賀農林商工環境事務所)

- (5) 平成 23 年度に引き続き、監督員以外の者による二人体制でのチェック体制を継続していきます。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

- (6) 工事実施上、各段階での証拠書類の整備について、三重県建設工事執行要領などを再度確認しながら、より適正な事務処理に努めていきます。

(熊野農林商工環境事務所)

部局名 環 境 森 林 部

監査の結果
2 財務等に関する意見 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (2) 支出に関する事務 エ 補助金 (1) 【森林整備促進事業費補助金】 ・ 交付額の算定を誤っていた。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 事業費に補助率を乗じる際に端数処理方法を誤ったものであり、今後このようなことが発生しないよう職員に注意喚起を行うとともに決裁時に担当職員以外の者がチェックできるよう補助金要綱等の関係書類を添付することとしました。 2 取組の成果 決裁時に補助金の交付要綱等の関係書類を添付することにより、決裁の段階で事業費、補助金交付決定額のチェックを行うことができました。 また、補助事業の趣旨、目的等についても課内で共有することができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 平成 23 年度に引き続き、担当職員以外のチェック体制を維持し、適正な事務処理を行います。

部局名 環 境 森 林 部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 特殊勤務手当の実績簿の記載内容が不十分なものがあつた。 <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 特殊勤務手当に係る業務内容について、「現場立会」「現地測量」などと具体的内容の記載がなく内容が不十分であつたので、業務場所・業務内容・対象内容（傾斜・高低差）など具体的に記載するように、所内職員に対し周知徹底を図りました。 2 取組の成果 特殊勤務手当にかかわらず、実績簿の記載について、具体的内容を記載することについての所属内での話し合いや、決裁時での内容確認も含めて、その都度注意のうえ修正するなどを行ってきました。このことにより、職員自身が手当受給についての意識をより強く持つようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 特殊勤務手当の業務内容について、引き続き、具体的業務を記載するよう適正な事務処理に努めていきます。

部局名 環 境 森 林 部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 貸付期間終了後も撤去されず存置されたままになっている物件があった。 <p style="text-align: right;">(森林・林業分野)</p>
講じた措置
<u>平成 23 年度</u> 1 実施した取組内容 事実関係を確認し、普通財産に存置している事業者に改善を求めました。 2 取組の成果 事業者から普通財産貸付申請の提出があり、平成 23 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間について土地の使用を認め、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの平成 23 年度分土地使用料を徴収した。 また、貸付期間が終了していた平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの期間分についても土地使用料を徴収しました。
<u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u> 普通財産貸付申請期間にあたる平成 24 年度から平成 27 年度については、毎年度適正に土地使用料を徴収します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 条例で支払対象外となっている審議会委員に対する報酬の誤払いによる歳出戻入を行っていた。 (森林・林業分野)</p> <p>(2) 通信運搬費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(3) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(4) 消耗品費の支出金額誤りによる歳出戻入を行っていた。 (林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 審議会委員の方の役職等を確認しなかったことによる誤りでした。 現在は、事前確認や名簿等に役職を明記するよう対策を講じています。 (森林・林業分野)</p> <p>(2) 郵便事業株式会社から伊賀農林商工環境事務所あて 6 月分後納郵便に係る請求 26,580 円があり、伊賀農林商工環境事務所予算で伊賀県民センターにおいて定例払支出負担行為兼支出命令を行いました。同時に、郵便事業株式会社から伊賀県民センター（旅券コーナー分）あて 6 月分後納郵便に係る請求 17,050 円があり、当該請求について定例払通帳からの引き落とし振込書払いを依頼しました。 ところが、後日、定例払通帳から 17,050 円の自動引き落としがされ、正しく処理した伊賀農林商工環境事務所分の支払いは、定例払通帳の残額が足りないため、引き落としができなくなったため、やむを得ず歳出戻入いたしました。 伊賀農林商工環境事務所の支出は、正規に処理したのにもかかわらず、郵便事業株式会社の処理ミスによって生じたものでありますが、今後このような誤りが生じないようにするため、定例払支出負担行為兼支出命令を取りやめ、振込書払いとしました。 (伊賀農林商工環境事務所)</p> <p>(3) 発生原因については下記のとおりです。 ・会計事務担当者が財務システムに誤った請求金額を入力し、出力された帳票（支出命令書）の支出額と請求書（及び払込書）の金額の相違に気付かず仰裁しました。 ・副務者、出納員及び決裁権者も金額の相違に気付かず、支出審査確認及び決裁がなされました。 ・払込書付払いであったため、支払日の 2 日前に財務システムより出力される払込書払送金通知内訳表の金額と払込書の金額が相違していることに気づき、指定金融機関に入金停止を依頼し、歳出戻入処理を行いました。 実施した取組内容については下記のとおりです。 ・会計事務担当者が、支出金額等を入力する際には、請求金額、支出科目、支払日、債権者などの入力項目に誤りがないか確認を徹底するようにしました。 あわせて、副務者（審査補助）、出納員（審査確認）及び決裁権者によるチェックも強化しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)</p> <p>(4) 発生原因は金額の数字を見誤ったことによるケアレスミス。支出確定処理後すぐに気付き、財務システムから取消処理を行いました。タイムアウトとなり、県の資金が県指定金融機関に送金され、指定金融機関への歳出戻入が発生しました。 何度も確認したつもりでも見落としがあったので、決裁後及び支出確認を行う前に、必ず確認するように改めました。 (林業研究所)</p>

2 取組の成果

- (1) 現在、同じ誤りは生じていません。
(森林・林業分野)
- (2) 以後、事務処理誤りによる歳出戻入は発生していません。
(伊賀農林商工環境事務所)
- (3) 実施した取組内容(チェック強化等)により、支出誤り等の不適切な事案は発生していません。
(尾鷲農林水産商工環境事務所)
- (4) 決裁後及び支出確定を行う前に必ず確認するように改めた後は、歳出戻入は発生していません。
(林業研究所)

平成 24 年度以降(取組予定等)

- (1) 同じ誤りを起こさないよう事業室及び経理担当者で連携を図るよう努めます。
(森林・林業分野)
- (2) 今後も適正な事務処理を行うため、支払処理前の連絡体制の強化に努めます。
(伊賀農林商工環境事務所)
- (3) 平成 23 年度に引き続き、不適切な支出を行わないようチェック体制の強化に努めます。
(尾鷲農林水産商工環境事務所)
- (4) 決裁後及び支出確定を行う前に必ず確認するという複数回チェック方式で、事務処理を進めていきます。
(林業研究所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(6) 交通事故	
公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 自損事故（物損額：県 72,660 円）	（松阪農林商工環境事務所）
(2) 自損事故（物損額：県 52,973 円）	（伊勢農林水産商工環境事務所）
(3) 自損事故（物損額：県 23,100 円）	（尾鷲農林水産商工環境事務所）
(4) 自損事故（物損額：県 15,750 円）	（熊野農林商工環境事務所）
講じた措置	
平成 23 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 交通事故防止及び公用車の適正管理について、室内会議において注意喚起を行うとともに、再発防止策については話し合いを行いました。	（松阪農林水産商工環境事務所）
(2) 出張先からの帰路、方向転換中のバックで、後方確認を怠り、車右後方を接触しました。直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識づけを行いました。	（伊勢農林水産商工環境事務所）
(3) 今回の事故は、道幅の狭い道路で左カーブを曲がろうとした際に左後方の確認が不十分であったために、道路脇の石と接触し車体の左後部ドア付近を破損したものです。当該職員には、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、室長会議において定期的に注意喚起を行いました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ参加をし、職員への交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。	（尾鷲農林水産商工環境事務所）
(4) 事故を起こした原因は、軽微な運転誤りによるものであり、安全運転意識の向上により防ぐことができた事故でした。公用車などによる出張の際は、交通事故を起こさないよう十分に安全運転に努めるとともに、幅員の狭い道路などを走行する場合や用務先での駐車場の出入りでの安全確認を十分行い、細心の注意を払い運転するよう周知徹底しました。すべての公用車のダッシュボード付近に安全運転を呼びかけるステッカーを貼付するとともに、所属庁舎で開催される交通安全運転講習会には原則全職員参加とし、また、所長の率先実行取組みの一環として「無事故・無違反チャレンジ 123」事業にほとんどの職員が参加するよう働きかけを行い（13 チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。	（熊野農林商工環境事務所）
2 取組の成果	
(1) 交通安全研修への全員参加、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加により、交通安全意識の高揚が図られました。	（松阪農林水産商工環境事務所）
(2) 職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。	（伊勢農林水産商工環境事務所）
(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への参加及び機会あるごとの注意喚起を行ったことにより、交通安全意識の高揚が図られました。	（尾鷲農林水産商工環境事務所）

(4) 交通事故の防止及び法令遵守等の徹底について、機会あるごとに注意を喚起し、なお一層の取組を強化していきます。

(熊野農林商工環境事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 引き続き、所内会議等で公用車の適正管理及び交通事故防止について注意喚起をするとともに、交通安全研修会に全職員を参加させることで事故発生防止に取り組んでいきます。

(松阪農林水産商工環境事務所)

(2) 公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。

- ・今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等がないよう室長会議（週 1 回）、課長会議（月 1 回）を通じて周知徹底を図ります。
- ・実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
- ・各室各課においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(3) 今後も、継続して機会あるごとの注意喚起を行うとともに、交通安全研修、無事故・無違反チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

(4) 公用車等による交通事故を起こさないよう、機会あるごとに職員に対し呼びかけるとともに、交通安全研修への積極的な参加を働きかけるなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

(熊野農林商工環境事務所)

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 (1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で13法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 平成23年度においては、法人の定期検査や意向の聴取の機会を通じて、必要な情報提供及び助言を行いました。 随時、法人からの相談等に応じて、移行手続に関する助言等を行いました。 2 取組の成果 未移行の13法人のうち1法人が公益認定等審議会の審議を終了し、3法人については移行認可申請を審査中です。また、1法人については地縁団体の移行手続を進めています。他の法人についても、移行申請書類を作成中のところが多く、随時、法人からの相談等に応じながら、新法人移行に向けた準備を進めています。(平成24年2月末現在)
平成24年度以降(取組予定等) 今後も引き続き、積極的な情報提供を行うとともに必要な助言等を行い、円滑な新法人への移行を促進していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定) (1) 県では、農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念を定め、県の責務と農業者等の役割を明確にすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成 22 年 12 月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」を制定したところである。 現在、この条例に規定した基本理念や施策等の実現への道筋を明らかにするため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」を策定中であるが、引き続き、関係者との協議を行い、県の新しい総合計画である「みえ県民力ビジョン（仮称）」の検討状況とも整合を図りつつ、23 年度中の策定を目指し、関係室が一体となって着実に取り組まれない。 （農産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」について、「みえ県民力ビジョン」及び「同ビジョン・行動計画」に位置付けた農業・農村に関連する政策や施策と整合を図りながら関係室が一体となって策定作業を進めました。</p> <p>2 取組の成果 平成 24 年第 1 回定例会（2 月会議）における議決を経て、平成 24 年 3 月に「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>関係機関等との連携協力を図りつつ、基本計画の取組の着実な推進に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (認定農業者等中核的経営体の確保・育成)</p> <p>(2) 地域の農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等については、平成22年度末の認定目標数、2,700経営体(集落営農組織含む)に対し、22年度末実績は2,359経営体(集落営農組織等含む)であり、認定農業者等への農用地利用集積率についても、22年度末の目標33.0%に対し実績は31.9%といずれも未達成となっている。</p> <p>このため、今後一層、認定農業者等中核的経営体の確保と育成にかかる取組を進められたい。 (農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 経営者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等、認定農業者等の経営環境は非常に厳しい状況にありますが、次の取組により認定農業者等の確保・育成を図りました。</p> <p>(1) 認定農業者への支援 普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組みとともに、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めました。</p> <p>(2) 持続的な営農の仕組みづくり、集落営農組織の新規設立と法人化等の推進 集落等を単位に農業者の話し合いにより担い手農家や集落営農組織に農地を集積する取組、及び集落営農組織を安定的に継続させるための取組(規模拡大、新規品目の導入、法人化等)を、各農林水産商工環境事務所の関係室で構成する推進チーム、並びに地域活性化プランの推進と連携して進めました。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化団体の設立推進 農地が面的にまとまった状態で担い手に集積されるよう調整する農地利用集積円滑化団体の設立を、市町、農協等と連携して進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 認定農業者への支援 認定農業者の経営改善に向け、特に更新時における経営改善計画の指導、マーケティングや法人化に関する研修会等を通じて経営体質の強化を図るとともに、114の農業経営体で融資制度(農業経営近代化資金:認定農業者特例)が活用されました。</p> <p>(2) 持続的な営農の仕組みづくり、集落営農組織の新規設立と法人化等の推進 新たに土地利用調整等の合意形成を6集落、集落営農組織を1集落で確立するとともに、8集落営農組織が法人化を行い、組織体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化団体の設立推進 農地利用集積円滑化団体を28市町で設立することにより、認定農業者等への農地集積を進める体制を確立しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>将来の認定農業者の確保につなげるため、国の新規事業である新規就農総合支援事業を活用しながら受け入れ体制を整備し、新規就農者の掘り起こし・育成・確保を図るとともに、引き続き、普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組み、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めます。</p> <p>また、国の新規事業として市町が策定する「人・農地プラン」の策定支援を行うとともに、集落が主体的に土地利用調整を行い、認定農業者等へ農地を集積する取組を進め、持続的な営農の仕組みづくりや集落営農組織の新規設立と法人化等を推進します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高病原性鳥インフルエンザへの対応)</p> <p>(3) 平成23年2月に県内で高病原性鳥インフルエンザが2件発生したが、関係機関が連携し迅速な防疫措置をとったことで、他の農場への広がりはなく終息した。 高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応については、業務内容が多岐にわたり、また市町や警察等も含め多くの機関に及んでいるので、今回の事案について課題等の検証を十分行い、今後の県内での発生に備えて、防疫・監視体制の強化やマニュアルの見直し、風評被害防止のための正しい知識の普及など、引き続き万全を期した取組の推進を図られたい。 (農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 課題等の検証 防疫作業終了後、動員者、現地対策本部担当職員、県庁職員等に課題、反省点についてアンケートを行いました。また、同時期に高病原性鳥インフルエンザが多発した宮崎県にベンチマーキングし、続発時の円滑な防疫作業を学びました。こうした検証結果を踏まえ、マニュアルの見直しを行うとともに、殺処分、防護服脱着についての研修を実施しました。</p> <p>(2) 防疫・監視体制の強化 緊急雇用事業を活用しペットとして飼育している家きんについても、飼育状況について調査し、飼養衛生管理について指導しました。 野鳥による農場内ウイルス侵入を防ぐため、平成23年度6月補正予算による小型野鳥の侵入防止可能な防鳥ネットの設置補助事業を活用し、32農場で事業を実施しました。</p> <p>(3) マニュアルの見直し 検証により浮かび上がった課題・問題点を踏まえ、マニュアルを改正しました。主な改正点は、 ①本庁対策本部と地域対策本部の役割の明確化 ②家畜防疫員以外の現場責任者の設定 ③事前登録制による動員 ④情報収集要員の配置 ⑤作業時間の見直し(24時間体制から12時間体制に見直す)等です。</p> <p>(4) 正しい知識の普及 鶏卵業界関係者への呼びかけや県ホームページ、消費者に対する研修会を通して、引き続き鶏卵・鶏肉の安全性、野鳥への正しい対応等の知識の普及に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 課題等の検証 課題等の検証により、防疫・監視体制の強化及びマニュアルの見直しのポイントが明確になりました。</p> <p>(2) 防疫・監視体制の強化 動員者名簿の作成・研修会の実施、小規模家きんの巡回、高機能防鳥ネットの設置によりソフト面・ハード面で防疫・監視体制が強化できました。</p> <p>(3) マニュアルの見直し マニュアルの見直しにより、対策本部・動員体制・防疫作業が円滑に機能するように準備できました。</p> <p>(4) 正しい知識の普及 県ホームページ、消費者に対する研修会等により鶏卵・鶏肉の安全性や野鳥への正しい対応について県民の理解が深まりました。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

モニタリング検査や飼養衛生管理基準の遵守徹底により防疫・監視体制を継続するとともに、発生時に迅速・適切に対応できるよう防疫演習、講習を通じて関係機関との連携を強化します。

また、改正されたマニュアルについて、随時見直しを行い、より実践的な内容に改めていきます。

さらに、県ホームページ、消費者に対する研修会等により引き続き、鶏卵・鶏肉の安全性や野鳥への正しい対応について知識の普及に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保)

- (4) 県では、「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めているところであるが、食品の産地偽装などの問題が相次いだことや、生肉による食中毒事件の発生などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にある。

今後も、先進的なGAP手法（農業生産工程管理の手法）の導入などにより、安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築を進めるなど、基本方針に基づく施策を一層推進されたい。

また、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等に迅速かつ正確に伝達されたい。

(農産振興分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(1) 基本方針に基づく施策の推進

基本方針の「実施すべき施策」に沿って具体的な取組を明らかにする計画として「平成 23 年度三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定し、総合的に事業を実施するとともに、平成 22 年度の実績と今後の対応方針について「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」などによる審議を経て年次報告書として公表しました。

なお、本年度は、生肉による食中毒事件や、農産物・水産物などの放射性物質汚染という危機的な課題への対応を行うため、食の安全・安心確保に関する施策を推進する庁内組織である「三重県食の安全・安心確保推進会議」及びその下部組織である幹事会を適宜開催し、庁内各組織の情報共有と連携した取組を進めました。

(2) GAPの推進と安全・安心な生産流通体制の構築

① 普及指導員及び営農指導員 34 名を対象としてGAPの指導員研修を 7 回（総合研修：2 回、現地研修：5 回）開催しました。また、農消商連携GAPモデル推進事業により、生産者、食品関連事業者および消費者が連携したモデル的な取組（1 地区）を支援しました。

② 生産者等に対する農薬の最新情報提供や市場関係事業者への先進事例の情報提供などを行うとともに、平成 22 年 10 月から一部施行された米トレーサビリティ法について、産地表示が必要となる飲食店、小売店を中心に普及啓発を行いました。（飲食店 約 15,000 件、小売店 約 600 件、社会福祉施設等 約 2,500 件）

(3) 情報提供の推進

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」の情報をほぼ毎日更新するとともに、情報紙「三重発!食の安全・安心情報」（偶数月発行、送付数：約 1,500）、メールマガジン（毎月 2 回発行 送付数：約 280）等による情報の提供を行いました。特に本年度は、生肉による食中毒の防止や原子力発電所事故に起因する農水産物の放射性物質汚染に関する情報を適切に公開しました。

2 取組の成果

(1) 基本方針に基づく施策の推進

平成 23 年度食の安全・安心確保行動計画に基づき、食の安全・安心確保に関する各事業が計画的に実施できました。

(2) GAPの推進と安全・安心な生産流通体制の構築

① GAP手法の推進において、県内 7 地域における指導者（各 2 名）が育成され、各地域での推進体制がとれました。また、モデル地域での事業者及び消費者の理解が進みました。

② 米トレーサビリティ法について、産地表示の対応が必要となる飲食店、小売店等への制度普及が進みました。

(3) 情報提供の推進

食の安全・安心に関する情報提供では、特に、生肉による食中毒の防止や農水産物の放射性物

質汚染に関する情報を適切に公開することにより、県内農水産物に対する不安を解消し、風評被害の発生防止などが図られました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 基本方針に基づく施策の推進
「平成 24 年度三重県食の安全・安心確保行動計画」を策定し、食の安全・安心確保に関する各事業を計画的に実施します。
- (2) G A P の推進と安全・安心な生産流通体制の構築
 - ① 作目別の G A P シート作成支援を行うとともに、平成 23 年度に育成した指導者を活用して G A P に取り組む産地の育成を図ります。
 - ② 米トレーサビリティ法については、平成 23 年度に法が完全施行されたことから、平成 24 年度は県内流通の主要な部分を占める大手流通・販売事業者を中心に 715 件の監視指導を実施します。
- (3) 情報提供の推進
県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、正しい判断、選択が行えるよう、平成 24 年度からはホームページ「食の安全・安心ひろば」を中心に情報提供の充実を図るとともに、生産者等に対する農薬の最新情報提供や市場関係事業者への先進事例の情報提供などを行います。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(鳥獣害対策)

(5) 平成 21 年度に農水商工部と環境森林部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。

しかしながら、鳥獣害による農林水産物の被害は年々増加しているため、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、モデル集落の育成をさらに進めるなど、より効果的な鳥獣害対策を推進されたい。

(農業基盤整備分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

獣害対策は、生息地管理と個体数管理、被害対策を総合的に取り組むことが重要であることから、本庁では農水商工部と環境森林部による「三重県獣害対策プロジェクト」を、地域事務所には「地域獣害対策チーム」を設置し、生息管理と被害対策を 2 本の柱に、地域や市町へ総合的に支援できる体制を構築し、市町や集落での獣害対策の取組を支援しました。

2 取組の成果

(1) 生息管理

- ① 鳥獣捕獲実施隊や捕獲隊の設置についての支援や有害鳥獣駆除の経費にかかる補助を行い、有害鳥獣駆除の促進化を図りました。
- ② 農林業被害の軽減と個体数調整を促進するため、ニホンジカ及びイノシシの猟期について、昨年度に引き続き終期を 3 月 15 日まで延長するとともに、新たに始期を 11 月 1 日に前倒しました。

(2) 被害対策

- ① 獣害につよい集落づくりについては、獣害対策に取り組む集落の拡大を進めるとともに、集落リーダー研修会の開催により人材の育成に努めました。
- ② 侵入防止柵については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により各市町の柵設置の加速化を図り被害の軽減及び被害拡大の防止に努めました。
- ③ 9 月の「農林水産物の被害について考える月間」において被害の現状を紹介するとともに、月間中に開催したフォーラム（2 日間で延べ 770 人参加）では、講演会において被害対策、保護・共生、獣肉の利活用等についての取組を紹介するとともに、獣害資材展示を行い被害者への情報提供等の支援、被害者以外の方への啓発に努めました。
- ④ 獣害につよいモデル集落育成のノウハウを活かし、獣害対策に取り組む集落の更なる育成に努めました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度の機構改革により、農林水産部内に獣害対策と有害捕獲等を担当する獣害対策課を新設し、関係部所がより一層連携して獣害対策を進めていきます。

このような体制により、獣害につよい集落づくりをより一層進めていくとともに、地域の捕獲力の強化や科学的根拠となる調査・研究事業も進めてまいります。

また、捕獲した野生獣を未利用資源と捉え、高級肉としての認知度の向上や消費の拡大、食用以外の利活用などに向けての検討を進めてまいります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土地改良施設の譲渡)</p> <p>(6) 県営土地改良事業により造成された農業用道路、農業用排水路等の土地改良施設については、事業完了に伴い、予定管理者である該当市町及び土地改良区に譲渡することとなっており、阻害要因を把握して譲渡を進めてきたところである。 しかし、平成23年3月末現在で162地区が未譲渡であるので、今後、さらに計画的に譲渡手続きを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農業基盤整備分)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 土地改良施設の適正な維持管理を行うには、予定管理者である市町及び土地改良区へ譲渡を行う必要があり、未譲渡カルテにより阻害要因を明確にし、土地改良施設譲渡実施第2次3ヶ年計画(平成22年度から平成24年度)に基づき譲渡を着実に推進しています。 5月には土地改良施設を担当する課長会議を開催し的確な進行管理を指導するとともに、本庁と事務所が個別案件について阻害要因の解消方法を検討し、解決を図ってまいりました。 換地を伴う土地改良事業について、市町、土地改良区へ帰属する施設と譲渡が必要な施設に区分し、手続きを簡素化するよう整理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 土地改良施設譲渡実施計画の平成23年度目標である43件に対し、44件を譲渡しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、本庁もより積極的に個別案件の検討に参加することにより、譲渡阻害要因の解消に努めながら、土地改良施設譲渡実施計画に基づき計画的に譲渡を進めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (漁業協同組合の経営基盤の強化と合併促進)</p> <p>(7) 平成22年10月19日に開催した第8回漁協大会において、県内の沿海地区漁業協同組合は、組合の経営基盤の強化に向けて、26年度に1漁協に統合する決議を行い、23年7月現在で尾鷲地区の3漁協が合併し、22漁協となっている。 今後も、引き続き漁協系統団体等との連携を図りながら、合併の支援等に一層取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 県1漁協の実現に向け、漁連等系統団体ともに漁協組織改革推進本部会議及び同専門委員会に参加し、合併に向けた協議を進めています。 東紀州地域では、尾鷲地区3漁協の合併に続き、海野、三浦の2漁協の合併推進協議会にオブザーバーとして参加し、漁連等系統団体や紀北町と連携しながら協議を進めました。 県1漁協に先行して合併した三重外湾漁業協同組合の経営改善の取組に対し、当初の5年間で集中的に、県漁連等系統団体や関係市町と連携して財政的支援や技術的助言を行うことで当該漁協の早期自立を進めました。</p> <p>2 取組の成果 県1漁協合併を円滑に推進するために、漁協組織改革推進本部会議及び同専門委員会に参加し、今後の具体的な進め方を協議し、「県1漁協合併推進プロジェクトチーム(仮称)」を立ち上げることとしました。 海野、三浦両漁協は平成24年1月に合併し、新「海野漁業協同組合」となりました。この合併により、県内の沿海地区漁協は21漁協となりました。 三重外湾漁業協同組合の経営改善については、全漁連、農林中央金庫等の専門機関や県漁連、県信漁連等系統団体で構成された合併漁協実績検討会に毎月参加し、計画と実績の対比を基に改善計画の進捗を管理し、助言等を行いました。当該漁協は設立後、経営改善を進めており、平成23年度においても目標を達成されました。</p> <p>平成24年度以降(取組予定等) 引き続き、県漁連等の系統団体、国、関係市町等と連携のうえ、県1漁協の実現に向け、助言及び指導を行ってまいります。 また、三重外湾漁業協同組合の早期自立に向けた取組についても支援を継続します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (緊急雇用・経済対策)</p> <p>(8) 県では、「平成22年度三重県緊急雇用・経済対策推進方針」に基づき、「雇用」「経済」「生活」の3つの分野を柱に、第七次～第十二次（一部、第十三次を含む）にわたり総額438億円余の緊急雇用・経済対策を講じてきたところである。</p> <p>しかしながら、県内の経済情勢については、リーマンショック以来、依然厳しい状態が続いており、より効果的な経済対策が求められている。</p> <p>このため引き続き、中小企業を取り巻く経営環境を踏まえ、県内経済及び雇用の実態を的確に把握しながら、経済対策等を迅速かつ総合的に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成23年度においては、第十三次（当初予算）で計上した緊急雇用・経済対策の事業にスピード感を持って取り組むとともに、東日本大震災による県内の雇用・経済への影響を最小限に抑え、今後の回復を支えるため、被災地の支援につながる取組も含め、必要な対策を6月補正で講じました。震災の影響を踏まえ、「雇用創出と就労支援」、「事業展開支援や需要喚起等による経済活性化」、「雇用や暮らしを支える環境づくり」の3つの視点で、取り組んできました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>経済対策では、中小企業に対する資金供給の円滑化や販路開拓の支援、今後成長が見込まれる分野へチャレンジする企業の設備投資促進の支援を行っています。</p> <p>セーフティネット資金（緊急資金）により金融機関等と連携して取り組むとともに、東日本大震災や台風12号の影響については、相談窓口を設置するとともに、融資制度の創設等を行うことにより、中小企業の資金供給の円滑化につなげています。</p> <p>また、中小企業の新たな事業展開や市場開拓を促進するため、県内に立地する大手企業などへの“出前商談会”の開催や、「農商工連携フェア」（10月）や「リーディング産業展みえ2011」（11月）などの展示商談会等を実施するとともに、国内外の販路開拓補助金の交付やマッチング支援を実施しました。</p> <p>さらに、緊急経済対策設備投資促進補助金により、県内企業の中小規模の設備投資促進と新規雇用の確保に努めました</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>円高やデフレの長期化など、県内中小企業を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が見込まれることから、今後も引き続き、経済・雇用情勢などの把握に努め、必要に応じた対策に取り組んでまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (鈴鹿山麓研究学園都市センターの活用)</p> <p>(9) 鈴鹿山麓研究学園都市センターでは、現在民間企業や行政機関等の入居がなく、施設の多くのスペースが空室となっている状況である。</p> <p>貸館については、平成22年度は前年度と比較し、利用件数・稼働率等は増加しているものの、施設の利用促進に向け幅広い検討を進めるとともに、政策部や環境森林部など関係部局とも協議し、さらに鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議等でも積極的に議論して対応等を検討するなど、同施設の有効活用に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成20年4月に農水商工部に移管されてからは、PR用リーフレットを刷新し、四日市市及び、各種説明会において配布するなど積極的なPR活動を行っており、平成23年度もリーフレットの配布などにより、利用促進のためのPR活動を積極的に行いました。</p> <p>また、関連部局や団体と連携し、環境人材育成講座や県民向けイベントに活用することにより、県民の認知度の向上を図りました。</p> <p>併せて、施設の管理にかかる費用について圧縮の可能性を検討しました。</p> <p>しかし、現在の手法や枠組みの中では限界があることから、11月8日に開催された鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、リサーチパーク全体の利活用の検討を進める中で、既存機能を生かした利活用方針も含めて検討していくこととされています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成20年度の施設利用件数は65件(稼働率7%)、平成21年度は98件(稼働率10%)、平成22年度は166件(稼働率13%)、平成23年度は3月末時点で156件(稼働率9.7%)となっています。</p> <p>施設の管理にかかる費用については、利用度に応じた清掃回数に見直すなどの効率化により、平成24年度予算案においては削減を実現しました。</p> <p>また、リサーチパーク全体の利活用の検討については、開発許可時の要件の変更等、解決すべき課題が多岐にわたるため、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議で本年度末までに課題整理の素案を作成して、引き続き議論することとされています。並行して当部においても、同センター施設自体の活用策について、施設運営ノウハウを持つ民間事業者の意見を参考としながら、検討していきます。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>鈴鹿山麓研究学園都市センターのPR活動に積極的に取り組むとともに、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて、関係機関と引き続き協議し、広く産業振興の観点から施設の有効活用について検討してまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (観光客満足度の向上)</p> <p>(10) 平成22年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、平成21年度結果と比べ全体で2.5ポイント増加して61.8%となったが、22年度目標値75.0%には達しなかった。</p> <p>今後は、観光客実態調査等の分析結果を踏まえ、観光事業者、市町、県各部局などと更なる連携を行い、より魅力ある観光地づくりに取り組み、引き続き「観光客満足度」の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「観光客満足度」の個別項目の満足度を見ると、「自然の景観・雰囲気」、「宿泊施設等の食事」、「まちなみの景観・雰囲気」、「観光施設・体験の内容」等の項目が、高い評価となっている一方、「費用負担」、「情報・案内」、「地域住民のおもてなし」が低位に留まっています。</p> <p>このことから、平成23年度においては、低評価項目である「地域住民のおもてなし」項目の改善として、三重県を代表する観光地である伊勢志摩地域において、「(社)伊勢志摩観光コンベンション機構」の「おもてなし向上委員会」に参画し、観光事業者や地元市町とともに、研修会や課題解決に向けた情報交換会を行うなど、地域の「おもてなし向上」や「観光に取り組む人材の育成」に取り組みました。</p> <p>また、「情報・案内」項目の満足度の向上のため、外国人旅行者を通訳サポートする「ことなび」を開始したほか、「自分みがき(体験)ガイドブック」を作成して観光旅行者のニーズの多様化への対応にも取り組みました。</p> <p>なお、観光関係者だけの取組ではなく、地域をあげておもてなしの心をもって観光旅行者を迎え入れるため、「観光旅行者の満足度」の調査結果をとりまとめ、動向を分析した報告書として、関係団体等に配布しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成23年度Ⅰ期(5月20日～6月30日)の調査結果速報による「観光客総合満足度」は、65.8%となり、平成22年度Ⅰ期(61.6%)と比較して、4.2ポイント増加、Ⅱ期(7月1日～9月30日)の調査結果速報による「観光客総合満足度」は、66.6%となり、平成22年度Ⅱ期(62.6%)と比較して、4.0ポイント増加しました。</p> <p>また、駅前の多言語の案内表記(英語、中国語、韓国語)など「観光旅行者の満足度」を意識した「おもてなしの向上」の新たな取組が地域で始まりました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>「観光旅行者の満足度」と「再来訪意向」及び「クチコミ意向」は、正の相関関係にあることが、これまでの調査により明らかになっており、「観光旅行者の満足度」の向上を誘客につなげ、その相乗効果を持続的な観光地づくりに生かすことが大切です。</p> <p>このことから、平成24年度から平成27年度にかけて実施する「三重県観光キャンペーン」と連動して、「おもてなしの向上」に取り組みます。</p> <p>なお、平成24年度からは、よりの確でわかりやすい評価方法である満足度の割合を100点満点に換算した「観光旅行者満足度評点」により、観光の魅力づくり・人づくり、観光の基盤づくり等の総合的な取組を通じて、引き続き「観光客満足度」の向上に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>中小企業者等支援資金等の貸付金については、債権回収委託などの債権管理強化や法的措置の実施などによる未収金の回収に努めた結果、昨年度末と比較し約3千5百万円減少し未収金解消への努力は認められるものの、貸付金全体で3,309,088,445円と依然として多額の未収金が残っている。</p> <p>このため、債権者の経営状況等の把握に努め、時期を失することなく法的措置を講じるなど一層積極的な債権回収を図るとともに、未収金の整理に向けさらに取組を強化されたい。</p> <p>また、収入未済のほとんどを占める中小企業高度化資金については、県に原資の一部を貸付けている独立行政法人中小企業基盤整備機構の指針に基づき、今後も引き続き適切な債権管理を行われたい。</p> <p>(農産振興分野、水産振興分野、商工・科学技術振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 農業改良資金貸付金償還金</p> <p>未収金については、訪問・電話・書面等による督促を行い、回収を図りました。償還が困難な者に対しては、償還方法の相談を行い、分納等にも応じました。特に農業経営を継続している者については、償還方法の相談と併せて経営に関する相談にも応じました。</p> <p>※ 督促回数 66回(うち 訪問・面談:10回、電話:33回、書面:23回) (農産振興分野)</p> <p>(2) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚げの不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成22年度末で3,162万円(6件)の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p>延滞先に対しては、書面・訪問・電話等により督促を実施し、未収金の回収を図りました。</p> <p>過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、必要に応じて連帯保証人への督促を行いました。</p> <p>現年度に延滞が発生した貸付先に対しては、面談・電話・書面により年度内に償還されるよう努めました。</p> <p>※ 督促回数 34回(うち 訪問・面談:9回、電話:18回、書面:7回) (水産振興分野)</p> <p>(3) 中小企業者等支援資金貸付金元利収入</p> <p>高度化資金等の貸付先である中小企業等については長引く世界的不況や東日本大震災による景況の低迷などの影響が極めて大きく、受注(来客)の減少、単価の下落、利益の縮減(赤字転落)など非常に厳しい経営状況となっており、貸付金の返済原資を生み出せなくなり、延滞に至っています。</p> <p>① 高度化資金の債権管理については独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、不良債権を再生支援先と回収処理先に分類を行うとともに、中小機構の債権管理アドバイザー制度も活用し、債権管理を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しています。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしています。 <p>※訪問・来庁相談回数 高度化:298回(H24.3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士に回収業務等の委託を6件(H24.3月末)行っています。 ・今年度より高度化資金の債権回収業務1件について、民間の債権管理回収専門業者(サービサー)に委託しています。 <p>② 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は平成18年度から引き続き民間の債権管理回収専門</p>

業者に委託しています。

※訪問・来庁相談回数 設近：88回（債権管理回収専門業者分を含む）（H24.3月末）
（商工・科学技術振興分野）

2 取組の成果

(1) 農業改良資金貸付金償還金

平成22年度末の未収金約4,988万円（57件）のうち、約322万円（4件）の回収を行ったものの、元金が完済となった者に対する違約金及び平成23年度約定償還分の未収金が約167万円発生しました。

新たに発生した未収金に対し、固定化しないよう迅速な対応に努めた結果、平成23年度に発生した未収金7件のうち、3件については年度内に全額回収し、残り4件についても分納等により、早期に全額回収できる見込みです。（農産振興分野）

(2) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

平成22年度末の未収金3,162万円（6件）のうち平成24年2月末現在、110万円を回収しました。また、現年度に延滞が発生した貸付先2件については、早期の延滞解消に努め、いずれも年度内に償還されています。（水産振興分野）

(3) 中小企業者等支援資金貸付金元利収入

①② 平成23年度の過年度未収金回収額については、平成24年3月末現在、高度化資金：27件、3,958万円、設備近代化資金：21件、378万円でした。（商工・科学技術振興分野）

平成24年度以降（取組予定等）

(1) 農業改良資金貸付金償還金

引き続き債務者の経営状況等を訪問・電話等によりの確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

新規に発生した未収金については、固定化しないよう迅速な対応に努めます。（農産振興分野）

(2) 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

引き続き長期の延滞先に対しては、債務者の経営状況等の適切な把握に努め、訪問・電話等による督促を行います。

また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対して水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。（水産振興分野）

(3) 中小企業者等支援資金貸付金元利収入

① 高度化資金の債権管理については、中小機構の「債権管理アドバイザー相談」や「調査・アドバイザー業務」といった制度を活用し、中小機構と連携しながら、不良債権分類に従った適切な債権管理を行うとともに、引き続き組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていきます。

- ・延滞の未然防止の観点から短期的な対策として、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

- ・最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが10年以内の償還期限の延長を検討します。

- ・すでに延滞になっているものの返済意思を示す貸付先には、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。

- ・必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行います。

また、一部債権の回収業務については、引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託します。

② 設備近代化資金の債権管理、未収金回収は引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

（商工・科学技術振興分野）

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>施設使用料等（地方卸売市場）及び県営サンアリーナ使用料の収入未済額が 11,410,980 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後もその収納促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野、観光局）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施設使用料（地方卸売市場）</p> <p>旧三重県中央卸売市場のときの平成 14～17 年度に発生した施設使用料等に係る未収金が、平成 22 年度末に 3 事業者で 6,014,514 円あります。</p> <p>3 事業者とも既に市場からは退場しており、病気等の理由から、十分に仕事ができないことからまとまった返済は期待できません。そのため、少額返納による債権回収を進めるため 5,000 円の納付書を数枚発行し、毎月の余剰金の中から返納するよう働きかけました。</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>平成 7 年に発生した使用料の未収分については、平成 14 年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに 5 回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計 195,434 円を収納しました。しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差し押さえを行うため、平成 20 年 4 月 23 日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第 4 章に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。</p> <p>上記申し立てに対し、平成 20 年 5 月 15 日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年 7 月 8 日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>債務者財産の再開示は、原則として 3 年を経過した後に行うこととなっているため、平成 21 年度から平成 22 年度は債務者に関する情報収集を行い、今年度は、「債務者財産開示制度」の活用等による回収に向けて債務者の状況調査を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 施設使用料（地方卸売市場）</p> <p>上記の取組をすすめた結果、平成 24 年 3 月末までに 117,454 円の回収ができました。</p> <p>（平成 24 年 3 月末残高 5,897,060 円）</p> <p style="text-align: right;">（農産振興分野）</p> <p>(2) 県営サンアリーナ使用料</p> <p>「債務者財産開示制度」等を活用し債権を回収するため、住所地市町村への照会を行い、債務者の現在の所在、状況を確認しました。</p> <p style="text-align: right;">（観光局）</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1) 施設使用料（地方卸売市場）

債務者の3者については、十分な収入が得られる状況でないことから、今後も引き続き、毎月返納を基本とした少額返納をすすめ、返納状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。

なお、同市場における同未収金については平成21年度より利用料金制による指定管理者制度による市場管理を実施していることから、制度上の新たな未収金は発生しません。（農産振興分野）

(2) 県営サンアリーナ使用料

引き続き「債務者財産開示制度」の活用も視野に入れながら、債務者との交渉にあたり、換価性のある財産の特定等が可能となった場合は、強制執行等の措置を講じていきます。（観光局）

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ウ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあった。 <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 平成 22 年度の旅行業登録手数料の証紙の消印において、証紙の彩紋部分への消印のかけ方が「三重県証紙条例施行規則の取扱いについて」12(2)ロの規定より少ない押印があったが、平成 23 年度以降は、適正な事務処理を行っています。 2 取組の成果 会計上の諸規定を確認し、適正な事務処理を行えるようになりました。
平成 24 年度以降 (取組予定等) 引き続き、適正な事務処理を行うとともに、事務引継等を徹底します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 契約違約金返還利息の収入未済額が 383,668 円あり、前年度と比べて減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に努められたい。</p> <p>(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>対象となる案件が 2 件あり、次のとおり実施しました。</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>現状を把握するため、次のとおり関係機関に確認を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿から会社の状況の確認（法務局） ・ 住民票と戸籍の確認（市役所） <p>(2) 平成 22 年度の案件</p> <p>債務者の倒産が原因で発生した案件で、破産管財人と連絡をとり今後の対応を検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 継続した案件</p> <p>確認の結果、昨年度に確認した内容（商業登記簿：会社は未閉鎖、住民票・戸籍：移転されておらずそのまま）と変更がありませんでした。</p> <p>変更があれば、その情報を基に代表取締役の所在を調べ、連絡を取る計画でしたが、現状ではできませんでした。</p> <p>(2) 新規の案件</p> <p>破産管財人による資産調査及び財産の換価が行われ、一般破産債権に対しては配当するだけの破産財団が形成されないまま破産手続廃止決定となりました。このため法人格が消滅し、当該法人に債権も消滅したため不納欠損処分となりました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>所在不明のため連絡を取ることができないことから、引き続き、法務局と市役所で会社の状態、代表取締役の所在を確認します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 (イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 検査手数料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 <p style="text-align: right;">(計量検定所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 申請時現金納付手数料について、申請者が手数料単価を誤って申請書に記入し納付したところ、申請書受付を行った職員もこれを見落として領収したため、過納額を生じました。 検査手数料の徴収誤りがないよう、複数職員によるチェックの徹底を図りました。 2 取組の成果 上記取組みにより、その後は手数料過納による歳入戻出は生じていません。
平成 24 年度以降 (取組予定等) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【県民の日「地産地消ふるまいイベント」業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該事業は、平成 22 年 4 月 17 日に津市で開催された「県民の日」記念野外イベントとして実施しましたが、年度当初に実施する事業であったため、事務手続きに要せる期間が短く、他の関連事業の事務作業も多かったため、出納局事前検査を失念したものです。 対象案件については、部内統一ルールとして執行伺いの決裁を行う際に、事業担当室が「出納局事前審査必要」とゴム印を押印すること、財務経理室が合議時に「出納局事前検査必要」のゴム印の漏れがないか確認するなど、決裁時のチェック体制を強化し、再発の防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 上記のとおり部内チェック体制を構築しており、出納局事前検査については、適正な事務手続きを実施しています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、部内統一ルールを遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(2) 【高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う車両消毒業務委託（紀宝町）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ発生に伴いまん延防止措置として、畜産関係通行車両を 24 時間体制で複数箇所の所毒ポイント（道路わきの空き地等）で消毒を緊急に実施する必要性がありました。このため、この業務の委託が可能な、多数の作業員の緊急手配が可能で動力噴霧器等の資材を複数所有している業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約を行いました。</p> <p>契約額が 10 万円以上になることから出納局の事前検査が必要でありましたが、防疫対応に追われ検査が受けられませんでした。</p> <p>出納局検査要領別表第 1 には、第 5 号によるもので事前に検査を受ける暇がない場合は、着手後速やかに受検することになっていますが、防疫対応による混乱で着手後の検査も失念してしまいました。今後、このような事態を避けるため、以下の対応を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前検査対象案件の執行伺い起案には必ず「出納局事前検査必要」のゴム印を押印する。 ・決裁後、必ず出納局の検査済印を確認後綴る。 <p>2 取組の成果</p> <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号に規定する随意契約による案件は、起案時及び決裁後に、出納局の事前検査の要否を確認するようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から 9 号に規定する随意契約による案件は、起案時及び決裁後に、出納局の事前検査の要否を確認します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(3) 【県営サンアリーナ環境整備事業委託（第3回）】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。</p> <p>(4) 【「三重の中南勢」魅力発見情報発信強化委託業務】 ・予定価格調書が封入された封筒に封印がなかった。</p> <p style="text-align: right;">(観光局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 【県営サンアリーナ環境整備事業委託（第3回）】 職員が契約事務の流れを失念していたために生じたものであるため、出納局事前検査にあたっては、検査要領を遵守し遺漏のないよう職員に周知徹底するとともに、起案文書に事前検査が必要な旨の表示を行い、適切に処理を行いました。</p> <p>(4) 【「三重の中南勢」魅力発見情報発信強化委託業務】 職員が契約事務の流れを失念していたために生じたものであるため、予定価格調書の作成にあたっては、会計規則を遵守し、封筒に入れて封印するよう職員に周知徹底を行い、適切に処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果 業務委託契約等の執行について、適正に事務処理を行いました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>職員の引継ぎや研修を通じて、会計事務の適正な処理について周知徹底し、年度当初の事務処理が適正に行われるよう取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(5) 【土地の調査、測量及び登記事務の業務委託（県営ふるさと農道緊急整備事業大井田東部地区登記委託）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・特命随意契約理由が明確に記載されていない。 ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部開始前の基準に基づき契約していた。 <p>(6) 【三重の米シェアアップ推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 ・見積書が未徴収であった。 ・支出負担行為整理兼支出命令書により処理できない経費であるにもかかわらず、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていなかった。 <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(5) 【土地の調査、測量及び登記事務の業務委託（県営ふるさと農道緊急整備事業大井田東部地区登記委託）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い時に、出納局事前検査の対象となる案件であることを見落としていました。出納局事前検査の受検漏れがないよう、職員に事前検査の徹底を周知しました。また、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。 ・特命随意契約理由を職員の失念により明記していませんでした。随意契約の該当条項及び理由を記載し、今後は記載漏れのないよう職員に注意しました。 ・「三重県個人情報取扱事務委託基準」が一部改正されたことを見落としていました。業務委託における個人情報管理は、改正後の「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき契約を行うよう職員に注意しました。 <p>(6) 【三重の米シェアアップ推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い時に、出納局事前検査の対象となる案件であることを見落としていました。出納局事前検査の受検漏れがないよう、職員に事前検査の徹底を注意しました。また、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。 ・職員の会計事務上の知識不足のため、予定価格設定の積算根拠を明記していませんでした。予定価格の積算根拠を明確にするとともに、適正な予定価格を設定しました。 ・職員の失念により見積書が徴収してありませんでした。今後は見積書の徴収漏れがないよう注意を図りました。 ・職員の会計事務上の知識不足のため、支出負担行為時に支出負担行為整理が行われていませんでした。支出負担行為時に支出負担行為整理を行わなければならない経費については、担当課及び総務企画課において二重の確認を行い、チェック体制を強化して再発の防止に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <p>業務執行に必要な会計上の事務について注意したことにより、適正な事務手続きができるようになりました。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き職員の会計事務に関する知識向上を図り、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(7) 【広域農道整備事業等用地事務委託】</p> <ul style="list-style-type: none">・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p>(松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 事前検査については、出納局検査要領第3条第2項に規定されていますが、担当職員が事前検査について失念していたこと及び副務者・決裁権者による確認が不十分であったことが原因と考えられます。 そのため、再発防止策として、会計規則、会計規則運用方針、出納局検査要領の内容を十分理解するとともに、事前検査の実施を徹底するため、副務者・決裁権者による確認機能を充実させました。</p> <p>2 取組の成果 会計規則の遵守に努め、執行伺い決裁時のチェック体制を強化したことにより、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>会計事務が適正かつ円滑に処理されるよう更なる自己研鑽と効果的なチェック体制の整備を図っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(8) 【農林水産省所管国有財産除草等業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 執行伺い回覧時に確認を怠ったこと並びに会計規則が職員全体に周知されていなかったことが原因であると考えられます。 毎週開催している室長会議や課長会議の場で、会計規則等で見落としやすいことや間違いやすい事例等を紹介し、職員全体に周知し再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果 職員間同士で確認するなど、チェック体制が強化されてきました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も引き続き、室長会議、課長会議等で事例等を紹介し、職員全体に浸透させ、事務処理の誤りをなくすよう職員間でのチェック体制の強化を図っていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 (9) 【庁舎清掃管理業務委託】 ・ 予定価格調書が作成されていなかった。 <p style="text-align: right;">(中央家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 電子入札システムで入札を実施した例であるが、担当者が規則の変更気付かず予定価格調書を作成してなかった。決裁の際に、チェックを複数人で行い、間違いのないように努めました。 2 取組の成果 平成 23 年度の入札に関しては、現在のところ適正に実施されております。
平成 24 年度以降（取組予定等） 今後も、入札の決裁の際のチェックを複数人で行うなど、間違いのないように努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(10) 【一般廃棄物収集運搬業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺いに係る起案文書が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 <p>(11) 【保安警備管理業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 <p style="text-align: right;">(紀州家畜保健衛生所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(10) 【一般廃棄物収集運搬業務】</p> <p>ワープロで起案用紙を作成し紙決裁で処理していましたが、その後、文書登録をしていませんでした。</p> <p>今後は文書管理システムにより、起案処理することとしました。</p> <p>(11) 【保安警備管理業務】</p> <p>設計書の作成を省略し、業者からの聞き取りにより処理していましたが、今後、同様の委託契約については設計書を作成し、予定価格の根拠を明確にすることとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(10) 【一般廃棄物収集運搬業務】</p> <p>紙決裁については監査後に登録処理を行いました。</p> <p>(11) 【保安警備管理業務】</p> <p>今後、委託料については金額にかかわらず、設計書を作成することとしました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降も文書システムを利用した決裁を行うとともに、委託料をはじめ、予定価格調書の作成を要する経費については設計書を作成し、根拠を明確にいたします。</p>

<p>監査の結果（平成23年度定期監査の結果を記載）</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【長島中部2期地域用水環境整備事業 利用保全施設整備その1工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初設計時に積算単価誤りがあり、変更設計で修正していた。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 積算単価やリサイクル認定製品にかかるチェックリストの作成については、当初設計書作成時点で積算担当者が確認したうえで起案し、決裁者が内容を確認することとなっていますが、積算単価並びにチェックリストの確認が不十分であったことが原因です。 そのため、防止策として当初設計書作成時に複数の積算担当者が積算単価の検算を実施するとともに、決裁時においても再度検算を行いました。 また、リサイクル認定製品にかかるチェックリストについても、当初設計書作成時点で複数の積算担当者により、工事対象全製品を確認したうえで作成し、決裁時には設計書に添付されていることを確認しています。</p> <p>2 取組の成果 確認体制の強化により、工事発注後においても、積算内容等について受注者からのクレームは無く、順調に工事は進捗しています。 また、リサイクル認定製品の使用については、当初設計時点において該当製品はありませんでしたが、現場での変更工事対応時にも対象製品が該当しないかについて、複数人でチェックを行い工事を進めています。</p> <p>平成24年度以降（取組予定等） 引き続き、適正なチェック体制を確立し、再発防止に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(2) 【伊賀 2 期地区広域農道事業大内工区道路その 4 工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「総合評価方式技術提案履行確認協議書」は、県土整備部入札管理室・建設業室による「簡易総合評価方式の試行導入について」において、契約締結後 14 日以内に提出するものとされていますが、請負業者は、この協議書は下請け業者が決定していなければ提出できないと思い込んでいたため、本工事の契約は 9 月 8 日のところ、請負業者より 10 月 25 日に提出されたものです。</p> <p>室内課長会議等において、建設工事实施に係る各種法令等の遵守や事務処理等についての周知を図るとともに、請負業者の指導についても周知徹底し、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>所内職員に建設工事实施に係る各種法令、規則及び通知等に基づき適正な事務処理についての周知並びに請負業者への指導も周知が図られました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降も引き続き、所属内職員、請負業者等へ各種法令、規則及び通知等の遵守を図るとともに、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行います。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 国補工事 (3) 【 県営中山間（広域）紀北地区さく井工事 】 ・さく井施工場所2カ所のうち1カ所における段階確認書類が作成されていなかった。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 三重県公共工事共通仕様書に記載されている段階確認について、担当職員の認識不足のため、段階確認書類の事務処理がされていませんでした。このような事案の発生を防ぐため、三重県公共工事共通仕様書の担当職員への周知徹底を図るとともに、該当する案件について確認体制を強化しました。 2 取組の成果 三重県公共工事共通仕様書に基づき段階確認書類の事務処理を適切に実施しました。
平成24年度以降（取組予定等） 引き続き、三重県公共工事共通仕様書について、担当職員への周知を図り適切な事務処理を行うことを徹底します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 調査・設計業務委託</p> <p>(1) 【川添地区県営ふるさと農道緊急整備事業 用地測量委託】 ・変更業務計画書の提出時期が遅れていた。</p> <p>(2) 【宮川2期地区県営ふるさと農道緊急整備事業 単価契約図面作成業務委託】 ・「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に発注理由が明記されていない。 (松阪農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 【川添地区県営ふるさと農道緊急整備事業 用地測量委託】 用地測量業務の特記仕様書には変更業務計画書等を提出する期日を定めていないこともあり、処理期間が3週間程度となっていました。 監査の結果を受け、測量設計業務等の特記仕様書に準じ、2週間以内に提出するように請負業者を指導し、事務手続きを行いました。</p> <p>(2) 【宮川2期地区県営ふるさと農道緊急整備事業 単価契約図面作成業務委託】 単価契約図面作成作業実施要領等の発注様式に発注理由等の明記がなされていないことから、今まで記述していませんでした。 平成23年8月25日付けの単価契約図面作成作業実施要領等の一部改定の通知により、9月1日以降の単価契約図面作成作業にあたり、発注目的・発注理由の明記が義務づけられました。 9月以降については、発注伺いに発注目的・発注理由を記述しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 書類の提出期日を設定したことにより、適正な事務処理が実施できました。</p> <p>(2) 単価契約図面作成作業の発注伺いにあたり、発注目的・発注理由を記述することにより、発注の透明性が確保されました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)(2) 今後も同様の取組を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 調査・設計業務委託</p> <p>(3) 【上之庄地区 下半期単価契約農道等図面作成業務委託】</p> <p>・「農道・基盤整備 図面作成作業 発注伺い」に発注理由が明記されていなかった。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>この発注伺いは、本庁農業基盤室、農山漁村室が定めた「農業農村整備関係単価契約図面作成作業（試行）」の別添様式（第4号）を利用しているもので、様式第4号には、発注理由を記載する項目がないため、今までは発注理由なしで行っていました。</p> <p>このことを受けて、室内で話し合いを行い、任意様式での発注理由を添付して決裁を受けることに変更し、所属内職員にも周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>任意様式で発注理由を添付して事務処理を行っていましたが、農水商工部農村基盤室長から平成23年10月11日付け事務連絡により様式の変更について通知がありました。</p> <p>以後、この様式により発注理由を明記して行っています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成24年度以降も引き続き、所属内職員に適正な事務処理を行うようあらゆる機会を通じ周知徹底を図っていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 調査・設計業務委託 (4) 【金山南部地区畑地帯総合整備（担支）畑かん施設設計業務委託】 ・「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」が提出されていなかった。 (熊野農林商工環境事務所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 当該契約にあたり「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」について、契約書を受理する際に添付されていないことを確認できていませんでした。 契約書を受理する際に関連書類の添付漏れがないかを確認するとともに、複数の職員により確認するよう内部チェック体制を充実させました。 2 取組の成果 契約書を受理する際、その他の関連書類も含めて、常に添付漏れの書類がないかを複数で確認し、不足する書類がある場合は早急に整備する体制をとることができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 契約にあたっては、必要な関連書類を十分確認するとともに、内部チェック体制の充実を図りながら、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 補助金</p> <p>(1) 【漁業経営構造改善事業費補助金（平成21年度繰越分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書が提出されていなかった。 <p style="text-align: right;">(水産基盤室)</p>
講じた措置
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>水産基盤室関係（非公共）補助金等交付要領第7条には、「補助事業者は、規則第10条の規定により、補助金交付の決定に係る年度の12月末日現在において補助事業等実施状況報告書（様式第13号）を作成し、翌月の20日までに知事に提出するものとする。ただし、知事が定める概算払請求書をもってこれに代えることができる。」と規定されています。</p> <p>当該事業の実施状況は随時確認し、事業完了調査も実施しており、事業は適切に実施されていましたが、「補助事業等実施状況報告書」が未提出でした。</p> <p>これは、概算払請求による手続きを行う予定でしたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する津波により、事業主体である三重外湾漁協の海上施設や組合員の養殖魚類等が多大な被害を受けるといふ不測の事態が発生し、事務手続きが停滞したことが原因でした。</p> <p>今後は、実施主体に補助金交付要領に従って事務手続きを行うよう説明し、再発の防止を講じます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事業実施主体に対して、補助金交付要領に従った適切な事務手続きについて指導することで、再発の防止を講じました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も引き続き補助金交付要領に従って適切に事業を実施するよう指導していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 旅費</p> <p>(1) 【地域活性化のための取組のベンチマーキング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域活性化のための取組事例を調査するベンチマーキング用務に関する復命書について、用務行程にかかる時間の記載が漏れていました。</p> <p>指摘を受けたことを契機に、復命書作成に当たって業務時間を明らかにする上で、用務時間が大切な記載事項であることを所内職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>復命書作成の際には、用務内容と同時に用務時間の記載、行程表などの添付など、詳細かつ必要な事項を意識して作成するようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>出張用務に関する復命書作成の際には、用務内容をはじめ、日程、用務時間に関する記載やその内容の分かる添付書類などにより、第三者から見ても分かりやすい文書作成に努めていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 カ 物品等購入 (1) 年度末に集中して物品を購入していた。 <p style="text-align: right;">(桑名農政環境事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 最終令達予算の把握の遅れ、また2月中旬から3月上旬にかけての鳥インフルエンザに係る防疫業務に追われ、結果的に物品の購入が年度末に集中しました。 予算の節減に努めるとともに、計画的な物品購入に努めました。 2 取組の成果 1月末で予算令達額に対する消耗品、備品の発注率は79.8%となり、その後も年度末に向けて計画的な執行を継続しました。
平成 24 年度以降 (取組予定等) 引き続き予算の節減を図り、計画的な物品購入に努めていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 物品等購入 (2) 年度末に集中して物品を購入していた。</p> <p style="text-align: right;">(四日市農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 23 年 2 月下旬～3 月上旬に発生した高病原性鳥インフルエンザに対する防疫業務に追われ、物品購入が 3 月中旬以降に集中したことが主な原因です。 結果的に年度当初の在庫物品が多くなったことや消耗品費が約 220 万円減額されたことにより、計画的執行及び経費節減に努めました。</p> <p>2 取組の成果 消耗品費の執行状況は、内示額に対し、平成 23 年 12 月末時点では約 70%、平成 24 年 2 月末では、約 90%以上の見込です(3 月中下旬には、コピー用紙等の定例的な物品や緊急に必要な物品以外は、発注しないことにしています)。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>厳しい予算状況もあり、引き続き経費節減を意識するとともに、一層の予算執行及び経理事務の適正化に努めてまいります。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>カ 物品等購入 (3) 給油伝票（原符）の決裁を受けずに、伝票（交付用）の出納員欄に事前に押印されていたものや、伝票を交付していたものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車の給油に当たり、給油伝票（交付用）の決裁を受けていないもの、決裁前の交付用伝票に出納員の押印をしたものがあったので、すぐに改善を行ったところです。 給油の際には、決裁後に給油伝票の出納員印の押印を受けるという基本的事項を遵守し、事務処理を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果 公用車の給油時には、給油伝票による、会計規則に基づいた適切な事務処理を行うようになりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車の給油時における、給油伝票の決裁など基本的な事務処理を遵守し、適切な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 組織改変以前の公印が金庫に保管されていた。 <p style="text-align: right;">(桑名農政環境事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 組織改変以前の公印廃棄を職員が失念していました。 組織改変以前の公印を廃棄し、適正な財産管理を行うよう職員に周知しました。 2 取組の成果 不適切な財産管理の再発防止に対する職員の認識が高まりました。
平成 24 年度以降 (取組予定等) 引き続き適正な財産管理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(2) 県農業会議による農家向け簿記記帳講習が廃止されたが、引き続き所において実施していた講習での代金を金庫に保管していた。</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県農業会議による簿記記帳講習会の講習費用および農業会議から委託された帳簿用紙の代金を徴収し、外部講師に対する費用を除いた帳簿用紙代を金庫に保管していたものですが、平成 21 年度から県農業会議による講習が廃止され、帳簿用紙は無償で譲り受けていました。そのため、保管されていた帳簿用紙代に該当する代金は、講習会に参加された農業者の方に、事情を説明のうえ返還いたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>事情を説明したうえで、該当する農業者の方に代金を返還したことにより、当所金庫において保管している現金がなくなりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>簿記記帳講習会を実施する時の税理士など外部講師を依頼する場合には、農業者と外部講師の間で直接金銭のやり取りを行うものとし、当事務所としては関与をしないことといたします。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (3) 医薬用外劇物の保管管理について、毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切におこなわれていなかった。 <p style="text-align: right;">(紀州家畜保健衛生所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 当所では、試験・検査業務に使用するため、毒物、劇物を使用、保管しています。これらは専用の薬品庫（鋼鉄製書庫）で保管していますが、部屋の施錠のみで薬品庫の施錠はありませんでした。また薬品庫本体に「薬品庫」と表示するのみで、「医薬用外劇物」の表示をしていませんでした。 薬品庫（鋼鉄製書庫）に鍵を取り付け、薬品庫本体に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」を表示しました。 2 取組の成果 薬品庫（鋼鉄製書庫）に鍵を取り付け、常時施錠することにより、毒物、劇物の適正な管理が図られるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 平成 24 年度以降も、毒物、劇物は「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をした薬品庫に、施錠して保管します。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (1) 携帯電話の亡失（取得価格 4,515 円） <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 現場の遊水地付近にて監督業務を行っていたところ、誤って当該遊水地に携帯電話を落下させ亡失しました。 携帯電話には落下防止ストラップのクリップを使用し、県有財産の適正な運用管理を徹底して行うよう職員に周知しました。 2 取組の成果 物品管理について責任と自覚が再認識され、職員の意識の高揚が図られました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き県有財産の適正な管理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(2) 携帯電話の損傷（修理代 45,000 円）</p> <p>(3) デジタルカメラの損傷（取得価格 40,845 円）</p> <p style="text-align: right;">(熊野農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>携帯電話、デジタルカメラの損傷については、みかん園地巡回調査の際に、悪天候時の使用で電源が入らなくなり故障させてしまったものです。</p> <p>携帯電話、デジタルカメラなど、県有備品の取り扱いについては、常に細心の注意を払い、貴重な県有財産であることを認識のうえ使用するよう周知いたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県有備品の使用について、細心の注意を払うよう、機会あるごとに周知を行った結果、県有財産であることの意識高揚が図られました。</p> <p>しかしながら、平成 23 年度において、現時点で 4 件の備品損傷が発生しておりますので、なお一層の取組みを行っていきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>県有備品を使用する際には、貴重な県の財産であることの認識を持ち、使用にあたっては、損傷しないように細心の注意を払うこと、また、県有自動車を使用する場合には、安全運転及び道路環境に応じた十分な安全確認を行うことを、引き続き、周知徹底していきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 金品亡失 (4) 携帯電話の損傷（修理代 16,800 円） <p style="text-align: right;">（南勢家畜保健衛生所）</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 南伊勢町での鳥インフルエンザ発生に伴い、松阪市内において防疫作業資材を緊急調達していたところ、着信があり作業服胸ポケットから取り出す際、大量の資材を手を持っていたため誤って携帯電話を落としてしまい、通話不能となってしまいました。 非常事態の防疫作業中でも冷静かつ慎重な取扱をするとともに、落下防止ストラップのクリップを作業服に留めて使用することとし、落下防止を防ぐよう職員に周知徹底しました。 2 取組の成果 物品の適正管理に努め、金品亡失は発生していません。
平成 24 年度以降（取組予定等） 今後とも、物品の適正管理に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(5) パソコンの損傷（修理代 65,100 円）</p> <p style="text-align: right;">（工業研究所）</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当該案件は職員が離席する際、一人一台パソコンのキーボード上に書類を挟んだままディスプレイを閉じたことにより液晶部を損傷したものです。その後、各課・室ごとに所内会計担当者による会計事務講座を実施し、県有物品の保管、使用に際しての注意義務等を周知しました。</p> <p>また、金品亡失を防ぐための検討を各課ごとに行い、パソコン機器の損傷を防ぐ方策として、不必要な書類を机上に置かないこと、長時間離席の際のパソコンの蓋閉じ励行、原則として飲食物を机上に置かないことなどを申し合わせました</p> <p>なお、公用車使用時の事故や損傷を防ぐ具体的な方策についても話し合い、可能な限り公共交通機関を利用すること、時間的な余裕を持って出発すること、駐車場における同乗者の誘導実施等について申し合わせました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>これらの取り組みにより、平成 23 年度において金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降においても同様の講座や検討の場を定期的に設け、引き続き所内職員の啓発に努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(6) 動力粉碎草刈機の損傷（取得価格 341,250 円）</p> <p style="text-align: right;">（農業研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 6 月 17 日農業研究所職員が動力式粉碎草刈機で除草作業中、草刈機のエンジン付近から出火し草刈機本体が損傷しました。</p> <p>このため、直ちに以下の項目についての取組を行いました。</p> <p>(1) 研究所で使用している全ての作業機器について一斉点検の実施と不具合箇所の修理見込みの報告。</p> <p>(2) 原因を究明するため、製造メーカー及び販売メーカーに対し現地調査の実施を依頼。</p> <p>(3) 再発防止のための安全作業マニュアルの検討。</p> <p>その結果</p> <p>(1) 事故の再発防止として今後作業機器の使用に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業前の始業点検を確実に実施する。 ・機器に不具合があった場合は、取扱説明書等に基づき原因の調査・機器の調整を行う。 ・調整を行っても修理が必要な場合には、上司に報告する。 ・修理が必要と判断した時は機器の使用を取り止め、企画調整課と修理内容について協議する。 <p>以上について各課・室に徹底いたしました。</p> <p>(2) 事故原因についてはメーカーの現地調査の結果、当該機器が購入後 7 年経過し使用頻度も高く老朽劣化によるマフラー部分の損傷が原因であることが判明したため、職員に過失は認められず、またメーカー側にも責任を問うことはできないと判断しました。</p> <p>なおメーカーに対しては、今回の調査結果をユーザーがより安全かつ安心して作業に当たれるように今後の製品開発や製品改良に役立てて頂くよう申し入れを行いました。</p> <p>(3) 職員の労働災害防止のため「機械作業等の実施に当たっての安全基本マニュアル 10 か条」及び「始業点検項目」を定め、各作業所等に掲示することにより事故の防止に努めることにいたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>始業点検の励行や修理箇所の報告、安全基本マニュアルの職員への徹底により、その後事故（金品亡失）は発生しておりません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>始業点検など事故防止に向けた取組を平成 24 年度以降も継続して実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(7) パソコンの損傷（修理代 106,050 円）</p> <p style="text-align: right;">（農業研究所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>紀南果樹研究室で平成 22 年 12 月に執務机でこぼれたお茶がパソコンの底から内部に染みこみ、パソコンを損傷したことから、直ちに執務机ではお茶等を飲まないことしました。</p> <p>23 年度は、その申し合わせを引き続き実施し、更に職場内の話し合い（平成 23 年 10 月 5 日）により、未然に防止する方法を提案し合い、より一層の対策を進めました。</p> <p>話し合いによる提案内容</p> <p>(1) 飲み物はパソコンの置いていない場所（給湯室、パソコンのない事務室）で飲む。</p> <p>(2) 休憩時間を 10:00、15:00 等と決めて、その時間に飲む。</p> <p>(3) 普段から机の上を片づけておく。</p> <p>(4) 場内では雨漏りが発生するので、予め雨漏りの恐れのある場所近くには精密機器を置かない。</p> <p>農業研究所のそれぞれの課・室においてもパソコン機器の損傷を防ぐために話し合いを行い、話し合った様々な内容を一覧にして配布し、他の課・室で出た意見も参考にして、一層事故防止に努めるよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>昨年からの申し合わせ及び上記の話し合い提案内容を実施することにより、危機管理意識の職員への徹底が図られ、その後金品亡失は発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き金品亡失対策を平成 24 年度以降も継続して実施します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 公共用地の未登記

- (1) 過年度に取得した公共用地の未登記案件の把握漏れが判明したことから、平成21年度末より大幅に増加し、143,024.03㎡、941筆あるので、未登記案件の正確な把握と、計画的かつ早急な解消を進められたい。

別表（事務所別の未登記処理状況）

(単位：㎡)

	21年度末未登記		把握漏れ分		22年度中処理分		22年度末未登記	
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積(㎡)
桑名	6	1,659.33					6	1,659.33
四日市	37	15,474.59			5	273.79	32	15,200.80
津	19	3,146.01					19	3,146.01
松阪	82	16,564.68					82	16,564.68
伊勢	297	52,752.36	135	50,474.85	15	5,896.22	417	97,330.99
伊賀	328	4,400.24	52	3,731.53	7	196.01	373	7,935.76
熊野	12	1,186.46					12	1,186.46
計	781	95,183.67	187	54,206.38	27	6,366.02	941	143,024.03

(農業基盤整備分野)

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

- (1) 用地担当課長会議を平成23年5月9日に開催し、「未登記解消第7次5ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。
- (2) 伊賀の事務所で未登記カルテの作成もれが発見されたので、各地域機関に未登記把握を指示しました。
- (3) 平成23年10月に地域機関において、未登記カルテをもとに、未登記案件の把握と解消方向について協議しました。
- (4) 用地担当課長会議を平成23年11月10日に開催し、「未登記解消第8次5ヶ年計画」について協議し、各事務所において、「未登記解消第8次5ヶ年計画」を策定しました。

2 取組の成果

- (1) 「未登記解消第8次5ヶ年計画(案)」を策定しました。
- (2) 平成23年度は、40件を処理しました。
- (3) 第7次5ヶ年計画の処理目標である215件に対して246件を処理しました。

平成24年度以降（取組予定等）

再測量や登記のための予算確保が必要ですが、「未登記解消第8次5ヶ年計画」に基づき、解消に努めていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 貸付金の執行状況 (1) 就農施設等資金貸付事務の委託に関する契約において、個人情報保護に関する規定が明記されていなかった。 <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 平成 24 年度からは、契約内容の見直しと合わせて、個人情報保護に関する規定を明記することとし、相手先と内容について検討しました。 2 取組の成果 上記取組みにより、職員の意識が向上し、適切な事務処理が行えるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適切な措置に努めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 市町営漁村再生事業費補助金の概算払において、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (経営企画分野)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 請求金額を見誤り、60,000 円過払いしてしまったものです。 支出命令等書類の審査にあたっては、出納員のほか、書類作成担当者以外の職員も書類をチェックするなど、複数体制による審査の徹底を図りました。 上記取組により、その後は、過払いによる歳出戻入は生じていません。 2 取組の成果 この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 地域機関における嘱託員への人件費の支払いについて、報酬で予算措置をすべきところ誤って賃金で予算措置をしていた。</p> <p style="text-align: right;">(農産振興分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度当初予算に計上した緊急雇用事業においては、雇用者は業務補助職員であったため、賃金で予算を組み令達しました。6 月補正において予算計上した別の緊急雇用事業では、雇用者は特別非常勤嘱託員であった。本来給料は報酬で支払うべきでしたが、誤って賃金で予算を組み令達してしまいました。</p> <p>決算の内容を正しいものとするため、賃金から報酬への予算流用及び支出更正を行いました。このような間違いを避けるため、以下の取り組みをしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算計上時に特別職非常勤嘱託員の給料は、報酬で支払うことを確認する。 ・ 関係部署（家畜保健衛生所）に嘱託員の給料は賃金ではなく報酬であることを周知徹底する。 ・ 本庁と地域機関でダブルチェックすることにより処理誤りを防止する。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度に 6 月補正で予算計上した緊急雇用事業では、以下により適正な事務処理ができるようになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の例を踏まえ予算作成時に給料は報酬として積算しました。 ・ 雇用先の南勢家畜保健衛生所にも、支払いは報酬であることを周知し適正に執行しました。
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度も緊急雇用事業を継続し、特別職非常勤嘱託員の雇用を予定しているため引き続き適正な執行を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算作成時に給料は報酬として積算しました。 ・ 雇用先の家畜保健衛生所に対して、支払いは報酬であることを周知し適正に執行させます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。 (桑名農政環境事務所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 平成 22 年度自己検査における物品照合の結果について、財務会計システムに登録を行いました。平成 23 年度より自己検査の見直し簡素化により、物品照合の結果の財務会計システム登録事務は省略されましたが、自己検査等事務管理について適正な事務処理を行うよう職員に周知しました。 2 取組の成果 不適切な事務管理の再発防止に対する職員の認識が高まりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(4) 旅費の支給誤りにより、歳出戻入を行っていた。</p> <p>(5) 郵券証紙類の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあった (四日市農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 当該職員は通勤手当を回数券で支給されていますが、通勤手当の区間を超過して旅行したケースにおいて、調整方法を誤ったため、戻入を行ったものです。具体的には、 (正) 出発地から目的地までの運賃から、回数券券面の金額を差し引いた金額を支給 (誤) 通勤手当支給区間以外の区間に通常運賃を支給 再発を防ぐため、職員に対して旅費精算時に通勤手当や経路の確認を慎重に行うよう周知しました。</p> <p>(5) 不定期に行われる農業用務や林業用務の大量に発送を必要とする通知や募集に対応するため抱えていた在庫であるがその都度、発送直前に購入するなど在庫が過剰にならないよう管理を徹底する等の対策をとりました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(4) 平成 23 年 1 月末現在、職員の請求誤りによる歳出戻入は 0 件です。</p> <p>(5) 適正な購入、在庫管理を行い、過剰な在庫がなくなりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(4) 平成 22 年度から職員自らが総務事務システムを用いて旅費精算を行うことになり、操作に慣れていない職員による精算誤りが今後も起こることが予想されることから、引き続き、職員に旅費精算を慎重に行うよう周知を図っていきます。</p> <p>(5) 適正な予算執行に努めるとともに、郵券証紙類の在庫管理を徹底します。</p>

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (6) 口蹄疫緊急防疫対策臨時交付金の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 <p style="text-align: right;">(伊勢農林水産商工環境事務所)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 請求金額の見誤りがないよう、複数職員による審査の徹底を図りました。 上記取組みにより、その後は過払いによる歳出戻入は生じていません。 2 取組の成果 この結果、適正な事務処理が図られるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(7) 通信運搬費等の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (伊賀農林商工環境事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 郵便事業株式会社から伊賀農林商工環境事務所あて6月分後納郵便に係る請求26,580円があり、伊賀農林商工環境事務所予算で伊賀県民センターにおいて定例払支出負担行為兼支出命令を行いました。同時に、郵便事業株式会社から伊賀県民センター(旅券コーナー分)あて6月分後納郵便に係る請求17,050円があり、当該請求について定例払通帳からの引き落としをやめ、振込書払いを依頼しました。 ところが、後日、誤って定例払通帳から17,050円の自動引き落としがされ、正しく処理した伊賀農林商工環境事務所分の支払いについては、定例払通帳の残額が足りないために引き落としがされず、やむを得ず歳出戻入しました。 伊賀農林商工環境事務所の支出は、正規に処理したのにもかかわらず、郵便事業株式会社の処理ミスによって生じたものでありますが、今後このような誤りが生じないようにするため、定例払支出負担行為兼支出命令を取りやめ、振込書払いとしました。</p> <p>2 取組の成果 以後、事務処理誤りによる歳出戻入は発生していません。</p> <p>平成 24 年度以降 (取組予定等) 今後も適正な事務処理を行うため、支払処理前の連絡体制の強化に努めます。</p>

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (8) ガソリン代の支払いにおいて事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (熊野農林商工環境事務所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 支払い事務処理の際、請求金額と支出科目内訳合計との照合確認が不十分であったため、支払額の誤りによる歳出戻入が生じました。 このような基本的な誤りのないよう、起案時の点検、決裁、支払確定前の点検など、複数職員による確認を行ってきました。 2 取組の成果 事務処理誤りを事前に発見、防止する観点から、複数職員による確認体制の徹底を図ることにより適正な事務処理ができるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 支払い事務処理の際は、請求書類・内訳書等と支出書類の金額を十分照合・確認するとともに、複数職員での確認により誤りのないよう、引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (9) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (中央家畜保健衛生所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 請求書の数字の見誤りにより戻入が発生しました。 支出命令の決裁の際に、金額と債権者のチェックを複数人で行い、間違いのないように努めました。 2 取組の成果 平成 23 年度の支出においては、現在のところ戻入の発生はありません。
平成 24 年度以降（取組予定等） 今後も、支出命令の決裁の際のチェックを複数人で行うなど、間違いのないように努めていきます。

監査の結果
2 財務執行等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (10) 光熱水費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (南勢家畜保健衛生所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 水道料金の支出において金額を誤って入力してしまい定例払い資金前渡受者口座からの引き落としが不能となってしまいました。口座から戻入処理をし、払込書により納付をしました。 このようなことのないよう、決裁過程におけるチェック体制の徹底について再度確認を行いました。 2 取組の成果 会計事務処理にあたって、チェック機能・意識が高まり、適正な事務処理が行われるようになりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 会計事務処理の誤りを未然に防止するため、より一層確実・適正な事務を行うよう努めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務執行等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(11) 消耗品費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。(農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>財務会計システムで出力した支出負担行為整理兼支出命令書を誤って不要書類の中に入れてしまったため、未入力であると勘違いし、再度支出負担行為整理兼支出命令書を作成した。作成された支出負担行為整理兼支出命令書2件(同一のもの)に対して、支出登録を行ってしまったことから、次のとおり防止対策を徹底することとしました。</p> <p>(1) 支出負担行為整理兼支出命令書を出力したら請求書と離さないで保管・保存する。支出負担行為整理兼支出命令書に間違いを発見した場合は、取り消しを確実に行ってから、再度入力・出力の作業を行う。</p> <p>(2) 出納員は支出審査確認システムにおいて、該当する決議番号を確実に確認した上で登録する。</p> <p>(3) これまで作成してきた同一債権者・同一金額の支出のリスト作成は引き続き実施し、確実に二重払いについて確認を行う。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>防止対策の職員への徹底により、今回の事例にあるような職員の不注意による歳出戻入については、それ以降発生していません。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>防止対策を平成 24 年度以降も継続して実施します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (12) 通信運搬費、手数料、燃料費の支払いにおいて、事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (水産研究所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取り組み内容 金額他審査確認を徹底し、誤りがないよう実施しました。 ① 通信運搬費浜島 9 月分電話代金の支払日誤りによるもの 1 件 ② 翻訳手数料の消費税額請求誤りによるもの 1 件 ③ 暖房用灯油の重複請求によるもの 1 件 2 取組の成果 審査確認を充実した結果、歳出戻入の件数が減少しました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な事務処理を行うよう努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故（廃車 取得価格 1,350,000 円）</p> <p style="text-align: right;">（農業基盤整備分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 出張中、天候が急変し雪が降り注ぎ、瞬間間に道路等に積もりだしたため、このまま目的地まで走行することは危険であると判断し、県庁に戻るためUターンしようとブレーキを踏んだところ公用車がスリップし、公用車を損傷させた自損事故です。 発生防止のため、運転手に対して、雪等の悪天時にやむを得ず車で出張する場合は、タイヤ等の状況も事前に確認し、安全運転を常に心がけること、また、県有財産の適正な管理意識の高揚を図ること等を指導しました。 あわせて、室内各職員に対しても、同様の対応をするよう注意喚起するとともに、室会議の危機管理対策研修においても再度周知徹底いたしました。</p> <p>2 取組の成果 取組を徹底したところ、職員の安全運転に対する意識が高揚するとともに、県有財産の適正な管理についても、再認識することができました。 これにより、平成 23 年度において、公用車における事故はなく、今後も引き続き交通事故防止の注意喚起を行なっていきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き機会あるごとに注意喚起を行なうとともに、今後は、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全、事故防止への危機意識を高め、県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 自損事故（物損額：県 132,909 円）</p> <p style="text-align: right;">（水産振興分野）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 8 月 12 日 16 時過ぎ、水産資源室の職員が志摩市内に出張し、帰庁するため公用車を運転中、志摩市磯部町内で路面が濡れていたため、カーブでスリップし、公用車の右前部、右後部をガードレールにぶつけて、その後、溝に突っ込み、車体を損傷しました。</p> <p>事故は故意によるものではなく、前方の路面が濡れていることに気づくのが遅れたことによるものと考えられます。</p> <p>この事故を受けて、室会議において、公用車運転時に注意すべきことについて、意見交換を行いました。</p> <p>意見交換では、①時間に余裕を見て出発する。②出発前にシートやミラーの調整をする。③行き慣れない場所へ出張時には事前に道順の確認をしておく。④県庁の駐車場は狭いので、車庫出し、車庫入れ時には注意する。（同乗者がいる場合は確認をお願いします。）⑤夕方は早めにライトを点灯する。⑥運転速度を守り、カーブでは減速する。等の意見が出されました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>意見交換により、室員各自ではそれまで気づかなかった点、意識として希薄であった点について安全運転に対する意識が高まりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も室会議において、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識を向上させることにより、交通事故発生の防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 自損事故（物損額：県 24,990 円）</p> <p style="text-align: right;">（商工・科学技術振興分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車から荷物を降ろすため、三重県庁駐車場内にあるタクシー乗り場にバックで駐車していたところ、タクシー乗り場の表示看板に衝突し、公用車の右後方バンパーが一部破損しました。公用車の後部に荷物を積載していたことから後方に死角が発生したため、後進時における運転者の後方確認が不十分であったことにより衝突が発生したものです。 発生防止のため、運転手に対しては、より慎重な運転を心がけ、駐車時には同乗者による誘導を行うか、同乗者がいない場合には、運転者が一度降車して駐車位置及び付近の確認を行うよう指導しました。あわせて、室内各員に対しても、同様の対応を行うよう注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果 所属職員の交通安全に対する意識が高揚し、慎重な運転を心がけるようになりました。また、県有財産の適正な管理についても再認識することができました。 これにより、不注意による自損事故は発生していません。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等） 今後も、所属のミーティング等において継続して指導及び注意喚起を行うことにより、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(4) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （損害額：県 107,566 円・相手 160,000 円）</p> <p>(5) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （損害額：県 31,731 円）</p> <p>(6) 物損事故（負担割合：相手方不明のため、負担割合不明） （損害額：県 31,500 円）</p> <p style="text-align: right;">（桑名農政環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(4) 現場へ向かうため、公用車で庁舎敷地から市道に出て走行直後、右方向から走行してきた普通自動車と接触し、公用車右前部を破損しました。</p> <p>(5) 現場立会を終え公用車にて事務所へ戻る途中、国道 23 号走行車線を走行中に、後方より追越車線を走行してきた大型トラックが当方車両直前で急に走行車線に車線変更を行ったため、当方車両運転席側フェンダーミラー及びフロント部に損傷を受けました。なお、大型トラックは停車せず走り去りました。</p> <p>(6) 公用車にて出張先へ走行中、交差点にさしかかった時、右折レーンで停止していたトラックが発進した瞬間、公用車の運転席側ガラスがパンという音とともに全部破損しました。飛び石による破損と思われませんが、トラックは停車せず走り去り、因果関係は明らかではありません。</p> <p>職員に対し、所内会議で交通事故防止、公用車の適正な運用管理を徹底して行うよう周知しました。また、桑名県民センター主催の交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」の参加により、交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>交通安全意識及び県有財産の適正な管理について再認識し、職員の意識の高揚が図られました。しかしながら、平成 23 年度については公用車の交通事故が 2 件発生しており、なお一層の交通安全の取組を強化していきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ 123」に参加し、交通事故防止、県有財産の適正な管理について、職員の意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(7) 自損事故（損害額：県 40,950 円） (8) 自損事故（損害額：県 98,175 円） (9) 自損事故（損害額：県 28,413 円） (10) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 100,380 円・相手 39,816 円）</p> <p style="text-align: right;">（津農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員の交通事故については、公用・私用を問わず事故の根絶に取組むべきこととして「室長会議」において再三に渡り意識改革及び意識醸成を呼びかける等、事務所全体で取組みました。</p> <p>(2) 庁舎で開催された津地域職員交通安全研修に全職員を積極的に参加させ、交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。 なお、当該研修は、これまで当事務所単独で開催していましたが、交通安全は部署を問わず共通の問題であることから、庁舎全体で取り組むよう働きかけ、津地域職員交通安全研修として実施されました。</p> <p>(3) 交通マナーや交通安全意識の高揚を図るため、三重県交通安全研修センターでの、交通安全研修に 6 回延べ 21 名が参加しました。</p> <p>(4) 職員相互が安全運転を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ、11 チーム（延べ 33 名）が参加しました。</p> <p>2 取組の成果 研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識の高揚が図られました。また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。 しかしながら、平成 23 年度において、当事務所職員の責任に起因する公用車の事故が 2 件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、今後なお一層取組を強化していく必要があります。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度以降においても、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取り組めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(11) 自損事故（物損額 : 44,100 円） (12) 自損事故（物損額 : 46,116 円） (13) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 135,450 円・相手 98,460 円）</p> <p style="text-align: right;">（伊勢農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(11) 自損事故（物損額 : 44,100 円） 出張先からの帰路、右カーブでハンドル操作を誤り、右後席のドアを石垣に接触しました。</p> <p>(12) 自損事故（物損額 : 46,116 円） 出張先からの帰路、方向転換中のバックで、後方確認を怠り、電柱に接触しました。</p> <p>(13) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 135,450 円・相手 98,460 円） 庁舎内公用車指定保管場所に移動中の庁舎内通路にて、来庁者車両との接触事故を起こしました。</p> <p>それぞれ、直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重に注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識付けを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等ないよう室長会議（週 1 回）、課長会議（月 1 回）を通じて周知徹底を図ります。 ・ 実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。 ・ 各室各課においては、毎週行うグループミーティングの場で交通安全について話し合いを行うなど、日常の声かけを徹底することにより、交通安全意識を高める努力を続けていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(14) 自損事故（損害額：県6,489円） (伊賀農林商工環境事務所)</p>
講じた措置
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車で工事完成検査のため現場へ向かう途中、集落内の狭い三叉路で左折しようとしたところ、民家のブロック塀に右後部があたりテールランプを破損したものです。</p> <p>交通安全意識並びに県有財産の管理意識を高めるため、公用車等で出張の際には、職員間での「気をつけて」等の声かけ、複数で行く場合は、狭い道等で遭遇した時には、運転手以外の者が誘導するなど、職員の意識向上を図るよう室長会議、課長会議など機会あるごとに注意喚起をいたしました。</p> <p>また、庁舎内において開催される交通安全研修会への全職員を積極的に参加させるとともに、「無事故・無違反チャレンジ123」事業への全職員参加の働きかけを行いました。</p> <p>さらに、運転免許センターが実施する交通安全研修（体験乗車等）に、事務所内各室から8名を参加させ更なる交通安全意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果 機会あるごとに注意喚起をするとともに、研修会等へ参加し、交通安全意識の高揚を図ることができました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>継続して取組むことが必要であるため、引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ123等への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(15) 自損事故（物損額：県 168,882 円） (16) 物損事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 0 円・相手 88,095 円）</p> <p style="text-align: right;">（尾鷲農林水産商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(15) 今回の事故は、車庫から公用車をバックで出車させようとしたところ、右後方の確認が不十分であったために、車庫のH鋼柱に後部を接触させ公用車を破損したものです。 当該職員には、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、室長会議において定期的に注意喚起を行いました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ参加をし、職員への交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>(16) 今回の事故は、追い越し車線を走行中に、右折車があり停車して待っていたところ、後続の車が走行車線に進路変更を行ったので、続いて進路変更を行ったが、後方確認が不十分であったため、後方から走行車線を走ってきた相手方車両の右後方部に接触をしたものです。 当該職員には、安全運転を徹底し、県有財産の適正な管理に努めるよう指導するとともに、室長会議において定期的に注意喚起を行いました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」事業へ参加をし、職員への交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果 「無事故・無違反チャレンジ 123」事業への参加及び機会あるごとの注意喚起を行ったことにより、交通安全意識の高揚が図られました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、継続して機会あるごとの注意喚起を行うとともに、交通安全研修、「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を働きかけ、交通安全意識と県有財産の管理意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(17) 自損事故（物損額：県 10,500 円） (18) 自損事故（物損額：県 73,500 円）</p> <p style="text-align: right;">（熊野農林商工環境事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(17) (18) 鳥インフルエンザ発生対応時の慣れない現場での接触事故があったものの、事故を起こした原因はいずれも、軽微な運転誤りによるものであり、少し安全運転を意識することで防ぐことができた事故でした。</p> <p>公用車などによる出張の際は、交通事故を起こさないよう十分に安全運転に努めるとともに、幅員の狭い道路などを走行する場合や用務先での駐車場の出入りでの安全確認を十分行い、細心の注意を払い運転するよう、周知徹底しました。</p> <p>すべての公用車のダッシュボード付近に安全運転を呼びかけるステッカーを貼付するとともに、所属庁舎で開催される交通安全運転講習会には原則全職員参加とし、また、所長の率先実行取組みの一環として「無事故・無違反チャレンジ 123」事業にほとんどの職員が参加するよう働きかけを行い（13 チーム参加）、職員の交通安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>このように各種取組を行った結果、職員の交通安全意識及び、県有財産の管理意識の高揚を図ることができました。</p> <p>しかしながら、平成 23 年度において、現時点で 2 件の事故が発生しておりますので、なお一層の取組みを行っていきます。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>公用車等による交通事故を起こさないよう、機会あるごとに職員に対し呼びかけるとともに、交通安全研修への積極的な参加を働きかけるなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(19) 人身事故（負担割合：県 100%） （物損額：県 105,178 円・相手 545,300 円） （治療費等：相手 178,655 円）</p> <p style="text-align: right;">（紀州家畜保健衛生所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 公用車で北進中に不注意によりセンターラインを飛び出し、南下してきた相手方の自動車と接触し、双方の車両の前部が破損しました。県側に人的損害はなく、当初は相手方も物損のみと警察署へ報告していましたが、後に首等に痛みを覚えるとの訴えがあり治療しました。なお、物損、人身とも示談が成立しました。 毎月、職場内で交通事故防止を注意喚起するとともに、車で出張する場合は、特に安全運転を心がけるよう、毎朝のミーティングで職員に確認することとしました。</p> <p>2 取組の成果 取組みを徹底したところ、平成 23 年度は事故もなく、職員の交通安全に対する意識も向上しました。 また、県有財産の適正な管理についての意識の高揚も図ることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、健康管理、安全運転に努め、無事故で業務を遂行できるよう、職員に対して注意喚起を行っていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (20) 自損事故（物損額：県 201,326 円） <p style="text-align: right;">（工業研究所）</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 当該案件は出張から帰庁した職員が、公用車車庫への入庫の際、目測を誤り車庫の支柱に車両左前部を衝突させ損傷させたものです。当該職員には厳重に注意を行い、その後所内の比較的最近任用された若手職員や事故経験がある職員等を対象に、三重県交通安全研修センターにおいて体験型の交通安全研修を実施しました。 また、本件事故発生の間接原因として、車庫前の通路（構内）に職員車両が駐車されていたことも一因と考えられたので、車庫付近通路への職員車両の駐車を禁止し、排水溝の蓋が未設置であった箇所に蓋を設置して車庫入れが容易になるよう改善しました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理についての意識の高揚が図られました。 当該案件以降、公用車による交通事故は自損、人身とも発生していません。
平成 24 年度以降（取組予定等） 平成 24 年度においても再発防止のため同様の研修等を実施し、引き続き所内職員の交通安全意識の高揚に努めてまいります。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (21) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%） （物損額：県 廃車（取得価格 700,000 円）・相手 107,566 円） （中央農業改良普及センター）
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 職員が優先道路を走行中に、右方向から走向してきた相手方車両と接触したものです。 この事故を受けて、全員会議で、交通事故防止について、注意喚起を行いました。 また、松阪県民センター主催の交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加により、交通安全意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理について、再認識し、意識の高揚が図られました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、交通安全研修会、「無事故・無違反チャレンジ 123」に積極的に参加し、職員の交通事故防止及び県有財産管理の意識高揚を図っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 特別会計の処理状況</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計。</p> <p>(1) 多額の資金が有効活用されないまま翌年度に繰り越されている。</p> <p>平成 23 年 1 月末に国が策定した「沿岸漁業改善資金の適正規模及び国への納付等にかかる基準」に基づき、平成 23 年度から 27 年度までの収支計画を策定したところであるので、今後も引き続き、国の基準に基づき計画の見直しを行い、資金規模の適正化に努められたい。</p> <p>また、貸付財源の有効活用を図るため、資金制度の周知を一層図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興分野)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 20 年のリーマンショックによる景気後退に伴い資金需要が急速に落ち込んだ結果、平成 22 年度末で貸付財源として 3 億 9,135 万円が翌年度に繰り越されています。</p> <p>資金規模については、引き続き国の基準に基づき年 1 回収支計画の見直しを行い、規模の適正化について検討しました。また、貸付財源の有効利用を図るため、水産業普及指導員等と連携しながら沿岸漁業者や漁業協同組合等に対し説明会の開催やパンフレットの配布などを通じ、資金制度の一層の周知を図り、資金需要の掘り起こしに努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度は、貸付対象機器や貸付限度額の見直し等もあり、融資額は 5,378 万円（11 件）となりました。昨年度と比較して 3,014 万円増加していますが、償還金収入との差額があることから繰越金については依然として増加傾向にあります。</p>
平成 24 年度以降（取組予定等）
<p>国の基準に基づき算定された資金規模について検討を行った結果、平成 24 年度においては、国への納付 1 億 5,634 万円と一般会計への繰出し 7,817 万円、合わせて 2 億 3,451 万円を返納する予定です。</p> <p>また、貸付財源の有効活用を図るため、水産業普及指導員等と連携しながら沿岸漁業者や漁業協同組合等に対して資金制度のさらなる周知を図るなど、資金需要の掘り起こしに努めるとともに、今後も引き続き、国の基準に基づき適正な資金規模について検討を行ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で36法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>各法人の移行の方向性や事務の進捗状況を確認するとともに、法人の質問及び申請書類の確認依頼に対し、面談、電話及びメール等により随時相談に応じ、各法人が円滑に移行を行えるよう支援しました。</p> <p>また、検査等で法人を訪問した際において、移行についての必要な事務手続き等の説明を行い、法人が移行期限を認識しつつ、円滑な移行に向けて、早めに準備を進めるように促しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現在、未移行は37法人（平成24年1月10日で1法人が国から移管）であり、うち9法人については、下記の移行状況のとおり、移行済または移行手続きを行っています。</p> <p>また、残りの28法人について、移行の方向性が固まっている法人は、平成24年度中の移行申請に向けて新定款案を作成するなど準備を進めており、また他の法人についても、早めに移行の方向性を固め、移行準備に着手するよう周知しました。</p> <p>(移行状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行済…1法人（公益1） ・ 平成24年4月1日移行予定（審査会の答申済み）…3法人（公益3） ・ 平成24年4月1日移行予定（平成23年度中に審査会に諮問予定）…4法人（公益1・一般3） ・ 申請済（内容審査中）…1法人（一般1） <p>※ 所管数38法人のうち、平成22年度は1法人（公益1）が移行済です。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、各法人が円滑に移行事務を行えるよう、随時相談に応じる体制を維持するとともに、各法人の進捗状況の把握に努め、農水商工部が所管する法人全てが移行完了するまで、積極的に支援していきます。</p>

監査の結果		
<p>2 財務等に関する意見 (7) その他 (2) 「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」において公表義務情報として定めた計画について、進捗状況等の情報をホームページ等で提供していないものがあつたので、今後、適正な処理に努められたい。</p>		
計 画 名	計画の提供状況	達成状況・進捗状況の提供状況
三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標	窓口で未提供	
三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画	窓口・HP で未提供	
協同農業者普及事業の実施にかかる方針	窓口で未提供	
三重県農政・普及推進プラン	窓口・HP で未提供	
三重県食育推進計画	窓口で未提供	窓口で未提供
三重県茶業振興方針	窓口で未提供	
新たな三重の米（水田農業）戦略	窓口で未提供	
三重県栽培漁業基本計画		窓口で未提供
<p>※窓口とは、情報公開・個人情報総合窓口を、また、HP とは、県のホームページを示している。 (農産振興分野、水産振興分野、中央農業改良普及センター)</p>		
講じた措置		
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標 計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページ(三重県農業技術情報システム)に提供しました。(農産振興分野)</p> <p>(2) 三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口に提供しました。(農産振興分野)</p> <p>(3) 三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画 計画について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページに提供しました。(農産振興分野)</p> <p>(4) 協同農業者普及事業の実施にかかる方針 平成 23～26 年度を期間とする「協同農業者普及事業の実施にかかる方針」をホームページで公開しています。また、情報公開・個人情報総合窓口に整備しました。(中央農業改良普及センター)</p> <p>(5) 三重県農政・普及推進プラン 平成 23～26 年度を期間とする「普及活動基本計画書」を情報公開・個人情報総合窓口整備しました。主要な部分について、ホームページで提供しました。(中央農業改良普及センター)</p> <p>(6) 三重県食育推進計画 食育推進に関する平成 22 年度までの取組の成果を取り組み内容毎にとりまとめて、マーケティング室ホームページにおいて公表するとともに、平成 23 年 10 月 28 日から情報公開・個人情報総合窓口にて閲覧に供しました。(農産振興分野)</p>		

- (7) 三重県茶業振興方針
計画について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページに提供しました。
(農産振興分野)
- (8) 新たな三重の米（水田農業）戦略
平成 22 年度を目途とした新たな「三重の米（水田農業）戦略」については、情報公開・個人情報総合窓口に提供しました。
(農産振興分野)
- (9) 三重県栽培漁業基本計画
達成状況・進捗状況を情報公開・個人情報総合窓口提供しました。
(水産振興分野)
- 2 取組の成果
- (1) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標
計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページ(三重県農業技術情報システム)に提供しました。
(農産振興分野)
- (2) 三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
計画及び進捗状況について、情報公開・個人情報総合窓口提供しました。
(農産振興分野)
- (3) 三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画
計画について、情報公開・個人情報総合窓口及び県ホームページに提供しました。
(農産振興分野)
- (4) 協同農業者普及事業の実施にかかる方針
情報公開総合窓口提供しました。
(中央農業改良普及センター)
- (5) 三重県農政・普及推進プラン
「普及活動基本計画書」を情報公開・個人情報総合窓口提供、主要な部分をホームページに提供しました。
(中央農業改良普及センター)
- (6) 三重県食育推進計画
平成 24 年 2 月には第二次三重県食育推進計画を策定し、県公報やホームページで公表を行うとともに、情報公開・個人情報総合窓口において閲覧に供しました。
(農産振興分野)
- (7) 三重県茶業振興方針
計画については、情報公開・個人情報窓口及び県ホームページに提供しました。(農産振興分野)
- (8) 新たな三重の米（水田農業）戦略
情報公開・個人情報総合窓口で確認できるようになりました。
(農産振興分野)
- (9) 三重県栽培漁業基本計画
達成状況・進捗状況が情報公開・個人情報総合窓口で確認できるようになりました。
(水産振興分野)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (2) 三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (3) 三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (4) 協同農業者普及事業の実施にかかる方針
引き続き情報公開・個人情報総合窓口及びホームページで提供していきます。
(中央農業改良普及センター)
- (5) 三重県農政・普及推進プラン
「普及活動基本計画書」を引き続き情報公開・個人情報総合窓口で提供、主要な部分をホームページで提供していきます。
(中央農業改良普及センター)
- (6) 三重県食育推進計画
食育推進計画の進捗状況については、指標項目毎に状況を取りまとめ、毎年度ホームページで公表するとともに、情報公開窓口において閲覧に供します。 (農産振興分野)
- (7) 三重県茶業振興方針
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (8) 新たな三重の米（水田農業）戦略
公表義務情報の提供について、適正な処理に努めます。 (農産振興分野)
- (9) 三重県栽培漁業基本計画
定期的に達成状況・進捗状況を情報公開・個人情報総合窓口提供します。 (水産振興分野)

部局名 農水商工部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 (3) 単価契約図面作成作業実施要領により各農林（水産）商工環境事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、各農林（水産）商工環境事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。 <p style="text-align: right;">（農業基盤整備分野）</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 単価契約図面作成作業実施要領の改正（平成 23 年 11 月適用）において、発注伺い様式に発注理由の記入欄を設け、発注理由を記入することとしました。 2 取組の成果 発注伺い様式を改正したことで、発注理由が明確になりました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 改正した単価契約図面作成作業実施要領を適切に運用していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定)</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定について、平成 22 年度に伊賀市、四日市市で指定を行っているが、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 627 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 495 箇所となっている。</p> <p>指定の前提となる基礎調査を行うための予算を 22 年度から大幅に増額して取り組んでいるが、全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、引き続き基礎調査を進め危険箇所の把握を行い、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に区域指定を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 土砂災害防止法における県と市町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害防止法において、県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあるとされる地域を「土砂災害警戒区域」に、さらにその中でも特に著しい危害が生ずるおそれがあるとされる地域を「土砂災害特別警戒区域」として指定することができること、及び指定にあたっては市町の意見を聞くことが定められています。 ・ また、市町は、県が土砂災害警戒区域の指定を行ったときは、市町の地域防災計画において、当該警戒区域における警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。 <p>(2) 平成 22 年度までの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の土砂災害危険箇所は、全 29 市町のうち 27 市町に存在します。 ・ 区域指定を行うための事前調査である基礎調査には平成 14 年度から着手しており、平成 22 年度末までに 16 市町の約 1,400 箇所を調査を完了しています。 ・ 土砂災害警戒区域については、平成 17 年度いなべ市において 17 箇所、平成 20 年度伊勢市において 75 箇所、平成 21 年度大台町において 429 箇所、平成 22 年度四日市市において 41 箇所、伊賀市において 64 箇所と、合計 626 箇所を指定しました。 ・ また、土砂災害特別警戒区域については、平成 21 年度大台町において 395 箇所、平成 22 年度四日市市において 37 箇所、伊賀市において 62 箇所と、合計 494 箇所を区域に指定しました。 <p>(3) 平成 23 年度に実施した取組内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、紀北町の 9 市町の約 1,450 箇所において基礎調査を実施しています。 ② 平成 21 年度および平成 22 年度に基礎調査を完了した伊賀市内及び名張市内の箇所について、土砂災害警戒区域等に指定するための地域説明会を 11 回開催しました。 ③ 松阪市において土砂災害警戒区域 131 箇所と土砂災害特別警戒区域 110 箇所を新たに指定しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度の指定により、県内の土砂災害警戒区域指定箇所数は 757 箇所に、土砂災害特別警戒区域指定箇所数は 604 箇所になりました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度においても引き続き基礎調査を実施するとともに、すでに基礎調査を完了している市町において土砂災害警戒区域等の指定を進めるために、関係地域の住民等に土砂災害の危険性や区域指定の必要性等の説明を行います。 ・ また、市町が行う警戒避難体制整備を促進するため、土砂災害ハザードマップの作成等を支援します。 ・ このような住民への説明や市町への支援を通じて、その理解を得て、より一層の区域指定を進めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (河川整備戦略の推進と堆積土砂対策)</p> <p>(2) 平成 18 年度に河川整備戦略を定め、治水対策に着目した優先度により、ハード対策・ソフト対策を実施していくこととしており、県第二次戦略計画においても堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図の提供などのソフト対策を進めてきた。</p> <p>しかし、重要なソフト対策である水位情報周知河川の設定が、第二次戦略計画の目標に達していないので、引き続き、水位情報等の収集・分析等を行い、該当市町とも協議し、早期の設定を行われたい。</p> <p>また、河川の堆積土砂対策についても、河川改修等の県事業や、河川堆積土砂撤去方針に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所の把握とその対応等について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (水位情報周知河川の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、洪水により相当な被害が発生するおそれのある河川を水位情報周知河川に指定して、市町長が発令する避難勧告等の目安となる水位「避難判断水位（特別警戒水位）」を設定しています。 ・ この避難判断水位の設定にあたっては、情報伝達・避難等に要する時間や過去の洪水における河川毎の水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮する必要があります。このことから、出水時を含めた一定期間の水位データの収集・蓄積及び解析を行ったうえで、住民の避難に要する時間などを地元市町と協議することが必要です。 ・ 第二次戦略計画における平成22年度末の水位情報周知河川数（累計）は、目標41河川に対し、実績が34河川であり、7河川が未指定となっていました。 ・ 未指定の7河川のうち5河川については、平成21年度までに水位計を設置し、データの取得を行ってきました。 ・ これら5河川について、洪水時の水位データが取得できたため、うち2河川については、避難判断水位設定のためのデータ解析を行い、設定に向けた市との協議を行っており、うち3河川については、現在データの解析を進めています。 ・ 残りの未指定の2河川については、取得した水位データを基に検討を行いました。データにおける下流の排水ポンプの作動による影響が当初の想定より大きいことが判明したことから、避難判断水位の設定は困難と判断しました。 <p>(河川の堆積土砂対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の堆積土砂対策は洪水時における災害の未然防止に有効であり、県では、土砂堆積が進み治水安全上危険となっている箇所を把握するため、平成22年度末に堆積土砂量等の調査を行いました。また、平成23年度においては、台風6号、12号等により、新たに大量の土砂が河川に流れ込んだことから、その堆積状況の把握に努めました。 ・ 堆積土砂の撤去については、地域の安全・安心を確保するうえで要望等も多いところであり、維持管理や河川改修事業として行う方法により、緊急度の高い箇所から堆積土砂の撤去を実施しました。また、台風に伴い異常堆積した土砂について、二次災害防止のため緊急撤去を行いました。 ・ 土砂撤去にあたっては土砂の処分地の確保が課題となっており、県と関係市町等により「河川堆積土砂撤去推進調整会議」を開催し、情報の共有など連携強化を図りました。 ・ 砂利採取を活用した堆積土砂の撤去については平成20年3月に定めた「河川堆積土砂撤去方針」に基づき、平成20年度から22年度までを試行期間として取組を進めてきましたが、この期間を平成25年度まで延長することにより、平成23年度においても引き続き、堆積土砂の撤去に取り組みました。 <p>2 取組の成果 (水位情報周知河川の設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時の水位データが取得できた5河川のうち2河川については、避難判断水位の設定に向けた

市との協議を進めており、平成24年8月の水防計画改定での設定を予定しています。また、残りの3河川については、避難判断水位の検討を進め、平成25年度の水防計画改定での設定を予定しています。

(河川の堆積土砂対策)

- ・ 河川の堆積土砂対策として、①維持管理や河川改修事業として行う方法により約13万 m^3 (H24.3時点)、②砂利採取を活用して行う方法により約10万 m^3 (H24.3時点)の土砂撤去を行いました。さらに、紀伊半島大水害の緊急対応として、約22万 m^3 (H24.3時点)の土砂を撤去しました。

平成24年度以降(取組予定等)

(水位情報周知河川の設定)

- ・ 今後も避難判断水位の早期設定に向け、水位検討や市町との協議を進めていきます。
- ・ 河川の情報をもっと詳しく提供できるように、避難判断水位の設定やライブカメラの設置など、住民の避難に資する情報提供等の取組を進めていきます。

(河川の堆積土砂対策)

- ・ 平成24年度以降も、堆積状況を的確に把握し、砂利採取による手法を活用するとともに、市町等の協力を得ながら、緊急度を考慮したうえで、堆積土砂の撤去に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (海岸保全施設整備の計画的な実施)</p> <p>(3) 平成 14 年度に策定された「三重県海岸整備アクションプログラム」では、各海岸の整備方針を定めるとともに、策定後概ね 10 年間で事業着手の検討を行う海岸と事業継続海岸について整備優先度を定めている。</p> <p>地区海岸ごとに策定した海岸整備の方向性に基づき、引き続き計画的な海岸整備を行うとともに、18 年度に整備優先度を見直してから 5 年が経過していること、また、東日本大震災による東北地方の津波被害が甚大であったことから、津波対策も含めたアクションプログラムの見直しについても、国の動向に合わせ検討を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)平成 22 年度までの取組</p> <p>①三重県海岸整備アクションプログラムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸整備アクションプログラムは、海岸法第 2 条の 3 の規定に基づき策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全計画及び熊野灘沿岸海岸保全基本計画の推進を図るため、平成 14 年度に策定した各地区海岸の整備方針であり、県内 301 地区海岸における「海岸整備の方向性」と「海岸の整備計画」を内容としています。 ・ 平成 19 年度には、作成後 5 年が経過したことなどから、アクションプログラムの見直しを行いました。 <p>②海岸整備の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県では、高潮からの防護、海浜侵食の抑制を目的に海岸整備を進めてきましたが、海岸施設は昭和 28 年の台風 13 号や昭和 34 年の伊勢湾台風の後に災害復旧事業等で整備されたものが大部分であることから、築後 50 年が経過し老朽化対策も緊急の課題となっていました。 ・ このため、海岸施設の老朽化対策を効率的、効果的に行うため、平成 21 年度から県土整備部が所管する堤防・護岸施設のうち、近年整備した箇所等を除く約 195 k mを対象に、ひび割れ、沈下陥没、漏水等の変状の有無について点検を行ってきました。 <p>(2)平成 23 年度に実施した取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災による津波被害を受け、国からは、平成 23 年 7 月に、「設計津波の水位の設定方法等について」、また、平成 23 年 12 月に、「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」それぞれ通知があり、「今後は、比較的頻度の高い一定程度（数十年から百数十年に一度程度）の津波に対して海岸保全施設等の整備を進めていくこと」、また、「設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくこと」との考え方が示されました。 ・ 本県においては、巨大地震の発生を念頭においた地震・津波対策が急務であることから、堤防内に空洞があるなど老朽化が進行している箇所について、施設の健全性を維持するため「粘り強い構造」も考慮しながら緊急対策を進めることとし、点検結果をもとに老朽化判定を行い、緊急に補強対策が必要な箇所の選定を行いました。 ・ 三重県海岸整備アクションプログラムに基づき、長島地区海岸の耐震対策事業、井田地区海岸の侵食対策事業などの整備を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県海岸整備アクションプログラムに基づく、計画的な海岸整備を行いました。 ・ 堤防内に空洞があるなど老朽化が進行している箇所について、老朽化判定を実施し、補強対策が必要な箇所として 200 か所を選定しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- ・ 海岸整備アクションプログラムについて、今後、国から示される技術基準の内容等も踏まえ、見直しを行います。
- ・ 引き続き、地区海岸ごとに策定した海岸整備の方向性に基づき、計画的な海岸整備を行います。
- ・ 緊急津波対策として堤防老朽化対策を早急に実施する必要があることから、平成 24 年度から集中的に補強対策を実施します。（平成 24 年度は 40 箇所対策を予定）

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (木造住宅の耐震化の促進)</p> <p>(4) 「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、木造住宅の耐震化の促進に向け耐震診断、工事の補助等に取り組み、全市町で実施している。しかし、耐震診断については目標の3,000戸に対し2,333戸、補強工事については目標の250戸に対し237戸といずれも目標に達していない。</p> <p>引き続き、市町とも連携のうえ、耐震の重要性や制度の周知啓発を行い、木造住宅の耐震化促進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住まいまちづくり分野)</p>																								
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 耐震補強工事補助において、対象拡大のため、年齢・所得要件を平成23年度から廃止しました。</p> <p>(2) 東日本大震災により住宅耐震化の気運が高まっており、工事費の自己負担の軽減を図るため、6月補正予算で耐震補強補助金の上乗せと耐震補強に併せて行うリフォーム工事への補助制度の創設を行いました。</p> <p>(3) 市町職員、民間事業者等と連携して昭和56年以前の住宅が多く存在する地区を戸別に訪問する「住宅団地訪問」を行い、直接対象者に説明し耐震診断受診を促しました。</p> <p>(4) 耐震診断受診後補強工事をしていない方を対象に、補強方法や補助制度を説明する「耐震相談会」を行い、工事の実施を促しました。</p> <p>(5) 児童・生徒を対象とした防災教育や県民を対象とした「出前トーク」等への講師派遣により、直接県民に耐震化の重要性について周知に努めました。</p> <p>(6) 県広報紙「県政だよりみえ」、マスメディア(テレビ、ラジオ、新聞)、県ホームページ、県主催・共催・協賛のイベントへの出展等、さまざまな機会を利用し耐震化の促進に向けた啓発を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 東日本大震災による防災の気運の高まりや県や市町の取組により、平成22年度を上回る実績となりました。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・耐震診断補助</td> <td>4,025戸</td> <td>(平成22年度実績 2,333戸)</td> </tr> <tr> <td>・補強設計補助</td> <td>404戸</td> <td>(平成22年度実績 261戸)</td> </tr> <tr> <td>・耐震補強工事補助</td> <td>234戸</td> <td>(平成22年度実績 214戸)</td> </tr> <tr> <td>うちリフォーム補助</td> <td>158戸</td> <td>(平成22年度実績 ー戸)</td> </tr> </table> <p>(2) 周知啓発の主な取組の活動回数は以下のとおりです。(市町単独での取組は含んでいません)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・住宅団地訪問</td> <td>8箇所</td> <td>1,104戸</td> </tr> <tr> <td>・耐震相談会</td> <td>3回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・講師派遣</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・マスメディアによる広報</td> <td>29回</td> <td></td> </tr> </table>	・耐震診断補助	4,025戸	(平成22年度実績 2,333戸)	・補強設計補助	404戸	(平成22年度実績 261戸)	・耐震補強工事補助	234戸	(平成22年度実績 214戸)	うちリフォーム補助	158戸	(平成22年度実績 ー戸)	・住宅団地訪問	8箇所	1,104戸	・耐震相談会	3回		・講師派遣	23回		・マスメディアによる広報	29回	
・耐震診断補助	4,025戸	(平成22年度実績 2,333戸)																						
・補強設計補助	404戸	(平成22年度実績 261戸)																						
・耐震補強工事補助	234戸	(平成22年度実績 214戸)																						
うちリフォーム補助	158戸	(平成22年度実績 ー戸)																						
・住宅団地訪問	8箇所	1,104戸																						
・耐震相談会	3回																							
・講師派遣	23回																							
・マスメディアによる広報	29回																							
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 平成23年度当初は骨格予算であり、6月補正予算において補助金上乗せ等制度の拡充を行いました。が、年度途中からの開始となったことから、通年の事業効果を得ることはできませんでした。平成24年度は、年度当初からこの拡充後の制度により市町と連携して積極的に取組を進めることで耐震化のさらなる促進に努めていきます。</p> <p>(2) 引き続き、市町や民間事業者と連携して、直接的な働きかけや広報媒体の活用により、幅広い周知啓発を行い、木造住宅の耐震化促進に努めていきます。</p>																								

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (違反屋外広告物の是正指導)</p> <p>(5) 違反屋外広告物については、平成 16 年度に県内一斉調査を行い把握した後、是正指導や新たな違反物件の把握に努めているが、22 年度末で 3,704 件の未是正物件がある。 23 年度からは、広告業者の更新登録時に是正計画書を提出させるなどの取組を実施しているが、さらに指導を徹底・強化し新たな発生防止と是正に努められたい。 (住まいまちづくり分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 日常的なパトロールや広告業者等への電話、文書及び訪問による是正指導を行い、未申請の屋外広告物を申請させるとともに、規格違反の屋外広告物について除却や改修などを行わせました。</p> <p>(2) 平成 21 年度から、緊急雇用創出事業により、違反屋外広告物の多い建設事務所などに屋外広告物担当嘱託員を配置してパトロール等を行い、違反屋外広告物の把握に取り組むとともに、是正指導を行いました。</p> <p>(3) 9 月上旬の「屋外広告物適正化旬間」に県及び市町がパトロール等を集中して実施しました。</p> <p>(4) 違反是正の指導結果については、これまで紙媒体（条例違反屋外広告物記録カード等）で各建設事務所において管理していましたが、平成 23 年度から電子媒体の記録様式（D・BOX）を使い、是正指導状況の管理を容易に行えるようにしました。</p> <p>(5) 屋外広告業の登録の更新（5 年ごと）時に広告業者に対し是正計画書の提出を求め、違反是正の促進に努めました。</p> <p>(6) 業者向けの「屋外広告物の手引き」に加え、平成 23 年度は、新たに屋外広告物条例についてわかりやすく解説した広告主向けの啓発リーフレットを作成し、広告主になることの多い業界の会議（計 7 箇所：計約 300 人出席）において説明を行うとともに、その他の関係団体にも配布し、屋外広告物に関する制度の周知を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 各建設事務所で違反是正の取組を進め、2,489 件の違反是正を完了しました。</p> <p>(2) 屋外広告物条例についてわかりやすく解説した啓発リーフレットを作成し、広告業者等への啓発を行い、新たな事案発生防止に向けて意識向上につなげました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 統一的な違反是正指導を実施するために、違反屋外広告物対策マニュアルを作成し、違反是正を進めていきます。</p> <p>(2) パトロールや広告業者等への電話、文書及び訪問による是正指導を計画的に進めていきます。</p> <p>(3) 屋外広告業者の登録の更新にあわせ、違反物件のある屋外広告業者に対し是正計画書の提出を求め、その是正計画書をもとに違反是正を進めていきます。</p> <p>(4) 屋外広告物の広告主となる業界を中心に啓発リーフレットを配布し、屋外広告物に関する制度の周知を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく損害賠償等の収入未済額が 6,149,068 円（対前年度比 388.8%）あり、前年度と比べて 4,567,500 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（経営企画分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>収入未済額 6,149,068 円は、2 つの案件にかかるものであり、以下のとおり取り組みました。</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【案件 1】 収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行い、平成 20 年度には債権の一部を回収しましたが、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人としての実体がなくなっており、代表者には営業再開の意思もないため、平成 22 年度末時点で、債権の大半の 1,581,568 円が未回収となっていました。 平成 23 年度は、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 また、各建設事務所の用地担当室の代表者や登記事務担当者を集めた会議において、同様の事案の発生を防ぐため、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、注意喚起を行いました。 <p>【案件 2】 収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道 23 号（中勢バイパス）工事に支障となる建物を移転義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者（国土交通省）から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用（4,567,500 円）の納付命令を行いました。納付されず、未収となりました。さらに、期限を定めて督促状を発送しましたが、納付されませんでした。 これを受け、義務者の財産調査を行いました。未収金に充当できるだけの預貯金は確認できませんでした。 このため、公売により換価できるよう、義務者の所有する土地・建物を差し押さえました。 <p>2 取組の成果</p> <p>【案件 1】 債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっています。代表者には営業再開の意思もないため、債務者から未収金を回収することができませんでした。</p> <p>【案件 2】 現在判明している財産である起業地の残地及び建物を差し押さえ、債権を保全しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 同様の事案の発生を防ぐため、引き続き、各建設事務所の用地担当室の代表者や登記事務担当者を集めた会議において、事業用地の地権者の債務不履行を予防するためにとるべき手順について、注意喚起を行います。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 差押を行った土地・建物の公売を実施し、未収金回収に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 29,757,287 円（対前年度比 85.3%）あり、前年度と比べて 5,135,281 円減少しているものの、今後もその収納促進を図るとともに、発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（住まいまちづくり分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 2 回入居者に発行している県営住宅だよりにより、家賃の口座振替の啓発を行うなど、収入未済額の発生防止に努めました。 ・ 嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行いました。 ・ 県外に居住している退去滞納者及び連帯保証人に対しても督促を行いました。 ・ 4 ヶ月以上の長期滞納者に対し 3 月末までに 14 件の最終催告を行った上で、3 件の法的措置を行いました。 ・ 平成 22 年度からは支払督促（裁判所が債権者の申し立てにより督促を行う）制度を活用しての未納家賃等の縮減に努めています。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 22 年度末現在で 29,757,287 円ありましたが、平成 24 年 3 月末現在で 22,270,489 円に縮減することができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 23 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 2 回入居者に発行している県営住宅だよりにより、家賃の口座振替の啓発を行うなど、収入未済額の発生防止に努めます。 ・ 嘱託員（2 名）による訪問催告を計画的に行います。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・ 長期滞納者への最終催告を 4 ヶ月以上の者に対して行い早期解消に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」、「河川、海岸及び港湾の占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」に基づき債権管理を行っているが、地域機関において滞納整理票の整理、督促状の送付の事務処理が一部統一されていないものがあつた、また、調定時期が遅延しているものもあつたので、統一した事務処理を行うよう継続して指導されたい。 (道路政策分野、流域整備分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年 5 月 10 日、各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を実施し、要領に添った滞納整理票の整理を行うとともに、平成 23 年 6 月 20 日付けで督促状を発行するよう指示しました。 ・ 統一した事務処理ができるように、平成 23 年 5 月 19 日、「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」、「河川、海岸及び港湾の占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」をまとめて、「預貯金債権滞納処分要領」を新たに決めました。 ・ また、統一した事務処理の徹底を図るため、具体的な事務処理を記した「預貯金債権滞納処分要領の手引き」を作成しました。 ・ 平成 24 年 2 月 16 日、管理課長会議において、統一した事務処理を徹底するよう再度指示しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>各建設事務所に要領等を周知することにより、事務処理を統一しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度においても、年度当初（5 月上旬頃）に各建設事務所の担当課長・担当者を対象とした未収金対策会議を開催し、統一した事務処理ができるよう努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 (ア) 道路、河川、海岸等の使用料等の収入未済額が 16,135,290 円（対前年度比 157.9%）あり、前年度と比べて 5,915,509 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 <p style="text-align: right;">（各建設事務所）</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 ・ 平成 23 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 ・ また、許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・ 平成 23 年 5 月 10 日の各建設事務所との担当課長・担当者会議において、未収金解消に向けてより一層取り組むことを徹底するとともに、平成 23 年 5 月～6 月を未収金解消対策期間として、県内一斉に電話催告、臨戸訪問などを集中的に実施し、未収金の解消に努めました。 2 取組の成果 平成 23 年 4 月に 16,135,290 円あった収入未済額が、平成 24 年 3 月末現在で、8,888,681 円に縮減しました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 一定の成果を上げていることから、現在の取組方法を今後も継続していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 道路敷使用料等の未納者にかかる滞納整理票が一部作成されていなかった。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 道路敷使用料等の未納者にかかる督促状について一部発付されていなかった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) 河川使用料の未納者に対し、実態の把握や文書等による催告が不十分であった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 河川使用料の債務者から重複納付があったが、収納状況の確認が不十分であった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(5) 収入証紙に消印漏れがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(6) 道路敷使用料徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(7) 証紙の消印の押印方法について不適切なものがあつた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 認識誤り及びチェックが不十分であったこと等による歳入戻出を行っていた。(志摩建設事務所)</p> <p>(9) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延していた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 特殊車両通行許可申請手数料について、誤って許可日で収入証紙消し込みを行っていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(11) 河川使用料について、滞納整理票の作成が一部されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(12) 河川使用料等について、督促状が出されていないものがあつた。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(13) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表に受入額が二重に計上されていた。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(14) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。 (熊野建設事務所)</p> <p>(15) 土地使用料、建物使用料の調定日を誤っていた。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(16) 建物使用料の歳入科目を誤って土地使用料とし、後日、調定更正兼収納更正の事務処理を行っていた。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘のあつた事案について滞納整理票を作成するとともに、同様の事案が生じないように、点検を強化しています。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 指摘のあつた事案について督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないように、点検を強化しています。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) 指摘のあつた事案について文書等による催告をするとともに、同様の事案が生じないように、未納者の実態把握に努め、催告状の作成・発送に漏れが生じないように点検を強化しています。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) ・納入義務者の申し出により、納付書の再発行を行ったところ、納入義務者が当初に発行した納付書と再発行の納付書の両方で納付を行い、重複したものですが、指摘された事案は、納付状況の確認が不十分であったため、重複納付となっていることの確認と返還が遅くなりました。 ・同様の事案が発生することのないよう、収入状況の点検を強化しています。(四日市建設事務所)</p> <p>(5) 証紙の消印漏れが生じないように、点検を強化しています。 (四日市建設事務所)</p> <p>(6) 道路敷使用料の徴収誤りが生じないように、判断基準の徹底に努めています。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(7) 証紙の再使用防止のため、申請書と証紙の両方に係る押印を行うよう徹底しています。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 河川使用料の単価の認識誤りによるものであり、条例等を再度確認するとともに、複数人で相互確認を行うよう点検を強化しています。 (志摩建設事務所)</p>

- (9) 道路敷使用料等の収入調定事務が遅延しないよう、更新手続きの前倒しなど事務改善を行っています。(伊賀建設事務所)
- (10) 特殊車両通行許可申請について、受付日に収入証紙消し込みを行うよう是正しました。(伊賀建設事務所)
- (11) 指摘のあった事案について滞納整理票を作成するとともに、同様の事案が生じないよう、点検を強化しています。(尾鷲建設事務所)
- (12) 指摘のあった事案について督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないよう、点検を強化しています。(尾鷲建設事務所)
- (13) (14) 現金収納に係る財務会計システムの入力誤りが生じないよう、点検を強化しています。(尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)
- (15) 調定日の誤りを生じないよう、点検を強化しています。(北勢流域下水道事務所)
- (16) 歳入科目の誤りを生じないよう、点検を強化しています。(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

- (1)～(16) 同様の事案は発生していません。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1)～(16) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、点検の強化や、判断基準の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県公共工事設計積算システム第4期運用管理業務】 (公共事業総合政策分野)
- (2) 【建設業者の経営事項審査に関する支援業務委託】 (公共事業総合政策分野)
- (3) 【道路交通情報収集・提供に関する業務委託】 (道路政策分野)
- (4) 【県営住宅使用料の口座振替に関する事務処理業務委託】 (住まいまちづくり分野)
- (5) 【開発許可システムに係る統合サーバへの統合業務及び運営保守業務委託】 (住まいまちづくり分野)
- (6) 【構造計算適合性判定業務委託単価契約】 (住まいまちづくり分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(1)～(6)共通
- (7) 【平成22年度管内現場技術業務】 (桑名建設事務所)
- (8) 【一級河川沢北川分派堰操作及び維持管理業務】 (桑名建設事務所)
契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。(7)～(8)共通
- (9) 【登記測量業務委託(県道四日市多度線未登記測量業務委託)】 (四日市建設事務所)
業務完了届出書の添付書類について不備があった。
- (10) 【奥の谷川県単通常砂防工事 土地取得及び補償業務委託】 (伊勢建設事務所)
個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準に基づき契約していた。
- (11) 【自治会除草委託(道路) 滝之原美旗停車場線】 (伊賀建設事務所)
- (12) 【自治会除草委託(河川) 一級河川木津川】 (伊賀建設事務所)
支出負担行為書に、予定価格が記載されていなかった。
- (13) 【現場技術業務委託】 (熊野建設事務所)
- (14) 【市木川及び志原川河口閉塞開削業務委託】 (熊野建設事務所)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(13)～(14)共通
- (15) 【鵜殿港港湾海岸施設清掃業務委託】 (熊野建設事務所)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・見積書等提出依頼文書に見積書の提出期限が記載されていなかった。

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

- (1)～(6) 事前検査の対象となる要件について、所属職員に対して改めて周知するとともに、執行伺いの決裁時において、執行伺いを作成する事業室と経営支援室の相互チェックを確実に行うようにしました。(公共事業総合政策分野、道路政策分野、住まいまちづくり分野)
- (7)(8) 指摘のあった事案について、年度前の契約準備行為である旨、記載するとともに、平成24年度事業の施行伺いにおいて、同様の不備がないよう職員に周知しました。(桑名建設事務所)
- (9) 業務完了届出書の添付書類の不備がないように、一連の書類を複数の人の目で確認し、保管場所も共有できるようにしました。(四日市建設事務所)
- (10) 平成22年2月22日に行われた「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正事項について職員に周知しました。(伊勢建設事務所)
- (11)(12) 自治会への除草委託契約において、予定価格の記載漏れがあったため、課内でのチェックを充実させるとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。(伊賀建設事務所)

(13)～(15) 出納事前検査の受検及び見積書等提出依頼文書について、担当課と総務課で二重に確認するようにしました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(6) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。
(公共事業総合政策分野、道路政策分野、住まいまちづくり分野)

(7)(8) 指摘のあった事案について改善し、平成24年度事業についても記載漏れのないよう努めます。
(桑名建設事務所)

(9) チェック方法の改正により、再発が防止されています。(四日市建設事務所)

(10) ・ 規定の一部改正内容を確実に把握するなど、法令遵守に関する職員の意識が高まりました。
・ 個人情報の管理に関する問題は発生していません。(伊勢建設事務所)

(11)(12) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(伊賀建設事務所)

(13)～(15) 出納事前検査の受検等について漏れのないように努めています。(熊野建設事務所)

平成24年度以降（取組予定等）

(1)～(15)

同様の事案が再度発生しないよう、平成23年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【県内雨量観測設備等整備工事】 (流域整備分野) リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(2) 【二級河川三滝川 河川改修（四日市関ヶ原線道路改良）工事】 (四日市建設事務所) 施工体制点検チェックリストが設計図書に添付されていなかった。</p> <p>(3) 【一般国道 165 号他社会資本整備総合交付金（舗装修繕）工事】 (津建設事務所)</p> <p>(4) 【一般国道 163 号他社会資本整備総合交付金（舗装修繕）工事】 (津建設事務所) 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(5) 【主要地方道伊勢大宮線 道路交通安全対策（自歩道整備）工事】 (伊勢建設事務所) 当初材料費に一部計上漏れがあった。</p> <p>(6) 【二級水系中川水系向山谷川国補通常砂防工事】 (尾鷲建設事務所) 施工体制点検チェックリストについて、完成検査時に検査員により記載が確認された旨の記録がなかった。</p> <p>(7) 【一級水系新宮川水系桑谷川砂防（付替林道）工事】 (熊野建設事務所)</p> <p>(8) 【阿田和地区海岸（萩内海岸）海岸整備工事】 (熊野建設事務所) ・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。 ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。(7)～(8)共通</p> <p>(9) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター B系給排水・A3-5 系電気室空調機械設備工事】 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>(10) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区） 北部浄化センター重力濃縮タンク（No. 11）防食塗装工事】 (北勢流域下水道事務所) リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。(9)～(10)共通</p> <p>(11) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター S P棟粗目スクリーン及びA系床排水ポンプ等機械設備改築工事】 (北勢流域下水道事務所) ・当初設計にかかる内訳書と図面の記載内容の一部が一致していなかった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) リサイクル認定品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要があることを室内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するようにしました。(流域整備分野)</p> <p>(2) 必要書類の添付漏れを防止するため、定期的な内部会議毎に担当職員に対して、完成検査受験後の再度チェックについて注意喚起を行いました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3)(4) 工事カルテの登録が適切に実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。(津建設事務所)</p> <p>(5) 設計書を作成する際には、余裕を持った発注計画を立て、従前より作成および審査に時間を費やすことにより適正な処理を行うこととしました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 施工体制チェックリストについて、完成検査時の検査員による記載を複数監督で確認し、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(7)(8) 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出期限や書類整理方法について全監督員に周知を図りました。また、「工事カルテ」登録内容の確認について、決裁時の主任・総括監督員のチ</p>

ェック強化を図りました。

(熊野建設事務所)

(9) (10) リサイクル認定品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要のあることを課内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するようにしました。

(北勢流域下水道事務所)

(11) リサイクル認定品にかかるチェックリストを設計書に添付する必要のあることを課内で再度周知し、設計書作成時に添付されていることを確認するようにしました。

また、設計書作成時に、積算根拠資料を複数の職員で確認し、記載内容の不一致が生じないようにしました。

(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

(1) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(流域整備分野)

(2) チェック方法の改正と注意喚起により、同様の事案は発生していません。

(四日市建設事務所)

(3) (4) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(津建設事務所)

(5) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(伊勢建設事務所)

(6) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(尾鷲建設事務所)

(7) (8) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(熊野建設事務所)

(9)～(11) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

(北勢流域下水道事務所)

平成 24 年度以降 (取組予定等)

(1)～(11) 同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【二級水系員弁川水系宇賀川砂防（溪流保全工）工事】（桑名建設事務所） 工事着手後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた。</p> <p>(2) 【一般県道桑名川越線他 1 線 公共土木施設維持管理（舗装補修）工事】（四日市建設事務所） リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(3) 【一級河川八手俣川君ヶ野堰堤維持（地震観測装置更新）工事】（津建設事務所） 「工事カルテ」の登録が一部されておらず、監督員の確認が不十分であった。</p> <p>(4) 【主要地方道久居河芸線（五軒町 BP）地方特定道路整備工事（岩田川護岸その 1）】（津建設事務所） 「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」及び「総合評価方式技術提案履行確定通知書」が添付されていなかった。</p> <p>(5) 【一般地方道横輪南勢線 道路改良工事】（伊勢建設事務所） 完成報告書に監督員の氏名が記載されていなかった。（押印のみ有）</p> <p>(6) 【田曾浦地区 県単急傾斜地災害緊急対策工事】（伊勢建設事務所） リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(7) 【二級河川往古川公共土木施設維持管理（河床掘削）工事】（尾鷲建設事務所） ・「工事カルテ」の登録に誤りがあり、監督員の確認が不十分であった。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(8) 【二級河川船津川河川改修工事（その 57）】（尾鷲建設事務所） 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出されていなかった。</p> <p>(9) 【二級河川湊川高速道路関連施設整備対策（河床掘削）工事】（熊野建設事務所） 工事打合簿において、発注者の指示について、業者が了解した旨の記録がなかった。</p> <p>(10) 【一般国道 311 号公共土木施設維持管理（舗装整備）工事（波田須工区）】（熊野建設事務所）</p> <p>(11) 【一般県道小船紀宝線県単道路改良工事】（熊野建設事務所） 「工事カルテ」の登録が遅れており、監督員の確認が不十分であった。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地元調整については、工事の支障とならないよう、工事発注前に完了するように努めています。（桑名建設事務所）</p> <p>(2) 必要書類の添付漏れを防止するため、定期的な内部会議毎に担当職員に対して、完成検査受検後の再度チェックについて注意喚起を行いました。（四日市建設事務所）</p> <p>(3) 工事カルテの登録が適切に実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。（津建設事務所）</p> <p>(4) 指摘後に速やかに「総合評価方式技術提案履行確認書（検査時）」及び「総合評価方式技術提案履行確定通知書」を当該設計書に綴るとともに、以後の案件については、検査終了後に設計書本冊に添付されていることをチェックすることとしました。（津建設事務所）</p> <p>(5) 完成報告書への監督員氏名の記載など、書類に不備がないよう課内の点検を強化しました。（伊勢建設事務所）</p> <p>(6) 必要書類の添付漏れを防止するため、決裁において十分なチェックを行うよう徹底しました。（伊勢建設事務所）</p> <p>(7) ・「工事カルテ」は複数職員がチェックするよう徹底し、再発防止に努めました。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストは、発注前に添付の有無を複数人で確認することとしました。（尾鷲建設事務所）</p> <p>(8) 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」について、期限内に提出するよう徹底しました。（尾鷲建設事務所）</p>

- (9) 工事打合簿について職員に記録の徹底を図りました。(熊野建設事務所)
- (10) (11) 工事カルテの登録が適切に実施されるよう、工事カルテの確認を監督員に徹底するとともに、課内の点検を強化しました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

- (1) 指摘後に発注した工事については、発注前の地元住民への説明をより充実するよう職員に周知しました。(桑名建設事務所)
- (2) チェック方法の改正と注意喚起により、同様の事案は発生していません。(四日市建設事務所)
- (3) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(津建設事務所)
- (4) 添付チェックをすることにより、同様の事案は発生していません。(津建設事務所)
- (5) 各監督員に指導したことにより、同様の事案は発生していません。(伊勢建設事務所)
- (6) 十分なチェックを行うよう徹底した以降、同様の事案は発生していません。(伊勢建設事務所)
- (7) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(尾鷲建設事務所)
- (8) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(尾鷲建設事務所)
- (9) 工事打合簿において同様の事案は発生していません。(熊野建設事務所)
- (10)～(11) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。(熊野建設事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1)～(11)
同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【三重県内一般交通量調査（道路状況調査）業務委託】 (道路政策分野) 250万円以上の契約額の変更を行った場合に必要な指名審査会への報告が行われていなかった。</p> <p>(2) 【一般国道477号四日市湯の山道路 平尾IC（仮称）道路改良工事積算補助業務委託】 (四日市建設事務所) 委託業務完成報告書に完成日が記載されていなかった。</p> <p>(3) 【熊野川圏域土砂災害防止基礎調査業務委託（紀北町③）】 (尾鷲建設事務所) 「測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書」に誤った情報が記載されていたが、確認が不十分なまま収受されていた。</p> <p>(4) 【北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター周辺海域漁業（黒海苔養殖）実態調査業務委託】 (北勢流域下水道事務所) 変更契約後に提出される業務計画書（変更）の提出日が、変更契約日より前の日付で提出されていた。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘後すみやかに指名審査会へ報告を行うとともに、契約変更において設計変更要領などを再確認しました。 (道路政策分野)</p> <p>(2) 完成報告書を受け取る場合は、日付等について記載漏れがないか監督員以外の課内の決裁に係る複数人で確認するようにしました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）での確認作業を徹底するよう所属会議等で周知を図りました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(4) 課内で当初及び変更契約が締結された日付を十分に認識し、業務計画書等が適切な期日に提出されていることを複数の職員でチェックするようにしました。 (北勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 設計変更を行う際に内容を複数人で確認することとした結果、同様の事案は発生していません。 (道路政策分野)</p> <p>(2) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(4) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)～(4)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、平成23年度に実施した取組を継続します。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>オ 物品等購入</p> <p>(1) 作業保安用品等について、ローテーション表が作成されていなかった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 年度末に集中して物品購入を行っていた。(中勢下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘に基づき、作業保安用品等のローテーション表を作成しました。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 今回の指摘は、3月中旬に4台あるプリンター全てのトナー交換が必要となり購入したことによるものです。今後とも、使用見込量の的確な把握に努めるとともに、年度末に購入が重ならないよう管理を徹底します。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県少額物品・役務等調達基準に基づき、ローテーション表を作成して適切に処理しています。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 実施した取組により、適切な発注処理が行われています。(中勢流域下水道事務所)</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き三重県物品・役務調達基準に基づき適切に処理を行います。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 引き続き適切な発注処理を行います。(中勢流域下水道事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、32,496.72 m²あるので、売却等を進めるなど、引き続きその適正な管理及び有効活用を推進されたい。 (経営企画分野、流域整備分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (経営企画分野)</p> <p>(3) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (公共事業政策分野)</p> <p>(4) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (流域整備分野)</p> <p>(5) 平成22年度取得分について公有財産台帳の記入誤りがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(6) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(7) 公有財産の定期報告において、建物について修正報告を行っていた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 移転登記済みの土地について、公有財産台帳の抹消もれがあった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 公有財産の異動報告・定期報告が適切な時期にされていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(10) 公有財産の目的外使用許可について報告がされていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(11) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (北勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県が所有する不用となった廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなり生じた土地）を処分する場合、一般の土地取引とは異なり種々の制約があるため、それらの制約や土地にかかる諸条件等を踏まえ、処分可能なものについては鋭意処分手続きを進めました。その主な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>(制約) a 河川法や道路法などの公物管理法の適用を受けている物件は処分できないこと b 処分に当たっては、数量（面積）及び価額を確定するための測量や分筆登記が必要であり、その費用を要すること c 土地の形状・面積やその所在が一般の不動産流通市場における「商品」としての条件を必ずしも満たしておらず、売買に適していない物件が多いこと 等</p> <p>(取組) a 道路及び河川等の区域変更及び用途廃止 b 測量及び分筆の実施 c 一般競争入札の実施 (経営企画分野、流域整備分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所)</p> <p>(2)～(4) 廃棄済みの備品を台帳から削除するとともに、備品の適正な管理について、所属職員に対して注意喚起を行いました。 (経営企画分野、公共事業総合政策分野、流域整備分野)</p> <p>(5) 記入誤りを防ぐため、担当課と総務課でのダブルチェックを徹底しました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(6) ・ 備品廃棄が多くなる年度末に台帳の削除漏れが発生するおそれがあることから、年度末の備品廃棄について特に注意してチェックを行うこととしました。 ・ また、備品と台帳の照合検査時に、備品の保管場所をより詳細に把握することとしました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(7) 今回の指摘は、平成17年度に一部建築した流域下水道処理施設の汚泥処理棟に係る公有財産の定期報告について当該年度分面積で報告すべきところを、計画建面積で誤って報告し登録したことによるものです。このことから、報告書作成において所内の公有財産定期報告取りまとめ室と事業実施室との連携をより緊密に行うこととしました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(8) 所有権が移転されていたにもかかわらず、公有財産システムの登録ミスにより抹消されていなかった事案であるため、正しい内容で公有財産台帳に修正登録を行うとともに、関係職員に周知し、点検を強化しました。 (伊賀建設事務所)</p>

- (9) 財産の異動に係る決裁が回った際には、異動報告の有無を確認するようにしました。
(尾鷲建設事務所)
- (10) 「三重県公有財産規則」の内容を改めて職員間で確認を行い、目的外使用許可の報告を行うように徹底を図りました。
(尾鷲建設事務所)
- (11) 会計規則等により物品標示票の貼付が必要な備品について再度確認し、複数職員によるチェックにより再発の防止、適正な事務処理に努めました。
(北勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

- (1) 平成 23 年度中に新たに生じた財産を含め、取組の成果は以下のとおりです。
- ・一般競争入札の実施：2 件（計 336.62 m²）（入札不調）
 - ・随意契約による売却：4 件（計 503.70 m²）
 - ・交換：1 件（計 391.32 m²）
- （経営企画分野、流域整備分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所）
- (2)～(4)
備品の管理等について、同様の事案は発生していません。
(経営企画分野、公共事業総合政策分野、流域整備分野)
- (5) ダブルチェックを実施したため、台帳入力時に使用する書類・資料の軽微なミスが軽減され、台帳への入力ミスが無くなりました。
(四日市建設事務所)
- (6) 備品の保管場所について詳細に記入することで、備品の管理状況を把握しやすくなり同様の事案は発生していません。
(四日市建設事務所)
- (7) 事業実施室から報告書取りまとめ室への資料提供と事業実施室での報告書確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図ることができ、同様の事案は発生していません。
(伊勢建設事務所)
- (8) 上記修正登録を行ったことにより、正しい内容が公有財産台帳に登録されました。
(伊賀建設事務所)
- (9) 取組内容を実施した結果、同様の事案は発生していません。
(尾鷲建設事務所)
- (10) 取組内容を実施した結果、同様の事案は発生していません。
(尾鷲建設事務所)
- (11) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。
(北勢流域下水道事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、一般競争入札を行うべき物件については入札の実施を図ります。
また、公共事業の代替地としての活用や隣接土地所有者等への売却等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。
- (2)～(11) 同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) パソコンの損傷（修理代 35,385 円）</td> <td>（経営企画分野）</td> </tr> <tr> <td>(2) 公用車の損傷（修理代 134,799 円）</td> <td>（住まいまちづくり分野）</td> </tr> <tr> <td>(3) 資材の盗難（敷鉄板（鋼板））（被害額 16,000 円）</td> <td>（四日市建設事務所）</td> </tr> <tr> <td>(4) 公用車の損傷（修理代 11,036 円）</td> <td>（四日市建設事務所）</td> </tr> <tr> <td>(5) 資材の盗難（等辺山形鋼、杉材、足場板）（被害額約 10,000 円）</td> <td>（志摩建設事務所）</td> </tr> <tr> <td>(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）</td> <td>（志摩建設事務所）</td> </tr> <tr> <td>(7) 公用車の損傷（修理代 15,750 円）</td> <td>（伊賀建設事務所）</td> </tr> <tr> <td>(8) 公用車の損傷（修理代 52,983 円）</td> <td>（熊野建設事務所）</td> </tr> </table>	(1) パソコンの損傷（修理代 35,385 円）	（経営企画分野）	(2) 公用車の損傷（修理代 134,799 円）	（住まいまちづくり分野）	(3) 資材の盗難（敷鉄板（鋼板））（被害額 16,000 円）	（四日市建設事務所）	(4) 公用車の損傷（修理代 11,036 円）	（四日市建設事務所）	(5) 資材の盗難（等辺山形鋼、杉材、足場板）（被害額約 10,000 円）	（志摩建設事務所）	(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	（志摩建設事務所）	(7) 公用車の損傷（修理代 15,750 円）	（伊賀建設事務所）	(8) 公用車の損傷（修理代 52,983 円）	（熊野建設事務所）
(1) パソコンの損傷（修理代 35,385 円）	（経営企画分野）															
(2) 公用車の損傷（修理代 134,799 円）	（住まいまちづくり分野）															
(3) 資材の盗難（敷鉄板（鋼板））（被害額 16,000 円）	（四日市建設事務所）															
(4) 公用車の損傷（修理代 11,036 円）	（四日市建設事務所）															
(5) 資材の盗難（等辺山形鋼、杉材、足場板）（被害額約 10,000 円）	（志摩建設事務所）															
(6) パソコンの損傷（修理代 56,175 円）	（志摩建設事務所）															
(7) 公用車の損傷（修理代 15,750 円）	（伊賀建設事務所）															
(8) 公用車の損傷（修理代 52,983 円）	（熊野建設事務所）															
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)(2) 物品等の適正な使用について、平成 23 年 8 月に所属職員に対して改めて注意喚起を行いました。（経営企画分野、住まいまちづくり分野）</p> <p>(3) 平成 22 年 10 月 21 日の盗難を受け、ただちに以下の再発防止対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両進入防止ポール 3 本を新たに設置し、チェーンにて二重に施錠しました。 ・ 随時パトロールを実施しました。（四日市建設事務所） <p>(4) 所内会議を通じて、公有財産の財産管理の重要性を職員へ周知するとともに、公用車を使用するときは、作業点検の実施を徹底しました。（四日市建設事務所）</p> <p>(5) 資材置場入口の鍵を壊され盗難にあった事案であり、パトロールの強化に努めました。（志摩建設事務所）</p> <p>(6) パソコンの電源コードを足に引っ掛け、机上からパソコンが落下し損傷した事案であり、通行の支障とならないよう配線コード類を整理しました。（志摩建設事務所）</p> <p>(7) 公用車（トラック）の上に乗れ枯れ松枝を伐採していたところ、枝の落下個所が落下予定位置はずれ、公用車天井付近に落下し室内灯と右側サイドミラーを破損したという事案ですが、トラックを使って作業するときは、周囲の安全確認を確実に行うよう課内全職員に周知徹底しました。（伊賀建設事務所）</p> <p>(8) ・ 県土整備部及び熊野県民センター主催の交通安全研修を全職員に受講勸奨し、職員（業務補助職員・嘱託職員を含む）68 名中 49 名が受講するとともに未受講者にも研修資料を配布し、啓発及び説明を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所内会議等の機会を捉えて厳に交通安全についての注意喚起を行い、再発防止に努めました。（熊野建設事務所） <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 自動車の安全運転と併せて物品の適正使用について注意喚起を行うことで、職員の県有財産管理意識の高揚を図りました。交通事故による公用車の損傷がなくなるよう引き続き注意喚起を行っていきます。（経営企画分野、住まいまちづくり分野）</p> <p>(3) 平成 23 年度におきましても、引き続き施錠などによる防犯対策を継続するとともに、随時のパトロールを実施しており、金品亡失の防止に努めました。（四日市建設事務所）</p>																

- (4) 職員の公有財産に対する管理意識が高まり、金品亡失の防止に努めました。(四日市建設事務所)
- (5) (6) 上記の取組を実施した結果、同様の事例は発生していません。(志摩建設事務所)
- (7) 上記実施した取組により、作業中に公用車を傷つけることはなくなりました。(伊賀建設事務所)
- (8) 職員の交通安全に対する意識・スキルの向上を図ることができました。(熊野建設事務所)

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 自動車の安全運転及び物品等の適正な使用について、引き続き注意喚起を行い、再発防止に努めます。(経営企画分野、住まいまちづくり分野)
- (3) 施錠などの防犯対策を平成 24 年以降も継続して実施します。(四日市建設事務所)
- (4) 今後とも公有財産の管理について、職員に対して周知、注意喚起を行っていきます。(四日市建設事務所)
- (5) (6) 実施した取り組み内容を継続し、同様の事例が発生しないよう努めます。(志摩建設事務所)
- (7) 引き続き、作業中の周囲の安全確認をしっかりとるように周知徹底します。(伊賀建設事務所)
- (8) 引き続き、職員の交通安全に対する意識向上を図り、再発防止に努めます。(熊野建設事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 5,116 筆、1,306,032.72 m²あるので、計画的かつ早急な未登記の解消を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野、各建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未登記対策については、平成 14 年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化してきましたが、引き続き本年度も処理目標（55 筆）を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果による平成 17 年度以降の処理方針に沿って、未登記処理を促進しました。 ・ 意見交換を行う担当者会議の開催などのほか、本年度から、効率よく着実に未登記処理を行うため、公共用地室において、経験年数の少ない担当者等への助言指導を行う体制を強化することにより、未登記案件の処理態勢の充実を図りました。 ・ 目標の確実な達成のため、登記の処理計画の進捗状況を詳しく把握し、処理計画の着実な推進を図りました。 ・ 未登記処理については、次のことから、処理困難な案件が多く残っています。 <ul style="list-style-type: none"> a 分筆登記のために地権者や隣接地権者による境界確認が必要で(場合によっては広域的な土地の測量が必要)、多数の関係者への説明等に日時を要すること b 相続や担保権の登記抹消等の問題が重なったりすること 等 <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度における未登記処理の目標を 55 筆として土地の調査・測量・登記手続等を鋭意進めた結果、最終的に 76 筆の処理を行うことができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、平成 17 年度以降の処理方針に沿って平成 24 年度の処理目標を定めるなどして、専門団体等と協議しながら、未登記処理に取り組みます。 ・ 地域機関の担当者に対しては、不動産登記業務に関する研修会の開催や担当者会議での意見交換などのほか、公共用地室において、経験年数の少ない担当者等への助言指導を行う体制を維持し、処理態勢の充実に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 訴訟の提起等にかかる印紙代費用の算出方法に誤りが生じたことにより、歳出戻入を行っていた。 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(2) 工事請負契約にかかる前払金の過払いにより歳出戻入を行っていた。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 情報公開請求に対する開示文書の誤りがあった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 交通事故証明書交付手数料の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 使用料及び賃借料の支払において、二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) つり銭資金保管簿について、1ヶ月まとめて作成していた。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 印紙代費用算出の根拠となる資料の添付を徹底することで、誤りがないかの確認を確実に行うようにしました。 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(2) 受注者から提出された請求書の金額の記載が誤っていたのに気がつかず、そのままの金額で支出命令および支払い審査を行ってしまったもので、契約書に記載した前払い金額と突合しなかった等のチェック不足も加わって起こったミスと考えられます。支出命令作成時、決裁時に契約書類等の金額と必ず突合し、複数の職員（支出命令起案者、決裁権者、出納員）によりチェックするように徹底しています。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 物品の管理を主任者を決めず複数の担当者で行っていたため、一部の備品で登録漏れが発生しました。このため、今年度は検査の登録は主任者が行い、もう一人が確認をする体制をとりました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 職員に対して注意喚起を行い、設計書の即日開示に当たっては、複数の職員がチェックを行い、記録を残すことにより再発の防止に努めています。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 交付手数料が変更になっていたため歳出戻入を行ったことから、手数料は事前にチェックすることとし、適正に処理することとしました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 複写機のリース料金の支払において、支出命令書の事業目の入力誤りがあったので、いったん取り消して再度支出命令書を入力したが、最初に入力した支出命令書が完全に取り消し処理がされておらず、二重（倍額）支払となった事案であるため、課内でのチェックを充実させるとともに、同様の単純ミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 「三重県つり銭資金取扱要綱」第8条により、つり銭資金保管簿を毎日記載することを担当職員に対して徹底するとともに、同様のミスが発生しないよう課内で情報共有を進め、適正な事務処理に努めました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記の取組を行った結果、同様の事例は発生していません。 (住まいまちづくり分野)</p> <p>(2) 以降、同様のミスは発生していません。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 検査体制を整えたため、チェック機能も働き、検査登録漏れを防ぐことができています。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 設計書の即日開示に当たっては、確認シートを用いて職員の責任の所在を明らかにしたことにより、迅速で正確な事務処理につながりました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 実施した取組により、手数料の過払いによる歳出戻入はなくなりました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 上記実施した取組により、その後の支出事務は適正に行われています。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 上記実施した取組により、要綱に従って毎日つり銭資金保管簿を適正に記載しています。 (伊賀建設事務所)</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

(1)～(7)

同様の事案が再度発生しないよう、平成 23 年度に実施した取組を継続します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(道路政策分野、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所、北勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(1) 研修会の実施

安全運転講習会等を実施し、職員に対して安全運転、交通事故への注意喚起を行いました。

(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起

平成 18 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析し、特に注意すべきポイントを示したうえで、本庁室長会議や地域機関総務室長会議等で注意喚起を行い、所属職員への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。

(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を呼びかけました。

また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。

2 取組の成果

職員を対象に安全運転講習会等を実施するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加（161 チーム・483 名参加）に努めました。

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進したことなどにより、公用車の交通事故は以下のとおり、減少したところですが、一層の事故抑制に向け、引き続き、啓発活動を行う必要があります。

	22 年度	23 年度 (平成 24 年 4 月 1 日現在)
自損事故	20 件 (63%)	17 件 (68%)
物損事故	8 件 (25%)	7 件 (26%)
人身事故	4 件 (12%)	1 件 (6%)
計	32 件	25 件

平成 24 年度以降 (取組予定等)

平成 23 年度に引き続き、安全運転講習や注意喚起、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 特別会計の処理状況 流域下水道特別会計 (1) 北勢流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が31億6,939万1千円あるので、進捗管理の強化と円滑な事業の推進に努められたい。 <p style="text-align: right;">（流域整備分野）</p>
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 本庁、事務所合同による「工事進捗管理会議」を事業執行の節目で5回開催し、工事の発注予定や進捗状況について情報共有を図りながら、工事進捗と工事内容を精査し、予算の執行管理を徹底しました。 2 取組の成果 会議での意見交換を通して、繰越の原因となる発注の遅れや工事遅延の理由を洗い出し、本庁と事務所で対策を検討することができました。 その結果、工事発注内容を見直すなどの取組を行い、事業の進捗を図ることができました。
平成24年度以降（取組予定等） 引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で11法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 単価契約図面作成作業実施要領により各建設事務所が発注しているが、発注伺いの様式に発注理由等の記入欄がないため、建設事務所とも協議のうえ、様式の改正等を行い発注理由の明確化等を図られたい。 (公共事業総合政策分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成22年度に移行した1法人を除く11法人に対しては、個別に各法人の状況や意向を聞き取り、申請に向けた具体的な指導を行ってきました。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 単価契約図面作成作業実施要領の改正(平成23年9月1日適用)において、発注伺い様式に発注理由の記入欄を設け、発注理由を記入することとしました。 (公共事業総合政策分野)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成23年度中に4法人の移行申請があり、審議会の答申を受け、平成24年4月1日に移行しました。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 発注伺い様式を改正し、適切に運用しています。 (公共事業総合政策分野)</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 残る7法人についても、平成24年度中に円滑に新制度に移行できるよう、制度の円滑な運用や申請に向けての個別支援に努めます。 (経営企画分野)</p> <p>(2) 改正した単価契約図面作成作業実施要領を適切に運用していきます。 (公共事業総合政策分野)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (会計支援体制の充実)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実など取り組まれているところであり、平成22年度の会計相談件数は 9,618件 (21年度 8,173件 17.7%増) と増加している。しかし、出納局検査における22年度の指導件数が 173件 (21年度 160件 8.1%増) と増加しており、一部の所属における指導件数が多いなど、依然として軽微なミスや誤った事務処理が発生している。 このような状況を踏まえ、会計事務に携わる職員一人ひとりの習熟度に応じたOJT研修等の支援体制を今後も一層強化されたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、地方自治法及び三重県会計規則等に基づく会計事務について、不明な点や疑問点について相談業務を行うとともに、適正な会計事務の執行という観点から収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務について、検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では、部局毎の担当者を設け、地域では、平成 21 年度から、機動力を強化するために地域駐在を 4 地域 (5 庁舎) に集約・拠点化し、相談、検査に対応しています。</p> <p>(3) 平成 23 年 4 月から、各所属の会計事務担当者等の習熟度に応じたOJT研修等を充実させるため、事後検査については本庁、地域機関とも年 2 回の抽出検査としました。事前検査については執行伺のあとの見積徴収から契約締結が適正に行われるよう注意すべき事項をまとめたチェック表を作成して各所属に配付し、事務処理のフォローアップを行いました。また、平成 23 年 3 月には各地域駐在に財務会計システム及び電子調達システムの模擬環境を備えたパソコンを配備して集合研修等で活用しました。そのほか、検査以外の期間において各所属を巡回し、検査後のフォローアップやOJT研修を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年度の相談件数は 8,171 件で、前年度の 9,618 件と比較し大幅に減少しました。平成 22 年 2 月に運用を開始した新電子調達システムの運用が 1 年を経過し、システムの操作をはじめとした契約に関する相談が大幅に減少したことが要因と考えられます。また、検査・指導を厳正化することにより各所属の検査前の点検・自己検査を促すため、前年度までは軽微な誤りは口頭指導に止めていたところを、誤った事務処理は原則全て指導事項としたことから、平成 23 年度の指導件数は 798 件と大幅に増加しました。なお、上半期に実施した検査・指導により改善が図られたことから、指導件数は上半期の 481 件から下半期には 317 件と減少しました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事後検査については、年 2 回の抽出検査を基本としますが、所属の会計事務処理体制に応じて、検査以外でも職場を巡回し、検査後のフォローアップやOJT研修を行います。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務担当職員等の法令遵守・公金意識を醸成することにより自主・自立を促します。</p> <p>(3) 平成 23 年度に出納局内で作成した物品売払いマニュアルについて、研修等で活用することにより、知識の習得に併せて、経費に対する職員の意識改革を図ります。</p> <p>(4) 同様に局内で作成した契約書のひな形については、内容を精査したうえで各所属に情報提供し、契約事務を支援します。</p> <p>(5) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援体制を充実します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失(損傷)が平成22年度は前年度に比べて6件増加しており、187件の発生と依然として多い状況である。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 (出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における防止・啓発策の聞き取りを行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の態様等の聞き取りを行い、適正な管理がされているかの確認と注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、また態様によっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の醸成に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月7、8日)、新任会計職員研修(4月11～15日、6月6～10日)等 ・出納かわら版の発行(7月号) <p>(3) 金品亡失(損傷)の状況を把握するため、2ヶ月毎に各部局から提出される報告書を取りまとめ、各部局にその状況をフィードバックするとともに、亡失(損傷)件数が増えている部局に対してはその原因や部局による防止策等の聞き取りを行い、防止策の周知徹底を図るよう注意喚起を行いました。</p> <p>(4) 各所属に対して金品を亡失(損傷)した際には、その態様により厳正な対応を行う場合があることを総務部と連名で依命通知し、物品の適正な管理を促しました。</p> <p>(5) 金品の適正管理の徹底を図るため、県の損害額30万円以上の案件について金品損傷を発生させた所属長に文書指導を行いました。(2件)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>総務部との連名による依命通知や文書指導を行うこと等の周知、出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成23年度の金品亡失に関する報告件数は255件で、うち紀伊半島大水害の被害による66件を除くと189件となっており、前年度の187件と比較してほぼ同数となっています。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう引き続き意識啓発等を行います。</p> <p>しかしながら、職員の不注意による金品亡失が依然として散見されるため、防止策の強化として、所属長へ行う文書指導の対象を拡大する(県の損害額30万円以上→10万円に、また、職員の不注意の度合いが大きいものを対象にする)とともに、所属長からの改善報告書の様式を改め、金品亡失(損傷)を発生させた職員本人の自覚を促すこととします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>弁償金の収入未済額が 21,871,353円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(発生原因)</p> <p>平成 21 年 8 月 4 日、三重県が単価契約をしていた法人の代表取締役が、平成 21 年 1 月 28 日頃から同年 6 月 26 日頃までの間、「NEC」の類似商標を外装箱に表示したトナー・カートリッジを三重県に販売し、日本電気株式会社の商標権を侵害したとして、商標法違反の疑いで三重県警察に逮捕されました。</p> <p>同年 8 月 20 日に、津簡易裁判所の略式命令が出され、その後、相手方の罰金刑が確定しました。</p> <p>罰金刑確定に伴い、模造品納入によって県が被った損害について、平成 22 年 3 月 31 日付けで損害賠償請求書を相手方へ送付しました。しかし、納付期日を過ぎても賠償請求額が納付されないため、未収金となりました。(損害賠償請求金額 21,871,353 円)</p> <p>(訴えの提起・口頭弁論)</p> <p>相手方に損害賠償金の支払いを求め、平成 22 年 9 月 13 日に津地方裁判所へ訴えを提起し、10 回の口頭弁論が開かれました。</p> <p>(発生防止策)</p> <p>物品等の納品検査時には適正に履行確認を行うよう、研修会等で注意喚起を行いました。また、現在単価契約している納品物(トナー)の抽出検査も行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>口頭弁論では、原告(県)、被告(相手方)ともお互いの主張及び相手方への反論を行ってきましたが、被告の資力等も勘案し債権の確実な回収を図るため、関係者と協議・調整のうえ、平成 23 年 12 月 12 日の第 10 回口頭弁論にて和解しました。</p> <p>(主な和解条項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被告は 700 万円を平成 23 年 12 月から平成 30 年 9 月まで毎月分割して支払うものとする。 <p>なお、平成 23 年 12 月分から平成 24 年 3 月分の分割金の支払いは条項どおり履行されました。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>和解条項に則り、和解金が適正に納付されるように努めます。</p> <p>また、相手方が分割金の支払を 2 回滞った場合は、和解条項に基づき厳正に対処します。</p>

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。 (2) 自己検査が期限内に行われていなかった。 <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 物品照合は定期的には実施していましたが、一部システムへの登録を失念してしまいました。改めて役割分担を確認し、連携して再発防止に努めました。 (2) 会計事務自己検査については、三重県会計事務自己検査要綱に基づき、定められた時期に適切に行うよう留意し、漏れのないようチェック体制を強化しました。 2 取組の成果 (1) 平成 23 年度は、平成 23 年 10 月 27 日に物品照合を実施し、財務会計システムにその結果を登録しました。 (2) 平成 23 年度は、定められた時期に適正に自己検査を行いました。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 平成 23 年度から財務会計システムへの登録は自己検査項目から外れ、任意となりましたが、今後も定期的に適切に物品照合を行い、自己検査を実施します。 (2) 今後も、三重県会計事務自己検査要綱に基づき、適切な時期に適正に自己検査を実施します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) その他</p> <p>(1) 三重県会計規則においては督促に関する規定がなく、地方自治法第231条の3第1項及び地方自治法施行令第171条の規定に基づき、個別の要綱に基づいて対応している状況である。</p> <p>しかしながら、突発的に未収が発生した場合には、要綱を定めていない場合もあり、適正な事務処理を促進するためにも、督促等の債権管理の全庁的な取り扱いについて、今後もさらに各担当部局に周知されたい。</p> <p>(2) 車検切れの公用車を運行していた事例があったため、公用車の車両管理を徹底し、車両運行を適正に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(出納分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 督促に関する規定は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び地方自治法施行令第 171 条に定められていること、また、収入未済への対応については債権によって事情が異なることから、督促等の債権管理については個別の要綱で規定することとし、会計規則では規定を設けていません。</p> <p>しかし、こうした督促すべき根拠規定が十分認知されていないことも考えられることから、未収金の適正な回収及び督促の根拠規定について、各所属への情報提供ツールである「出納かわら版」平成 23 年 9 月号において周知しました。</p> <p>また、平成 24 年 3 月に、収入事務を担当する職員を対象に未収金対策やその問題点及び会計規則への督促規定の整備に関するアンケート調査を実施しました。</p> <p>(2) 公用車の年間管理計画を作成し、車検の時期について漏れのないよう、チェック体制の強化を図りました。また、危機発生の経緯を局内全体で情報共有し、公用車使用にかかる危機管理意識の向上を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 全所属と出納員等に対してメール配信したことにより、一定の周知効果が得られたと考えています。</p> <p>(2) 定期点検や車検の時期・運行管理等の車両の管理状況を定期的に確認し、適切な公用車の運行管理に努めました。</p> <p>* 全国的な車検切れ車両運行の発生に対し、平成 23 年 6 月に国土交通省より、公用車等の適切な保守管理の実施について依頼がありました。出納局では、公用車所管所属に対し、定期点検・車検の実施状況の再確認を依頼するとともに、より一層の適切な管理に努めるよう注意喚起を行いました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適切な債権管理について、「出納かわら版」や出納員研修、会計事務職員研修等の場を利用して周知していきます。</p> <p>また、平成 24 年度は、総務部に税務・債権管理課が新たに設置されることから、同課や各部局の関係課と連携して、会計規則への督促規定の整備について検討を行います。</p> <p>(2) 平成 24 年度以降においても、上記車両管理体制により、適正な公用車の運行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応)</p> <p>(1) 水力発電事業については、譲渡先である中部電力（株）と検討協議を重ねた結果、平成23年8月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。今後は、23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25年4月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。 また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等について、検討を進められたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成23年8月2日に中部電力（株）と「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を締結するとともに、平成23年3月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って設備改修、発電所の建物登記、関係法令に基づく国との協議や譲渡に関する関係機関への説明などを進めました。</p> <p>(2) 水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等については、企業庁内で検討を進めるとともに、公営企業の譲渡事例として、ガス事業を民間譲渡した長野県企業局を訪問し、調査を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) PCB大型変圧器取替（宮川第一・宮川第二）などの設備改修、宮川第二発電所鉄管塗装などの老朽化設備補修の前倒し、発電所の建物登記、中部電力（株）仕様の土地台帳の整備などを進めました。</p> <p>(2) 河川法・電気事業法等関係法令に基づく、譲渡・譲受に必要な水利権譲渡などの手続きに関する協議を国土交通省等と進めました。</p> <p>(3) 宮川流域等関係市町、漁協、土地改良区等に対して、譲渡時期や譲渡範囲などの説明を行いました。</p> <p>(4) 長野県企業局が実施した公営企業の清算手法を調査することで、清算特別会計における予算・決算の作成方法等について、確認することができました。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 基本的事項の合意書に定めた各発電所の譲渡日までに本契約を結ぶため、中部電力（株）や関係機関との協議を進めるとともに、引き続き必要な課題解決に取り組みます。なお、紀伊半島大水害で被災した青田発電所について、譲渡期間内の復旧に向けて取り組みます。</p> <p>(2) 長野県の調査結果等を参考に、今後は公認会計士等とも協議しながら、適正な清算手法の検討を進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の健全な経営) (2) 水力発電譲渡後のRDF焼却・発電事業については、企業庁が任意適用事業として運営することとされている。 地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められることから、健全な経営が行えるよう、関係部局とともにその経営手法について検討を進められたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 企業庁内で組織する検討部会を5回開催し、県の焼却施設の運営を有償化し、企業庁の経営に伴う収入となるような受入手法について検討を行いました。 (2) 一方で、環境森林部とも検討部会を4回開催し、焼却施設の運営の有償化や他の方法など、一般会計からの支出方法について検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果 環境森林部との検討部会では、水力発電譲渡後については、焼却施設の運営を有償とし、委託料として一般会計から支出する手法を中心に検討を進めました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 企業庁の経営に伴う収入となるような一般会計からの資金の受入方法や必要となる金額について結論を出すよう、環境生活部との検討部会で引き続き検討を進めます。 (2) 上記の結論が出た後、その他の関係する部局を検討部会のメンバーに加え、県として結論を出すよう、検討を進めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(3) 北伊勢工業用水道事業については、平成 22 年度に契約水量が 15,680 m³/日増加したものの、平成 23 年 3 月 31 日現在において、96,660 m³/日の未契約水量が存在する。 中伊勢工業用水道事業については、22 年度に契約水量が 180 m³/日増加したものの、23 年 3 月 31 日現在において、15,330 m³/日の未契約水量が存在する。 厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業分野)</p>
講じた措置
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業立地担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。 平成 23 年度は、県の企業立地担当部局から 4 件、市の企業立地担当部局から 3 件、企業から 3 件、計 10 件の新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。 また、企業が工業用水を使用する際、既存の工業用水道施設から工場までの配水管を敷設する必要があり、その費用が企業にとって大きな負担となっています。このため、経済産業省において企業立地に伴う工業用水道施設の建設工事への補助制度が検討されており、経済産業省と工業用水道事業を運営する関係縣市との意見交換会において制度化されるよう意見を申し入れました。</p> <p>2 取組の成果 平成 23 年度は北伊勢工業用水道事業で 2 社、中伊勢工業用水道事業で 1 社、計 3 社 (400 m³/日) の新規給水 (増量を含む) を行いました。</p>
平成 24 年度以降 (取組予定等)
<p>今後も、企業立地担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。 また、企業立地に伴う工業用水道施設の建設工事への補助制度について、引き続き、経済産業省に対して制度化の要望を行っていきます。 今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(施設の耐震化等の推進と企業庁各種防災計画の見直し)

- (4) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるので、施設の耐震化等の推進を引き続き進められたい。

また、東日本大震災を踏まえて、国・県では、被害想定等の見直しが行われている。これらの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められたい。
(経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

大規模災害や漏水等に係る給水障害に備えるため、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めることを目的に「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良計画を実施しています。

平成 23 年度は、計画に基づき着実に対策を進めるとともに、次年度以降の耐震化計画について一部の工事を前倒しすることを決定しました。

また、東日本大震災の状況も踏まえ、「三重県企業庁防災危機管理推進計画」の再点検及び見直しに向けての検討を行いました。

2 取組の成果

(1) 中期経営計画の進捗状況

		H23 年度		H23 年度までの累計	
		計画	実績	計画	実績
水道	主要施設 (129 施設)	1	1	128 (99.2%)	128 (99.2%)
	水管橋 (170 橋)	1	3	159 (93.5%)	161 (94.7%)
工水	主要施設 (64 施設)	3	4	50 (78.1%)	51 (79.7%)
	水管橋 (74 施設)	3	3	57 (77.0%)	57 (77.0%)

※水道の水管橋について実績が 2 件上回っているのは、耐震診断を行った結果、2 橋が耐震化不要となったため。

※工水の主要施設について実績が 1 件上回っているのは、耐震化工事を実施予定の 1 施設について、耐震性能を満たしているとの解析結果が出たことにより、耐震化不要となったため。

- (2) 「三重県企業庁防災危機管理推進計画」の見直しを行い、災害時における初動対応・体制強化の取組等を反映させました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

企業庁では、管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、引き続き危機管理体制の強化を図るとともに、耐震化計画に基づき平成 28 年度の完了に向けて耐震化を推進していきます。なお、前倒しを決定した工事については着実に進め、早期の完成を目指します。

また、東日本大震災を踏まえて、今後、国や関係機関から示される被害想定結果や津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等を見直しに合わせて、各事業別の耐震化計画及び安全対策の内容等を見直します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (長期債務の繰上償還)</p> <p>(5) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成22年度までに約185億4,400万円の支払利息を軽減している。</p> <p>長期債務の支払利息にかかる財政的負担の軽減を図るため、企業債については、24年度までの公的資金補償金免除繰上償還制度を引き続き活用して、高金利企業債の繰上償還を行われたい。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金についても、引き続き繰上償還できるよう水資源機構に対し要望されたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業債については、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成24年3月に2億4,300万円(水道:7,000万円、工水:1億7,300万円)の繰上償還を実施しました。また、水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成23年9月に12億2,500万円の繰上償還を実施するとともに、平成24年度以降の繰上償還について、水資源機構に対して要望を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>繰上償還に伴い企業債については、約5,700万円(水道事業2,000万円、工業用水道事業3,700万円)の支払利息が軽減される見込です。また、水資源機構割賦負担金については、約1億8,500万円の支払利息が軽減される見込です。</p> <p>なお、水資源機構に対して繰上償還の要望を行った結果、平成24年度は7億4,600万円の繰上償還が認められました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>企業債については、平成24年度まで延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき償還を行っているところであり、最終年度である平成24年度は2億400万円(水道事業)の繰上償還を行う予定です。</p> <p>また、水資源機構割賦負担金については、平成24年度で7億4,600万円の繰上償還を行う予定です。</p> <p>なお、平成24年度で繰上償還制度が終了することから、引き続き繰上償還を行うことができるよう、関係機関に対して要望を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 地域機関分 工業用水道使用料の収入未済額が 636,300 円あり、前年度と比べ減少していないので、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当該事業者は、新規事業の立ち上げがうまくいかず、平成 20 年 10 月から料金未納が続いたため、督促状を送付するとともに訪問し、料金納付を督促しました。しかし、料金が納付されなかったことから、平成 21 年 6 月給水停止の措置をとりました。</p> <p>その後、当該事業者から分割納付の申し出があり、その申し出を許可（平成 22 年 10 月）しましたが、1 回目の納付がされなかったため、平成 22 年 12 月に工業用水道事業室において鈴鹿簡易裁判所に支払督促申立て（法的措置）を行いました。</p> <p>当該事業者からは、異議申立て（毎月 1 万円分割納付を希望）が鈴鹿簡易裁判所に提出され、平成 23 年 3 月に裁判となりましたが、平成 23 年 4 月に判決の言い渡しがあり、企業庁が勝訴しました。</p> <p>判決後も、当該事業者からの支払いがないため、平成 23 年 5 月と 7 月に預金債権と出資持分債権を対象とした差押え申立てを行いました。回収する債権がなく、預金債権については平成 23 年 7 月に、出資持分債権については平成 23 年 8 月に申立てを取り下げました。</p> <p>今回の事例を踏まえ、収入未済金の発生を抑制する方法を検討して、収入未済金の徴収に関する要領を策定することとし、策定に当たり、他部局の要領等を調査しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>裁判により債権の確定を受け、財産調査を行いました。資産を発見することができず、差押え等具体的な結果を出すことができませんでした。</p> <p>平成 24 年 1 月に工業用水道事業室において、「工業用水道事業に係る未収金徴収マニュアル」を制定しました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>収入未済額 636,300 円については、法人登記等により当該事業者の会社の状況を確認するとともに、当該事業者に督促を行い、収入未済金の徴収に努めます。</p> <p>また、料金の未納が発生した場合は、「未収金徴収マニュアル」に沿って督促、催告等を行い収入未済金の発生を防止を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【ボトルウォーター製造業務委託】 契約書に定められた「業務完了報告書」が提出されていなかった。（事業分野 水道事業会計）</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) 【水沢浄水場 2 系沈殿池汚泥掻寄機修繕工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 【大里浄水場 帳票システム他中央監視制御設備等修繕工事】 「公共工事発注見通し」に掲載していなかった。 (中勢水道事務所)</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。 (北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 職員に指摘の趣旨を徹底し、平成 23 年分から業務完了報告書を提出してもらうよう改善しました。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1) チェックリストは作成していましたが、本冊へ綴り忘れていたため、担当者以外の者が必要書類の添付もれがないか確認することとしました。</p> <p>(2) 公共事業発注見通しのチェックを担当で行っていたため掲載ミスが発生しました。チェック機能の強化を図るため、所内入札審査会において入札案件と公共工事発注見通し一覧とを照合することとしました。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) ローテーション表を作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 契約行為や物品管理等に関する職員の意識が高まり適正に処理しています。</p> <p>イ 県単工事</p> <p>(1)(2) 取組を実施した結果、同様の事案は発生していません。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) ローテーション表を使用し適正に処理しています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>取組を継続し適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 廃棄済みの準備品が台帳から削除されていなかった。	(経営分野 3 事業会計共通)
イ 金品亡失	
(1) 発電所の電線等の盗難 (取得価格 185,000 円)	
(2) 携帯電話の損傷 (取得価格 4,518 円)	(三瀬谷発電管理事務所)
ウ 公共用地の未登記	
(1) 過年度 1 筆 13.2 m ²	(北勢水道事務所)
(2) 過年度 13 筆 5,988 m ²	(志摩水道事務所)
(3) 過年度 8 筆	(三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置	
平成 23 年度	
1 実施した取組内容	
ア 財産管理状況	
(1) 三重県企業庁会計規程に則して、台帳から廃棄済の準備品を削除しました。	
イ 金品亡失	
(1) 建屋の窓が外部から進入しやすい構造であったため盗難の被害に遭いました。発電所建屋及び修理工場の窓に鋼製の格子を設置しました。	
(2) 職員の不注意で携帯電話を排水ピットの中に水没させてしまい使用不能となりました。当該職員には、今後、このようなことのないよう注意するとともに、所内で情報共有し全職員に、より一層、公用の備品に対する管理意識が高まるよう徹底しました。	
ウ 公共用地の未登記	
(1) 現在未登記となっている 1 筆について地権者に相続問題を解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。	
(2) 現在未登記となっている 13 筆について、志摩市、土地家屋調査士ほか関係者と協議を行い、うち 3 筆について地権者との再立会、再測量を行い所有権移転登記に向けての手続きを実施しました。	
(3) 戸籍が残っておらず登記名義人が所在不明の 4 筆について、公示送達による時効取得の手続きを弁護士に依頼しました。	
2 取組の成果	
ア 財産管理状況	
(1) 台帳と現有準備品の整合を図りました。	
イ 金品亡失	
(1)(2) 平成 23 年度において、同様の事案は発生していません。	
ウ 公共用地の未登記	
(1) 相続問題の解決の目途がたっていない状況です。	
(2) 3 筆について、地権者の承諾を得て所有権移転登記を行いました。	
(3) 公示送達による時効取得を依頼した 4 筆について所有権移転登記を行いました。	

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 毎年度 1 回以上準備品出納簿と現品の照合を行い、台帳と現品の整合に努めます。

イ 金品亡失

- (1) 防犯対策を継続して実施します。
- (2) 全職員に対して金品の適正な取り扱い、管理について、意識・自覚を高めるよう所属内会議等を通じ注意を喚起し、同様の事案が発生しないよう努めます。

ウ 公共用地の未登記

- (1) 所有者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。
- (2) 引き続き、隣接地の境界が未確定のものについての再測量等を行い、未登記の解消に努めます。
- (3) 引き続き、地権者の承諾が得られないものについて、地権者等に対し登記の承諾を要請し、未登記の解消に努めます。

部局名 企業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 水道施設の使用水量の検針において、水量の記録ミスにより歳出戻入を行っていた。 (北勢水道事務所) (2) 支払システム入力誤りのため、歳出戻入を行っていた。 (三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1) 検針から水量の伝達までの時間的余裕がなく、洗管作業の際使用した水量の調整が漏れていたため歳出戻入となりました。複数の担当者で水量の確認を行うこととしました。 (2) 支払システムの修正入力が締切処理時間直前だったため、タイムラグにより本庁処理データとして反映されず同一伝票番号で二重支払となり、歳出戻入の処理が発生しました。 締切時間直前のデータ入力の際には、本庁に連絡し、本庁、事業所で確認をすることにしました。また、本庁の処理時間に余裕をもたせるため入力締切時間を変更し支払システムの使用を制限することにしました。 再発防止対策について、会計担当者説明会等にて周知し、情報共有を図りました。 2 取組の成果 (1) (2) 平成 23 年度において同様の事案は発生していません。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、水量確認、記帳には十分注意し数値の確認を徹底します。 (2) 引き続き、本庁と連携を図りデータ内容の再確認を徹底します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 586,055 円 相手 132,195 円） （事業分野 工業用水道事業会計）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 100%）（物損額：県 0 円 相手 125,843 円）</p> <p>(3) 人身事故（示談中） （北勢水道事務所）</p> <p>(4) 自損事故（物損額：県 156,450 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容 （企業庁全体としての取組）</p> <p>公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において4回開催しました。（参加職員数 62 人）</p> <p>さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。（参加職員数 16 人）</p> <p>なお、所属長会議等において、各所・室での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所・室では全体会議や朝礼等の際に意識啓発を行いました。</p> <p>また、三重県生活・文化部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 40 チーム 120 人の職員が参加し（職員参加率 50%）、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は 95%でした。（参考：県機関等の平均達成率は 93%）</p> <p>（事業分野：工業用水道事業室）</p> <p>工業用水道事業室のミーティングにおいて、交通安全意識と県有財産管理意識の啓発を行いました。</p> <p>また、「無事故・無違反チャレンジ 123」に工業用水道事業室の全職員が参加し、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は 100%でした。</p> <p>（北勢水道事務所）</p> <p>毎月の所内会議で交通事故を絶対に起こさないよう職員に注意喚起するとともに、正面玄関への交通安全ポスターの掲示と幟を掲揚し交通事故防止の意識向上に努めました。</p> <p>また若年運転者を中心として、交通安全セミナーに 22 名、緊急自動車安全研修に 6 名受講させ、自動車運転業務を遂行する上での知識、技術の習得に努めました。</p> <p>（三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>交通事故当事者に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因等について聞き取り、事故防止に向け交通安全意識及び県有財産の管理意識が高まるよう指導助言を行い、今後このような事故が起きないように十分注意し、安全運転を心がけるよう厳重に注意するとともに、どんな些細な事故でも遅滞なく報告するよう指導しました。</p> <p>さらに、松阪県民センター主催の「交通安全研修」へ全職員が参加するとともに、所内でも全職員対象の交通安全研修を開催し、義務と責任の理解と必要な知識や技術の習得を図りました。</p>

2 取組の成果

(企業庁全体としての取組)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成23年度において、企業庁全体で公用車事故が2件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

(事業分野：工業用水道事業室)

上記のとおり職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の啓発に努めたところ、平成23年度においては、公用車の事故は発生していません。

(北勢水道事務所)

上記のとおり交通事故ゼロを目指し職員の意識向上に努めましたが、平成23年度において交通事故が1件発生し、事故を防止することはできませんでした。

この事を重く受け止め、職員一丸となって交通事故の根絶に努めてまいります。

(三瀬谷発電管理事務所)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めたところ、平成23年度においては、公用車の事故は発生していません。

平成24年度以降（取組予定等）

(企業庁全体としての取組)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。

(事業分野：工業用水道事業室)

引き続き、課のミーティング等で交通安全意識及び県有財産管理意識の啓発を行います。

(北勢水道事務所)

年度当初に外部講師(警察等)を招き、全員参加の交通安全講習を実施し、運転時の心構え、管内の交通危険箇所を周知することで交通事故の根絶に努めます。

また、新任者、転入者へは車幅間隔の違う作業車等の運転研修を実施するとともに、所内会議や職場労働安全委員会等あらゆる機会を捉え職員一人ひとりに、交通安全や運転時の体調管理に十分注意するよう喚起します。

(三瀬谷発電管理事務所)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修等への積極的な参加を働きかけます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 県立病院改革</p> <p>県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが進められている。</p> <p>病院の運営形態の変更にあたって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実に遺漏のないよう進められたい。</p> <p>運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることに努められたい。</p> <p>また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。</p> <p>運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題について整理が進められているところである。今後は、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与等の資金手当の課題についても検証し整理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 22 年 3 月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部と業務を分担しつつ密接に連携しながら、改革にかかる取組を進めてきました。</p> <p>改革を進めるにあたっては、患者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ることが不可欠であることから、志摩病院への指定管理者制度の導入については、平成 23 年 11 月と平成 24 年 3 月の 2 回、住民説明会を開催して指定管理による病院運営について説明を行ったほか、総合医療センターの地方独立行政法人化についても、四日市市や近隣の主要医療機関に中期目標を踏まえた今後の病院運営等の説明を行いました。</p> <p>また、志摩病院など 3 病院にかかる累積欠損金や、志摩病院の運営形態の移行に伴い必要となる経費については、関係機関・所属と調整し、必要な予算措置を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>志摩病院については、基本協定に基づき指定管理者から提出された平成 24 年度業務計画書をもとに、管理業務の具体的な内容や指定管理料等の交付などを規定する年度協定を締結したうえで、平成 24 年度から充実した診療体制のもと、指定管理者制度を開始する予定です。</p> <p>総合医療センターについても、健康福祉部と連携して法人設立にかかる手続きを行うとともに、諸規程など法人の制度設計や情報システムの構築などの取組を進め、一定の財産的基礎を確保して法人に移行する予定です。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>志摩病院については、少しでも早く診療体制が回復・充実し、地域の中核病院としての医療を安定的、継続的に提供していけるよう、運営形態移行後も病院運営の状況を十分に把握しつつ、指定管理者に対して医師の確保を強く要請するとともに、必要に応じて指定管理者と連携して関係機関との調整を行うなど、病院事業庁として責任をもって対応していきます。</p> <p>※ 地方独立行政法人総合医療センターについては、平成 24 年度以降は健康福祉部が所管。</p> <p>総合医療センターについては、設立団体である県が定めた中期目標において、地方独立行政法人として理事長の責任と権限のもと柔軟かつ効率的な病院運営を行い、県民等から一層信頼される病院となることを求めており、法人の自律性・自主性を尊重しつつ、評価委員会による評価等を通じて、目標の実現に向けた適正な業務運営の確保がなされるよう努めていきます。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉部)</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>平成22年度の病院事業会計の収益的収支は5億5,484万円の純損失となり、前年度に比べ4億6,267万円収支は改善したものの、依然多額の純損失を計上している。</p> <p>23年度末までは、県立県営で4病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、設定した目標に則り、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>今後も県立県営が継続されるこころの医療センターと、当面、県立県営で運営されることとなる一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）については、平成22年度から平成24年度までの中期的なビジョンと戦略及び具体的な行動に向けた取組をとりまとめた「中期経営計画（平成22～24年度）」に基づく「平成23年度年度計画」を策定し、中期経営計画の対象となっていない総合医療センター及び志摩病院については、従来同様に年度ごとの「当面の運営方針（平成23年度）」を策定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上等に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成23年度決算見込においては、総合医療センター及び志摩病院は、経常赤字を計上する見込であるものの、こころの医療センター及び一志病院については、昨年度に引き続き経常黒字を計上できる見込となっています。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁（県立病院課）については、引き続き平成24年度も「中期経営計画（平成22～24年度）」に基づく「平成24年度年度計画」を策定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上等に努めていきます。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ア 平成21年度中に7対1看護基準を取得し、安心して質の高い医療・看護を提供しているところである。看護基準の安定維持に努めるとともに、DPC（診断群分類包括評価）の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（総合医療センター）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 看護基準の安定維持（看護スタッフの確保と定着）について</p> <p>看護基準の安定維持に関しては、看護スタッフの確保と定着が必要になります。確保については、さまざまな就職説明会の開催及び参加、院長や看護部長などによる積極的な学校訪問などを行いました。</p> <p>また、定着については、平成22年度にシステム化した卒後臨床研修プログラムを更に充実させるとともに、スタッフのきめ細かなメンタル面も含めたフォローの実施や職場風土改善などに取り組み、離職防止に努めました。</p> <p>(2) 収支改善への取組について</p> <p>収益に関しては、診療報酬改定やDPC（診断群分類包括評価）の適正な運用を図るため、医師や看護師等を対象とした説明会を定期的で開催して、病院スタッフ全員の理解を深めるとともに、より一層の収益確保に向けた取組を進めました。</p> <p>一方、費用については、薬品・診療材料などの各種経費の抑制、ジェネリック（後発）医薬品の使用向上などに努め、病院全体で収支の改善に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 看護基準の安定維持について</p> <p>平成23年度は5階西病棟を再開し、病床数が24床増加しましたが、7対1看護基準を維持したうえで質の高い医療・看護を提供しています。</p> <p>(2) 収支改善への取り組みについて</p> <p>医業収益に占める診療材料費の比率を平成22年度以上に抑制できる見込（H22：11.60%→H23：11.52%）で、収支改善に寄与しています。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、看護基準の安定維持に努めるとともに、病院全体で経営の改善に取り組んでいきます。</p>

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>イ 精神科におけるデイケアの充実とともに、施設基準の変更により救急・急性期医療の充実を図っているところである。こうした施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>より一層の患者サービスの充実、多様化するニーズへの対応、病院機能全般の見直しを図るため、院内に「病院機能再編推進実行委員会」を設置し、集中的に検討を重ねました。</p> <p>また、県立精神科病院の役割・機能として、精神科救急・急性期治療や、認知症やアルコール依存症治療などを始めとした専門医療の充実、施設基準の安定維持に一層取り組むとともに、患者の地域での生活を支えるための社会復帰支援取組などにも積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>「病院機能再編推進実行委員会」においては、病院機能の再編に向けた答申を取りまとめました。</p> <p>また、県立精神科病院としての役割・機能の充実に積極的に取り組んだ結果、平成 22 年度に引き続き、平成 23 年度においても、精神科救急・急性期治療の施設基準は維持できる見込となっており、経常収支についても黒字が達成できる見込となっています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度においても、引き続き、施設基準の安定維持に努めるとともに、県立精神科病院としての役割・機能の充実に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ウ 平成19年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 家庭医療医の育成について</p> <p>当院では、平成 19 年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に、当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防など幅広い診療能力を有する医師（家庭医）の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>医療が高度化、専門化する一方で、総合的な診療（家庭医療）の必要性も高まってきていることから、平成 23 年度についても家庭医の育成に引き続き取り組みました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しく、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）の提供に引き続き取り組むとともに、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 家庭医療医の育成について</p> <p>かねてから受け入れていた三重大学医学部の初期研修医、医学生に加えて、当院の家庭医育成の取組を高く評価している県外の医療機関から初めて初期研修医を受け入れることができました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>訪問看護、訪問リハビリテーションに対応する職員の人員体制を強化し、積極的に取り組んだ結果、訪問看護、訪問リハビリテーションの件数を飛躍的に増加させることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 24 年度には、院内に宿泊可能な研修施設を整備し、三重大学を中心として取り組んでいく家庭医育成の拠点として、総合的な診療（家庭医療）を行う医師の育成環境をさらに充実させていきます。また、地域の医療ニーズに応えるため、総合的な診療（家庭医療）の提供をはじめ、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等に積極的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>エ 地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが進んでいる。健康福祉部とも十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の回復を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>医師確保対策として、指定管理者に対する医師の前倒し配置の要請や三重大学への依頼を重ねるとともに、過去に在籍した医師や志摩地域出身医師への働きかけ、医師募集サイトへの掲載などの実施、また、環境整備としての地域手当支給率の加算や医師公舎確保の継続などに取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>指定管理者からの医師の前倒し配置については、循環器科医師が7月から毎週3日間、総合医が9月からほぼ切れ目なく継続して、ローテーションでの派遣を受けるとともに、当院外科医が7月から9月にかけて2名体制となった期間について、毎週3日間の外科医師の派遣を受けました。また、三重大学に対して依頼を重ねた結果、大学医局の人員減のなかでも、引き続き常勤医・非常勤医の派遣を受けるなど、関係機関の協力を得て診療体制の維持・確保に努めました。</p> <p>また、人員減等により当直体制が厳しくなっている外科系医師の負担軽減を目的として、医師募集サイトに非常勤医師募集を掲載したところ、主に休日の外科系当直について、月に2日間程度、県外医師の応援を受けました。</p> <p>このような取組の結果、救急患者数は6月以降前年同月を上回るとともに、入院延患者数も7月以降前年同月を上回るなど、着実に患者数が増加してきています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>指定管理者に対して、協定書で締結した内容の早期実現に向けて働きかけを行うとともに、指定管理者との協力体制のもと、健康福祉部、三重大学など関係機関とより一層の連携を図りながら、医師確保・定着及び診療体制維持に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 平成22年度末における診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）が、4病院合計で約1億6,561万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成22年度中に約1,900万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、22年度においては、約2,500万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院経営分野）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 23 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 2 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 3 月までに 39 件の法的措置を実施しました。（平成 22 年度は 59 件実施） ・平成 24 年 3 月までに約 3,479 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めていきます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
ア 地域機関分	
(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。	(総合医療センター)
(2) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。	(こころの医療センター)
(3) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。	(一志病院)
(4) 歳入戻出の際に科目を誤って処理したものがあつた。	(一志病院)
(5) 患者自己負担額の算定誤りにより歳入戻出を行っていた。	(志摩病院)
講じた措置	
<u>平成 23 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) }	チェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。
(2) }	
(3) }	
(4) }	
(5) }	
2 取組の成果	
平成 23 年度の収入事務については、適正な事務処理を実施しました。	
<u>平成 24 年度以降（取組予定等）</u>	
引き続き、収入事務について、適正な事務処理に努めていきます。	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ア 業務委託</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 【平成22 年度患者様アンケート・データ入力業務委託】 (県立病院経営分野) 執行伺及び見積徴収伺が作成されていなかった。</p> <p>(2) 【財務会計システム等保守業務委託】 (県立病院経営分野) ・執行伺及び見積徴収伺が作成されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(3) 【植栽管理業務委託】 (こころの医療センター) 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。</p> <p>(4) 【外来診療延長業務委託】 (こころの医療センター) 履行完了時に必要な支出負担行為書等への検査年月日、氏名(押印も可)の記録がされていなかった。</p> <p>(5) 【設備総合管理業務委託】 (こころの医療センター) 契約書に定めた別記『個人情報取扱いに関する特記事項』が添付されていなかった。</p> <p>イ 物品購入等</p> <p>(1) 少額物品・役務等調達基準にかかるローテーション表を作成していなかった。(一志病院)</p> <p>(2) 病棟にエアコンを設置する際に、建設改良費で執行すべきものを修繕費で執行していた。(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 次回委託時には、執行伺及び見積徴収伺を作成します。</p> <p>(2) 次回委託時には、執行伺、見積徴収伺及び予定価格調書を作成します。</p> <p>(3) 執行伺いに記載するとともに、チェック体制を強化しました。</p> <p>(4) 契約の履行完了時に履行を確認していましたが、履行確認の記録をしていませんでした。今後は、支出負担行為書等へ履行確認の記録を行います。</p> <p>(5) 「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付し、また、今後は添付を徹底するよう職員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>イ 物品購入等</p> <p>(1) ローテーション表を作成し、今後は適切な事務処理に努めます。</p> <p>(2) 平成 23 年度 12 月補正予算において、収益の部に過年度修正分、費用の部に減価償却費を計上するとともに、その執行を行いました。今後は経費の区分に応じた適切な予算執行に努めます。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>業務委託契約及び物品購入事務にあたっては、競争性・公正性・透明性の確保に一層努めるよう周知徹底を図り、適正で正確な事務処理が実施できるよう改善しました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、業務委託契約及び物品購入等の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。(県立病院経営分野) (2) 通勤手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。(県立病院経営分野)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1)(2) 該当職員に必要書類の提出を依頼し、適正な処理を行いました。 2 取組の成果 平成 23 年度の手当の執行については、事後確認等に留意し、適正な事務処理を実施しました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、手当の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な執行に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (4) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (3) 過去に使用していた医師公舎の共益費を受け入れる通帳が保管されたままで、処分がされていなかった。 (一志病院)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 未処分の通帳について、解約のうえ精算し、病院収益として収納処理を行いました。 2 取組の成果 平成 23 度については、このような不適切な事務処理はありませんでした。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) その他 (4) 会計規程と会計規程運用方針の記載において、備品の定義に差異があるので、文言の整理を行われたい。 <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 会計規程と会計規程運用方針で備品の定義が異ならないように、会計規程運用方針を改正しました。 2 取組の成果 会計規程運用方針の改正後は、備品の定義に差異は生じていません。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、適正な会計事務の執行に努めていきます。

監査の結果
1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行) (1) 平成 22 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃等の計上誤りや海外の政務調査に係る調査雑費(日当)の計上を誤っている事例など返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。 これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 指摘をされた計上誤りなど返還を要する事例については、議員や会派と内容の確認を行い、修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、必要な金額が返還されました。 2 取組の成果 監査において指摘された部分の修正届のほか、独自に行った点検作業により、合計で 11 件の修正届を受理し、143,749 円が返還されました。
平成 24 年度以降(取組予定等) 政務調査費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ・会議録検索システム追加データ入力業務委託 予定価格調書が作成されていなかった。
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 作成する必要の有無について、会計規則の運用について正しい解釈ができるよう再確認の指示をしました。 2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2)財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 ・廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 削除されていなかった台帳については、財務会計システムの台帳から削除しました。 2 取組の成果 物品管理担当者が、再度点検確認を実施することにより、適正な事務処理についての徹底を認識させることができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3)事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ・自己検査における現品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 登録されていなかった照合結果については、財務会計システムへ入力しました。 2 取組の成果 物品管理担当者が、再度点検確認を実施することにより、適正な事務処理についての徹底を認識させることができました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (事務局職員の専門性の向上)</p> <p>(1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においてもチェック機関としてのよりの確な業務の執行が求められている。</p> <p>今後、監査委員による監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有する仕組みの構築など、職員の専門性向上の推進に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(監査委員事務局)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査業務の一部を公認会計士に委託し、財政的援助団体の予備監査などに事務局書記が同行することで、会計監査に係る職業的専門家の着眼点を習得するとともに、公認会計士が表明した意見を事務局全体で共有しました。</p> <p>とりわけ、本年度は公認会計士と職員とで、企業会計や県の監査制度などについて意見交換会を実施し、専門知識や監査技術の向上に努めました。</p> <p>また、従来から、日本経営協会主催の専門研修に職員が計画的に参加するなど、専門性の向上に努めるとともに、復命書を全員供覧することで事務局内での共有化を図りました。</p> <p>そのほか、一人一課題研究として、個々の職員が、事務局業務遂行に有益なテーマを選定し、テーマに沿った外部研修の受講や情報収集等により課題研究を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公認会計士に監査業務の一部を委託したことにより、専門性の向上、監査の質的向上等の体制強化や業務の効率化が図られました。</p> <p>また、公認会計士と職員との意見交換を通じて、専門知識の習得と自己研鑽に向けて動機づけを図ることができました。</p> <p>職員間で知識・情報の共有化がなされたことにより、職員の専門的知識や監査業務における新たな視点等の向上が図られました。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>事務局職員が経験や能力に合わせて専門的知識の向上等を図るため、局内職員間の情報の共有化に引き続き努めるとともに、平成 24 年度も予備監査等業務の一部を公認会計士に委託することにより、監査の質的向上に努めていきます。</p> <p>また、公認会計士との意見交換会などの方法を通じて監査技術の向上などを図っていきます。</p>

部局名 人事委員会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 (1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 <p style="text-align: right;">(人事委員会事務局)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 ア 財産管理状況 (1) 当該備品に物品標示票の貼付を行いました。 (2) 当該備品を台帳から削除しました。 また、台帳とは別に、備品の保管場所及び物品標示票の貼付位置を示した備品管理一覧表を作成し、財産管理を行いやすくしました。 2 取組の成果 上記の取組により、適正に管理されていることが確認できました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 引き続き、財産管理状況について、定期的に確認・整理を行い、適正な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報等の流失防止)</p> <p>(1) 県立学校においては教務手帳や答案用紙等の紛失、公立小中学校においてはパソコンの盗難等による、個人情報等の流失があった。 個人情報の管理について、すべての教職員に周知徹底を図り、自覚を促して、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野、学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年 8 月 9 日の県立学校教頭会研修会において、教育総務室及び生活・文化部情報公開室から個人情報の適正な管理等について説明を行い、各県立学校において教職員への周知徹底を依頼しました。</p> <p>教育委員会では、いずれの事案も教職員の個人情報管理の重要性に関する認識の甘さ、管理の不徹底が原因であると考え、教育委員会事務局関係室職員(5名)と県立学校長(5名)からなるワーキンググループを立ち上げ、緊急に対応策の協議を重ねました。この協議をもとに高校教育室で、再発防止に向けた具体的な改善策を次のとおり取りまとめ、これらを周知徹底するよう、8月31日に県立学校に通知しました。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを明文化し、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。(23年度は、ルールが定まり次第、周知) ・各学校のルールに基づいて「セルフチェックシート」を作成する。 ・毎年度4月を「個人情報適正管理の強化月間」に定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。(23年度は9月に実施) ・4月当初に「セルフチェックシート」を管理職に提出する機会を設けることで、セルフチェックの習慣化を図る。(23年度は9月に実施) <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けるなどして推進する。 ・職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当する。 ・年度の始めに、各教職員の机等が施錠できることを、個人情報管理責任者が確認する。また、非常勤職員の個人情報保管場所の確保も確認する。(23年度は9月に実施) ・各県立学校の取組の状況については、高校教育室、特別支援教育室が定期的に調査する。 <p>各県立学校の取組状況について、高校教育室が23年11月17日から12月12日の間に調査したところ、県立学校70校のうち、10校で、上記の取組の一部が未実施でしたが、すべての学校で今年度中に対策を講じるように指導しました。また、24年1月26日開催の県立学校長会議において、県立学校全体の対策の状況を報告するとともに、24年度当初の取組の推進を依頼しました。</p> <p>平成24年3月7日に、県立高等学校において、再び答案用紙が紛失する事案が判明しました。施錠等、上記の通知による取組はすべて実施していたにもかかわらず、他の教員の私物も紛失していることから、盗難の可能性が非常に高いと判断し、ただちに警察に盗難届を提出するとともに、現場検証等を受けました。3月8日にはすべての県立学校に対して、このような事案のあったことを警告するとともに、個人情報管理の徹底について依頼しました。</p> <p>県内各市町等教育委員会については、第2回及び第3回市町等教育長会議において、県教育長より県内各市町等教育委員会の所管する各幼稚園、小学校、中学校における個人情報の管理について周知徹底を図るよう要請するとともに、県教育委員会から市町等教育委員会に対して、所管の学校における個人情報の適正管理について、周知徹底が図られるよう下記の文書を通じて依頼しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の適正管理について(依頼)」 平成 23 年 9 月 23 日付 別紙「個人情報の適正管理について」

(内容)個人情報の管理に係る幼稚園、小学校、中学校の課題例
問題解決のための具体的取組(教職員の意識向上、個人情報管理体制の整備)
別添「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について(通知)」写
「教務手帳等の個人情報管理に関する改善策」写
「個人情報を含む文書類の管理に関する規定」写

2 取組の成果

県立学校においては、個人情報記載文書等の盗難に係る事例をもとに、個人情報流出防止のポイントや学校における取組について話し合いを行うことで、認識が深まりました。新たに講じた改善策は、通知だけにとどまらず、県立学校長会議や教頭会議、指導主事の学校訪問など、機会ある毎に、管理職や教職員に対して、意識向上や管理状況の改善を指導するよう徹底しました。その結果、校長からは、現場の教職員の意識がこれまで以上に高まっているとの報告を受けています。

市町等教育委員会が所管する各幼稚園、小学校、中学校については、県教育委員会からの送付文書(「個人情報の管理の徹底について(依頼)」)により、個人情報の適正管理に関して教職員に対して再度の注意喚起が図られました。また、教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理についても、個人情報管理体制の整備や改善策に係る具体的な課題やその対策例を示し、日常的な取組について適切な対応を図るよう、教職員に対して周知されました。

平成24年度以降(取組予定等)

今後においても、個人情報の適正な取扱いについての研修を必要に応じて実施していきます。また、県立学校では毎年4月を「個人情報適正管理の強化月間」と定め、異動してきた職員も含めた新しい職員集団で、個人情報の適正管理について、意識を高めるとともに管理体制の整備を確認します。

全体指導主事等会議や指導主事等連絡協議会等の機会において、市町等教育委員会を通じて個人情報の適正管理について、県内すべての幼稚園、小学校、中学校の教職員に対し周知徹底を図ります。また、教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る課題の情報把握を行い、具体的な対策や日常的な取組例などについての情報提供を行います。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教職員服務規律の徹底)</p> <p>(2) 県立学校及び公立小中学校における平成 22 年度の懲戒処分については、前年度から 1 人増加し 12 人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により 3 人が懲戒免職処分となっている。これらの事案は教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、教職員に対し法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに、自覚を促し、再発防止に一層厳正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(教育支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。</p> <p>(3) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(4) 初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職経験 10 年研修(5月)、教職経験 5 年研修(8月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(2) 初任者等の研修会において、県教育委員会職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(3) 一定の教職経験者(5年、10年)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p>
<p>平成 24 年度以降(取組予定等)</p> <p>本年度の取組内容を継続して実施し、綱紀粛正及び服務規律の確保について粘り強く取り組むことで規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の推進)</p> <p>(3) 平成22年6月1日現在の障がい者雇用率は1.84%と、前年度に比べて、0.14ポイント向上し、全国平均1.77%を上回っている。</p> <p>しかし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、都道府県に置かれる教育委員会にあっては、2.0%以上の身体障がい者又は知的障がい者等の雇用が義務付けられているものの依然として法定雇用率2.0%が達成されていないので、一層積極的な雇用に努められたい。</p> <p>(教育支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成23年4月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施（平成12年度実施試験から）しました（障がいのある教員の採用：3人相当）。 ・ 小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施（平成19年度実施試験から）しました（障がいのある小中学校事務職員の採用：2人相当）。 ・ 県事務職員（事務局、県立学校）については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました。（事務職員の異動：2人相当の増(10増、8減)）。 <p>(2) 障がいのある教職員の状況調査（毎年度6月1月現在の状況）において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。（この方法は平成19年度から継続的に行っています。）</p> <p>(3) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきました。</p> <p>→ 毎年度継続して、関係大学を訪問（平成23年度は34校に働きかけを実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成23年6月1日現在の障がい者雇用率は、障がい者の雇用人数は増加（H22:176人相当→H23:193人相当）しているものの、制度改正（除外率の変更及び短時間労働職員の追加）の影響で1.74%（前年比△0.10ポイント、全国平均は1.75%）という状況となっています。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、教員採用試験については、障がい者を対象とした特別選考を実施し、障がいのある教職員の採用を行っていきます。また、小中学校事務職員についても、障がい者を対象とした特別選考を実施し、障がいのある教職員の採用を行っていきます。 ・ 障がい者を対象とした特別選考は、例年受験者数が少ないことから、三重労働局の支援を得ながら、受験者の確保を図っていきます。 ・ 事務局及び県立学校事務職員は、全庁的な人事配置の一環で行われていますが、今後も障がいのある職員の採用・配置を総務部へ働きかけていきます。 ・ 引き続き、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいを有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。 ・ 障がいのある人が、障がいの状況に応じて働くことができる職場づくりをめざし、事務局及び県立学校において業務補助職員及び非常勤職員をモデル的に任用します。 <p>(平成24年4月1日採用予定 業務補助職員9人相当)</p>

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (登下校時における児童生徒の安全確保) (4) 不審者情報は、毎年度 300 件台で推移していたが、平成 22 年度の不審者情報件数が 498 件と 21 年度 342 件に比べて 156 件、45.6%の増となっている。 登下校時における児童生徒の安全確保の点から、学校、市町や学校安全ボランティア（スクールガード）等の関係機関とより一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、児童生徒の安全確保の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「子ども安全・安心サポート緊急雇用創出事業」を活用し、登下校時の児童生徒の安全を確保するために、県内の県立学校及び市町へ登下校安全指導員を 69 人配置しました。 (県立高等学校 16 校 29 人 市町等教育委員会 23 市町 36 人 事務局 4 人)</p> <p>(2) 「防犯教育実践事業」において、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等研修を通して、防犯教育の推進を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップ (県立高等学校 4 校) ・生徒や教職員、保護者等の防犯意識を高めるための講演会等の開催 (県立高等学校 1 校) <p>(3) 学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実等を目的とし、教職員を対象に「防犯教育講習会」を実施しました。</p> <p>(4) これまで「スクールガード推進事業」（平成 22 年度末終了）において、地域ぐるみで子どもたちを見守ることができるよう、PTA等を主体としたスクールガード組織の立上げや取組の充実・活性化のための支援を行ってきました。本年度も県独自の「学校安全取組状況調査」を踏まえ、組織の立上げや活性化について市町等教育委員会に助言等をするなど支援を行ってきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腕章・スクールガードの手引き配付 ・スクールガード実践講習会等の開催 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 23 年 7 月末現在、小学校のスクールガードの組織率 99.5% (390 校中 388 校)、中学校のスクールガードの組織率 76.8% (164 校中 126 校) となりました。</p> <p>(2) 登下校安全指導員の配置によって、各地域において活動するスクールガードと連携しながら、子どもたちの登下校時の見守り活動が充実し、地域で児童生徒の安全を確保していこうとする気運の醸成につなげることができました。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 県内の各学校で、PTA等を主体とするスクールガード組織が継続・活性化し、また、中学生等を含めた地域（中学校区）における子どもたちの登下校時の安全を見守る体制の整備が進むよう市町等教育委員会と連携しながら情報提供を行うなどの働きかけを行います。</p> <p>(2) 高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員研修や、生徒や教職員・保護者等を対象とした講演会等の開催を通して、防犯教育の推進を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (特別支援学校の教育環境整備等の推進)</p> <p>(5) 特別支援学校においては、児童生徒の増加に伴う教室不足等の課題が発生している。 このため、平成22年11月に策定された「県立特別支援学校整備第二次実施計画」(23年度～26年度)の早期実施の検討を行うなど、児童生徒の教育環境の向上を図るとともに特別支援教育の充実に、なお一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 桑名、員弁地域における特別支援学校の平成24年4月開校に向けて、旧桑名高等学校衛生看護分校の施設改修及び設備・備品等の整備を進めるとともに、校名選定や教育課程等の整備に取り組みました。</p> <p>(2) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、関係者間の連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園本校の小・中学部と高等部について、既存施設を活用した機能統合にかかる検討を進めました。 ・ 特別支援学校玉城わかば学園における児童生徒増に対応するため、校内に暫定校舎を設置しました。また、中勢、松阪、南勢志摩地域において、知的障がいに対応する新たな特別支援学校の整備について検討しました。 ・ 杉の子特別支援学校石薬師分校において自校給食を実施するため、給食調理棟及び備品等の整備を進めました。 <p>(3) 知的障がいに対応する稲葉特別支援学校で行っていた訪問教育について、平成23年4月から肢体不自由に対応する城山特別支援学校において行いました。</p> <p>(4) 通学にスクールバスが必要な児童生徒の安全確保や負担軽減に向け、車両更新や学校間での配置調整など、通学環境の整備について検討しました。</p> <p>(5) 盲学校について、県内唯一の視覚障がいの専門的機関として、今後の方向性について検討しました。聾学校においては、県内唯一の聴覚障がいの専門的機関として、自立につながる高い専門性が発揮できる体制について検討しました。</p> <p>(6) 寄宿舎においては、機能の集約化と施設設備の整備や人的な配置計画等の点から、それぞれの障がい種別や地域ニーズに配慮しつつ総合的に検討しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成23年11月に新たな特別支援学校の校名を「くわな特別支援学校」とすることを公表しました(平成23年12月県議会による条例案の審議を経て決定)。また、平成24年4月の開校に向けた施設改修及び備品等の整備のほか、学校に関するリーフレットの製作やホームページの開設、説明会の開催など就学にかかる準備を整えました。</p> <p>(2) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、整備を進めた結果、以下のように地域における課題等の解決を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園(本校)の小・中学部と高等部の統合について、東紀州地域が平成23年9月の台風12号による被害を受けたこと等、自然災害への安全性を考慮して、当初計画を中止するとともに、新たな整備候補地の検討を始めました。 ・ 特別支援学校玉城わかば学園に暫定校舎を設置したことにより、児童生徒増に対応した教育活動の充実を図りました。また、松阪地域における特別支援学校の整備について、行政機関、保護者代表、学校関係者による整備推進協議会を設け、知的障がいに対応する特別支援学校の整備について検討し、基本構想、整備候補地等について協議を進めました。 ・ 杉の子特別支援学校石薬師分校において、自校給食を実施するための厨房建設、備品等を整備しました。また、本校の給食についても、平成24年4月から分校で調理を行ったものを配送する方式に変更しました。 <p>(3) 訪問教育については、稲葉特別支援学校から城山特別支援学校に配置を変更したことにより、医療・福祉関係機関との連携を密にし、一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図りました。</p> <p>(4) スクールバスの計画的な配備を進め、車両更新による車内環境の向上と学校間での車両の配置調整により、通学環境の向上を図りました。</p> <p>(5) 盲学校では、遠方で通学しにくい児童生徒を支援するため、通級指導の形態での支援ができないかについての協議を進めました。</p>

聾学校では、日本語文法に基づくコミュニケーション指導を進め、自立につながる高い専門性を発揮できる指導体制の整備を進めました。また、両校において、乳幼児期からの早期支援の取組を進め、センター的機能の充実を図りました。

- (6) 寄宿舎の整備については、寄宿舎設置学校、県教育委員会による寄宿舎整備協議会やプロジェクト会議を開催し、通学条件や集団生活による効果を見据えた機能を集約することとし、期間入舎について見直しました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づき、関係者間との連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みます。
- ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の小・中学部と高等部の統合について、可能な限り早期の整備について検討を進めます。
 - ・ 知的障がいに対応する松阪地域特別支援学校（仮称）の整備について、引き続き、松阪地域特別支援学校（仮称）整備推進協議会において検討します。
 - ・ その他の地域（くわな特別支援学校、杉の子特別支援学校石薬師分校、稲葉特別支援学校）において、児童生徒数の推移を早期に見極めた対応を検討します。
- (2) 通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮や負担軽減に向け、通学環境の整備について引き続き検討を進めます。
- (3) 盲学校においては、視覚障がい教育の専門機関としての機能を発揮させるとともに、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討していきます。聾学校においては、聴覚障がい教育の専門機関としての機能を発揮させるとともに、就労につながる教職員の高い専門性が発揮できるような体制を整えていきます。
- (4) 寄宿舎においては、それぞれの障がい種別や地域ニーズに配慮しつつ、5 舎を 3 舎に統合する計画について総合的に検討を進めていきます。
- (5) 医療と福祉との連携については、今後の関係機関の協議の進展を見極めながら対応を検討します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (学力及び体力の向上)</p> <p>(6) 「平成22年度全国学力・学習状況調査」での平均正答率が、中学校の数学を除き、全国平均を下回る結果であり、また、「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、体力状況が全国と比較し低い結果となっており、両調査結果ともに平成21年度に引き続き全国平均を下回るものとなっている。</p> <p>このため、今回の調査結果を分析し課題等を整理したうえで、市町等教育委員会との連携を強化し、学力と体力の向上のため具体的に取り組まれない。</p> <p>(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 (学校教育分野)</p> <p>(1) 児童生徒の国語力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」をモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、国語科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。また、「生き生き読書リレー」を推進する市町、学校の取組の充実を支援するとともに、成果の普及を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国語力向上支援事業」事業指定地域:11市町 モデル校:小中学校25校 ・「生き生き読書リレー推進事業」事業指定地域:16市町 モデル校:小中学校及び幼稚園273校 <p>(2) 児童生徒の算数・数学、理科の学力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」をモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、算数科・数学科、理科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「理数教育充実支援事業」事業指定地域:10市町 モデル校:小中学校25校 <p>(3) 「地域別学力向上推進会議」、「学力向上推進会議」を開催し、学力向上にむけた市町の取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の定着と向上に対する取組のあり方について協議を行いました。</p> <p>「地域別学力向上推進会議」(北勢、中勢・伊賀、南勢、東紀州の地域別に各2回開催) 【第1回】(北勢 参加者:29名)(中勢・伊賀 参加者:28名)(南勢 参加者:23名) (東紀州 参加者:17名) 【第2回】(北勢 参加者:30名)(中勢・伊賀 参加者:30名)(南勢 参加者:25名) (東紀州 参加者:20名) 「学力向上推進会議」2回開催(平成23年11月、平成24年3月)【各回参加者:30名】</p> <p>(4) 「第2回授業力向上セミナー」を開催し、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体としての組織的、継続的な授業改善の取組の充実を図りました。【参加者:150名】</p> <p>(5) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。【参加者:150名】</p> <p>(6) 「全国学力・学習状況調査問題を活用するために」(リーフレット)を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配付時期:平成23年10月 ・配付部数:4,000部(30市町等教育委員会、560小中学校) <p>(社会教育・スポーツ分野)</p> <p>(1) 学校体育担当者研究協議会の実施</p> <p>生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、授業等における実践事例の共有や、今後に向けた諸課題についての協議を通して、体育担当者をはじめとした教員の指導力向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・・・県内3会場(北・中・南ブロック)で開催【参加者数:330名】 ・中・高等学校・・・県内1会場で開催【参加者数:172名】 <p>(2) 子どもの体力向上推進研究協議会の実施</p> <p>新体力テストの適正な実施方法及び結果の有効利用等について周知するとともに、子どもの体力向上に関する効果的な取組について研究協議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内6会場(四日市、津、志摩、伊賀、松阪、熊野)で開催【参加者数:274名】

- (3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施
 子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果の詳細な分析により、研究校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力向上等に関する具体的な方策を県内の小中学校へ提供しました。（文部科学省委託事業）
- ・子どもの体力向上支援委員会の設置・運営（県）
 - ・地域部会の設置・運営（3市：四日市市、鈴鹿市、津市）
 - ・実践研究校（四日市市：2校、鈴鹿市：3校、津市：3校）
- (4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施
 体育の授業（武道）や運動部活動等の活性化を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさ、爽快感、達成感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的とした外部指導者を中学校へ派遣しました。（文部科学省委託事業）【外部指導者数：104名】
- (5) 子どもたちの元気づくり推進事業の実施
 県内の5市町をモデル市町として指定し、体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的技術を有する体育活動支援員を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図りました。
- ・モデル市町（5市町）・・・鈴鹿市、鳥羽市、名張市、尾鷲市、御浜町
 - ・体育活動支援員・・・・・・10名

2 取組の成果

（学校教育分野）

- (1) 学力の定着・向上支援事業（国語力向上支援事業、理数教育充実支援事業）の指定地域においては、児童生徒の国語、算数・数学及び理科の学力の向上を図るため、学力向上アドバイザーをモデル地域の学校へ派遣し、学校体制づくりや授業改善の方策等について指導・助言を行うなど、学力向上に向けた学校の検証改善サイクル（PDCAサイクル）確立を支援することができました。
- (2) 多くの学校においては、客観的な学力調査を実施し、学校全体の傾向や個人の学習内容の定着状況を把握し、それをもとに「弱み」を克服するための指導が重点的に行われるようになりました。また、保護者に対して、調査結果、指導方法の工夫改善等について、学校日より、懇談会、家庭訪問等、多様な方法で説明が行われるようになりました。
- (3) 市町等教育委員会や学校における学力向上にむけた取組の推進を「地域別学力向上推進会議」や「学力向上推進会議」、「三重県教育研究指定校等合同発表会」等を通じて行い、各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が進められるようになりました。
- (4) 「全国学力・学習状況調査」の調査問題や結果の分析、課題の検証をもとにした授業改善に取り組む学校が増えてきました。

（社会教育・スポーツ分野）

- (1) 学校体育担当者研究協議会
 文部科学省教科調査官や県外の大学教授を講師として招へいし、新学習指導要領の示す方向性や実技を伴う講義、実践事例の共有を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図ることにより、各学校における授業の工夫改善が図られました。
- (2) 子ども体力向上推進研究協議会
 新体力テストの適切な実施方法及び結果の有効活用等の周知と、体力向上に関する取組についての研究協議を通して、各学校の実態に応じた効果的な体力向上の取組に活かされました。
- (3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業
 研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を実践事例及び体力向上プログラムとしてまとめ、県内の小中学校へ提供し、各学校における体力向上の取組に活かされました。
- (4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業
 地域のスポーツ人材を中学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、さらに、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。
- (5) 子どもたちの元気づくり推進事業
 学校に体育活動支援員を配置することにより、子どもたちにとって魅力ある授業づくりや、適切な運動量が確保される授業の工夫改善が進められ、子どもたちの運動機会の拡充が図られました。

平成 24 年度以降（取組予定等）**（学校教育分野）**

- (1) 「全国学力・学習状況調査」の調査結果の分析に基づき、児童・生徒の学力の定着状況や学習状況等を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫・改善を図ることにより、児童生徒の学力の定着・向上が図られるよう市町等教育委員会に改善策について積極的に助言していきます。
- (2) 「地域別学力向上推進会議」や「学力向上推進会議」を開催し、児童生徒の学力の定着と向上を図る県内のすべての市町が、取組の方法や成果等について情報交換を行い、児童生徒の学力の向上についての取組のあり方を協議します。
- (3) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、文部科学省及び教育委員会が実施している学力の定着や向上等に関する事業の各指定校が、研究のねらい、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行うようにします。

（社会教育・スポーツ分野）

- (1) 教員の指導力向上に関する取組
次のとおり、授業に活かせる体力向上プログラムの実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。
 - ・「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で3日間、中・高等学校は2日間実施します。
 - ・「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の6会場で実施します。
- (2) 効果的な体力向上プログラムの実践
「子どもの体力向上学校支援事業」（平成23年度3市8校）を更に充実させ、効果的なプログラムの活用方法や実践資料を、県内の学校へ提供し、各学校の体力向上に向けた取組を支援していきます。
- (3) 子どもたちの運動機会の拡充に向けた取組
 - ・「子どもたちの元気づくり推進事業」を実施します。
体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的技能を有する体育活動支援員（10名）を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図ります。
 - ・「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」を実施します。
中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進) (7) 平成22年度の暴力行為の件数は686件(21年度:822件)と前年度より減少しているものの、いじめ認知件数は、340件(21年度:260件)、不登校児童生徒数は、2,562人(21年度:2,504人)となっており、前年度よりも増加している。 今後、生徒指導をリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の効果的な相談指導のための配置に努め、協力連携のうえ、早期発見・早期対応の取組をより一層推進されたい。 (学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。 (2) 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、ネット上の問題のある書き込みなどの現状把握や、ケータイ・ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者等による「ネット啓発チーム」を養成して、ネット依存についての理解を深め、子どもを見守る体制を構築しました。 (3) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、生徒指導リーダー教員養成講座(小・中・高ともに年間2回)を開催しました。 (4) 不登校の未然防止を推進するため学級満足度調査を実施し、モデル中学校におけるすぐれた取組を広く県内の学校や教育委員会等に周知しました。 (5) 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間5回開催しました。 (6) 教育相談体制の充実のため、平成23年度は、スクールカウンセラーを266校(小76校・中159校・県立31校)に、ハートフル相談員を小学校39校に配置するとともに、小学校及び中学校教育相談担当者等を対象とした講習会を開催しました(小・中とも年間1回)。 (7) 学校だけでは対応が困難な事例に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応しました。また、法的な解釈が必要な事案については、弁護士と連携するなどの対応を行いました。</p> <p>2 取組の成果 (1) いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材を派遣して支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。 (2) 「ネット啓発チーム」による保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わりの大切さを見つめ直す声が寄せられています。 (3) 研修会を通じて、個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。 (4) 児童生徒へカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、スクールカウンセラーの活動が学校において定着し、いじめなどの問題行動や不登校への対応で成果を上げ、利用者である児童生徒、保護者、教職員から高く評価されています。 (5) 不登校の未然防止については、調査校間のネットワークが構築されるとともに、専門家との協働が行われることにより、安心して学べる学級づくり、学校づくりの具体的な取組とその理論的背景について一定の整理をすることができました。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。

- (1) 事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の更なる資質向上に努めるとともに、校種間や関係機関との連携を進めていきます。
- (2) 学校だけでは対応が困難な事例に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応していきます。
- (3) いじめなどの問題行動や不登校に複雑化・多様化したケースが多くなってきていることから、教育現場の状況に即したカウンセリングのあり方について研修会を実施し、スクールカウンセラーの資質向上を図っていきます。
また、より効果的なスクールカウンセラーの活用を図るため、今までの配置方法に加え、中学校区 15 校をモデル地区とし、小中学校を一体に支援できる配置も行っていきます。
- (4) 変容を続けるケータイ・ネットに関わる児童生徒の問題点等の現状を整理するとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、引き続き、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図ります。
- (5) 学校における様々な問題を未然に防止するため、適切な初期対応ができる力量を高めることを狙いとした研修講座を開催し、学校組織としての対応力の向上を図ることにより、学校と保護者、地域等との協働を促進し、よりよい学校づくりを目指します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (子どもの読書活動の推進)</p> <p>(8) 平成21年度に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し、子どもの読書活動を推進している。</p> <p>22年度において「家庭または図書館で普段(月～金)全く読書をしない県内児童生徒の割合」が、小学生では22.0%、中学生では37.3%であり、調査を始めた19年度以来、この状況が続いている。</p> <p>こうした実態を踏まえ、現状の把握と分析を行い、県立図書館や市町等関係機関とも連携して、子どもの読書活動の推進に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(社会教育・スポーツ分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県子ども読書活動推進会議や読書活動推進庁内会議を開催し、推進計画の進捗状況や事業内容、広報用資料作成について検討しました。</p> <p>(2) 保護者の理解を促進するため、読書活動推進講演会や子どもの読書を考える集いを開催したほか、読書リーフレットを作成し、県内の中学1年生全員に配布しました。また、三重県PTA連合会及び三重県学校図書館協議会と連携し、「家庭における子どもの読書活動推進事業」及び「学校と地域における子どもの読書活動推進事業」を実施しました。</p> <p>(3) 県立図書館や市町等教育委員会と連携して、学校関係者や読書ボランティア向けに読み聞かせなどの技術習得を目的とした読書活動推進セミナーを開催しました。</p> <p>(4) 学校図書館の環境の整備推進のため、県内4市3町に学校図書館環境整備推進員20名を配置しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 推進会議や庁内会議において、関係機関の意見交換、活動内容等の情報共有を行うことで、推進計画の進捗状況や課題を把握し、読書活動推進を計画的に進めました。</p> <p>(2) 読書活動推進講演会や読書を考える集い、関係団体と連携した取組を行うことで、読書の大切さについて、保護者の関心を高めました。</p> <p>(3) 読書活動推進セミナーを行うことで、学校関係者や図書館職員・読書ボランティアが、読み聞かせやブックトーク等の指導方法の理解が進みました。</p> <p>(4) 学校図書館環境整備推進員の配置により、学校図書館の読書環境整備が進み、児童・生徒の図書館利用が進みました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 三重県子ども読書活動推進会議や読書活動推進庁内会議において、推進計画の進捗管理を行います。</p> <p>(2) 子どもにとっての読書活動の大切さを保護者等に再認識してもらうため、読書活動推進講演会や読書を考える集いを開催します。</p> <p>(3) 推進計画の趣旨の浸透、取組の強化を働きかけるための、市町等教育委員会や図書館との連絡会議、研修会を年2回開催します。また、市町の状況に応じた「子ども読書活動推進計画」の策定と改訂について、働きかけを行います。</p> <p>(4) 緊急雇用創出事業を活用し、学校図書館環境整備推進員20名を配置して学校図書館の環境の整備に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (研修機会の確保と充実)</p> <p>(9) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成22年度目標2.70回に対し実績2.51回(21年度目標2.65回に対し実績2.52回)であり、実績は目標及び前年度よりも下回っている状況である。また、教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、ネットDE研修(eラーニングによる研修)や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。</p> <p>全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、より研修に参加しやすい地域分散型研修の充実等による環境整備と教育課題対応研修等の研修内容の拡充等により、研修機会の確保と研修内容の充実、研修受講意欲の向上を図るとともに、効果的な研修支援体制を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(研修分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>校長等との対話を通じて個々の教職員が身につけるべき資質を明らかにしつつ、それに対応して一人ひとりの教職員が主体的・計画的に資質能力の向上を図るよう、以下のとおり研修機会の確保と研修内容の充実、研修受講意欲の向上に向けて効果的な研修支援体制づくりに努めました。</p> <p>(1) 研修講座案内の作成と教職員への周知 教職員が自らの資質の向上に必要な研修講座を適切に選択できるよう研修講座一覧(前期・後期)をはじめとする研修講座案内を作成し、総合教育センターのWebページに掲載するとともに、各学校に配布し活用を促しました。また、総合教育センター内の掲示板等に「お勧め講座」として各種研修講座案内を掲示し、来訪者へのPRに努めました。</p> <p>(2) 喫緊の教育課題に関する研修の充実 社会の変化に対応するよう、特別支援教育、外国人児童生徒教育、キャリア教育について、「喫緊教育課題対応研修」として研修体系の見直しを図るとともに、研修内容の充実に努めました。(H23年度14講座)</p> <p>(3) eラーニングシステムを活用したネットDE研修の活用 メール通信でのPRを行ったり、メール送信時の署名欄にPRを添えたりするなど周知に努めています。さらに、新たな講座の充実とともに、状況の変化により内容が古くなった講座については常に教職員のニーズにあった内容になるようリニューアルを図っています。また、教職員が受講しやすくなるようシステム環境の整備を進めています。なお、平成23年度で、208講座が受講できるようになっています。</p> <p>(4) 集合研修を長期休業中に集中化することによる研修機会の確保 教職員が学校を離れて研修に出ることが難しくなっている現状を踏まえ、長期休業中への研修の集中を実施しました。(H21年度56.3% H22年度60.6% H23年度59.9%)</p> <p>(5) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 地域分散型研修を充実させることで、津市から離れた地域の教職員の研修機会の確保に努めました。とくに、市町等の教育委員会や教育研究所等との連携で実施するブロック別研修について、各地域の課題に応じた研修を実施するとともに、喫緊の教育課題に対応する研修の充実に努めました。(H21年度150講座 H22年度137講座 H23年度146講座)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) eラーニングシステムを活用したネットDE研修の活用 ネットDE研修については、勤務校を離れることなく研修できることや、時間の制約がなく自分の都合の良い時間に研修できること等の利点があり、集合研修と組み合わせて実施することにより効果を上げています。平成23年度は、今日的な課題を中心に、19講座を加え、平成24年3月31日現在で13,644人の利用者がありました。</p> <p>(2) 集合研修における長期休業中への集中化による研修機会の確保 長期休業中の研修が定着しつつあり、平成23年7月21日から平成23年8月31日までの受講者数は、約11,800人となっています。</p> <p>(3) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 平成23年度は146講座の地域分散型研修を実施することができました。このうち、ブロック別研修において、喫緊の教育課題に対応した研修の充実を図ったことにより受講者を増やすこと</p>

ができました。(ブロック別研修の講座数及び受講者数：H22年度 42 講座 2,487人 H23年度 57 講座 3,718人)

平成 24 年度以降（取組予定等）

今後、学校で校長等との対話が進み、学校におけるOJTの活性化が図られることにより、一人ひとりの教職員が身につけるべき資質が一層明確になってきます。

教職員が自らのライフステージや職務職能に応じて資質を向上させることができるよう、さらに各種研修の充実を図るとともに、教職員が必要とする研修を選択しやすい情報の提供に努めます。

また、学校を離れて研修を受講することが困難な状況があることから、教職員の研修機会の確保に向けて、ネットDE研修を有効に活用できるよう広報活動に努めるとともに、地域分散型研修の拡充を図り、教職員が研修を受けやすい体制づくりを進めます。

長期休業中への研修の集中化については、各種行事日程、会場の確保等の要因から、集中率をさらに高めていくことが困難な状況もあることから、課業日に実施する集合研修とのバランスを考えると、より多くの教職員が参加できるようにします。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア)三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、100,282,464円(対前年度比122.0%)あり、前年度と比べて18,061,745円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

- ・三重県高等学校等修学奨学金返還金等(経営企画分野)
- ・雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)(教育支援分野)
- ・進学奨励金返還金(学校教育分野)
- ・大学等進学資金貸付金返還金(学校教育分野)
- ・高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金(学校教育分野)

箇所名	収入未済科目等	平成22年度		平成21年度	
経営企画分野	三重県高等学校等修学奨学金返還金等	現年度	22,445,427円	現年度	19,235,783円
		過年度	41,496,967円	過年度	29,337,863円
		計	63,942,394円	計	48,573,646円
教育支援分野	雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)	現年度	0円	現年度	747,496円
		過年度	9,867,287円	過年度	11,012,257円
		計	9,867,287円	計	11,759,753円
学校教育分野	進学奨励金返還金	現年度	3,591,793円	現年度	3,888,906円
		過年度	10,785,590円	過年度	7,253,934円
		計	14,377,383円	計	11,142,840円
	大学等進学資金貸付金返還金	現年度	1,298,200円	現年度	2,326,000円
過年度		9,838,200円	過年度	8,093,200円	
計		11,136,400円	計	10,419,200円	
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金	現年度	731,000円	現年度	168,000円	
	過年度	228,000円	過年度	60,000円	
	計	959,000円	計	228,000円	
スクールカウンセラー通勤手当返還金	現年度	0円	現年度	0円	
	過年度	0円	過年度	97,280円	
	計	0円	計	97,280円	
合計		100,282,464円		82,220,719円	

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

(三重県高等学校等修学奨学金返還金等)

- (1)平成23年6月、長期(6ヶ月以上又は12回以上にわたり滞納のある債権)135件(21,972,442円)を外部債権回収会社に追加委託を行いました。
- (2)平成23年10月、裁判所に支払督促を申し立てた債権(2件)の債務名義を取得しました。
- (3)平成24年3月までに、短期(1ヶ月以上3ヶ月未満)について2回、中期(3ヶ月以上6ヶ月未満)について4回、長期(6ヶ月以上又は12回以上)について3回、本人、保護者、連帯保証人に返還状況通知を行いました。

(雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分))

教職員恩給及び退職年金過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことから発生するため、事件後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるように担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成23年度は、再度、平成23年6月2日付けで3金融機関3支店に対し債権差押命令の申立を行い、そのうち2金融機関2支店に債権があることを確認し、計49,037円の預金差押を執行しました。その後も、平成23年8月8日付けで2金融機関2支店に債権差押命令の申立を行い、計1,094円の預金差押を執行しました。さらに、平成23年10月5日付けで3金融機関5支店に対し債権差押命令の申立を行い、2金融機関2支店に債権があることを確認し、計48,149円の預金差押を執行しました。また、平成23年12月5日付けで4金融機関4支店に対し債権差押命令の申立を行い、1金融機関1支店に債権があることを確認し、65,663円の預金差押を執行し、これまで計163,943円の債権を回収しました。

なお、残る1件については、全く資力がなく、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行い、着実な債権回収に努力しました。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)

当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。転居先不明となっていた滞納者に対しては、調査により住居の特定を行い、転居先に督促状を送付しました。また、新たに滞納した者については、返還依頼書を送付するとともに、電話、自宅訪問により、未収金の回収に努めました。

(進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金)

- (1) 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組むとともに、平成22年度から専任の嘱託員を配置し、収納促進に努めました。
- (2) 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書により返還を促しました。
- (3) 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話により督促しました。
- (4) 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状により返還を督促しました。

2 取組の成果

(三重県高等学校等修学奨励金返還金等)

- (1) 外部債権回収会社に委託した債権(33,304,399円)について、平成23年4月から平成24年3月までに10,960,348円を回収しました。(回収率32.91%) また、今後債務者が外部債権回収会社に納付すると約束した金額は、月1,064,400円となっており、今後も委託した債権の滞納状況の改善が期待されます。(平成24年3月末時点)
- (2) 支払督促を申し立てた2件の債権のうち1件は分納を継続しています。もう1件は連絡がないため、強制執行を検討しています。
- (3) 市町行財政室の住基ネットシステムを活用し、転出者は戸籍等により確認する等、滞納者の住所を正確に把握して、督促を行った結果、任意で支払に応じる者が大幅に増加しました。(平成24年3月末時点)

これらの取組により、現年度の未収金が前年度決算金額より減少すると同時に、過年度未収金収納率は39.52%(前年決算比24.95%増)と前年を上回っています。

(雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分))

教職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから以後の過払いによる未収金は皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した1件については預金差押を執行し、これまで163,943円の債権を回収しました。その結果、平成23年度末の未済額は9,561,503円となりました。

残り1件については、自宅訪問を実施し分納の履行について厳格に対応し、これまで31,000円を回収しています。その結果、平成23年度末の未済額は110,841円となりました。

これら2件を合わせた平成23年度末の収入額は、194,943円、未済額は9,672,344円となります。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)

未収金のうち10,000円を収納しました。

(進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金)

- ・進学奨励金返還金の未収金のうち504,506円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の未収金のうち775,120円を収納しました。(平成24年3月末現在)

平成 24 年度以降（取組予定等）

（三重県高等学校等修学奨学金返還金等）

滞納の初期段階から、本人、保護者、連帯保証人に対し、教育委員会事務局予算経理課による滞納に対する取組を明示した文書を定期的に送付し、滞納が長期化することを未然に防止します。

長期にわたる債権については、外部債権回収会社へ委託し、専門的な回収を行います。

外部委託債権回収会社に委託しても滞納状況が改善しない場合は、法的措置の判断基準に沿って裁判所に支払督促を申立てます。

（雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分））

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、預金差押による積極的な債権の回収を図るとともに、債務者本人と接触を図り返済を求めています。

残り 1 件についても訪問による督促、分割収納を進め未収金の解消に努めています。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めています。

（進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金）

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めています。

部局名 教育委員会

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (イ) 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 <p style="text-align: right;">(教育支援分野)</p>
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 雇用保険については、事務補助員、学校栄養補助員、週 20 時間以上の再任用職員が対象者となり、当月分の給料月額に対し、保険料徴収を行っています。65 歳以降に新たに雇用される者は、雇用保険の被保険者となれないにも関わらず、保険料を徴収したことにより、歳入戻出が生じました。 雇用保険の対象者については、徴収の際、年齢を確認するとともに、グループ内にて制度概要を周知する等の取組を行いました。 2 取組の成果 引き続き取組を行うことで、適正な事務処理を進めました。
平成 24 年度以降（取組予定等） 平成 24 年 4 月採用予定者のうち、雇用保険対象者については、グループ内にて年齢を確認し、誤徴収が発生しないよう事務を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 6,533,114 円（対前年度比 40.3%）あり、前年度と比べて 9,678,818 円減少しているものの、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収納収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

- ・高等学校授業料（経営企画分野）
- ・弁償金（教育支援分野）
- ・学校開放事業電気使用料等（県立高等学校：3校）

箇所名	収入未済科目等	平成 22 年度		平成 21 年度	
県立高等学校 (43校)	高等学校授業料	現年度	—	現年度	11,159,859 円
		過年度	5,877,533 円	過年度	4,449,055 円
		計	5,877,533 円	計	15,608,914 円
県立高等学校 (1校)	弁償金	現年度	—	現年度	—
		過年度	586,781 円	過年度	586,781 円
		計	586,781 円	計	586,781 円
県立高等学校 (3校)	学校開放事業電気 使用料等	現年度	68,800 円	現年度	16,237 円
		過年度	—	過年度	—
		計	68,800 円	計	16,237 円
合 計		6,533,114 円		16,211,932 円	

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

(高等学校授業料)

- ① 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。
- ② 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対しては、これらに加えて校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。
- ③ 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるしかない者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。

- ・平成 23 年度支払督促・・・13 件の債権について実施済（債権総額 631,174 円）

（平成 24 年 3 月 31 日時点）

(弁償金)

- ・平成 16 年 4 月に白子高校体育用具庫が焼失した件で、原因者である少年（当時）3 名の保護者に損害賠償金の請求をしていたところ、2 名は完納されました。残り 1 名は、自宅訪問や文書による督促を行い未収金の解消に努めてきましたが、平成 20 年 3 月以降、納入がありませんでした。
- ・このため、平成 23 年 9 月、津簡易裁判所に民事訴訟法に基づく支払督促を申し立てたところ、相手方から異議申立てがなされ、通常訴訟に移行し、同年 12 月に同裁判所で県側の請求を認める判決が出されました。
- ・相手方はこれを不服として、平成 24 年 1 月に津地方裁判所に控訴しました。

(学校開放事業電気使用料等)

当該未収金のうち、教員住宅使用料については、滞納者に対して早期に納付するよう督促するとともに、担当者と使用者との間の連絡が不十分であったため徴収が遅れたことから、連絡を密にし、さ

らに複数による(事務長、事務次長)チェックを行うとともに進捗管理に努めました。また、県立学校体育施設開放事業にかかる電気使用料については、利用団体の納付漏れによる滞納であるため、該当団体に催告を行うとともに、今年度からの納付状況を改善するよう指導しました。

2 取組の成果

(高等学校授業料)

平成24年3月末日現在での過年度未収金の回収額は2,662,599円となっています。

(弁償金)

民事訴訟法に基づく支払督促を申し立てたことにより、時効が中断しました。

(学校開放事業電気使用料等)

未収となっていた教育住宅使用料及び学校開放事業電気料については完納しました。今年度については、催告を行わなければならないような事例は発生していません。

平成24年度以降(取組予定等)

(高等学校授業料)

- ①各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- ②滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取組事例を紹介する等助言指導を実施します。
- ③各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、知事名通知により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- ④各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。

(弁償金)

訴訟について、県の主張が認められるよう適切に対応していきます。

(学校開放事業電気使用料等)

教員住宅使用料については、今後も複数による(事務長、事務次長)チェックを行うとともに進捗管理に努め、未収金の発生の防止を図っていきます。また、学校開放事業電気使用料については、納期限直前に収納状況を財務端末で確認を行うとともに、納付意識を高めるため、納付が遅れた団体に対しては電話や催告書を送付するなど、期限内納付への理解が深まるよう周知徹底していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(イ) 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 過年度未収金（授業料）の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (桑名高等学校)</p> <p>(2) 現金納付された過年度未収金(授業料)等の収納処理が遅延していた。 (久居高等学校)</p> <p>(3) P T A会費を県の歳入として受け入れたことにより、歳入戻出を行っていた。 (飯南高等学校)</p> <p>(4) 教育財産目的外使用に係る使用料の納入通知が遅延していた。 (水産高等学校)</p> <p>(5) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (木本高等学校)</p> <p>(6) 負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (玉城わかば学園)</p> <p>(7) 誤って二重に財務会計システムに登録したことにより現金日計表に長期間にわたり残高が発生していた。 (玉城わかば学園)</p> <p>(8) 負担金等の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (書面監査：3校)</p> <p>(9) 事務処理誤りにより現金日計表を後日修正していた。 (書面監査：3校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成23年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成23年10月27日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成23年12月16日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、平成23年4月7日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成24年1月16、18日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的に送付がある「相談支援だより」について、特に注意すべきポイントを示したうえで、事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成23年4月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 授業料の収納に関して、財務システムによる現金収納票が発行できなかったため手書きにて現金収納票を作成したところ、その金額に誤りがあり過徴収を招く結果となったことから、現金の収納の際は、可能な限り財務システムによる収納票の発行を行うとともに、実際に収納する前に複数人でチェックするよう努めました。</p> <p>(2) 銀行が至近になく、また、他業務が多忙であったため、収納が遅延した案件がありました。以後は、会計規則に則り、収納するよう努めました。</p>

- (3) 納付書の収入明細書にかかる確認が不十分で、全額を県の収入として受け入れてしまったことから、納付書の収入明細の確認及び未納台帳等との確認を徹底し、複数人でチェックすることに努めました。
- (4) 担当者間の引継ぎが不十分であったため処理が遅れたことを踏まえ、引継ぎの徹底を行うとともに、管理職からの確認を行うよう努めました。
- (5) (6) (8) 学校内の情報共有をより密にするとともに、口座振替の事務処理について再度確認を行い、事務処理誤りの発生防止に努めました。
- (7) (9) 現金収納の処理について、財務会計システムへの入力誤り等により現金日計表においても誤りが発生していたことから、登録前に内容の確認を十分に行うとともに、登録内容のチェックを適宜実施することに努めました。

2 取組の成果

定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) その後、同様の事案は生じていません。
- (2) 会計規則に規定されている日数以内での収納処理を行いました。
- (3) 未納台帳等との確認及び複数人でチェックを行ったことにより、事務処理の誤りがなくなりました。
- (4) 適切な事務処理がなされました。
- (5) (6) (8) 担当者間の連携や確認に努め、適切な事務処理を行いました。
- (7) (9) 適切な事務処理に努めた結果、現金日計表にかかる誤りは発生していません。

平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務のための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) 引き続き、現金の収納の際は、複数人による確認を行い、チェックの徹底により同様の事案が生じないように努めていきます。
- (2) 引き続き会計規則を遵守し、適正な事務処理に努めていきます。
- (3) 引き続き未納台帳等の確認と複数人のチェックを完全に履行するよう努めていきます。
- (4) 今後も会計規則等を順守した事務処理を遂行していきます。
- (5) (6) (8) 今後も情報共有に努めるとともに、事務処理にかかる確認を徹底していきます。
- (7) (9) 現金収納にかかる処理について、今後も適切な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県教職員人事管理システム機器更新に伴うデータ移行等業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (教育支援分野)
- (2) 【杉の子特別支援学校及び同石薬師分校給食調理委託】
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。 (学校教育分野)
- (3) 【「いじめ防止啓発パンフレット」印刷業務委託】
原稿の内容誤りによる増額変更がされていた。 (学校教育分野)
- (4) 【平成22年度総合型地域スポーツクラブマネジャー・スタッフ養成事業委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (社会教育・スポーツ分野)
- (5) 【産業廃棄物収集運搬業務委託】
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (川越高等学校)
- (6) 【平成22年度一般廃棄物収集運搬業務】
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市南高等学校)
- (7) 【QU講習会委託】
施行伺いの決裁がされていなかった。 (朝明高等学校)
- (8) 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (四日市四郷高等学校)
- (9) 【進路・大職員室複写機保守点検業務】
施行伺いの決裁がされていなかった。 (白子高等学校)
- (10) 【非常勤講師業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (稲生高等学校)
- (11) 【漏水調査業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (亀山高等学校)
- (12) 【エレベーター点検保守業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (亀山高等学校)
- (13) 【理科棟エレベーター定期点検業務委託】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (津高等学校)
- (14) 【津高等学校廃棄物収集処理業務委託】
検査が、回収日ごとに実施されていなかった。 (津高等学校)
- (15) 【平成22年度津西高等学校廃棄物収集・運搬業務】
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (津西高等学校)
- (16) 【平成22年度津西高等学校合併浄化槽維持管理業務】
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。 (津西高等学校)
- (17) 【廃棄物収集運搬処分業務委託】
検査が、回収日ごとに実施されていなかった。 (津東高等学校)
- (18) 【エレベーター保守点検管理業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (津商業高等学校)
- (19) 【学籍管理システムソフトの保守業務委託】
・ 予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。
・ 個人情報の責任体制等報告書が提出されていなかった。 (久居高等学校)
- (20) 【学籍管理ソフト保守契約】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (白山高等学校)
- (21) 【学校医業務年間契約】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (白山高等学校)
- (22) 【第2棟給水管洗浄及び防錆処理業務】
電子調達システムへの入力情報が誤っていた。 (相可高等学校)

- (23) 【福祉科介護福祉コースに係る福祉実習業務】
執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。(明野高等学校)
- (24) 【消防用設備等点検・報告業務】
執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。(明野高等学校)
- (25) 【浄化槽維持管理業務】
執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。(明野高等学校)
- (26) 【消防用設備等点検・報告業務】
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。
・契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(水産高等学校)
- (27) 【廃薬品等収集運搬処分業務】
・予算額を超えた予定価格を設定していた。
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。
・契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(水産高等学校)
- (28) 【水質等検査業務】
・執行伺いにおいて、起案・決裁文書の校合欄に認印がなかった。
・契約締結における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。(水産高等学校)
- (29) 【塵芥収集運搬委託】
予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。(あけぼの学園高等学校)
- (30) 【教育コーチング研修】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・見積徴取の旨の記載又は伺いがなかった。
・予定価格が設定されていなかった。
・検査がされていなかった。(木本高等学校)
- (31) 【木本高等学校第三棟備品類運搬業務委託】
仕様書、契約書及び完成認定書の履行期限が、年月日で記載されていなかった。(木本高等学校)
- (32) 【エレベーター保守点検業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約準備行為である」旨の記載がされていなかった。
・予定価格が設定されていなかった。(紀南高等学校)
- (33) 【ガス空調設備保守業務委託】
随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。(盲学校)
- (34) 【学校医委託業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(城山特別支援学校)
- (35) 【学校医委託業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(城山特別支援学校)
- (36) 【学校医業務】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。(緑ヶ丘特別支援学校)
- (37) 【学校医に関する業務委託】
随意契約理由が起案文書に記載されていなかった。(稲葉特別支援学校)
- (38) 【エレベーター保守管理委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・予定価格設定にかかる積算根拠が明確になっていなかった。(玉城わかば学園)
- (39) 【消防用設備等点検・報告委託業務】
契約書に定める「実施責任者の届出」、「業務履行確認」(前期分)が提出されていなかった。(玉城わかば学園)
- (40) 【エレベーター保守点検業務】
予定価格調書が作成されていなかった。(北勢きらら学園)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 23 年 4 月 7 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成 24 年 1 月 16、18 日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的な送付がある「相談支援だより」について、特に注意すべきポイントを示したうえで事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 23 年 4 月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (4) (10) (11) (12) (13) (18) (20) (21) (30) (32) (34) (35) (36) (38) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、事前検査の対象案件への認識が誤っていたことに起因する事案が多いことから、改めて職員に出納局検査について周知徹底を図るとともに、複数名によるチェック機能の強化や出納局が実施する研修会の積極的な参加など、再発防止に向けた改善に努めました。
- (2) (14) (17) (30) 契約の履行完了時における検査の未実施または検査結果が記録されていなかったことについては、支出の根拠となる履行確認の必要性を認識し、検査を確実に実施したうえで記録するよう徹底を図りました。また、検査が回収日ごとに実施されていなかったことについては、回収日ごとに確認した結果を記録することとしました。
- (3) 印刷作業終了後に原稿内容の誤りを発見したことから、校正作業の際は、複数名でチームを組んで読み合わせを行い、全員で点検することで校正ミスの防止に努めました。
- (5) (6) (8) (15) (16) (19) (27) (28) (29) (38) 予定価格の設定にかかる積算根拠が明確となっていなかったことについては、積算根拠を明確に起案等に記載するよう改善を図りました。また、予定価格の未設定、予定価格調書の未作成及び予算額を超えた予定価格が設定されていたことについては、複数によるチェックを確実にを行うとともに、会計規則及び運用方針等の内容を正確に理解したうえで適切な契約事務を行うよう努めました。
- (7) (9) (30) 施行伺いの未決裁及び見積徴取の旨の記載又は伺いがなかったことについては、施行伺いや見積徴取の伺いにかかる決裁を確実に受けることを含め、契約事務における基本的な事項を適切に処理し、再発防止することに努めました。
- (19) (39) 個人情報の責任体制等報告書及び契約書に定める書類が徴取されていなかったことについては、当該書類を徴取するとともに、契約書の条項を正確に認識し、委託業務契約を履行するために必要な書類を確実に徴取するよう努めました。
- (22) (31) (32) (33) (37) 随意契約理由が起案文書に記載されてなかったことについては、事業者選定理由を含む随意契約理由の内容について、詳細に記載するよう改善を図りました。また、電子調達システムの入力誤りや契約準備行為である旨の記載がなかったこと、及び履行期限が年月日で記載されていなかったことについては、基本的な事項に誤りがないか複数によるチェックを確実にを行うとともに、会計規則等に基づき適切な事務処理を行うよう努めました。

(23) (24) (25) (26) (27) (28) 起案文書の公印、校合欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないまま公印を使用していたことについては、文書内容のチェックを行った後に押印することが漏れていたため、公印の取扱に関して再度公文書管理規程及び公印規則に基づき校合印、公印取扱主任者の認印が押印されているか確認の徹底を図りました。

2 取組の成果

定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

(1) (4) (10) (11) (12) (13) (18) (20) (21) (30) (32) (34) (35) (36) (38) 執行伺いの決裁後に出納局の事前検査を受ける必要がある契約について決裁時に確認するよう努め、速やかに検査を受けるよう職員の意識の向上が図られました。

(2) (14) (17) (30) 契約の履行完了時における検査を実施し、結果について記録するよう確認の徹底が図られました。

(3) 取組の結果、平成23年度には、印刷物の校正ミスは発生していません。

(5) (6) (8) (15) (16) (19) (27) (28) (29) (38) 予定価格の設定については積算根拠を明確に記載するか、積算資料を添付するなど適切な事務処理が行われるよう改善されました。

(7) (9) (30) 施行や見積徴取にかかる伺いについての的確に決裁を受けて、入札（見積）から契約に至る事務処理について適切に行うよう改善されました。

(19) (39) 契約書に定める徴取が必要な書類については、適切に処理するよう改善されました。

(22) (31) (32) (33) (37) 随意契約理由の記載にあたっては、該当法令だけではなく具体的な選定理由を含めて適切に処理することができました。また、事務処理における基本的な事項を十分確認しうるよう、チェック体制を強化して再発防止が図られました。

(23) (24) (25) (26) (27) (28) 公文書取扱事務の取扱いを再確認して、公印の押印起案文書の処理にあたっては押印漏れなどの誤りがないよう改善されました。

平成24年度以降（取組予定等）

平成24年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務のための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

(1) (4) (10) (11) (12) (13) (18) (20) (21) (30) (32) (34) (35) (36) (38) 引き続き、事前検査対象となる案件を正確に認識したうえで、複数名のチェックにより執行伺いの決裁後において速やかに検査を受けるよう留意し、適切な事務処理の確保に努めていきます。

(2) (14) (17) (30) 今後も、契約における検査を適切に実施し、検査結果を正確に記録するよう努めていきます。

(3) 今後も、印刷物の校正の際は複数名で読み合わせを行い、全員点検の対応を徹底することで、校正ミスの防止に努めていきます。

(5) (6) (8) (15) (16) (19) (27) (28) (29) (38) 引き続き、予定価格の根拠となる積算を明確にするよう努めるとともに、予定価格の設定及び調書の作成について適切な処理の徹底を図っていきます。

(7) (9) (30) 必要な決裁を確実に受けるよう注意し、適切な事務処理に努めていきます。

(19) (39) 契約書の内容を正確に認識し、書類の徴取に漏れがないよう十分留意して事務処理に努めていきます。

(22) (30) (31) (32) (33) (37) 引き続き、随意契約理由を明確にするとともに、複数名によるチェックを行い、基本的な事務処理に誤りが発生しないよう努めていきます。

(23) (24) (25) (26) (27) (28) 起案文書については押印漏れがないようチェックを徹底し、より一層適切な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【玉竜旗剣道大会生徒引率】「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。(白子高等学校)</p> <p>(2) 【NAGANOフェスティバル生徒引率】「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」が提出されていなかった。(白子高等学校)</p> <p>(3) 【修学旅行の下見】復命書に視察先の所在地や視察内容の概要を示す記述あるいは書類の添付がされていなかった。(津東高等学校)</p> <p>(4) 【修学旅行の下見】復命書において、視察の内容について概要が把握できる記述がなかった。(津東高等学校)</p> <p>(5) 【日織研第 113 回理事会・第 51 回総会研究協議会】県外出張(岡山県倉敷市)における交通費について、自家用車利用が鉄道利用に比べて高額となっていることが、理由について旅行命令時の確認が十分でなかった。(松阪工業高等学校)</p> <p>(6) 【全日音研高等学校部会全国理事会・全国大会】復命書の内容の記載が「別添のとおり」のみであり、研修内容等の記載がなかった。(松阪工業高等学校)</p> <p>(7) 【平成 22 年度健康教育指導者養成研修】復命書に用務時間が記載されていなかった。(松阪工業高等学校)</p> <p>(8) 【全国高等学校協会総会他】復命書に記載について日程のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(飯南高等学校)</p> <p>(9) 【第 49 回全国高等学校教頭会総会・研究協議大会】復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(名張西高等学校)</p> <p>(10) 【全国高等学校長協会・人権・同和教育研究協議会】復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(名張西高等学校)</p> <p>(11) 【全国総合学科高等学校長協会総会・研究協議会】復命書の記載について項目のみの記述にとどまり、その内容の記述がなかった。(名張高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) (2) 「自家用車等による児童・生徒の輸送承認申請書」について、該当する旅行命令においては必ず提出するよう、職員会議で周知徹底するとともに、旅行命令の決裁時に「児童・生徒の輸送有り」にチェックが入っている場合には、「申請書」が提出されているか確認することにしました。</p> <p>(3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 復命書の記載が不十分であったことについては、復命書について用務の内容を正確に記載することや、必要に応じて関係資料を添付するよう、職員会議等で改めて周知を図りました。</p> <p>(5) 旅行命令時に旅行行程や移動手段について十分確認を行い、適切な事務処理を行うよう努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事</p>

務処理の徹底への意識が高まりました。

- (1) (2) 「輸送有り」に該当する旅行命令については、職員から「申請書」が提出されました。
- (3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 復命書の記載内容や添付資料について、適切に処理されるとともに、必要な事項については職員間の情報共有を図ることができました。
- (5) 必要な事項について十分確認することで、旅費に関する事務が適切な処理されました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 年度始めの職員会議において必要な場合は「申請書」を提出するよう周知し、旅行命令の決裁時における提出の確認を行っていきます。
- (3) (4) (6) (7) (8) (9) (10) (11) 引き続き復命書については内容を把握できるよう、詳細に記載することを職員に対して周知徹底していきます。
- (5) 引き続き旅行命令の際は旅行行程や内容等のチェックを十分行い、適切に執行するよう努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。(亀山高等学校)</p> <p>(2) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。(紀南高等学校)</p> <p>(3) 短期間に同様の消耗品を分割して発注していた。(玉城わかば学園)</p> <p>(4) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。(玉城わかば学園)</p> <p>(5) 郵便切手を過剰に購入し、在庫枚数が使用枚数に比べて著しく多くなっていた。(玉城わかば学園)</p> <p>(6) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。(度会特別支援学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成23年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成23年10月27日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成23年12月16日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、平成23年4月7日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成24年1月16、18日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的な送付がある「相談支援だより」について、特に注意すべきポイントを示したうえで事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成23年4月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」にかかる運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1)(2)(4)(6) 支出負担行為決裁直後に財務会計システムにおいて支出負担行為整理を行わなかったことにより発生したため、規定に基づく適切な処理を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>(3) 消耗品にかかる在庫管理を的確に行い、必要な数量を適切な手続きで発注するよう努めました。</p> <p>(5) 切手の使用実績に対応した在庫枚数を把握し、過剰な購入を行わないよう徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校</p>

事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) (2) (4) (6) 支出負担行為決裁後速やかに財務会計システムで支出負担行為整理を行うよう努め、適切に処理しました。
- (3) 必要な数量を計画的に発注して、適切な手続きにより購入することができました。
- (5) 日常の在庫管理を適切に行い、過度の在庫が解消されました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

平成 24 年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務のための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) (2) (4) (6) 支出負担行為整理について、今後も発注してから速やかに財務会計システムに入力するよう努めていきます。
- (3) 今後も、必要な数量を適切な手続きで発注するよう努めていきます。
- (5) 今後も、適切な在庫管理と使用実績に対応した購入に努めていきます。

部局名 教育委員会

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 非常勤講師 1 名の報酬額が誤って支出されていた。</p> <p style="text-align: right;">(津商業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) ただちに歳出戻入を行うとともに、不注意により起こったものであることから、以後決裁において、職員のチェックを強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今年度は、すべて適正に報酬を支払っています。</p>
<p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後もチェックを厳しく行い、不注意によるミスをなくしていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (経営企画分野)
- (2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (教育支援分野)
- (3) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (教育支援分野)
- (4) 学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理で、明確になっていなかった。 (教育支援分野)
- (5) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (学校教育分野)
- (6) 「教育財産使用許可(貸付)台帳」が作成されていなかった。 (社会教育・スポーツ分野)
- (7) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (埋蔵文化財センター)
- (8) 「教育財産使用許可(貸付)台帳」が整理されていなかった。 (四日市高等学校)
- (9) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (四日市高等学校)
- (10) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (四日市南高等学校)
- (11) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (四日市南高等学校)
- (12) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (菰野高等学校)
- (13) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (石薬師高等学校)
- (14) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (津西高等学校)
- (15) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (津工業高等学校)
- (16) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (津商業高等学校)
- (17) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (津商業高等学校)
- (18) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (白山高等学校)
- (19) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (松阪工業高等学校)
- (20) 毒物及び劇物取締法に基づく盗難防止等の措置が、適切に行われていなかった。 (飯南高等学校)
- (21) 毒物及び劇物取締法に基づく劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (宇治山田商業高等学校)
- (22) 毒劇物の管理について、保管薬品のリストが作成されていなかった。 (明野高等学校)
- (23) 実習船の売却時に不用物品の決定及び処分にかかる手続きを行っていなかった。 (水産高等学校)
- (24) 農薬が薬品庫外にも置かれていた。 (上野農業高等学校)
- (25) 農薬の使用量、残量の記録が適正にされていなかった。 (上野農業高等学校)
- (26) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (木本高等学校)
- (27) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (木本高等学校)
- (28) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (紀南高等学校)
- (29) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (盲学校)
- (30) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (豊学校)
- (31) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (城山特別支援学校)
- (32) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示が行われていなかった。 (杉の子特別支援学校)
- (33) 教育財産目的外使用許可をしている水道管について、「公有教育財産使用許可(貸付)台帳」に記載されていなかった。 (稲葉特別支援学校)
- (34) 教育財産目的外使用の許可手続きについて、使用許可の更新手続きが行われていなかった。 (玉城わかば学園)

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (35) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 | (東紀州くろしお学園) |
| (36) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 | (東紀州くろしお学園) |

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (2) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (18) (27) (28) (29) (31) (36) 既に廃棄処分がなされた備品のうち物品管理台帳から削除されず存在していたものについては、再度対象物品の調査を行い、廃棄済みであることを確認した後台帳から削除しました。また、物品の廃棄にあたっては、台帳からの削除についても確認を徹底することに努めました。
- (3) (9) (16) (19) (26) (35) 対象備品に物品標示票を貼付しました。また、物品の管理状況を的確に把握し、物品標示票が剥がれているものは再度貼付するとともに、新規に購入した備品については速やかに物品標示票を貼付することの徹底を図りました。
- (4) 菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るように働きかけました。
- (6) (8) (33) 教育財産使用許可(貸付)台帳の作成及び整理を行うとともに、適切な事務処理を徹底するよう関係職員に周知することや、複数職員による確認を行うなどの取組を行いました。
- (7) (11) (17) (20) (21) (22) (30) (32) 法に基づく毒物・劇物の保管場所に必要な表示を行うとともに、保管薬品を管理するリストを作成し、適正な管理を実施されるよう改善を図りました。
- (23) 事務担当者の知識、経験不足等により不適切な事務処理がなされたことから、財産管理にかかる規則の遵守徹底を図りました。
- (24) (25) 旧上野農業高校の閉校までに不要な農薬類は処分するとともに、それ以外は施錠管理された薬品庫に集約し、使用に際しては庫内備付けの払出簿へと記載するように改めました。
- (34) 起案文書の整理が適切でなかったため、相手方に交付された使用許可書を確認し、再度起案文書の整理を行うとともに、文書の保存に慎重を期すことに努めました。

2 取組の成果

- (1) (2) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (18) (27) (28) (29) (31) (36) 対象の備品は廃棄済みであることを確認のうえ台帳から削除し、物品の現品照合についても確認を徹底するなど、物品の適正な管理が図られました。
- (3) (9) (16) (19) (26) (35) 物品標示票の貼付について適切な処理を行いました。
- (4) 菰野町は、当該用地を買い取ることにについて、現在の財政状況から困難であるとしています。
- (6) (8) (33) 適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (7) (11) (17) (20) (21) (22) (30) (32) 保有する薬品の種類及び在庫数量を正確に把握し、保管についても必要な表示を行い適正な管理を行うことができました。
- (23) 財産管理にかかる規則に基づき、適切な事務処理がなされました。
- (24) (25) 伊賀白鳳高等学校においても、旧上野農業高校と同様な取扱いを行うこととしました。
- (34) 簿冊及び起案文書の整理及び保管を適切に行いました。

平成 24 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) (5) (10) (12) (13) (14) (15) (18) (27) (28) (29) (31) (36) 今後も、物品の管理状況を適切に把握し、廃棄処分した備品については速やかに台帳から削除することに努めていきます。
- (3) (9) (16) (19) (26) (35) 今後も、物品標示票の貼付について適切な処理を行い、管理状況についても定期的に確認するなど、適切な物品管理を図っていきます。
- (4) 菰野高等学校の学校用地について、無償での借受分は継続するとともに、地権者からの用地取得の検討及び地権者との権利関係の整理に向けて、菰野町と引き続き協議していきます。
- (6) (8) (33) 今後も使用許可にかかる確認を徹底し、規則に基づいた適切な事務処理に努めるとともに、担当者が交代した場合は事務引き継ぎを確実にを行うよう留意していきます。
- (7) (11) (17) (20) (21) (22) (30) (32) 今後も毒物・劇物の保管及び管理について、適正に実施していくことに努めていきます。
- (23) 今後も財産管理については、規則等を順守した事務処理を遂行していきます。
- (24) (25) 農場が縮小されて使用量も減ったことから、今後は必要時に必要量だけを購入し使い切ることで農薬の保管量を漸減させていきます。
- (34) 今後も、適切な事務処理及び文書管理を行うことに努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失

- | | |
|---|-------------|
| (1) パソコンの損傷（修理代 65,100 円） | （学校教育分野） |
| (2) カメラの損傷（修理代 19,635 円） | （埋蔵文化財センター） |
| (3) 外部侵入者による更衣ロッカー等が損傷したが、金品亡失（損傷）報告書が提出されていなかった。（損害額 90,195 円） | （桑名工業高等学校） |
| (4) パソコンの損傷（修理代 21,000 円） | （川越高等学校） |
| (5) パソコンの損傷（修理代 21,000 円） | （四日市四郷高等学校） |
| (6) パソコンの損傷（修理代 73,500 円） | （四日市四郷高等学校） |
| (7) パソコンの損傷（修理代 73,500 円） | （四日市農芸高等学校） |
| (8) 公用車の損傷（修理代 15,383 円） | （菰野高等学校） |
| (9) パソコンの損傷（修理代 143,800 円） | （津東高等学校） |
| (10) パソコンの損傷（修理代 73,500 円） | （久居高等学校） |
| (11) パソコンの損傷（修理代 76,650 円） | （松阪工業高等学校） |
| (12) パソコンの損傷（修理代 21,000 円） | （明野高等学校） |
| (13) パソコンの損傷（修理代 21,000 円） | （紀南高等学校） |
| (14) パソコンの損傷（修理代 26,250 円） | （豊学校） |
| (15) パソコンの損傷（修理代 99,750 円） | （伊賀つばさ学園） |
| (16) パソコンの損傷（3 台 修理代 171,150 円） | （書面監査：3 校） |
| (17) 公用車の損傷（1 台 修理代 250,309 円） | （書面監査：1 校） |
| (18) パソコンの盗難（1 台 損害額 200,000 円） | （書面監査：1 校） |
| (19) 外部侵入者による更衣ロッカー、片袖デスクの損傷（損害額 52,038 円） | （書面監査：1 校） |

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

「金品の適正な管理について（通知）」（平成 23 年 7 月 28 日付教委第 20-144 号）で、各室長、埋蔵文化財センター所長、各県立学校長あて通知するとともに、県立学校長会議、教頭会議（1 月）において、具体的な件数や事例をあげるとともに金品の適正な管理について、あらためて周知徹底を図ることを依頼しました。また、平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認したとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。さらに、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) パソコンの損傷については、使用中の不注意により飲料をキーボード上にこぼしたり、蓋閉じの際に物品を端末上に置いてあったことなどより発生したものです。教職員に対しては、日常におけるパソコンの管理及び周辺環境の整理に留意し、パソコン使用中の飲食などに関する注意喚起を行ってきましたが、当該職員に限らず他の職員においても同様の事案が発生する可能性を考慮して、改めて職員会議・文書等で職員全員がパソコンの使用に当たって常に基本的な注意事項を順守するとともに、机上や執務室内の整理整頓に努めることなどの周知徹底を図り、再発防止に取り組みました。
- (2) 発掘現場などの足場が悪いタワー上での撮影の際には、カメラの置き方や位置に配慮し、必要に応じてロープで固定するなどの対策を講じました。
- (3) 外部侵入者による更衣ロッカー等が破損した直後に教育財産滅失、き損報告を提出しましたが、知事への金品亡失（損傷）報告書の提出は不要と誤認して提出していなかったものであり、未提出が判明した後直ちに金品亡失（損傷）報告書を提出しました。今後は、管理する物品について、亡

失（損傷）があった場合は、必要な報告を漏れなく行うよう徹底しました。

- (8) (17) 公用車の使用に関しては日常より注意喚起を行っていますが、改めて職員に対して細心の注意を払ったうえで作業、運行等行うよう職員に注意喚起を行いました。
- (18) 商業準備室に保管されていた県有備品のパソコン1台を亡失したものであり、商業準備室は使用時以外は担当教員により施錠されており、宿日直代行員の巡回においても異常がなかった状況の中で、盗難事件が発生しました。今回の事案を受けて、校内の全てのパソコンについて、セキュリティロック設置の有無を確認し、未設置のパソコンについては、ただちに設置しました。また、県の「情報適正管理マニュアル」に従い、適正な物品及び個人情報取り扱いについて、再度、職員に周知徹底を図るとともに、前年度より継続して職員の机の入替えを行い、貴重品の管理及びパソコンを完全に施錠できる体制を整えました。
- (19) 外部からの侵入があった体育教室は管理部署から目の届かないところにあるため、新たに防犯センサーを設置し、今年度から運用を開始しました。

2 取組の成果

- (1) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) パソコンを含めた物品の適正管理について、注意喚起と指導、執務環境の改善に取り組んだ結果、当該校における職員の意識の向上が図られましたが、平成23年度においてもパソコンの損傷事案が発生していることから、各所属において全ての職員が適正管理の重要性を再度認識するよう、改めて周知徹底を図りました。
- (2) 会議等の機会を利用し、職員の危機意識向上を図る研修を行った結果、今年度同様の事故は起きていません。
- (3) 物品の管理について職員の理解を図り、適切な事務処理が行われました。
- (8) (17) 事故を契機として更なる注意喚起を行ってきたことから、損傷を生じさせるような事態は発生していません。
- (18) 各職員の1人1台パソコンの適正な管理についての意識が向上し、パソコンにかかる金品亡失の事案は発生していません。
- (19) 以後、外部からの侵入者はなく、金品亡失も発生していません。

平成24年度以降（取組予定等）

- (1) (4) (5) (6) (7) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) 平成24年度以降も、不注意による損傷が発生しないために、適正な物品管理を徹底するよう、随時、注意喚起を行うように努めていきます。特にパソコンの取り扱い及び執務環境の整理には十分注意を払ったうえで使用するなど、今後も職員に対し県有財産の適正な管理を行うよう周知を図っていきます。
- (2) 今後も損傷事故の発生防止にかかる取組を継続していきます。
- (3) 物品管理にかかる事務について、今後も職員の理解を図り、適切な事務処理に努めていきます。
- (8) (17) 引き続き財産管理について職員が意識して業務を行うよう周知し、作業を行う際には周囲に配慮しながら行うことなどを折に触れて注意喚起を行っていきます。
- (18) 朝の職員打ち合わせや校内インターネット掲示板などで、1人1台パソコンの適正な管理について通知し、周知を図るとともに月1回開催の職員会議において、金品亡失を含めた県費会計の適正な取扱いについて、周知を図っていきます。また、学期に1回、パソコン等物品及びデータの管理状況のチェックシートを全職員で行うことで意識啓発を図り、引き続き県有財産の適正な管理・使用の徹底に努めていきます。
- (19) 不在時や退校時の確実な施錠、防犯センサーの適正運用などを啓発、実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 確認不足により歳出戻入を行っていた。(桑名高等学校)
- (2) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名工業高等学校)
- (3) 誤った支出負担行為、支出命令による支払により歳出戻入を行っていた。(川越高等学校)
- (4) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(四日市南高等学校)
- (5) 誤払いにより歳出戻入を行っていた。(朝明高等学校)
- (6) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(四日市商業高等学校)
- (7) 二重払により歳出戻入を行っていた。(四日市商業高等学校)
- (8) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。(菰野高等学校)
- (9) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。(石薬師高等学校)
- (10) 支払い方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。(津高等学校)
- (11) 単価誤りにより歳出戻入を行っていた。(津西高等学校)
- (12) 支払対象の確認もれにより歳出戻入を行っていた。(津東高等学校)
- (13) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(津工業高等学校)
- (14) 請求金額の見誤りにより歳出戻入を行っていた。(津工業高等学校)
- (15) 総務事務システムの入力誤りにより旅費の二重請求があった。(久居高等学校)
- (16) 支払額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(白山高等学校)
- (17) 支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(相可高等学校)
- (18) 発注誤りにより歳出戻入を行っていた。(明野高等学校)
- (19) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。(志摩高等学校)
- (20) 支払先誤り等により歳出戻入を行っていた。(水産高等学校)
- (21) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(木本高等学校)
- (22) 積算誤りによる過払いにより歳出戻入を行っていた。(紀南高等学校)
- (23) 自己検査における物品照合の結果と管理状況に不整合があった。(城山特別支援学校)
- (24) 自己検査における物品照合の結果が財務会計システムに登録されていなかった。(玉城わかば学園)
- (25) 二重払により歳出戻入を行っていた。(玉城わかば学園)
- (26) 資金前渡通常払にかかる精算が行われていなかった。(東紀州くろしお学園)
- (27) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。(書面監査：9校)

講じた措置

平成 23 年度

1 実施した取組内容

平成 23 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各室長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 23 年 10 月 27 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 23 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務長会全員研修会において、定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して説明事項を記載した資料を配布し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、平成 23 年 4 月 7 日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、平成 24 年 1 月 16、18 日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局会計支援室から定期的な送付がある「相談支援だ

より」について、特に注意すべきポイントを示したうえで事務局内に周知徹底を図りました。また、予算編成及び執行に関する基礎的な知識の向上を図ることにより、会計事務の適正化にとっても有効であると考え、事務局内において「教育費予算編成・執行のための基礎講座」を開催し、予算・支出にかかる具体的な仕組みや事務処理について職員が理解を深めるよう取り組みました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成23年4月に開催された県立学校事務長会全員研修会及び県立学校教育事務研究会研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配布し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会及び事務局が共同でプロジェクトメンバーの募集を行い、掲載用資料の提供・編集やメールマガジン「ウィキ通信」の発刊など、学校事務に関する情報やノウハウの共有を促進することに努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (25) (27) 事務処理誤り等による歳出戻入については、支払相手先や請求書の内容確認が不十分であったことや、県費負担に関する認識や支出金額の算定方法が誤っていたことなどに起因しています。いずれの事案についても、内容を確認した後に歳出戻入にかかる処理を行いました。今後、同様の事案が発生しないよう複数職員によるチェックを強化するとともに、支出に関して確認すべき情報が適切に関係職員に共有されるよう、確認や連絡を徹底することを図りました。
- (4) (6) (8) (9) (13) (21) (23) (24) 平成23年度から自己検査における物品照合の結果については、財務会計システムへの登録が任意となりましたが、各所属において物品照合を適切に行い、必要に応じて結果を登録することとしました。また、照合結果と管理状況が不整合であった備品については、再度確認を行い、物品管理台帳の整理を行いました。
- (15) 当該年度に導入された不慣れなシステムであったため旅費の二重請求が発生したことから、職員全員に旅費システムの取扱いに関する周知を図り、二重請求等の誤りに留意するよう注意喚起を行いました。
- (26) 資金前渡払の処理を行ったことを失念していたことから精算を行っていなかったため、事実が確認されてから速やかに精算処理を行いました。

2 取組の成果

定期監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底への意識が高まりました。また、「事務提要ウィキ」については、事務職員により学校事務に関して「知りたいこと」「知ってほしいこと」への情報共有が深まるとともに、事務に活用できる資料の掲載を充実させることができました。

- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (25) (27) 再発防止に向けて、支出手続き及び内容にかかるチェックを強化した結果、事前に把握できる事案については歳出戻入が発生しないよう改善され、適切な事務処理が確保されるようになりました。
- (4) (6) (8) (9) (13) (21) (23) (24) 自己検査における物品照合を適切に行うとともに、管理状況を把握して適切な事務整理を行うことで、台帳との不整合が生じないようにしました。
- (15) 周知の結果、旅費の二重請求等の不適切な事務処理はなくなりました。
- (26) 毎月、資金前渡払を行った事案の有無を確認し、精算処理を失念することのないよう改善しました。

平成24年度以降（取組予定等）

平成24年度以降も、会計事務について適切な事務処理に努めるとともに、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務をさせるための環境づくりへの支援に取り組んでいきます。

- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (25) (27) 支出に係る事務について、今後も不注意による事務処理誤りが生じないよう複数によるチェックを徹底するとともに、内容が不明確なまま支払することがないよう確認と情報共有を的確に行い、適切な事務処理を確保するよう努めていきます。
- (4) (6) (8) (9) (13) (21) (23) (24) 今後も現品照合を適切に行い、結果に基づいて必要な事務処理が漏れることのないよう努めていきます。

(15) 今後も職員に対する旅費システムの取扱いに関する周知を心がけ、適切な事務処理に努めていきます。

(26) 支出に係る事務について、チェックを徹底し、適切な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%）（物損額：県 0 円・相手 89,200 円） （経営企画分野）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 20%・相手 80%）（物損額：県 40,950 円・相手 128,312 円） （学校教育分野）</p> <p>(3) 人身事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 6,800 円） （治療費等：県 0 円・相手 895,610 円）（伊賀白鳳高等学校）</p> <p>(4) 物損事故（負担割合：県 30%・相手 70%）（物損額：県 42,352 円・相手 29,939 円） （盲学校）</p> <p>(5) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）（物損額：県 503,600 円・相手 0 円） （書面監査：1 校）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保についての通知（7 月、11 月）の中で、交通事故に対する注意喚起を呼びかけ、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。また、県立学校長会議や教頭会議、市町等教育長会議において、交通事故の件数や事例をもとに、交通事故防止についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>なお、個別の事案にかかる取組については下記のとおりです。</p> <p>(1) 職員の綱紀肅正及び服務規律の確保についての通知（7 月、11 月）時に、室内会議において注意喚起を呼びかけ、事故防止の徹底を図ることを確認しました。室員に「交通安全講習」（10 月 20 日に出納局が実施）を受講させるとともに、講習内容について、全室員で共有しました。</p> <p>(2) 毎月 1 回の生徒指導特別指導員本庁研修会において、生徒指導特別指導員に対し、交通事故防止に努めるよう指導するとともに、平成 23 年 10 月 20 日に開催された職員を対象とした交通安全講習を受講させました。また、生徒指導特別指導員が学校訪問等に出かける際には、交通事故防止に努めるよう個々に声かけを行いました。</p> <p>(3) 当該職員が多忙を極める状態で業務を遂行していたこと、また業務上不慣れな公用車を運転せざるを得なかったことなどに起因した事故であることを踏まえ、事故後、当該職員には校長より仕事の方法や公用車使用について、また安全運転について十分注意するとともに、その他の職員に対しても、安全運転と注意義務、また公用車の使用について注意喚起しました。本人も公用車の運転を控えるよう留意して業務にあたりました。その他、各職員の業務内容や分担、担当者等の見直しを図ることとしました。</p> <p>(4) 交通事故防止の取組のため、校長が毎月の職員会議・朝の打ち合わせ等で職員に公私ともに交通ルールや交通マナーを遵守し、交通事故防止に努めるように注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 公用車運転開始前のブレーキ、ハンドル等機器の安全点検を実施するよう心がけ、運行に際しては、狭隘な道路や工事中の道路や混雑する道路を避けるなど計画的かつ安全な運行に努めました。また、職員会議等を通じ、職員に対し公用車等の運転には十分注意するよう周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われ ます。</p> <p>(1) 通知や交通安全講習内容をもとに、全室員で話し合う機会を持つことによって、安全意識等が高まりました。</p> <p>(2) 取組の結果、平成 23 年度において職員の交通事故は発生していません。</p> <p>(3) 本年度、本人は公用車を運転しないように業務を行い、他の職員においても安全運転、事故防</p>

止に取り組み、公用車による事故は発生していません。また、業務内容や分担、担当者についても見直しを行い、公用車に不慣れな職員が運転しないよう取り組むことができました。

(4) 職員には、交通事故防止に努める意識が浸透してきており、その後、公務中の交通事故は起きていません。

(5) 平成 22 年 7 月 22 日以降、職員の交通事故は発生していません。

平成 24 年度以降（取組予定等）

本年度の取組内容を継続して実施し、機会あるごとに注意喚起することで職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、教育に対する県民の信頼を確保します。

(1) 引き続きこれまでの取組を実施し、注意喚起を徹底することで職員の交通安全及び財産管理に関する意識の向上を図り、県民の信頼を確保していくよう努めていきます。

(2) 毎月 1 回、生徒指導特別指導員本庁研修会を開催し、生徒指導特別指導員に対し、今後も交通事故防止に努めるよう指導を徹底します。また、生徒指導特別指導員が学校訪問等に出かける際には、引き続き交通事故防止に努めるよう個々に声かけを行い、交通事故ゼロを目指します。

(3) 一層の交通安全の意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、事故等の発生防止のための注意喚起を行うとともに、業務内容、人員配置等にも配慮しながら、無理のない計画、業務が遂行できるようにします。公用車の使用についても、運転者が安全を充分確保できる状況にあるかなどを確認したうえで、業務にあたるように指導に努めていきます。

(4) 今後も引き続き、校長より定期的に全職員に対して交通事故防止について注意喚起を行っていきます。

(5) 職員会議等を通じ、運転には十分するよう注意喚起を図ります。

部局名 教育委員会

監査の結果
2 財務等に関する意見 (7) その他 (1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年9月30日現在で64法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 (1) 教育委員会が所管する特例民法法人に対して、移行後の形態や移行時期等を調査し、法人の意向を把握しました。 (2) 法人への実地検査時には、個別相談に応じました。 (3) 電話、面談、メール等により、随時相談を受け付け、支援しています。 2 取組の成果 本年度においては、4法人が公益財団法人・公益社団法人へ、3法人が一般財団法人・一般社団法人へ移行する見込みであり、移行に係る事務手続きを進めています。 また、10法人程度が他の制度への移行を前提として、解散に向けて事務手続きを進めています。
平成24年度以降（取組予定等） 移行期間までの移行が円滑に進むよう、引き続き、法人の意思を尊重しつつ、法人との連絡を密にし、積極的に支援していきます。 また、24年度以降は、移行手続きに係る相談が多く寄せられることから、組織的に取り組む体制を取っていきます。

部局名 海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局

監査の結果
2 財務に関する意見 (1) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適切な事務処理に努められたい。 20・21年度の委員にかかる旅費の誤支給があり、雑入で受け入れていた。 (海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局)
講じた措置
平成23年度 1 実施した取組内容 (1) 出納局主催の会計事務等説明会に参加するなど職員の会計事務に関する資質の向上を図りました。 (2) 財務関係の事務処理にあたっては前例にとらわれることなく、改めて会計規則、通達等の根拠も確認し、チェックしています。 2 取組の成果 (1) 今年度は誤払い等による歳出戻入は発生していません。
平成24年度以降（取組予定等） (1) 引き続き職員の会計事務に関する資質の向上とチェック体制の向上に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成22年の懲戒処分については、前年から2人増加し3人が処分されており、その内、酒気帯び運転等により2人が懲戒免職処分となっている。</p> <p>これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し適確な研修等を実施して、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(警務部監察課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>懲戒処分を実施した非違事案については、その発生原因として、業務管理の不徹底及び業務管理のためのシステムの不具合等がみられたほか、幹部職員による部下職員の身上把握・指導の不十分、若年警察官の倫理意識の欠如が認められたことから、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) 業務管理のための手続きの改正及びシステムの改修</p> <p>(2) 警察本部の事案に関係する担当部門による業務指導及び指導教養の徹底</p> <p>(3) 発生所属に対する特別監察の実施</p> <p>(4) 緊急副署長会議の開催</p> <p>(5) 若年警察官に対する警察学校での呼び戻し教養の実施</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職責の自覚等幹部職員としての意識の高揚及び業務管理システムの改修等を図り、適正な業務管理を徹底しました。</p> <p>(2) 全警察署に対する業務指導を計画的に実施し、警察署幹部職員の業務管理能力の向上、業務管理システムの不具合の解消を図りました。</p> <p>(3) 発生所属に対し、飲酒運転防止に関する指導・教養の推進状況及び指導・教養の職員への浸透状況を検証し、是正すべき点について確実な改善指導を行いました。</p> <p>(4) 警察署副署長の危機意識を高め、警察署における非違事案の絶無のための取組の一層の推進を図りました。</p> <p>(5) 呼び戻し教養を受講した若年警察官に還元教養を行わせ、事案の危険性及び処分の重大性等についての意識付けが徹底されるなど、全職員の職務倫理意識の向上に努めました。</p> <p>再発防止のための上記等の施策を推進した結果、幹部職員による業務管理の徹底、職員の職務倫理意識の高揚等が図られ、施策推進の一定の効果が表れています。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>警察改革の精神を踏まえ、非違事案の絶無に向けた取組を持続的に断行していく必要があることから、下記施策の重点的な推進を図っていきます。</p> <p>(1) 本部各部門による業務指導と監察課が行う随時監察等の連携を強め、実効ある業務管理の推進を図ります。</p> <p>(2) 職務倫理教養を充実させ、職員に自ら考えさせる能動的・参加型の創意工夫を凝らした教養を推進します。</p> <p>(3) 幹部職員による部下職員の身上把握・指導に関する教養を充実するとともに、多角的な身上把握・指導に努めるなど身上把握・指導の強化を図ります。</p> <p>若年警察官による非違事案の未然防止を図るため、警察改革の精神、ポリスマインドの一層の醸成に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(2) 平成22年の交通事故死者数は135人で、前年に比べ23人増加しており、また、人口10万人当たりの死者数も、全国ワースト第2位(都道府県別)で、平成21年の全国ワースト第10位から悪化している。</p> <p>今後は、従前の発生抑止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いことやシートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生抑止対策に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「重点4S対策」の推進 平成22年中の交通死亡事故発生状況は、依然として高齢者の割合が高いほか、飲酒運転、シートベルト非着用など、運転者のモラルに起因する事故が後を絶たない状況にあったことから、引き続き、高齢者事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転根絶及び速度抑制の4対策を重点とする「重点4S対策」を推進しました。</p> <p>(2) 交通安全教育・啓発活動の推進 高齢者等交通弱者の事故防止対策のため、交通安全アドバイザー(民間委託)や交通安全対策サポート隊(緊急雇用)等による参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、高齢者交通安全アドバイザー(ボランティア)、交通安全アドバイス隊(緊急雇用)による高齢者宅等の訪問指導活動を強化するなど、教育啓発活動の充実を図りました。</p> <p>(3) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の事故防止に配慮した、高齢者等感応信号機や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を重点的に推進しました。</p> <p>○ 信号機 42基(平成23年度)</p> <p>○ 横断歩道 109か所(平成23年度)</p> <p>(4) 交通指導取締り等の強化 交通死亡事故の特徴である、飲酒運転、最高速度違反等悪質危険違反のほか、シートベルトの着用義務違反の取締りを重点的に推進するとともに、これら違反の危険性等について、具体的な事例を用いた危機意識を醸成するような広報啓発活動を推進しました。</p> <p>また、交通死亡事故抑止のための、人身事故そのものを減少させる取組を重点的に推進し、特に、国道23号を始め主要幹線道路における速度取締りを中心に、積極的な取締り活動を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 平成23年中の交通事故死者数は、県警史上最少となる95人(前年比-40人)と大幅に減少したほか、人身事故件数10,420件(前年比-855件)、負傷者数13,813人(前年比-1,065人)、高齢者の事故死者53人(前年比-18人)といずれも減少しました。</p>
<p>平成24年度以降(取組予定等)</p> <p>1 重点4S対策の継続実施 県内の交通死亡事故の特徴を踏まえ、引き続き「重点4S対策」を重点的に推進し、これまでの取組の定着化と地域の交通事故実態に応じた、きめ細かな諸対策の充実を図ります。</p> <p>2 交通死亡事故等抑止対策の推進 第9次三重県交通安全計画に掲げた「平成27年までに交通事故死者数を75人以下とする」目標実現に向け、交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通安全施設の整備、交通指導取締り等総合的な交通安全対策を強化するとともに、関係機関・団体との更なる連携の強化を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (検挙率の向上と犯罪の抑止)</p> <p>(3) 平成22年の刑法犯検挙率は27.7%であり、前年の25.9%から1.8ポイント上昇しているものの全国ワースト第4位(都道府県別)であり、また、依然として凶悪犯罪が後を絶たない状況である。今後より一層、地域や関係機関との連携を密にし、検挙率の向上と犯罪の抑止に取り組まれない。 (刑事部刑事企画課、生活安全部生活安全企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>【検挙率の向上】</p> <p>(1) 捜査支援システムの整備 県民が不安を感じる凶悪犯罪や侵入犯罪、自動車盗、自動車を利用した犯罪を徹底検挙していくため、平成23年度、新たに4基の車両捜査支援システムの増設をして、初動捜査態勢の強化を図りました。</p> <p>(2) 暴力団総合対策の推進 暴力団からの不当な要求を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動を健全に発展させるため、平成23年4月に施行となった「三重県暴力団排除条例」を県民、事業者等に浸透させ、その効果が十分に発揮されるよう広報啓発活動等を実施しました。</p> <p>(3) 適正な検視業務のためのCT検査の導入 犯罪死の見逃しを防止するため、捜査第一課検視室の体制充実を図るとともに、地域主幹病院や法医学者等と連携して、死因が不明な遺体や犯罪の疑いがある遺体に対する県費によるCT検査を導入しました。</p> <p>【犯罪の抑止】</p> <p>(1) 平成23年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進 管内の犯罪発生状況をきめ細かく分析した上で、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、情報発信活動等を積極的に推進し、地域住民等による自主的な防犯活動の定着化を図りました。</p> <p>(2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施 地域住民の安全・安心を図るため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を実施し、各種犯罪の防止を図りました。</p> <p>(3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用 子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」(認定事業所等:51事業所)として警察が認定し、同制度を運用して、地域住民による子どもの見守り活動の活性化を図り、子どもの安全・安心の促進に努めました。</p> <p>(4) 重層的な防犯ネットワークの構築 三重県商工会議所連合会のほか、三重県商工会連合会、住宅メーカーとの間に防犯ネットワークを構築し、相互に防犯情報や犯罪情報の提供を行うほか、安全で安心して暮らせる地域社会づくりの構築を図るため、「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」等を締結しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>【検挙率の向上】</p> <p>(1) 広域・凶悪化、組織化する犯罪に的確に対応するため、犯罪の発生状況に応じて重点を指向し、効率的な捜査活動を強化するとともに、車両捜査支援システムの増設(4基)等を図るなど、初動警察態勢を整備したことにより、平成23年中の刑法犯検挙率が32.4%となり、前年の27.7%から4.7ポイント上昇しました。 一方、凶悪犯は、認知・検挙件数ともに増加し、検挙率は71.6%で、前年に比べて9.1ポイント低下しました。</p>

- (2) 県、市町及び関係機関・団体と連携した広報啓発活動により、施行直後には6%であった条例の周知度が、6か月後の10月には40%に上昇し、「三重県暴力団排除条例」の県民、事業者への浸透に一定の成果が見られたほか、
- ・ 不当要求拒否宣言の街の設立（4地区）
 - ・ 公の施設からの暴力団排除措置要綱の整備
 - ・ 各事業者による暴力団排除条項の整備
- などがなされるなど、暴力団排除機運がかつてないほどの高まりを見せています。
また、平成23年9月には、条例に基づく排除勧告1件を実施しました。
- (3) 捜査第一課検視室を増員して13名体制に組織を充実し、検視官臨場率が45%になり、前年の32.7%から12.3ポイント上昇させたほか、平成23年中、県費によるCT画像診断（1遺体分）を実施して、犯罪死の見逃し防止に努めました。

【犯罪の抑止】

- (1) 制服警察官や緊急雇用創出事業を活用した警備員による街頭活動を強化したほか、防犯ボランティア団体等地域住民との連携を密にした対策を強化した結果、平成23年中の刑法犯認知件数は、22,215件と、前年比で1,210件（約5.2%）減少しました。

平成24年度以降（取組予定等）

- (1) 初動捜査の高度化、捜査の科学化
県民が不安を感じる凶悪犯罪や侵入犯罪等を早期かつ徹底して検挙していくため、迅速・的確な初動捜査を行い、現場やその周辺における犯人の確保に努めるほか、現場付近の広範囲にわたる検索、緻密な鑑識活動、捜査情報分析システムの活用など、初動捜査活動の高度化に努めます。
また、ポリグラフ検査や画像解析など、日々進歩する科学技術を活用した捜査の科学化を図り、これら犯罪の徹底検挙に努めます。
- (2) 緊急雇用創出事業を活用した「特殊詐欺撲滅事業」の実施
振り込め詐欺や未公開株等の取引を名目とした振り込め類似詐欺事案を撲滅していくため、「特殊詐欺撲滅事業」を活用した。
・ だまされたふり作戦
・ 携帯電話など犯行ツールの先制的抑止措置
などを徹底し、犯人の早期検挙と被害の拡大防止を図ります。
- (3) 暴力団総合対策
暴力団の壊滅を図っていくため、組織の総合力を結集した集中かつ戦略的な取締りを徹底するとともに、三重県暴力団排除条例を効果的に活用した社会全体での暴力団排除対策を積極的に進めます。
- (4) 平成24年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進
引き続き、管内の犯罪発生状況を詳細に分析した上で、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、犯罪情報発信活動等を通じて、自治体、地域住民等による自主的な防犯活動の定着を図ります。
- (5) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施
地域住民の安全・安心を図るため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を行う「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」を実施し、各種犯罪の防止を図ります。
- (6) 企業等と連携した防犯ネットワークの構築と活用
犯罪発生状況をきめ細かく分析し、地域住民や事業者に対して、必要な情報提供及び情報共有などができる防犯ネットワークの構築及び既存のネットワークの活性化を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 放置違反金等の収入未済額が 49,079,770 円（対前年度比 125.1%）あり、前年度と比べて 9,857,926 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通部交通指導課、警務部会計課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により電話又は車両使用者宅を訪問面接して納付の催促をしました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により滞納処分を行い強制徴収しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>放置違反金の未済額は、48,231,000 円ありましたが、上記取組等により 13,990,000 円が減少し、平成 24 年 3 月末現在、収入未済額は 39,994,000 円となりました。</p> <p>【弁償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の損傷に関し和解が成立した後、債務者が所在不明となり、未収金となったものです。債務者の関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 7 月に全額（247,800 円）納入されました。</p> <p>【退職手当の過払い金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>退職手当の過払いが判明し、返還を求めましたが相手方が応じないため未収金となったものです。債務者に対し電話及び訪問による催促を複数回実施するとともに、弁護士と相談の上、平成 23 年 9 月会議へ議案（訴えの提起）を上程しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 23 年 9 月、県議会の議案（訴えの提起）の議決前に全額（600,970 円）納入されました。</p> <p>平成 24 年度以降（取組予定等）</p> <p>【放置違反金】</p> <p>文書、電話及び訪問等による催促をより強化するとともに、専従班により滞納処分を行い、収入未済額の減少と発生防止に努めていきます。</p> <p>【弁償金・退職手当の過払い金】</p> <p>引き続き、未収金が発生しないように努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 自動販売機にかかる使用料の過納付により歳入戻出を行っていた。 (亀山警察署)</p> <p>(2) 駐在所等光熱水費分担金の計算誤りにより歳入戻出を行っていた。 (津警察署)</p> <p>(3) 被留置者り病受診料過払い金返納処理に際しての事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 (津警察署)</p> <p>(4) 職員住宅に係る家屋貸下料の調定が遅れていた。 (鳥羽警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 23 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) は、指令書作成段階で、誤って使用料を計上したため、過納付となったものです。書類点検を複数で行い、チェック機能の強化に努めました。</p> <p>(2) は、駐在所の電気代私用分の計算を誤ったために、駐在所等光熱水費分担金が過納となったものです。複数職員による書類点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>(3) は、過剰請求に伴う過払いを是正する際、誤って収入として処理したため、歳入戻出となったものです。複数職員による書類点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>(4) は、職員住宅に係る家屋貸下料の調定が遅れていたものです。複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)とも、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同様の事案の発生はありません。</p>
<p>平成 24 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【道路交通情報提供業務委託】

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。

契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。

(警務部会計課)

(2) 【三重県運転免許センター清掃管理業務委託】

契約履行完了時の確認・検収が不十分であった。

(警務部会計課)

(3) 【自家用電気工作物保安管理業務】

契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。

(いなべ警察署)

(4) 【自家用電気工作物の保安管理業務委託】

業務の内容について、入札時の仕様書には記述されているが、契約締結の決裁、及びこれに添付された契約書、仕様書に記述されていなかった。

(四日市西警察署)

(5) 【冷暖房設備保守点検業務委託】

再委託の承認にあたって決裁がされていなかった。

再委託の承認にあたってその業務内容が明記されていなかった。

(四日市西警察署)

(6) 【合併汚水処理施設維持管理業務委託】

電子調達システムへの入力情報が誤っていた。

(伊勢警察署)

(7) 【自家用電気工作物保安管理業務委託】

電子調達システムへの入力情報が誤っていた。

(伊勢警察署)

イ 旅費

(1) 【航空機搭載装備品等高段階整備講習会】

復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。

(生活安全部地域課)

(2) 【アビオニクス（航空機用電子機器）基礎講習】

復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。

(生活安全部地域課)

(3) 【高輝度光化学研究センター研修】

復命書の記載が不十分であった。

(刑事部鑑識課)

(4) 【初動捜査の高度化に伴う証拠収集等支援のための画像処理技術研修】

復命書の記載が不十分であった。

復命書に用務内容を示す通知等の文書が添付されていなかった。

(刑事部鑑識課)

(5) 【全日本ライフル射撃競技選手権大会】

復命書の記載が不十分であった。

(交通部高速道路交通警察隊)

(6) 【22年度中部管区青年警察職員合宿研修】

復命書の記載が不十分であった。

(四日市西警察署)

ウ 物品等購入

(1) 物品の購入について、重複して決裁が行われていた。

(鳥羽警察署)

講じた措置

平成23年度

ア 業務委託

1 実施した取組内容

(1)は、道路交通情報提供業務の委託に関し、履行確認のための業務報告書の日付が誤っていたものです。

受託業者に対して確実な業務報告について指導するとともに、チェック機能の強化を図りました。

(2)は、運転免許センター清掃管理委託業務の委託に関し、提出される業務日報の記載が不十分であったものです。

業務日報内容の改善を図り、確実な確認検査の強化を図りました。

(3)は、自家用電気工作物保安管理業務の執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載を失念してしまったものです。

書類の点検を複数の者が行い、チェック機能の強化を図りました。

(4)は、自家用電気工作物の保安管理業務委託に関し、契約書等に新たに追加された業務内容の記載が漏れていたものです。

契約書及び仕様書の内容について、複数の職員により確認を行い記載漏れのないようチェック機能の強化を図りました。

(5)は、冷暖房設備保守点検業務委託に関し、口頭で再委託の承認をしてしまったほか、一部再委託を行う業務内容の記載が不十分であったものです。

再委託の承認について、口頭による承認（決裁）ではなく決裁を受け、再委託の業務内容についても明記しました。以後再発防止のため、複数によるチェック機能の強化を図りました。

(6)、(7)は、電子調達システムで開札する際に、予定価格の入力を誤っていたものです。

入力の際には、複数の職員により、書面をよく確認して実施することとしました。

2 取組の成果

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)は、複数の職員によるチェック機能を強化したことで同種の事案の発生はなくなりました。

(6)、(7)は、電子調達システムを入力する場合、起案書面との整合性を複数の職員により確認することで、同種の事案の発生はなくなりました。

イ 旅費

1 実施した取組内容

(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)は、県外で開催された研修や大会に出張した旅行復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。

職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化を図りました。

2 取組の成果

旅行実績を客観的に示すことにより、職員の意識高揚が図られるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェックが強化されるようになりました。

ウ 物品等購入

1 実施した取組内容

(1)は、物品購入伝票の決裁が重複していたものです。職員に対して、関係規定研鑽、指導教養を実施するとともに、複数の職員によるチェック機能を強化しました。

2 取組の成果

関係規定研鑽による知識の涵養が図られるとともに、複数の職員によるチェックの重要性が再認識されたことにより、適正な事務手続きが進められています。

平成 24 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

引き続き、履行確認、複数員によるチェック機能の強化を図り、契約業務の適正な執行に努めます。

イ 旅費

引き続き、職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化に努めます。

ウ 物品購入等

引き続き、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続きを進めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 通勤手当の通勤経路、通勤距離の認定に疑義があった。 (刑事部 鑑識課) (2) 報償費の誤払いがあった。 (鈴鹿警察署)
講じた措置
平成 23 年度 1 実施した取組内容 (1)は、通勤経路、通勤距離の認定に関し、その正否の結果の疎明が不十分であったものです。別途地図等による通勤経路及び通勤距離を確認しました。 (2)は、予算区分（国費、県費）を錯誤して支払ったものです。 複数の職員によるチェック機能を強化しました。 2 取組の成果 (1)は、再度、全体を再確認したことにより、手当の認定等に関する重要性を再認識するとともに、チェック体制の強化が図られました。 (2)は、複数の職員によるチェック機能を強化したことにより、確認の徹底が図られました。
平成 24 年度以降（取組予定等） (1)、(2)とも、引き続き、チェック機能を強化し、適正な事務処理に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (生活安全部通信指令課)</p> <p>(2) 廃棄済みの備品が台帳から削除されていなかった。 (四日市南警察署)</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用手続きについて、使用許可面積や数量を誤り許可していた。 (津南警察署)</p> <p>(4) 職員住宅のプロパン用格納庫の破損について、適切な対応措置が講じられていなかった。 (鳥羽警察署)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 交通事故自動記録装置の損傷 (修理代 301,350 円) (四日市北警察署)</p> <p>(2) 公用車の損傷 (修理代 56,362 円) (四日市南警察署)</p> <p>(3) 公用車の損傷 (修理代 47,911 円) (鈴鹿警察署)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 23 年度</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、現物廃棄の際、物品管理台帳の確認不十分により、同台帳からのデータ削除の手続きが未済となったものです。速やかに複数の担当者により状況と必要な手続きの確認を行い、データ削除の手続きを完了しました。</p> <p>(2)は、備品管理が財務会計システムによる管理に移行した際、廃棄した備品について不用物品に一括登録したが、指摘された備品に登録漏れがあり、そのままシステム上備品として残ったものです。</p> <p>同種事案の有無について関係書類の点検と現物確認を実施したところ、台帳未削除となっているのは指摘のあった1件のみでした。</p> <p>(3)は、建物や電力会社の支柱及び支線にかかる土地の目的外使用許可を行っていた津南警察署につき、庁舎の移転に伴い使用許可面積や支線数に変更されたにもかかわらず、移転後も旧庁舎で許可していた面積や支線数で使用許可を行っていたものです。</p> <p>年度途中で誤りに気付き、修正しました。</p> <p>(4)は、職員住宅のプロパン用格納庫の破損、取替を要する点検結果に対して、当該修繕が遅れていたものです。</p> <p>点検結果を踏まえて、ただちに修繕するとともに、今後、点検結果等で修繕を要する場合は、至急対応することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公有財産の管理に対する意識高揚及びチェック体制を強化し、複数で業務内容等の確認に努めた結果、適正な事務手続きが進められています。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、四日市市生桑町交差点に設置の交通事故自動記録装置が、大型トラックによる当て逃げにより損傷したものです。業者に依頼し、修理を行いました。</p> <p>(2)は、泥酔者を保護する際、泥酔者が暴れてパトカー後部ドアを足蹴りし損傷させたものです。適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底を図りました。</p> <p>(3)は、警察署駐車場に駐車中の公用車のフロントガラスに原因不明のひびが入ったものです。適正な財産管理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の公有財産管理に対する意識が高まりました。</p>

平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理など、適正な財産管理に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(2) 金額錯誤による修繕料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(3) 債権者誤りによる旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(4) 印刷製本費・委託料等の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)</p> <p>(5) 誤請求による委託料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)</p> <p>(6) 金額錯誤による消耗品費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)</p> <p>(7) 入力誤りによる手数料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(津南警察署)</p> <p>(8) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(津南警察署)</p> <p>(9) 旅費支給に係る事務取扱の変更について、警察本部との連携が不十分であったため、誤払いが発生し歳出戻入を行っていた。(松阪警察署)</p> <p>(10) 勤務管理表が一部作成されていなかった。(松阪警察署)</p> <p>(11) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(大台警察署)</p> <p>(12) 債権者誤りによる修繕料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)</p> <p>(13) 依頼旅費からの所得税源泉徴収もれのため、歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)</p> <p>(14) 債権者誤りによる消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲警察署)</p> <p>(15) 誤請求による使用料及び賃借料の過払いにより歳出戻入を行っていた。(尾鷲警察署)</p> <p>(16) 請求誤りによる旅費の過払いにより歳出戻入を行っていた。(名張警察署)</p>
講じた措置
平成 23 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、旅費の行程誤りにより過払いとなっていたものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(2)は、請求書の金額錯誤により過払いとなっていたものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(3)は、債権者コードの入力誤りにより誤払いとなったものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(4)は、公用名刺の印刷代について、財務システムの手続きを誤ったため、二重払いとなったものです。また、被留置者診療費について、相手方からの請求が重複していたことに気づかず二重払いしたものです。 財務システム等の教養を実施するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(5)は、被留置者診療費について、誤請求があったが、気づかず支払ってしまったものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(6)は、消耗品代について、誤った金額により支出命令したものです。 適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(7)は、寝具洗濯手数料について誤った金額で支出したことにより過払いとなったものです。 財務システム等の教養を実施するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(8)は、出張に関する旅費の支給に当たり、旅行雑費で賄われる東京特別区地下鉄運賃を誤って過払いしたものです。 関係規定の教養を実施するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。</p>

(9)は、訓練旅費の支給に伴う事務取扱の変更について、担当者等の認識不足により、誤って旅費を支給したものです。

内部での連携を図るとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(10)は、勤務管理表の作成について一部整理がされていなかったものです。

担当者を始め、書類審査を徹底する等のチェック機能の強化を図りました。

(11)は、購読料について、請求日を誤った請求書により、支払いをしたものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(12)は、修繕料の支払いの際、債権者を誤って支払いをしたものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(13)は、依頼旅費の所得税源泉徴収漏れによるものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(14)は、消耗品の支出に際し、担当者の財務システム操作ミスにより、誤った債権者に支払ったものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(15)は、複写機のリース契約に際し、使用枚数の連絡ミスにより誤った請求が行われ、過払いとなったものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

(16)は、目的地の存する地域内で利用した交通費を誤って支給したものです。

適正な会計手続を指導するとともに、担当者による自主点検を徹底し、複数の職員によるチェック機能の強化を図りました。

2 取組の成果

(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(11)、(12)、(13)、(15)、(16)については、複数の職員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続が推進されています。

(4)、(7)、(8)、(9)、(14)については、関係規定等やシステム操作などの教養により、担当者の知識技能のレベルアップが図られているほか、複数の職員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続が推進されています。

(10)については、業務の重要性が再認識され、関係規定に基づいた適正な事務手続を推進されています。

平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き、担当者に対して適正な会計手続に関する指導教養を実施するとともに、自主点検を励行し、複数の職員によるチェック機能の充実強化を図り、適正な会計手続を推進します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- | | | | |
|-----------|-------------------|-----------------------------------|-----------|
| (1) 物損事故 | (負担割合：県70%・相手30%) | (負担額：県14,700円、相手84,000円) | (警察本部) |
| (2) 自損事故 | (物損額：県17,581円) | | (警察本部) |
| (3) 物損事故 | (負担割合：県100%) | (負担額：相手124,575円) | (警察本部) |
| (4) 物損事故 | (負担割合：県100%) | (負担額：県122,875円) | (警察本部) |
| (5) 自損事故 | (物損額：県31,856円) | | (警察本部) |
| (6) 自損事故 | (物損額：県49,822円) | | (警察本部) |
| (7) 物損事故 | (負担割合：県80%・相手20%) | (負担額：県88,546円、相手248,000円) | (四日市北警察署) |
| (8) 物損事故 | (負担割合：県30%・相手70%) | (負担額：県17,208円) | (四日市南警察署) |
| (9) 物損事故 | (負担割合：県10%・相手90%) | (負担額：県8,375円、相手28,366円) | (四日市南警察署) |
| (10) 物損事故 | (負担割合：県90%・相手10%) | (負担額：県126,000円、相手384,462円) | (四日市南警察署) |
| (11) 物損事故 | (負担割合：県90%・相手10%) | (負担額：県27,632円、相手82,725円) | (四日市南警察署) |
| (12) 物損事故 | (負担割合：県20%・相手80%) | (負担額：県20,427円、相手23,881円) | (四日市南警察署) |
| (13) 自損事故 | (物損額：県92,169円) | | (四日市南警察署) |
| (14) 自損事故 | (物損額：県73,500円) | | (四日市西警察署) |
| (15) 物損事故 | (負担割合：県-%・相手-%) | (相手方国有車両のため、保険対象外であり、負担割合は定めていない) | (津警察署) |
| (16) 物損事故 | (負担割合：県100%) | (負担額：県60,112円) | (松阪警察署) |
| (17) 物損事故 | (負担割合：県100%) | (負担額：県37,464円) | (伊勢警察署) |
| (18) 自損事故 | (物損額：県19,374円) | | (鳥羽警察署) |
| (19) 自損事故 | (物損額：県21,797円) | | (鳥羽警察署) |
| (20) 自損事故 | (物損額：県229,527円) | | (紀宝警察署) |
| (21) 物損事故 | (負担割合：県100%) | (負担額：県48,853円) | (名張警察署) |
| (22) 物損事故 | (負担割合：県100%) | (負担額：県118,093円) | (名張警察署) |

講じた措置

平成23年度

1 実施した取組内容

警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成24年3月31日現在、四輪車1,001台、二輪車266台、合計1,267台に及んでいます。

また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。

交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に事故防止対策を実施しています。

具体的には、

- ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用
- ・ 交通事故を起こした職員を対象に運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施
- ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討論の実施
- ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施

などの施策を実施しています。

2 取組の成果

公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあり、重大な事故が減少しているものと認められます。

平成 24 年度以降（取組予定等）

引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1) 公益法人制度改革に伴い所管法人に対し支援等を行っているが、平成23年7月30日現在で7法人が未移行となっている。25年11月30日の移行期間までの移行が円滑に進むよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p>(警務部厚生課、生活安全部生活安全企画課、交通部交通企画課、交通部交通規制課、交通部運転免許センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成23年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）は、9法人であり、移行済みの法人を除く各法人に対し、公益法人又は一般法人への移行に向けた指導等を行っています。平成21年度に1法人、平成23年度に1法人がそれぞれ公益社団法人に移行し、残りの各法人がそれぞれ公益法人又は一般法人への移行に向けた準備を行っており、指導・支援等を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）9法人のうち、平成23年度に1法人が公益法人に移行を完了し、残りの法人も期限までの移行に向け、移行認可申請などが行われています。</p>
<p>平成24年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）に対し、新制度への円滑な移行に向けた指導、支援等を行います。</p>

監査委員公表第5号

平成23年1月14日に包括外部監査人から提出のありました平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成24年4月6日付けで通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成24年5月10日

三重県監査委員	植	田	十	志	夫
三重県監査委員	山	本			勝
三重県監査委員	笹	井	健		司
三重県監査委員	田	中	正		孝

平成22年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>・各研究開発機関の監査の意見及び指摘</p>		
<p>1. 保健環境研究所</p>		
<p>(1) 勤務予定報告の押印漏れについて【意見】</p>	<p>業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認が全く残っていないものが散見された。責任の所在を明確にするという観点から、文書をチェックした場合には押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。</p>	<p>【健康福祉部】 業務補助職員等の勤務予定報告については、平成22年度から総務事務システムにより業務補助職員等が自ら勤務予定日を登録し、所属長が同システムにおいて承認することとしています。</p>
<p>(2) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>	<p>委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が過大ではないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>【健康福祉部】 予定価格を設定するための積算については、過去の実績工数、市場調査等により精査し、適切な会計事務に努めています。</p>
<p>(3) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】</p>	<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえ、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができることのみにとる対応である。 現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。 a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。 b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリング</p>	<p>【健康福祉部】 研究所で購入する機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にありますが、公平性、透明性、競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。 1者入札の場合には、「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。また、併せて、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録しています。 なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と十分協議し、慎重に対応してまいります。</p>

<p>を行うことが考えられる。 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由 現行制度の不満点はあるか なお、 については、アンケートを有用なものとするために、「業務範囲外のため参加しなかった」という理由は除く必要がある。 c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。 ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならぬ。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。 契約に関する会議の際には、特に議事録は要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にする必要がある。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する。 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する。</p>	<p>【出納局】 入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。 なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきま</p>
--	---

(4) 切手の管理について

<p>【結果】 郵券証書類（切手）の受払簿（平成22年3月分）について上席者の承認が漏れていた。 切手は、換金が容易であり流用の危険性が高い資産であるため、いかなる理由であっても、上席者による承認は欠かさすべきでない。</p>	<p>【健康福祉部】 改めて三重県会計規則、事務決裁委任規則を遵守し、適正に処理することとし、この旨所長から全職員に周知してまいります。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>【意見】 100円切手については年間使用実績（406枚）の3倍以上（1,300枚）も年間で購入しており、一般的に出先機関は、職員による不正流用を防止する観点からは多額の現金等を保有すべきではないと考えられる。この点、切手は即時に換金可能な資産であるため、その購入は必要最小限にとどめることが望ましい。</p>	<p>【健康福祉部】 切手購入にあたっては、計画的かつ必要最小限の枚数を購入してまいります。また、平成23年度からは原則として後納郵便制度を利用してまいります。</p>	<p>健康福祉部</p>

(5) 研究室のセキュリティについて【意見】

<p>研究所はセキュリティ会社に警備を委託しており、夜間は人の出入りに反応する赤外線センサーが働いているが、日中は当該機能は働いておらず、薬品を扱う研究室を含む使用頻度の高い部屋は施錠されていないことが判明した。また、棟入口に人や警備員はおらず、日中は棟への出入りが実質的に自由となっている。研究室は入り組んでおり研究者の人数も少ないため、外部の者の入室に気が付かないおそれがある。</p> <p>また、保健環境研究所は三重県環境学習情報センターとの合同庁舎となっているため、他の研究所に比べ外部の人間が出入りする頻度は高い。さらに、他の研究所に比べ扱う研究対象の危険性が高い。</p> <p>扱う薬品数や他の研究所に比べ非常に多いため、それを随時鍵のかかる場所に保管するにも限界があると考えられるため、人のいない部屋についてはこまめに施錠する等改善策を講じることが望ましい。</p>	<p>【健康福祉部】 研究所職員に対して、使用していない部屋の施錠等の管理を周知・徹底しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>(6) 備品シールの貼付されていない備品について【結果】</p>		
<p>現物は全てあったが、1点管理番号シールの貼付されていない備品（ノートパソコン）が発見された。</p> <p>ノートパソコンは持ち出し可能なものであり、個人流用が可能な資産である。管理番号シールの貼付により、研究所の所有であることを明確化することが必要である。</p>	<p>【健康福祉部】 備品シールが貼付されていない備品には、備品シールを貼付し、三重県会計規則に基づき適正な備品管理を行っています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>(7) 備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について【意見】</p>		
<p>備品の現物確認の実施に関するマニュアル等はなく、各研究所がそれぞれ独自の手法により行っていることが判明した。</p> <p>備品についてその使用状況を定期的に現物で確認し、廃棄すべきものの峻別を行うためのルールを定めることが望ましい。</p>	<p>【健康福祉部】 三重県会計規則に基づく自己検査要綱において、備品の現物確認を年1回行うとともに、使用状況の確認を行い適正に管理しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>(8) 鉱泉分析手数料の改訂について【意見】</p>		
<p>分析に係る手数料については、平成17年度以降、改訂には至っていない。改訂の判断に際して作成された資料は特に保管されておらず、上記の説明に従って改訂の要否が判断されているか否かを文書によって確かめることが出来なかった。</p> <p>手数料改訂の要否を検討した資料について、その結論に至る過程が明確となるよう、決裁書類等として整理・保存しておくことが望まれる。</p>	<p>【健康福祉部】 分析に係る手数料の改訂にあたっては、改定の要否にかかわらず、手数料の積算根拠、その判断の基準等の資料を決裁し保存しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>(9) 鉱泉分析の手数料表示について【結果】</p>		
<p>手数料条例（別表）の1項目（二、イ、（ハ）鉱泉分析）について、条例記載額に消費税が加算されていなかった。税込表示となっているものは当該1項目のみであり、別表上の金額が税込表示か税抜表示かも明記されていないことから、検査依頼者が手数料金額を正確に把握することができない。内税・外税、いずれの</p>	<p>【健康福祉部】 手数料条例（別表）二、イ、（ハ）鉱泉分析について、も、税抜金額での表示に整理しました。</p>	<p>健康福祉部</p>

<p>表示であるかを明記すべきである。</p>	<p>(10) 研究評価に関するホームページの説明について【結果】</p> <p>保健環境研究所では、研究所における調査研究課題の設定、調査研究の内容、調査研究成果の有用性等について評価を行っている。</p> <p>当該研究評価結果はホームページ上でも開示されているが、下記の点で記載に誤りがあることが発見された。</p> <p>科学技術研究評価委員会は組織改革が行われる平成19年度以前に設置されていたものであり、現状は存在しない。</p> <p>現行の規程上「追跡評価」という制度はない。研究の追跡は全ての研究課題において行っており、データ化して共有されているが、特に評価という形式はとられていない。</p> <p>ホームページ上の記載誤りについて、現状に沿うように修正すべきである。</p>	<p>【健康福祉部】</p> <p>ホームページの記事事項の誤りは現状に沿うように修正するとともに、変更が生じた場合、速やかに修正しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>(11) 研究評価に関する追跡評価について【意見】</p>	<p>現状の規程では追跡評価にあたる規程がないが、現在実施されている追跡情報の共有化について、内規等で明文化していくことが望ましい。</p>	<p>【健康福祉部】</p> <p>追跡評価の取扱いについては、調査研究成果の普及・活用を促進するため「フォローアップ調査」として保健環境研究所研究調査評価委員会設置運営要領に位置づけ実施しています。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>2. 林業研究所</p>			
<p>(1) 需用費（消耗品費）の契約書類の不備について【結果】</p>	<p>「三重県会計規則」第76条では、100万円以上の取引については契約書を作成するよう定められている。しかし、支出金額が1,433千円（税込）の需用費（消耗品費）について関連資料を依頼したところ、契約書が作成されていないことが理由については、三重県会計規則76条2項2号及び5号を適用して判断したとのことであるが、2号は契約と納入がほぼ同時である等、契約不履行等の危険が少ない場合に限定されるものと考えられるが、支出負担行為整理兼支出命令書決裁日（平成21年9月24日）と納入日（同年12月22日）は乖離しており、本取引に適用することは適切ではない。また5号についても、相手先は組合であり官公署とは異なるため、適用は適切ではないと考える。例外規定は出来るだけ限定的に捉えるべきである。</p> <p>契約書が作成されていないければ、契約違反や業務の遅延等の問題が発生した場合に契約内容が証明できないため、契約書は必ず作成し、当研究所にて1部保管すべきである。</p>	<p>【環境森林部】</p> <p>契約書作成については、三重県会計規則等を順守し、適正な会計事務を行っています。例外規定はできるだけ限定的に捉えることとしました。</p>	<p>環境森林部</p>

(2) 1者応募札の契約に関する取扱について【意見】

一般的に1者応募札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にあるのが現状である。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができることのみにとる対応である。

現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものも含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。

a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のようなアンケートを行うことが考えられる。

一般競争入札の発注情報をどこで知ったか

発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由

現行制度の不満点について

なお、 については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加しなかったという理由は除く必要がある。

b 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応募しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなげればならない。例えば、1者応募しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならぬ。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

契約に関する会議においては、議事録は要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する。

他者との競争が可能な部分については、切り離して発注する。

(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】

委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどが

【環境森林部】

研究所で購入する試験研究機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にありませんが、公平・公正性・透明性・競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。

入札の結果、1者応募となった場合には、出納局通知の「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。

また、併せて1者入札の有効性を判断したときは、その理由を起案文書に具体的に記録しています。

なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と協議し、慎重に判断していきます。

【出納局】

入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。

環境森林部

出納局

環境森林部

【環境森林部】

<p>ら、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっていないか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>当所の委託業務は、庁舎管理に係る業務及び育種林整備事業であり、予定価格を算定する際には、事業内容を精査し、無駄な工数や過大な見積もりの有無について検討し、対応しています。</p>
<p>【(4) 備品購入費の1者応札の契約に関する取扱いについて【意見】】</p> <p>平成21年度に支出した備品購入費については、決裁書等の書類の整備、資料間の整合性の確保等、形式的な手続面については問題はなかった。しかし、一般競争入札を行った案件については、いずれも落札率が高く十分な競争性や経済性が確保されていたというには疑問が残る。</p> <p>1者応札の案件について、(2)アの意見を参考に、選定過程を再検討することが望まれる。</p>	<p>【環境森林部】</p> <p>備品購入においても、公平・公正性、透明性、競争性の観点から一般競争入札を実施しております。しかし研究所で購入する備品のうち、試験研究機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にあります。</p> <p>そのため、出納局通知の「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。</p> <p>また、併せて1者入札の有効性を判断したときはその理由を起案文書に具体的に記録しています。</p> <p>なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と協議し、慎重に判断していきます。</p>
<p>【(5) 使用していない劇薬の計量について【結果】】</p> <p>実際保有量を計量し、研究所作成の調査報告書（平成22年5月28日付け）とその後の使用を記録した受払簿の合計との一致を確かめたところ、1件（ディブテックス乳剤（劇薬）、報告書残高532g）について実際残高が180g多かった。</p> <p>記入漏れや不正な持ち出しによる流用のおそれがあるため、受払簿での入出管理と定期的な残高管理の双方を行い、不正な利用や盗難などを把握する必要がある。したがって、規程に定められた月には残量を測定し、その記録に基づき報告すべきである。</p>	<p>【環境森林部】</p> <p>林業研究所毒劇物管理規程を順守し、3か月ごとの保管量の報告にあたっては、その期間の使用実績の有無に関係なく残量を測定するよう徹底しました。</p>
<p>【(6) 鍵の管理について【結果】】</p> <p>毒劇物等の管理状況については、当該冷蔵庫が設置された部屋は施錠可能であるにもかかわらず、施錠がなされていないかった。また、劇物保管用の冷蔵庫も施錠されていないかった。</p> <p>日中は施設の入り口自体が開放されている点を加味すると、現状の管理方法では不正な持ち出し・盗難の危険性が非常に高いと考えられるため、冷蔵庫に鍵を取り付け、部屋に施錠する等、早期に現状を改善すべきである。</p>	<p>【環境森林部】</p> <p>ご指摘の劇物については、鍵のかかる試薬保管庫に移して厳重に管理するよう改善しました。</p>
<p>【(7) 研究室のセキュリティについて【意見】】</p>	<p>【環境森林部】</p>

<p>研究所内の各部屋については、日中は職員の出入りがあつたため扉の施錠がなされていらない。人の出入りが無い研究室も開放されていた。棟の入り口が開放されている状況を鑑みると、使用していない部屋は施錠することが望ましい。</p>	<p>【環境森林部】 ご指摘の趣旨に沿い、使用していない部屋は施錠するよう徹底しました。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>（８）廃棄済みの備品の台帳除外漏れ及び備品の棚卸規程の整備の必要性について【結果】</p>		
<p>現在は処分されているにもかかわらず、備品台帳上ワープロ（昭和63年購入、平成12年処分）が記載されていた。 備品の管理については、三重県会計規則第127条及び三重県会計事務自己検査要綱により年1回確認することとなっているが、備品点数が多いことを理由に、研究所独自の手法により限定的な現物照合を行っている。そのため、持ち出しや盗難による不正な転用が発生したとしても発見できないような状態となっている。三重県会計規則第127条及び三重県会計事務自己検査要綱に準じた現物照合を実施する必要がある。</p>	<p>【環境森林部】 三重県会計規則及び会計事務自己検査要綱に基づき、平成22年度においては、すべての備品の現物照合を行いました。 平成23年度以降についても三重県会計規則及び会計事務自己検査要綱に基づき、年1回、すべての備品の現物照合を行っています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>（９）公有財産台帳と登記簿の整合性について【意見】</p>		
<p>公有財産台帳における土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は学校用地となつていた。 登記簿上の地目を変更するには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。</p>	<p>【環境森林部】 ご指摘の趣旨を踏まえ、公有財産台帳と登記簿上の地目の不整合については、改善するよう津地方法務局と協議を進めています。</p>	<p>環境森林部</p>
<p>３．工業研究所</p>		
<p>（１）設備機器等使用の許可について【意見】</p>		
<p>設備機器等使用の許可については、設備機器等使用許可申請書により開放機器管理者と機器担当者との決裁を必ず事前に取ることとなっている。使用方法を誤ると危険が伴う設備機器がある以上、機器担当者とその上席者による事前許可は不可欠である。 しかし、使用許可申請書の決裁欄に日付を記載する欄がなく、決裁日付が記載されていないかつ、決裁欄に日付がない場合、いつ決裁されたものなのか客観的に確認できず、設備機器等の使用において問題が発生した場合においても事前許可がなされていたのか証明できない。また、事後承認が横行する要因となつてしまつた。決裁欄に日付が入るように様式を変えるか、決裁欄に日付を記入することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 機器開放業務は、マニュアルにおいて設備機器等使用許可申請承認の手順が定められており、通常は事前予約承認を得ています。 その後、正式の申請書の提出を受け、決裁承認するにあつては、決裁欄への日付記入を徹底するよう改善しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（２）設備機器の有効活用について【意見】</p>		

<p>設備機器等の開放について、さらに有効なものとするためには、企業のニーズを調査した結果、企業から要望のあった設備機器等については、現在開放されていないものについても開放を検討することが望まれる。設備機器等開放についての意見があれば詳しく調査し、反映できるものについては反映していくことが望まれる。また、サービス向上についてだけでなく、今後開放してほしい設備機器等についての項目を増やすなどにより内容を充実させ、今後の設備機器等の開放に役立てることが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 当研究所の管理上支障があると認められるとき（危険であるとき）など幾つかの理由を除き、全ての機器は開放を前提としており、毎年度開放機器リストの見直しを実施していますが、平成23年度から機器利用者へのアンケート項目の見直しを行い、企業の技術的支援の強化や機器開放ニーズ把握に努めています。また、今まで開放していなかった機器を平成24年4月から開放できるよう手続中です。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(3) 設備機器等の廃棄について【意見】 開放されている設備機器等で使用実績が3年間無いものは開放対象から外している。当設備機器等を利用した研究や試験期間も終了し、当研究所での使用見込みがなく、さらに利用の促進を図っても、企業からの利用のニーズがない設備機器等については、保有することにより維持費だけがかかり不経済である。したがって、開放対象の設備機器等から外すだけでなく、稼働状況の如何によっては廃棄についても検討することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、その際今後使用見込みの無い機器については平成23年1月に廃棄処理を行いました。 また、平成23年度から使用見込みの無い機器については廃棄する際に「一般備品廃棄チェックシート」を作成し、このシートにより過去5か年の使用実績や備品の状態等についてチェックすることとし、このチェック結果を踏まえて「廃棄」「修理」等の判断を行うこととしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(4) 委託先選定理由の文書化について【意見】 「重点地域研究開発推進プログラム（育成研究） マルチカラーメッセージディスプレイ用高輝度酸化物質光体の研究開発」は選定過程についての文書が作成されていないかった。 選定過程が残されていない場合、選定先の企業や大学の都合や作為により選定されていても発見されない可能性がある。そのため、特に今回のように委託金額が多額になる場合は、その選定過程について文書を残すことが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年11月に工業研究所競争的研究資金参画企業等審査委員会運営要領を策定し、本要領に基づいて企業等の選定理由を記載した委託先機関選定調書を作成し、審査委員会で企業等の選定が適正かどうかについて審査することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(5) 共同参加企業の選定業務のマニュアル化について【意見】 競争的研究プロジェクト受託事業の運営については「競争的研究資金事務処理マニュアル（研究所用）」があるが、共同参加の企業の選定についてはマニュアルに明記されていないかった。当研究所の行う競争的研究プロジェクト受託事業については、金額も多額であり業務も複雑である。業務の適正化を図るため、上記の選定過程の文書化も含め業務全体の流れを洗い出し、応募の決定から報告書の提出までに必要な手続きをマニュアルに追加することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年11月に工業研究所競争的研究資金参画企業等審査委員会運営要領を策定し、本要領に基づいて企業等の選定理由を記載した共同参画機関選定調書を作成し、審査委員会で企業等の選定が適正かどうかについて審査することとしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(6) 知的財産の申請について【意見】</p>		

<p>知的財産申請中の案件について、管理している台帳を作成していないため、手控えをもとに研究者に内容確認をし、事業報告に記載している。申請中の案件の進捗状況を適切に把握するため、管理台帳を作成することが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 進捗管理が円滑に行えるように既存の特許管理台帳とは別に、現在進行中の知的財産管理案件、公開待ち及び審査請求中の案件を登録した管理台帳を作成し、進捗状況が一目で把握できるようにしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(7) コストを勘案した料金設定について【意見】</p>		
<p>全体的にコストに比較して手数料・使用料が低いため、手数料については、概算結果を元に経済状況を加味して一律1.18倍の値上げ、機器使用料1.11倍の値上げを提案しているが、零細企業のコスト負担に対する憂慮もあり、県民ニーズのさらなる分析をもとに再検討することとなり、平成19年度においては見直しは1年保留された。 零細企業保護目的により料金改定を保留すること自体は否定されるものではない。しかし、上記の通り種別により乖離率は様々であるため、種別間の不公平感を排除するため、一律ではなく乖離率を勘案して料金改定を検討することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年度に開放機器使用料並びに依頼試験手数料にかかると算定基準を策定し、これら使用料及び手数料の試算（見直し）を行いました。 この試算の結果、現行料金との乖離率が20%以上のものであることについて、料金改定する方向で検討を進めています。 実際の料金改定は、平成24年6月議会において「産業振興戦略（仮称）」の制定や「科学技術振興ビジョン」改定を上程する予定であり、これらの成り行きを踏まえて改定の作業を行う予定です。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(8) 料金改定検討過程の文書化について【意見】</p>		
<p>平成20年度に手数料に関する利用者アンケートの結果が添付されていたものの、詳細な検討・議論の経緯は残っており、見直しはしないという決裁のみが添付されていた。平成20年度においては、平成19年度において問題提起された事項を受けて詳細検討し、その結果をもって判断したという過程を記録するべきであったと思料される。</p>	<p>【農水商工部】 今後は、決裁書類の一部として詳細な検討・議論の経緯記録を残すよう取り組んでいきます。 なお、今回の依頼試験手数料及び開放機器使用料の見直しに関する検討会議事録や料金試算定額資料及びその起案文書等を所定のファイルに綴り保管しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(9) 機器使用料の弾力的改訂について【意見】</p>		
<p>開放されている設備機器の利用状況が思わしくなく、すでに計算上は減価償却を終えた資産については、規程の範囲内で値下げを行い、設備機器の利用促進を図ることが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 開放機器使用料にかかる算定基準を策定する際、10年を超える機器については減価償却が終了したものと見なし、改めて試算を行った結果、料金改定する方向で検討を進めています。 実際の料金改定は、平成24年6月議会において「産業振興戦略（仮称）」の制定や「科学技術振興ビジョン」改定を上程する予定であり、これらの成り行きを踏まえて改定の作業を行う予定です。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(10) 生産物売払い価格について【意見】</p>		

<p>酒類製造用の酵母についても売払いを行っているが、売り払い単価については、設定当初（平成9年頃および平成16年頃）から定期的な見直しは行っていない。酵母についても実勢価格を調査し、定期的な見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 20都道府県の方議酵母販売（実勢）価格調査を行い、この結果を踏まえて当県の売り払い価格の積算根拠等についても改めて検討・見直しを行い、平成24年度から価格改定をすることとした。今後とも定期的（3年に1回）に価格の見直しを行います。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（11）出勤簿の押印漏れについて【意見】</p>		
<p>業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認が残っていないものが散見された。文書をチェックした場合には、所属長が責任を負うという観点から、押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年度から全庁的に総務事務システムに移行し、勤務予定についてもすべてシステム上で処理されており、所属長の勤務予定確認の証跡が残るようになっています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（12）休暇残日数の管理について【意見】</p>		
<p>休暇残日数について、明確に管理した資料が認められなかった。（鉛筆書きで累計日数をメモする程度である。）嘱託職員については変則的な出勤形態であり、休暇残日数の管理が特に煩雑であるため、明瞭な方法で記録することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年度から全庁的に総務事務システムに移行し、休暇伺い等についてもすべてシステム上で処理されており、休暇残日数も明確に記録されるようになっています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（13）予定価格算定の根拠について【意見】</p>		
<p>予定価格算定の根拠資料を確認したところ「液体窒素製造装置の改造委託業務」については、設計書等の根拠資料を確認できなかった。以下の点から根拠資料を残すことが望ましい。 a 見積書もしくは積算書類を作成・添付することで算定根拠を整理することができ、予定価格の妥当性も保たれる。 b 次回に同様の契約をする際にも参考になり効率的な入札を行うことができる。 したがって、金額が電話による問い合わせの場合も、問い合わせた業者や簡単な明細を記載した書類を残すことが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年9月から予定価格算定の根拠資料として、「積算価格に関する調書」を作成することとした。この調書において見積書徴収業者、見積書徴収方法、見積金額を記載するとともに、積算価格の妥当性について、前回購入時の価格や委託業務内容実績等とも比較するなどの検証結果を記載することとした。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（14）予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>		
<p>予定価格及び契約金額の推移状況について検討したところ、委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、</p>	<p>【農水商工部】 平成23年9月から予定価格算定の根拠資料として、「積算価格に関する調書」を作成することとした。この調書において見積書徴収業者、見積書徴収方法、見</p>	<p>農水商工部</p>

<p>前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が大きすぎないかどうかを検討することが望ましい。予定価格が流動的になれば、契約金額も流動的となり、経済面をより考慮した契約業務を行うことができると考えられる。</p>	<p>【(15) 発注規模の見直しについて【意見】】</p> <p>「平成19～22年度窯業研究室総合管理業務委託（窯業）」に関して、当該業務は、清掃・消防設備保守業務であり、特殊なノウハウや技術が要求される業務とはいえないが、1者しか応じない要因は分らないことである。入札時の地域要件は、三重県全域としており、特段要件を厳しくしているわけではない。</p> <p>そこで、対応策として発注規模を見直すことが考えられる。例えば、清掃、除草、保守のよう発注規模を細分化することが一案ではないかと考える。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>積金額を記載するとともに、積算価格の妥当性について、前回購入時の価格や委託業務内容実績等とも比較するなどの検証結果を記載することとしました。</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>同業務について検討した結果、業務の発注規模の見直し（細分化）を行うと、発注後の業者が異なるため各業務間の作業スケジュールの調整が困難となります。</p> <p>また、仕様書において業務の一部を再委託することについても一定割合（業務量の1/3まで）までは認めているので、既に幅広い業者の参加に配慮しているものであり、メリット・デメリットを総合的に比較勘案すると、発注規模の細分化は必ずしも有効な手段とはならないとの結論に至りました。</p> <p>一方で、前回入札時の公告期間の短さ（10日間）に問題があったことを踏まえ、平成22年度末に実施した現在の契約分（平成23～25年度）においては公告期間を拡大（37日間）したところ、申請業者は増加しました。今後個別案件ごとに、入札公告期間の拡大や地域要件の見直し、参加資格要件設定の是非等について対応していきます。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>【(16) 研究課題の評価と予算の関連性について【意見】】</p> <p>現状、研究課題の中間評価に応じて予算が変動することはないとのことであるが、研究者のモチベーションを上げるためにも、中間評価の良かったものは、予算を増やす等の工夫を行ってもよいのではないかと考える。</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>研究者のモチベーションを高めるため、平成23年度に検討した下記の取組について、平成24年度から実行に移すこととなりました。</p> <p>研究最終年度又は次年度以降の研究予算に配慮する。</p> <p>国内学会等での発表機会を与える。</p> <p>なお、研究評価委員会で評価の高かった課題については、職員に対して発表する機会を提供する。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>【(17) 廃棄済みの備品の台帳除外漏れ【結果】】</p>		

<p>備品について、備品台帳からサンプルを抽出し実査を行ったところ、パーソナルコンピュータが平成21年度12月、既に現物が廃棄されていたにもかかわらず、廃棄時に必要な手続である、物品返納書、物品不要決定・分類換決議書及び処分決議書の作成・決裁がなされておらず、備品台帳に記載されたままであった。廃棄を備品台帳に漏れなく正確に反映させるため、廃棄時には現物と必要な文書の照合を行うことを徹底すべきである。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（18）備品台帳への記載漏れ【結果】</p> <p>現在実際に使用されているデータベースについて、備品一覧に記載されていないかった。 備品の不正な転用防止の観点から、廃棄処理手続をした備品が、間違いなく廃棄処理されたことの確認を徹底すべきである。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、指摘のあった備品について再登録を行いました。 今後、廃棄時の現品確認を徹底し、台帳データと現物の齟齬がないよう徹底してまいります。</p>
<p>（19）備品シールの添付漏れ【結果】</p> <p>備品シールを添付し忘れた保温測定装置、遠心分離機が発見された。 備品シールの添付漏れは毎年適切に現物と台帳の照合が行われていれば本来は発見される事項であり、このような状況では毎年適切に棚卸が行われているかが疑問とされる。備品の現物照合の際、現物の有無を確かめると共に、備品シールの添付を確かめた上で台帳と付け合わせの徹底すべきである。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、指摘のあった備品について備品シールを貼付済みです。 今後、廃棄時の現品確認を徹底し、台帳データと現物の齟齬がないよう徹底してまいります。</p>
<p>（20）廃棄予定の物品について【意見】</p> <p>既に使用されておらず、今後も使用見込みのないコンピュータおよび、使用見込みのない備品数点が台帳に記載されていることが発見された。 長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 平成22年11月に所内全件の備品の確認検査を実施し、今後使用見込みの無い物品については平成23年1月に廃棄処理を行いました。 毎年実施する物品検査時に、現在の使用状況について「使用状況」「動作可否」を記録しています。</p>
<p>（21）研究室のセキュリティについて【意見】</p> <p>薬品を管理する部屋については、管理棚の施錠はなされていたが、日中は職員の入りがあつたため、部屋の施錠がされていた。人の出入りがない研究室も、日中は扉の入り口および扉が開放されていた。このような状況下であると、薬品棚の施錠を怠ってしまった場合、持ち出し・盗難のおそれがある。 したがって、薬品を保管する部屋については、使用していない場合は施錠する</p>	<p>【農水商工部】 薬品を保管する部屋については、使用していない場合は施錠することを徹底することとし、このため、施錠を要する部屋については部屋入口に「常時施錠」のラベルを貼付し、職員の注意を喚起しました。</p>

<p>ことが望ましい。</p>	<p>(22) 領収書の連番管理について【結果】</p> <p>ア 領収書の連番漏れについて 領収書の連番漏れが発見された。書き損じたが、当該部分を廃棄してしまっただけ連番が続いていないとのことである。</p> <p>イ 領収書の連番重複について 領収書について、平成22年3月17日分と平成22年3月18日の別の取引であるにもかかわらず、重複した番号で領収書が作成されていた。上記のような事象は、連番の記入が「領収書の内容を記入してから連番を打つ」といった後付作業になっているために生じたことである。</p> <p>ア、イいずれも共通であるが、そもそも領収書に連番を付す意味は網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と領収書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、領収書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。</p> <p>また、領収書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。</p>	<p>(23) 建物の防火対策について【意見】</p> <p>抽出したサンプルのうち、金属試験室実験棟にある高周波誘導電気炉については現在使用されていないかった。 金属試験室実験棟には同様の金属を融解するための機器が多く見受けられたが、棟の火災等への対応としては消火器が1つあるだけであった。 研究所自体では付保等を決定する権限がないということを鑑みると、県自身が金属溶解に伴う火災等の危険度を把握し、防火対策を行うのが望ましい。</p>	<p>(24) 地目の相違について【意見】</p> <p>現況地目は宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目が雑種地となっていた。登記簿上の地目変更を行うには経費が必要であるが、実態と台帳が乖離しているのは好ましい状況ではないため、改善を検討することが望まれる。</p>	<p>(25) 地積の相違について【結果】</p> <p>大字志知字西山（地番208）について、登記簿上の地積は7,752㎡であったが、台帳上取得時公簿面積は7,599㎡となっていた。しかし、登記簿によれば錯誤に</p>	<p>【農水商工部】 平成23年度から現金収納事務処理に伴うミスを防止するため、「現金受入票番号一覧表」を新たに作成し、機器使用（依頼試験）受付簿と照合することにより領収書の連番漏れや連番重複といったミスを防止できるように事務処理方法を改善しました。 また、書き損じについても破棄せず保管することとしました。</p> <p>【農水商工部】 消火器を1本増設し、計2本設置しました。さらに、金属溶解実験時の防火対策として、溶融金属には砂をかけることが有効であるため、砂を入れた防火用赤バケツを3個設置しました。 また、金属研究室の火災発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しました。</p> <p>【農水商工部】 平成23年7月に地目変更登記申請を行い、7月8日付けで地目変更登記完了しました。</p> <p>【農水商工部】 平成22年10月1日付けで財産台帳の地籍修正を完了し</p>
-----------------	---	--	--	---	--

<p>より、平成22年3月23日に7,752㎡に地積が変更されている。台帳に記入すべき面積は県規則によれば実測面積であるが、これも公簿面積と同様、7,599㎡となっていた。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に適切な数値に修正すべきである。</p>	<p>【(26) 耐震について【意見】】</p> <p>薬品庫の「薬品棚」については耐震対策がなされていたが、薬品庫の「薬品棚」以外の棚については耐震対策がなされていないことが判明した。「薬品棚」以外の棚にも医薬品外劇物や薄めた塩酸等が置いてある。毒劇物管理者は耐震の重要性を認識しており、その棚の危険性を認識しているが、具体的な耐震対策ができていない状況である。 したがって、少なくとも紐等で固定するなど応急処置を棚に行うことが望ましい。</p>	<p>【(27) 毒劇物の処分について【意見】】</p> <p>劇物で平成19年4月より全く使用されていないものがあった。老朽化しており試験に使用できない状態ではないとのことであるが、不要な毒物（劇物）により薬品棚のスペースが狭められてしまうと、必要な薬品が置けなくなってしまう。また、毒物（劇物）は人体に危険を及ぼす可能性のあるものであり、盗難や事故のリスクがある。 したがって、不要なものについては処分対象とし適時処分することが望ましい。</p>	<p>【(28) 保管量調査報告書の数量について【意見】】</p> <p>無水クロム酸について報告書には639gと記載されていたが、実際の計量結果は644gであった。無水クロム酸は吸水性の薬品であるため、嚴重に保管していても徐々に数量が増加することであるが、数量の増加自体は納得できる理由であったが、報告書に数量の増加が反映されていないのは問題である。劇物使用簿を確認したところ、実際の数量を記載せず、劇物使用簿の最終使用日時点の数量をそのまま報告書に転記しているとのことであった。 本所では保管量調査報告書に実際の数量を記載し、備考に増減理由を記載しており、金属研究室においても同様の対応が望まれる。 また、分室は人員も少なく、県の担当部局の目も届きにくいことから、本所において他の分室を管理する必要がある。その管理体制について強化を行うことが望ましい。</p>
<p>ました。 なお、今後このような事象（地積更正）があった際は、申請者（囑託者）との連絡を徹底し、登記後速やかに台帳データを修正するよう努めます。</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>耐震対策がなされていない「薬品棚」以外の棚についても、平成22年11月に耐震棒を取り付けるとともに留め金具にて転倒防止対策を講じました。</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>全く使用見込みのない毒劇物について調査を行い、その結果今後とも使用見込みのない薬品類について平成23年2月、及び24年2月に廃棄処分を行いました。 また、所内での薬品類の相互有効利用を図り保管量の削減に努めるとともに使用見込みのないものは、今後とも適時処分を行います。</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>保管量調査報告書の作成について、実際の在庫数量を計量し記載するとともに、自然増減数量も併せて記載するよう、職員に周知徹底いたしました。 なお、当研究所は4箇所に分散立地しているため、平成23年度から定期的に本所担当者が向いて薬品の保管状況を確認チェックしています。</p>

<p>4. 農業研究所</p>	<p>【(1) 単価契約の契約方法について【意見】】</p> <p>農業研究所では、灯油・A重油料金やプロパンガス料金に関して、単価契約を結んでいる。単価契約の場合、通常、物価の変動を考慮して、数か月単位で契約を締結している。ただし、プロパンガス料金については、1年契約となっている。1年契約の場合、契約に物価変動が適切に反映されているとは言いつれないため、契約期間を改めることが望ましい。</p> <p>なお、この問題に関して、出納局から契約期間の見直しを要求されているため、来年度は半年に一度契約を更新する予定である。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>【(2) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】】</p> <p>一般競争入札の結果、1者応札となった契約については、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。</p> <p>そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる。以下のみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものがある。そのため出納局を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p> <p>a 品質の向上と入札参加範囲の両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。</p> <p>b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。</p> <p>一般競争入札の発注情報をどこで知ったか 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由 現行制度の不満点はあるか</p> <p>なお、 については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由を除く必要がある。</p> <p>c 特殊な技術やノウハウが要求される業務 については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1者応札しか見込めない</p>	<p>農水商工部 出納局</p> <p>【農水商工部】 今回1者入札となった電気保安にかかる業務委託は、一般電気事業者にとっては特殊な業務であるため1者入札になる傾向にあると考えられますが、複数年契約であるため次回の入札時において、他の電気事業者にも聴取を行い、また仕様の見直し等ができる限り入札の競争性を確保するよう検討します。</p> <p>それでも再度1者入札となる場合は、出納局が示す「三重県物件関係1者入札対応について」(平成23年3月30日再周知)に基づき適切に対応し、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録します。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、出納局と十分協議し、改善が必要な事項があればその都度、慎重に対応します。</p> <p>【出納局】 入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることか</p>	

<p>い現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。</p> <p>契約に関する会議において、議事録は特に要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大さいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する。</p> <p>他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する。</p>	<p>ら、今後も各所屬と十分協議し、慎重に判断していきま</p>
<p>(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>	
<p>委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであった。しかし、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっていないか、見積が大さすぎないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 予定価格を設定するための積算について、過去の委託業務の工数及び数量等を提示させるとともに、業務見積りに無駄がないかなど、検討することになりました。</p>
<p>(4) 生産物の払い下げ基本価格の設定について【意見】</p>	
<p>「いちご」について良品に品質が満たないものについても低料金にて別途販売の対象としているが、決裁伺いによる承認の対象に含まれていなかった。</p> <p>販売価格の適切性を担保するため、良品に満たない品物についても販売価格について決裁による承認を得ることが望ましい。</p> <p>また、販売価格が常に最新であることを担保することや販売価格の更新が適宜適切に実施されていることを確認できるようにするために、販売価格の一覧表を作成するとともに、更新日を記入するよう形で一覧表を作成することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 生産物の払い下げ基本価格の設定について、良品に満たない品の販売価格についても決裁による承認を受けました。 また、販売価格については、品目毎に価格と更新日が分かる一覧表を作成し、随時更新しています。</p>
<p>(5) 情報管理に関する研究所固有の取り組みについて【意見】</p>	
<p>研究・調査データ等研究そのものの機密保持については個々の研究所の実態に応じて管理状況が異なるため、情報の管理体制や教育研修に関する事項など研究所単位で特長な部分についてはより詳細な管理ルールの策定を行うことが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 研究・調査データの取扱について、特に組換えDNA実験に関しては農業研究所独自の安全管理規程によりデータの情報の適正管理を規定しております。また、全ての研究課題において研究データの管理を共通のデータベースで管理する規程の策定を進めており、所内評価運営会議の承認を経て平成24年3月から導入を図っていきます。</p>

<p>【(6) 備品購入費について【意見】】</p>	<p>備品購入費について、5万円以上500万円未満の伺については決裁日が様式上記載する箇所がなかった。決裁日が無いと決裁の時点が客観的に分らない。その結果、事後承認が横行する要因となってしまう。決裁日が明らかなら、決裁点を明らかにすることが望ましい。</p>	<p>農水商工部</p>	
<p>【(7) 請負工事費について【意見】】</p> <p>サンプルの請負工事の予定価格については、当該解体工事にかかる費用の見積もり額の設計をE社に委託し、その金額をそのまま予定価格としているが、その金額の妥当性に疑問が生じる。なぜなら、15社中14社について予定価格を基に算定された最低制限価格を下回っており、結局、入札に参加できたのは一番高い入札価格を提示した1社のみであったためである。最低制限価格については「三重県発注の公共工事に係る最低制限価格の運用」にて定められた計算方法にて計算されている。</p> <p>予定価格は落札決定するかの基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり、「三重県会計規則運用方針」より、その定義に則って積算を行うよう定められている。予定価格が不当に高すぎると落札価格止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。</p> <p>したがって、工事の設計については数社の見積書を取る等、設計額の妥当性を評価することが望ましい。</p>	<p>農水商工部</p> <p>【農水商工部】 平成22年度に実施した公共工事（工事請負費）による入札においては、設計業務委託により専門業者による設計額の算出を依頼し、「施工体制の確保に関する推進業議会」において公共工事発注支援機関に認定されている財団法人三重県建設技術センターに支援を受け、適正な予定価格の設定及び契約事務を行いました。</p>	<p>農水商工部</p>	
<p>【(8) 使用履歴の受払簿への記載漏れ【結果】】</p>	<p>園芸研究課倉庫内農薬庫にあるオンコル粒剤（劇物）について受払簿記載の残高（1,350g）と実際残高（1,165.5g）が異なっていた。また、ロディ乳剤（劇物）についても受払簿記載の残高（92g）と実際残高（86.3g）が異なっていた。</p> <p>同様に、バイテク棟の薬品実査を行ったところ、酢酸（消防法上の危険物）について、受払簿記載の残高（536.2g）と実際残高（534.0g）が異なっていた。</p> <p>受払簿は使用権限がある者が研究に必要な薬品を使用したことを証明する機能及び、盗難等による薬品の不正利用が発生していないかを定期的にモニタリングできる機能を持っている。特に毒劇物等は外部の者が持ち出した場合、少量でも非常に危険な影響をもたらす可能性がある。したがって、受払簿の管理運用は徹</p>	<p>農水商工部</p> <p>【農水商工部】 研究所で使用する農薬を含む指定管理薬品は、より厳正な取り扱いと適正な管理を目的として「三重県農業研究所薬品管理規程」を平成23年度に改正いたしました。また新たに平成23年度から「三重県農業研究所薬品管理システム」を運用することにより、受払簿の記載及び年2回実施する保管量調査の事務の効率化、省力化を図りました。</p> <p>システムから出力した受払簿により、薬品使用の事前</p>	<p>農水商工部</p>

<p>承認及び上席者の確認押印を徹底することにした。した。</p>	<p>底されるべきである。</p>	<p>承認及び上席者の確認押印を徹底することにした。した。</p>	<p>承認及び上席者の確認押印を徹底することにした。した。</p>
<p>承認及び上席者の確認押印を徹底することにした。した。</p>	<p>有効期限の切れたアグロスリン(有効期限：2008年、農業工学実験棟内に保管)及び、使用期限の切れたサイコセル(有効期限：2006年、農薬庫内に保管)が発見された。アグロスリン及びサイコセルは劇物に該当する薬品である。有効期限が過ぎてしまった残農薬は本来は使用せずに産業廃棄物として速やかに処分することが望ましい。また、処分を行った農薬については、研究室としての適正在庫量を検討し、今後処分在庫がないよう必要最小限の購入に努めることが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 有効期限の切れた農薬については、使用することなく容器も含め平成22年度内に速やかに処分しました。農薬について、年間の使用量を適正に見積り、処分在庫が発生しないよう計画的な購入に努めるとともに、保管量調査において有効期限の切れた使い残しの農薬を確認した場合は速やかに、かつ適正に処分することいたしました。</p>	<p>【農水商工部】 当該パソコンについては、1996年6月に発売されたもので、備品台帳が財務会計システムでの管理に移行した段階において登録漏れとなった可能性がります。当該パソコンは取得から15年が経過しており、現状において使用に耐えるものではないため、廃棄処分いたしました。</p>
<p>底されるべきである。</p>	<p>有効期限の切れたアグロスリン(有効期限：2008年、農業工学実験棟内に保管)及び、使用期限の切れたサイコセル(有効期限：2006年、農薬庫内に保管)が発見された。アグロスリン及びサイコセルは劇物に該当する薬品である。有効期限が過ぎてしまった残農薬は本来は使用せずに産業廃棄物として速やかに処分することが望ましい。また、処分を行った農薬については、研究室としての適正在庫量を検討し、今後処分在庫がないよう必要最小限の購入に努めることが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 当該パソコンについては、1996年6月に発売されたもので、備品台帳が財務会計システムでの管理に移行した段階において登録漏れとなった可能性がります。当該パソコンは取得から15年が経過しており、現状において使用に耐えるものではないため、廃棄処分いたしました。</p>	<p>【農水商工部】 実査を通じて把握した備品の詳細な状態を台帳に記載し管理するとともに、管理担当者間の引き継ぎを確実にしたものとした。</p>
<p>底されるべきである。</p>	<p>【(10) 備品登録のされていないパソコンについて】 破棄予定であるが備品台帳への登録も廃棄手続もなされていないパソコンが発見された。このような状況では不正に持ち出し、転売を行っても気付くことができない。事実関係の確認を行い、登録ないしは廃棄すべきである。</p>	<p>【(11) 廃棄予定の物品について】 備品台帳に記載されているが、既に使用されておらず廃棄予定であるという説明を受けた物品が散見された。管理担当者は廃棄予定物品として把握しているにもかかわらず、台帳上はその旨を記載していない。担当者が変わってしまう可能性が。誤ってしまい、処分されずに放置されてしまう可能性がある。長期間使用されないまま保管することなく、適時有効な処分を行うためには、当該備品が機能的に利用可能か又は廃棄すべきか否かについて、実査を通じて把握し、これを記録しておくことが望ましい。</p>	<p>【(12) 連番管理されていない生産物売却時の領収書】 トマト等の農産物を販売した際、その袋に付した半券(金額・日付が記載された簡便なもの)が領収書として保管されている。しかし、この領収書は連番管理がされていない。したがって、売上収入が網羅的に歳入となっているか否かについて事後的に確かめることができない状況にある。</p>

<p>現在は領収書、生産者である園芸課の職員が記載するメモ票及び歳入の原資証 憑となる生産物報告書についての照合を行っておらず、仮に生産物報告書の紛失、 ないしは意図的な廃棄により、正確な金額が歳入として計上されていなかったと しても、見逃されるおそれがある。 したがって、領収書、生産物報告書については連番管理した上で、財務システ ムへの入力前に照合し、網羅的に歳入計上されているか検証することが望ましい。</p>	<p>を照合し、網羅的に歳入計上されていることを確認して います。</p>
<p>(13) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】</p>	
<p>土地の現況地目が雑種地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となっ ている。 登記簿上の地目変更をするには数万円の費用が必要であるが、今後当該費用等 を勘案し検討することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 地目変更登記について法務局と相談のうえ、現在検討 を行っています。</p>
<p>(14) 薬品棚の鍵の管理について【結果】</p>	
<p>薬品庫について、薬品を保管する部屋の鍵の保管は適切になされていたが、薬 品棚の鍵は、同じ部屋の一室の棚に無造作にしまわれているだけであった。薬品 管理規程第5条（薬品の保管）において、「保管庫または貯蔵所は常時施錠し、保 管庫の鍵は薬品副管理者または予め副管理者が指定する管理担当者が保管管理す る。」とあるように、鍵は管理者が保管すべきである。</p>	<p>【農水商工部】 薬品庫及び薬品棚の鍵の管理について、薬品庫・薬品 棚とも常時施錠し、各課・室の薬品管理者または副管 理者が適切に鍵の保管管理を行うことにいたしました。</p>
<p>(15) 農薬の受払簿の管理について【結果】</p>	
<p>農薬受払簿を閲覧したところ、平成22年の6月まで上席者の押印がなかった。 受払簿は作成していたが、上席者への報告は口頭でのみ実施されていたとのこ とであった。 毒劇物以外の指定管理薬品についても、口頭のみでなく文書での報告を得るこ とが必要である。</p>	<p>【農水商工部】 農薬を含む指定管理薬品の受払については、システム から受払簿を出力し事前承認を受けるように、また事前 承認の証跡として上席者の押印を記録に残すようにい たしました。</p>
<p>(16) 実地棚卸の記録について【結果】</p>	
<p>指定管理薬品（毒物、劇物等）については、平成10年度から平成21年9月9 日の間、実地数量が確認された形跡がなかった。平成21年3月期の状況を質問し たところ、実地棚卸自体は実施したが帳簿に記録はせず、口頭による確認のみで あった。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格 な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。</p>	<p>【農水商工部】 指定管理薬品については、薬品管理規程に基づき年2 回の保管量調査を実施し、システムから在庫数量を出力 することで証跡を記録するようにいたしました。</p>
<p>(17) 毒物、劇物使用についての事前承認【意見】</p>	
<p>毒物とポリ塩化ビフェニルについては使用に事前承認が必要であるが、承認が 口頭ベースである。</p>	<p>【農水商工部】 危険性の高い毒物、劇物を含む指定管理薬品の使用に</p>

<p>危険性の高い毒物、劇物の事前承認については、誤使用や不正使用を牽制・防止する意味で事前承認が必要である。しかし口頭ベースでは承認があったか客観的に確認できないため、事後承認が横行する要因になってしまう。したがって、承認日付と承認印の押印を徹底することが望まれる。</p>	<p>については、システムから受払簿を出力し事前承認を受け、受払簿に記録するようにいたしました。</p>	
<p>(18) 廃棄予定の農薬について【結果】</p>		
<p>廃棄予定の農薬については、管理簿にて管理されているものとされていないものがあり、管理方法が統一されていない。廃棄予定の農薬は、平成22年度よりパソコン上でデータ管理を行うようになったため、それを機に整理を行った結果生じたものであるが、廃棄予定月は平成22年11月と廃棄まで期間がある。たとえば、廃棄予定のものであっても、農薬類は盗難・流用・不正使用の危険もあり、またその毒性から流用された場合の社会的影響が大きいため、実際に廃棄が行われるまで帳簿管理を継続するように管理方法を統一し、厳密に管理すべきである。</p>	<p>【農水商工部】 廃棄予定の農薬について、廃棄が行われるまで帳簿管理を継続して行い、厳密に管理することにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(19) 薬品保管庫・農薬保管庫の鍵の保管について【意見】</p>		
<p>薬品保管庫・農薬保管庫の鍵は、鍵のかかるキャビネットに保管されているが、事務職員全員がキャビネットの鍵の所在場所を把握している状況である。現状、鍵の管理者は室長とされているが、管理代行者1名を選任し、管理者と管理代行者により厳重管理することが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 薬品保管庫及び農薬保管庫の鍵の管理について、各課・室の薬品管理者と副管理者を予め選任し、厳重に保管管理することにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(20) 分室に対する管理体制について【意見】</p>		
<p>分室の毒物、劇物、危険物の管理体制が不十分であることが判明した。分室は人数も少なく県からの情報も入りにくいことから、研究所主導で管理を行う必要がある。視察、抜き打ちチェックや報告体制の徹底を行うことが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年度から研究所企画調整課長が年1回以上各研究室に出向き、指定管理薬品の管理体制の確認をし、現場において管理の徹底を図ることにいたしました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(21) 公有財産台帳と登記簿の整合性について【結果】</p>		
<p>亀山市情世町（地目 992-2）について、台帳上の取得時公簿面積は 43,585 m²となっていたが、登記簿によると平成9年度に分筆し登記簿上の地積は 41,953 m²となっている。分筆し現状の面積に変更があった以上、取得時の面積は変更すべきである。台帳で管理されているデータと実物が乖離してしまうのでは、台帳管理の趣旨が形骸化してしまうため、早期に改善すべきである。</p>	<p>【農水商工部】 平成23年3月、財産管理台帳の面積の訂正を行いました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(22) 使用期限の切れた農薬について【意見】</p>		
<p>有効期限の切れた農薬は防除庫において保管されている農薬41件中、ほぼ半数の20件にのぼった。古いものでは1989年の7月に有効期限が切れたもの（エルノー</p>	<p>【農水商工部】 有効期限の切れた農薬については、容器も含めて平成</p>	<p>農水商工部</p>

<p>液剤、627g)もあつた。 農薬の使い残しなどにより、有効期限が過ぎてしまった残農薬は十分な効果が得られないことが多い。したがって、残農薬は産業廃棄物として速やかに処分すべきである。農薬の容器を含め、適正な処分は農薬使用者の責務である。</p>	<p>22年度内に速やかに廃棄処分を行いました。 農薬について、年間の使用量を適正に見積り、処分在庫が発生しないよう計画的な購入に努めるとともに、保管量調査において有効期限の切れの切れた使い残しの農薬を確認した場合は速やかに、かつ適正に処分することになりました。</p>
<p>(23) 公有資産台帳と登記簿の整合性について【意見】</p>	
<p>土地の現況地目が宅地であるにもかかわらず、登記簿上の地目は畑となつていた。 登記簿上の地目変更を行うには測量等の経費が必要であるが、今後費用等を勘案し検討することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 地目変更登記について法務局と相談のうえ、現在検討を行っています。</p>
<p>(24) 水田部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【結果】</p>	
<p>水田部門の平成21年度における「指定薬品受払簿」を閲覧したところ、実地棚卸の証跡を確認できなかつた。劇物・毒物については、流用し悪用される危険性が特に高いため、厳格な管理が必要である。規程に従い棚卸を実施し、その証跡を記録する必要がある。</p>	<p>【農水商工部】 指定管理薬品については、薬品管理規程に基づき年2回の保管量調査を実施し、システムから在庫数量を出力することで確認の証跡を記録することにいたしました。</p>
<p>(25) 果樹部門の薬品（農薬）受払簿の整備について【意見】</p>	
<p>果樹部門は、9月30日の実数確認及び薬品管理者の確認証跡が認められたが、年度末における実数確認結果は平成21年度の受払簿上に記録されず、翌年度の期首残高として繰り越されていた。そのため、平成21年度の受払簿上、期末における上席者の確認証跡が認められなかつた。翌年度の受払簿上の繰越状況を閲覧することで、棚卸状況を把握することは可能ではあるが、期末における実数確認結果は当該年度の受払簿上に記録し、棚卸実施状況を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 指定管理薬品については、薬品管理規程に基づき年2回の保管量調査を実施し、システムから在庫数量を出力することで確認の証跡を記録するようにいたしました。</p>
<p>(26) 薬品（試薬）受払簿の記載方法について【意見】</p>	
<p>平成21年度の薬品受払簿上、同種薬品で複数の規格（濃度等）がある場合、これを帳簿上区別することなく記録していたが、厳格な管理を行う観点から、規格別に帳簿管理すべきであった。 なお、この点については平成22年度の受払簿上で改善されていることを確認している。</p>	<p>【農水商工部】 同種薬品の複数規格の薬品管理において、それまで一括管理であったものを、平成22年4月から規格別に帳簿管理するよう改善しました。引き続き、規格別に帳簿の管理をすることとしております。</p>
<p>5. 畜産研究所</p>	
<p>(1) 1者応札の契約に関する取扱について【意見】</p>	

<p>農水商工部 出納局</p>	<p>【農水商工部】 研究所で購入する機器類は、専門性が高く特殊なものが多いため入札業者が限られる傾向にあります。公平性、透明性、競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。 それでも1者入札となる場合には、出納局が示す「三重県物件関係1者入札対応について」(平成23年3月30日再周知)に基づき適切に対応し、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録します。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、出納局と十分協議し、改善が必要な事項があればその都度、慎重に対応します。</p> <p>【出納局】 入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。 なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきま</p>	<p>農水商工部</p>
<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いのが現状である。 そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のaは入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、bは、随意契約の方が優位であることを示すことができる点のみにとる対応である。現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。 a 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由 現行制度の不満点はあるか なお、 については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由を除く必要がある。 b 特殊な技術やノウハウが要求される業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断する必要がある。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに気を付ける必要がある。 現状、契約に関する会議において、議事録は特に要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する。 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する。</p>	<p>【農水商工部】 予定価格を設定するための積算については、過去の実績工数や見積額、市場調査等により無駄な工数や割増見積がないか等を精査し、適切な会計事務に努めていま</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(2) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】 委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているかないか、見積が大きすぎ</p>		

<p>ないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>す。</p>	<p>【農水商工部】 平成 23 年度から、新たに策定した「三重県畜産研究所毒物・劇物管理規程」に基づき、毒劇物等受私簿を改訂使用するとともに、未使用本数及び使用本数の記帳だけでなく、使用中の薬品については設置した計量器で風袋込の試薬重量を確認記帳するよう改善しました。 また、管理者によって、年 2 回の在庫点検、チェックを実施しています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(3) 薬品の受私簿の運用状況について【結果】</p>	<p>薬品の保有残量について、一部を除き、計量していなかった。また、保有残量調査の際にも、薬品の残量ではなく、薬品を入れる瓶の数を年1回確認するだけであった。 しかし毒物・劇物管理規定第3条では、「使用する毒劇物については毎年度、受私簿を持って、その数量を管理する。」とあり、また同規定第8条には「年2回(9月及び3月)に保管量を調査する」と棚卸の明記があるが、実際はいずれも当該規定が遵守されていないかった。 さらに同規定第5条には、「薬品室の薬品庫に保管し、薬品庫は常時施錠する」と規定されているが、部屋に施錠がなされているのみで薬品庫には鍵は付されていない。 「規定上の「保有量の確認」を「本数の確認」と解釈し、毒劇物についてはデジタルナトリウムを除き、残量管理をしていなかった」とのことである。 毒劇物については少量で致死量となるものもあるため、計量を行った上で残量管理をしていないのは問題である。また毒劇物に該当しない薬品についても、他の研究所にならって、計量を行った上で残量管理をすることが必要である。</p>	<p>【農水商工部】 マイルドホルムは使用予定が無いため平成 22 年度末で廃棄処分しました。 施錠について、薬品棚下段ロッカーの施錠設備が無い箇所へは、鎖とナンバーキーを組み合わせて施錠可能にしました。また、施錠設備の老朽化によって施錠不能であった箇所の設備を平成 22 年度末に改修するとともに、収納しにくかった薬品用に、新たに施錠可能な薬品ロッカーを 2 セット増設して対処しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(4) 毒物・劇物・農薬の施錠管理について【意見】</p>	<p>マイルドホルム10Nについては数量が多く、施錠されない棚の外に保管されていた。 保管する部屋には施錠がなされていたが、毒物劇物管理規定第 5 条では、「毒劇物は全て薬品庫の保管庫に保管し、保管庫は常時施錠する」とあり、「保管庫の鍵は劇物副管理者が管理する」とある。このような状況は規定違反である。他の研究所に習い、部屋の施錠だけではなく、薬品庫の施錠をすることが必要である。</p>	<p>【農水商工部】 平成 23 年度以降、書き損じた納品書については切り離して廃棄する事なく、そのまま保管するように改善しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(5) 納品書の連番漏れについて【結果】</p>	<p>鶏卵の販売における代金の入金管理については、連番管理はされていたが、納品書の綴りから一部抜き取られたような跡が発見された。 書き損じ分の納品書を廃棄してしまっただけということであるが、これでは連番管理をしている意味がない。 そもそも納品書に連番を付す意味は、網羅的に収入を把握しているか検証し、収入金の不正流用を防止することにある。これを念頭において、収入と納品書金額の合計額の一致を定期的にチェックすべきである。また、書き損じについても、</p>	<p>【農水商工部】 平成 23 年度以降、書き損じた納品書については切り離して廃棄する事なく、そのまま保管するように改善しました。</p>	<p>農水商工部</p>

<p>納品書にマークを付す、控えとともにホチキス止めするなどの方法により使用不能な状態にしておくことが必要である。 また、納品書はシステム上、現金日計表及び歳入の金額を入力するため重要な原始証憑となっているため、現状の運用状況は早期に改善されるべきである。</p>		<p>【農水商工部】 平成23年度から松阪食肉公社の了解を得て、当該公社とのオークション出品契約書の第2条内の「毎月未までに翌々月の出品予定頭数を報告」としていた箇所を「毎年1月末までに翌年度の出品予定頭数を報告」するよう契約内容を改訂し、書類での報告を実施していません。</p>	農水商工部
(6) 松阪牛枝肉ネットオークションに関する契約について【意見】			
<p>契約書上、オークションについては出品予定数を毎月報告すると記載されている。しかし、実際は先方が年度の初めに送付してきた計画書（年に数回報告するよう記載されていた）に沿って報告を行っており、毎月の報告は行われていない。実際の行為に沿って契約の変更を行うことが望まれる。</p>		<p>【農水商工部】 一般競争入札の結果、1者入札となった場合には、出納局通知「三重県物件関係1者入札対応について」に基づき対応しています。 また、併せて1者入札の有効性を判断したときは、その理由を具体的に記録しています。</p>	農水商工部
6. 水産研究所			
(1) 入札審査会の議事録について【意見】			
<p>予定価格500万円以上の契約に関して、1者入札となったものについては、県の通知である、平成21年3月31日付け出納第04-107号「一般競争入札における1者入札の扱いについて（通知）」に基づいて、入札審査会が開催される。競争性や透明性が確保されていることの確認が主な趣旨であるが、議事録・協議メモを残しておらず（特に要求されていない）、具体的な内容を確認できなかった。 本来、1者入札では競争性が十分に確保できないため、今後入札業務をよりよい方向に持っていくための検証資料として、議事録や協議メモを残しておくことが望まれる。</p>		<p>【農水商工部】 研究所で購入する機器類は、専門性が高く特殊なものが多いため入札業者が限られる傾向にありますが、公平性、透明性、競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。 それでも1者入札となる場合には、出納局が示す「三重県物件関係1者入札対応について」（平成23年3月30日再周知）に基づき適切に対応し、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録します。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、出納局と十分協議し、改</p>	農水商工部 出納局
(2) 1者入札の契約に関する取扱について【意見】			
<p>一般的に1者入札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりしている業務が多いという現状がある。そこで、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方cは、随意契約の方が優位であることを示すことができる。とのみにとる対応である。 現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。 a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。</p>			

<p>b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。</p> <p>一般競争入札の発注情報をどこで知ったか</p> <p>発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由</p> <p>現行制度の不満点はあるか</p> <p>なお、 については、アンケートを有用なものとするために、業務範囲外のため参加できなかったという理由は除く必要がある。</p> <p>c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約への変更が考えられる。ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなればならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、毎期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。</p> <p>契約に関する会議において、議事録は特に要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、議事録は、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にするために必要である。そして、可能であれば、金額が大いまいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する。</p> <p>他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する。</p>	<p>善が必要な事項があればその都度、慎重に対応します。</p> <p>【出納局】</p> <p>入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達は一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきま</p>
<p>(3) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>予定価格を設定するための積算については、過去の実績工数、市場調査等により精査し、適切な会計事務に努めています。</p>
<p>(4) 薬品の受払簿の運用状況について【結果】</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>薬品を適確に管理していくうえでは受払簿の整備が不可欠であると認識しています。一部不備のありました受払簿について、平成22年度以降は整備を徹底してお</p>

<p>研究所にならって、受払管理を実施することが、管理上有用であると考えられる。</p>	<p>り、薬品を使用する職員に対し、あらためて受払管理を適確に行うよう徹底しました。 また、毒劇物以外に、薬事法で定められた毒劇薬についても、平成 23 年度から受払簿を整備し、適正な管理を行っています。</p>	<p>【農水商工部】 薬品庫の鍵の保管については、施錠できるキーボックスを設置し、より厳重な管理体制の構築を行いました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(5) 薬品庫の鍵の管理について【意見】 組織実験室に設置されている薬品庫については、薬品庫の鍵が隣接する細菌実験室の機の抽斗で管理されていること、及び、組織実験室の施錠が日中はなされていないことがあった。 組織実験室内の薬品庫には劇物が管理されていることを考慮すると、現在の鍵の管理状況は問題であり、不正な流用及び盗難を防止するため、より厳重に管理されることが望ましい。</p>	<p>(6) 薬品の計量方法について【意見】 実際保有量を測り、毒物及び劇物について研究所作成の調査報告書（平成22年3月16日付け）とその後の使用を記録した受払簿との合計との一致を確かめた。 その際、職員は厳密な計測のためにホルマリン（劇物）の原液を一旦別の容器に移し替え、移し替えた容器の重さを差し引いた秤を用いて容量を計測していた。この方法によった方が正確に残高を検証できるが、「三重県水産研究所毒劇物等管理規定」「第6条毒劇物等の使用」では「3毒劇物の使用時には有害性、危険性を考慮し、極力薬品の使用量が少なく、廃液等の発生が少ない手法を用いる等、環境負荷低減等に努める。」旨が規定されている。安全面や計量のために移し替えた容器の洗浄により廃液が発生することを考慮すると、継続的な実施を前提に風袋込みで計量するのが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】 ホルマリンについては、規定に基づき、薬品の使用や廃液の発生が少なくなると、風袋込みで計量する方法に改めました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(7) 塩化カリウムの保管について【意見】 倉庫棟において塩化カリウムの入った段ボールが発見された。塩化カリウムは指定管理薬品には分類されておらず、人体への影響が少ないとの理由から残量検査の義務は規則上ないが、大量投与により人体に影響を及ぼす薬品であり、その使用による死亡例もある。指定管理薬品に分類されない薬品であっても、保有量と危険性を勘案して指定管理薬品に準じた管理を検討することが望まれる。</p>	<p>(8) 通報について【意見】 【農水商工部】 指定管理薬品に分類されない薬品であっても、保有量と危険性を勘案して指定管理薬品と同様に受払簿を整備するなど、適確な管理を行うとともに、その使用見込の精査等を行い、不要薬品は廃棄いたしました。 また、倉庫棟で保管している塩化カリウムについても、平成 22 年度内に廃棄いたしました。</p>	<p>農水商工部</p>	

<p>研究所が保有している通帳を閲覧したところ、使用されていない口座（常時払用）が発見された。</p> <p>平成21年度から旅費についての取り扱いが県の規則上変更されたことにより、従来常時払で対応していた職員の移動先で使用した駐車料について、後日申請による精算が可能となったため、できるだけ現金を持たないようにするという方針のもと、従来常時払で対応していた他のものについても、請求書をもらい後日振込としたことであった。</p> <p>これら常時払用口座を使用しない試みは、平成22年度からの試験的な取り組みのため、現在当該通帳は残してあるとのことであるが、使用していない通帳は不正に利用されるおそれがあるため、今後の使用実績に留意し、利用が見込まれないのであれば解約を検討することが望ましい。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>【農水商工部】 常時払用口座については、着払いの宅配料金の支払い用として必要との結論に至り、口座を維持することとしました。 なお、不正利用が発生しないよう、金庫にて適切に管理しています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（9）雑入について【意見】</p> <p>諸収入（雑入）のうちの1件について、内容的には受託事業収入のものがあつた。雑多な科目である雑入は収入の内容が分からないため、できる限り使うべきではないし、他の同様の内容の収入については受託事業収入に計上されていることから、他年度との比較を行う際にも比較可能性が失われてしまう。 したがって、受託事業収入とすることが望ましい。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>（10）共同研究の事業費の積算について【意見】</p> <p>毎期行っている事業で独立行政法人水産総合研究センターからの受託事業である「平成21年度資源評価調査事業」について、契約書と事業費の積算資料を確認した。当契約では、当所は資源評価を行い、独立法人水産総合研究センターより委託費を受け取ることになっている。契約書によると当所の受取金額は、契約金額かもしくは実費のうち小さい金額となっている。当事業で当社が負担する経費の大部分を占めるのは船舶燃料費（平成21年度は9,180千円）である。船舶燃料費については単価×予定使用料（リットル）で計算されている。単価は契約当初の市場価格を参考につけられるが変動が激しい場合大きく予算を上回る（下回る）ことがある。しかし、委託契約書の第8条では「委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と委託費の限度額のいずれか低い額とする」としており、実際の経費の額が当初契約した委託費の確定額を下回った場合は実費になるが、上回った場合に損失が発生する。よって、当所が不利な契約となっているといえる。</p> <p>実際に実費が上回った場合は、他のところに割当てられた予算をカットしたり予定していた調査の一部を中止し燃料費に回すことで対応しているが、これでは当初予定していた調査に支障をきたす可能性がある。船舶燃料費等、当所の業務の効率性と関係ない部分での経費の増加については、追加の委託料を受け取ることができるようになるなど先方との協議を行うことが望まれる。</p>	<p>農水商工部</p>

<p>(14) 毒物、劇物の保管状況について【意見】</p>	<p>毒物、劇物については、鍵付の薬品庫にて保管している。しかし、一部使用中のもので劇物に該当するホルマリン等人体に害が及ぶ可能性があるものについて、鍵のかかる薬品庫以外の研究室の棚や机の上に置いてあるものがあった。このような状況下であると持ち出し・盗難の危険性はあることから、人体に害があるものについては、薬品庫に保管することが望ましい。薬品庫のスペースの問題もあるが、一度適正在庫量を検討し不要なものは処分することによりスペースを確保するか、例えば、三重県水産研究所のように、現在ある棚の扉に簡便な鍵を設置することで解決は可能と考えられる。</p>	<p>【農水商工部】 ご指摘のあった鈴鹿水産研究室では、薬品庫を整理して収容スペースを確保し、劇毒物はすべて施錠できる薬品庫に収容しました。また、薬品を保管している分析室の出入り口も退庁時には施錠し、一層の安全管理に努めています。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>(15) 毒物、劇物の保管状況について【意見】</p>	<p>ホルマリンや使用中の劇物を薄めたもの含む薬品等が入ったビンのある棚には何の耐震・防犯対策が施されていない。耐震や防犯対策としてガラス張りにする等工夫することが望まれる。</p>	<p>【農水商工部】 ご指摘のあった鈴鹿水産研究室では、薬品庫を整理して収容スペースを確保し、ホルマリンや使用中の希薄した劇物等を薬品庫に収容しました。</p>	<p>農水商工部</p>
<p>・ 研究所共通の意見及び指摘</p>			
<p>(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について【意見】</p>			
<p>一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかとという疑問が生じる。</p> <p>各研究所では、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定していることであった。</p> <p>(ア) 見積書やカタログより決定している場合 特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書入手し、その価格をもとに予定価格を決定している。その見積書は購入何に添付されることで証拠として残される。</p> <p>ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルーラル化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。</p> <p>(イ) インターネットや口頭確認により決定している場合 多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得</p>	<p>【健康福祉部】 入札の経済性、競争性、公平性を期するために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適切な会計事務に務めています。</p> <p>【農水商工部】 入札の経済性、競争性、公平性を期するために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適切な会計事務に務めています。</p> <p>【環境森林部】 入札の経済性、競争性、公平性を期するために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部 出納局</p>	

<p>切な会計事務に努めています。</p> <p>【出納局】 予定価格を設定するための積算金額については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付するよう各所属を指導しました。出納局検査において、これらの状況を抽出にて確認し、資料の添付漏れ等のあった一部の所属に対して指導を行いました。</p>	<p>た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。</p> <p>また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。</p> <p>予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり、「三重県会計規則運用方針」より、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。</p> <p>入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。</p> <p>また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。</p>	
<p>【健康福祉部、環境森林部】 平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」に基づき適切な事務処理を行っています。</p> <p>【農水商工部】 「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」については、ともに平成23年3月31日付けで改正しており、新しいマニュアル（要領含む）に基づいて適切な事務処理を行っています。</p>	<p>【健康福祉部、環境森林部】 平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」に基づき適切な事務処理を行っています。</p> <p>【農水商工部】 「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」については、ともに平成23年3月31日付けで改正しており、新しいマニュアル（要領含む）に基づいて適切な事務処理を行っています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>【健康福祉部】 知的財産の管理台帳については、農水商工部で一括管</p>	<p>【健康福祉部】 知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」と、登録補償金及び各年度の登録料が記</p>	<p>健康福祉部</p>

（2）知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について【結果】

（3）知的財産に係る台帳の充実化について【意見】

<p>載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。</p> <p>理しています。 平成 22 年度以降にお願いした特許等については「特許等知的財産経費一覧表」を新たに作成し、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になるよう改善されています。 なお、保健環境研究所においては、平成 22 年度以降に特許等の出願実績はありません。</p> <p>【農水商工部】 知的財産の管理台帳については、農水商工部で一括管理しています。 平成 22 年度以降にお願いした特許等については「特許等知的財産経費一覧表」を新たに作成し、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になるよう改善しました。</p> <p>【環境森林部】 知的財産の管理台帳については、農水商工部で一括管理しています。 平成 22 年度以降にお願いした特許等については、農水商工部において「特許等知的財産経費一覧表」が新たに作成され、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になっています。</p>	<p>農水商工部 環境森林部</p>
<p>（４）知的財産継続保持の判断について【意見】 特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げるといった慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p> <p>【健康福祉部、環境森林部】 平成 23 年 3 月 31 日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記され、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。</p> <p>【農水商工部】 平成 23 年 3 月 31 日付けで改正した「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記し、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。</p>
<p>（５）知的財産の実施許諾料の見直しルールについて【意見】</p>	

<p>知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イテゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。</p> <p>しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。</p> <p>知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>【健康福祉部、環境森林部】 平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記され、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。</p> <p>【農水商工部】 平成23年3月31日付けで改正した「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記し、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>
<p>(6) 研究テーマごとの支出把握について【意見】</p> <p>一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っているが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われていなかった。</p> <p>研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。</p> <p>しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられない。</p> <p>そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていない。</p> <p>研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>

<p>（ 7 ） 契 約 履 行 能 力 の 確 認 に つ い て 【 意 見 】</p>	<p>水産研究所の平成21年度収入において倒産契約解除に係る違約金が2,589,010円計上されている。このうち2,539,870円は平成21年度において委託先として選定しA社が期中に倒産したため、委託事業を続行できなくなったことによる違約金であり、契約書に基づき（契約額 - 出来高）×10%の違約金を得ている。</p> <p>入札資格の確認が問題となるが、入札資格は、三重県会計規則第61条において下記のように規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であること 二 令第167条の4第2項に該当する者でないこと 三 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと <p>なお、2号において規定されている地方自治法施行令第167条の4第2項とは、契約履行時の不正や契約妨害等があった場合は、入札参加に関して、停止措置をとることができるという内容である。</p> <p>水産研究所は、契約先が1号～3号に該当しないことを確認しており、契約自体は規程に基づいて適切に行われている。しかし、A社との最終の契約日は平成21年7月6日であるが、その後まもなく倒産し、平成21年10月16日に「委託業務続行不能について」の文書を手入している。「債務者代理人からの受任通知並びにお願ひ」によると、A社は、平成17年度以降売上低迷により財務状況が悪化し、最終的に11億円を超える債務超過が発生していることから、契約時点においても相当財務状況が悪化していたものと推測される。そのような状況を確認することなく委託先を選定した結果、契約途中で委託先が倒産し、研究目的が達成されないことに加え、緊急雇用対策目的も果たされなかった。</p> <p>このように損失を被ることに備えて、上記3事項に追加して、契約締結時に、決算書や現在業者が請け負っている事業内容の把握を通じて相手先の内情の把握をし、契約履行能力の有無を把握することが望まれる。</p>	<p>【 農 水 商 工 部 】 契 約 履 行 能 力 の 検 討 に つ い て は、 出 納 局 が 平 成 24 年 4 月 から 県 の 物 件 関 係 契 約 で は 随 意 契 約 も 含 め て 原 則 と し て 「 電 子 調 達 シ ス テ ム 利 用 登 録 事 業 者 」 若 し く は 「 財 務 会 計 シ ス テ ム の 共 通 債 権 者 （ 物 件 契 約 ） 」 を 対 象 に 発 注 す る 方 法 を 導 入 予 定 で あ り、 こ れ に 従 い 契 約 相 手 方 の 情 報 の 適 切 な 把 握 ・ 管 理 に 努 め な が ら 会 計 事 務 を 進 め ま す。</p> <p>【 出 納 局 】 三 重 県 で は、 平 成 19 年 6 月 か ら 物 件 関 係 の 入 札 参 加 資 格 者 名 簿 を 廃 止 し て 広 く 入 札 参 加 者 を 求 め て い ま す が、 平 成 24 年 4 月 か ら は 県 の 物 件 関 係 契 約 で は 随 意 契 約 も 含 め て 原 則 と し て 「 電 子 調 達 シ ス テ ム 利 用 登 録 事 業 者 」 若 し く は 「 財 務 会 計 シ ス テ ム の 共 通 債 権 者 （ 物 件 契 約 ） 」 を 対 象 に 発 注 す る こ と と し て お り、 契 約 相 手 方 の 情 報 の 適 切 な 把 握 ・ 管 理 に 努 め ま す。</p>	<p>農水商工部 出納局</p>
<p>（ 8 ） 情 報 管 理 に 関 す る 研 究 所 固 有 の 取 り 組 み に つ い て 【 意 見 】</p>	<p>「情報セキュリティ実施手順」作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。</p> <p>また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付けている研究所はなく、工業</p>	<p>【 健 康 福 祉 部 】 情 報 の 重 要 性、 情 報 資 産 の 質 に 応 じ た 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 を は か る た め 「 情 報 管 理 マ ニ ュ ア ル 」 を 規 定 し、 情 報 管 理 に 取 り 組 ん で い ま す。</p> <p>【 農 水 商 工 部 】 県 の 「 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 実 施 手 順 」 に 基 づ く 管 理 の 実 施 に 加 え て、 そ れ ぞ れ の 分 野 に よ る 研 究 所 独 自 の 「 情 報</p>	<p>健康福祉部 農水商工部 環境森林部</p>

<p>研究所が独自で記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。</p> <p>個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。</p>	<p>セキュリティ対策要領」の新たな策定を進めてきた。正式に策定が承認されたものから、平成 23 年度中に順次運用を開始します。</p> <p>なお、この要領により、知的財産権などの特殊な情報につきましても、機密保護に努めてまいります。</p> <p>【環境森林部】</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ検討した結果、「情報セキュリティ実施手順」で十分対応可能であり、新たに「情報の重要性に応じた情報セキュリティ対策を記載したマニュアル作成」は必要との結論に至りました。</p> <p>なお、本手順に基づき、情報資産の保護に努めてまいります。</p>
<p>（9）固定資産に対する付保状況について【意見】</p> <p>今回の調査対象研究所は、建物、動産その他高額機器（保健環境研究所及び車両の自賠責保険を除く）については保険には一切加入していないことが判明した。コストを削減するという意識が高いのは大変良いことであるが、高額の高額精密機器が故障するリスク等、研究所で実際に機器と接する職員しか把握していないリスクがある。購入した建物、動産その他高額機器を安全かつ長期にわたって使用するには、そういった職員の意見を斟酌する必要があると考えられる。</p> <p>購入した備品全てについて検討するのは煩雑であると考えられるため、検討するための金額基準等を設け、該当するものに関しては付保を検討することが望ましい。</p>	<p>【農水商工部】</p> <p>農水商工部では、建物、動産その他高額機器を多数管理しており、保険に加入すると、多額のコストが生じることが想定されます。県の場合は、故障等が生じた都度、修繕・廃棄又は更新を行う方法により対応しており、その結果、年間の保険料と比較するとコストの軽減が可能であるとの判断から、このような方法により対応しているところと見なしております。</p> <p>なお、貸借物品等については、賠償額等の算定も必要となりますので、必要に応じて保険に加入しております。</p> <p>【環境森林部】</p> <p>現在、建物・動産その他高額機器を多数管理しており保険に加入した場合、多額のコストが生じることが想定されます。</p> <p>県の場合は故障等が生じた都度、修繕・廃棄又は更新を行う方法により対応しており、その結果年間の保険料と比較するとコストの軽減が可能であるとの判断から、このような方法により対応しているところと見なしております。</p>

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
